

博士論文

論文題目 明治時代における英文法教育史の研究

氏名 斎藤 浩一

目 次

序章 近世日本における英語学習と文法	1
第 1 章 明治初年期における英文法体系内容とフランシス・ブリンクリー	15
はじめに	15
1. 『英吉利文典』, ピネオ文典, カッケンボス文典の内容	18
2. 日本人向け学習英文法体系への胎動: フランシス・ブリンクリーの『語学独案内』	28
3. フランシス・ブリンクリーの英文法教育思想	40
おわりに	44
第 2 章 明治 10 年代から 20 年代における学習英文法体系の進展	49
はじめに	49
1. ブラウン文典, スウィントン文典, ベイン文典の内容	51
2. 日本人向け学習英文法体系に向けた進展: お雇い外国人教師や日本人英語教師たちによる英文典	59
おわりに	70
第 3 章 明治 30 年代における学習英文法体系の成立と, 英文法教授法問題	75
はじめに	75
1. 斎藤英文法の内容	79
2. 明治時代における英文法教授法史: 演繹式から帰納式へ	87
おわりに	99
第 4 章 明治 30 年代以降における英文法排撃論の興隆と実業界	103
はじめに	103
1. 明治 30 年代以降における英文法排撃論の興隆	103
2. 「新時代」の「世界的商戦」に向けて: 実業界の動向と英語	109
3. 明治 30 年代以降における英文法排撃論と実業界	115

おわりに	117
第5章 明治末年期における「英語教育」の誕生：岡倉由三郎による英語教育目的論 の分析を通して	122
はじめに	122
1. 「英語教授法問題」から英語教育目的論へ	124
2. 「実用と修養」の起源	131
3. 「会話作文」と「普通教育」の対立	135
おわりに	139
第6章 明治後半期における英文法擁護論の興隆と、「英語教育」内における文法の理 論化過程	146
はじめに	146
1. 英文法擁護論の興隆	148
2. 英文法と「英語教育」	158
おわりに	165
終章 まとめ	171
附録資料1 文典比較一覧表（英米人向け文典）	175
附録資料2 文典比較一覧表（日本人向け文典）	181
参考文献	187

序章 近世日本における英語学習と文法

1840（天保 11）年、日本の隣国である清国でアヘン戦争が勃発した。その直接の原因とは、アヘンの密貿易に代表されるイギリスの自由貿易政策をめぐる清英両国の積年の対立であった。戦争開始直後からたちまちにして英国軍は清国軍を圧倒、その並外れた海軍力と火器とでもって清国の旧式兵器を次々と打ち破っていった。こうした近代兵器の前における自らの無力さを痛感した清国はやがて降伏、2 年後には南京条約が締結された。そこでは広州や厦門をはじめ、福州や寧波、上海の開港が決定、さらに多額の賠償金や香港の割譲などもこれに含まれた。そして、翌年には両国間で治外法権や最恵国待遇を含む不平等条約が締結されたほか、遅れて進出してきた米仏両国とも同様の条約が結ばれたこととも相まって、ついに「眠れる獅子」・中華帝国は欧米列国による半植民地化の憂き目を味わうことになったのである。

このような清国敗退の報は、すぐさま日本に渡航していたオランダ船を介して江戸幕府にも伝えられた。また戦況全体の行く末を見守っていた当時の先覚的知識人たちにも同様の情報はもたらされた。とりわけ後者の者たちにとり、清国敗退の報はまことに大きな衝撃であった。なぜならそれまでの日本の学問とは、主として漢学に代表される儒教的な道德観念世界が中心であり、これを生み出した清国こそが彼らにとり学問上の先進国であったからである。しかしそのような「聖賢の国」・清国が、ヨーロッパ列強国・イギリスの前にあっけなく敗れ去ってしまった。こうした事実は従来における日本の学問研究の有り様に深刻な動揺をもたらした。すなわち、従来の儒教的道德観念論が西洋の科学技術に到底太刀打ちできないことが実証された以上、日本が清国の二の舞を踏まないためにも従来の「虚学」から「実学」を中心とする知の転換が急務とされるようになったのである。このようにアヘン戦争とは、列強国・イギリスの脅威を深く刻みつけるとともに、旧来の日本における知的枠組みをその根底から揺さぶる象徴的な事件でもあった⁽¹⁾。

こうして、迫りくる「(西洋的) 近代」への対応が急務となる中で、これと期を同じくして日本最初の本格的な英文法書が江戸で著されている。幕府天文方見習・渋川敬直（1815～1851）が藤井質の協力を得て完成した『英文鑑』（1840～41）がそれであり、これはリンドレー・マレー（Lindley Murray）の英文典 *English Grammar, adapted to the different classes of learners with explanatory remarks* の第 26 版をその蘭語版から重訳したものであった。原著

者のマレーはペンシルバニア出身でイギリスに移住したアングロ・アメリカン。のちに十八世紀における代表的な規範文法家の一人となり、彼の文法書は当時の英米両国で広く行われていた。この文典を渋川が訳述した経緯とは、同書の「凡例」によれば次のようなものである。すなわち、「英吉利国在西北洋中而近出沒於我東海來乞水薪者數矣又有其航海曆者和蘭例所齎來其語與文與和蘭殊異雖有諳厄利亜興學及語林大成等書只能輯訳其方言耳未有論及其文法者敬直竊憾焉今此舉將以備國家不虞之用旁便於翻譯也」と⁽²⁾。つまり日本にはすでに『諳厄利亜興學小筌』（1811）や『諳厄利亜語林大成』（1814）などの英学書が存在するにもかかわらず、そこでは肝心の文法が扱われてはいない。よってここに文法書を翻訳し、将来における「國家不虞」のために備えたいというのである。

渋川も指摘するように、当時の日本における英国の脅威はいよいよもって現実味を帯びつつあった。すでに1818（文政元）年には英国商船ブラザーズ号が浦賀に来航、その4年後にはサラセン号がふたたび同地に来航。さらに1824（文政7）年には水戸会瀬付近で漁民が英国捕鯨船と接触する事件が起こり、また同年には同じ大津浜にて英国捕鯨員による上陸事件も発生していた。そして先述のアヘン戦争である。このような「イギリス」の相次ぐ出沒と脅威を前に、やがて英語および英国研究も本格化、その営みは一般に「英学」と呼ばれた。たとえばこの時期までには、1808（文化5）年のフェートン号事件をきっかけとした英語学習を皮切りに、吉雄忠次郎訳『諳厄利亜人性情志』（1825）や文法書『英吉利文話凡例』（1829）などの成果も挙げられていたのである。

これら「英学」研究の背景にあったのは、ほかでもなく「敵国研究」の精神であった。幕末における代表的な洋学者である佐久間象山も「夷俗を馭するには、先づ夷情を知るに如くはなし。夷情を知るには、先づ夷語に通ずるに如くはなし。故に夷語に通ずることは、ただ彼を知るの階梯たるのみならず、またこれ彼を馭するの先務なり」と述べ、また薩摩藩士の英和辞書『改正増補 和訳英辞書』（1869）にも「皇國ニ英學ノ行ハルハ他ニ非ラス所謂彼ノ長ヲ取り我ノ短ヲ補ハンカ為ナリ其長ヲ取り短ヲ補ウハ皇化ヲ万国ニ輝カサンカ為ナリサレハ其行ハルハ其意ヲ詳ニシ其解ヲ精シクセテハ得アランコトナリ今書ヲ作ルモ皆此コトニ依ラサルハナシ」とあるように、まずは英夷を知りそこで学べる英夷の術でもって、ついには英夷を撃滅せんという兵学の思想がその根本的基調をなしていた⁽³⁾。そこでは、当然のことながら、「日本」や「東洋」の存在を忘れない主体的な採長補短精神があり、とりわけアヘン戦争後の日本において真っ先に行われるべきは、原書講読を媒介とする西欧科学技術文明の摂取であった。そして、これらの営みの中心であった幕府の天

文方から先述の『英文鑑』が訳述されていることからわかる通り、英語学習における文法の地位は当初より至極当たり前のものとして認められていたのである。

それでは、なぜこのような文法重視の風が当初から日本の英学に存在していたのであろうか。これはほかでもなく、英学に先立つ洋学である「蘭学」の影響を深く受けていたためである。そもそも1774（安永3）年に『解体新書』の訳出に関わることで「蘭学」を樹立した前野良沢（1723～1803）の時代には、いまだ「文法」なるものの存在は知られていなかった。これはその後の大槻玄沢（1757～1827）の『蘭学階梯』（1788）に見える学習法とても同じであり、そこで実践されていた蘭書解読法とは総じて学者同士における共同研究や会読方式を軸とするものであった。すなわち、彼らはまずオランダ語の語彙を収集し節用集を作り、つぎに蘭文に逐一訳語をあてていき、そして最後に討議を重ねながら各自で意味がとれるようになるまで熟読する、という素朴な形式をとっていた。ところが、このような方式にも、やがて革命的变化が訪れる。蘭文法の発見である。

この「文法」の発見と整備において多大な役割を果たすことになるのが蘭学者・中野柳圃（1760～1806）であった。中野は養父の後を継いで長崎蘭通詞となり、当初は天文学の研究に勤しんでいた。その後、セウエル（W. Sewel）の文典 *Nederduytsche Spraakkonst*（1708）と出会い、品詞論や主述関係、格、性、数、法、時制などの研究を本格化、やがてその成果は1801（享和元）年の作とされる『和蘭詞品考』となって結実した。以後、本書において実践された文法中心の学習法は蘭書翻訳の際における多大な便宜となり、たとえば彼に学んでいた高弟の一人である馬場佐十郎（1787～1822）は、そのときの感動を次のように記している。「余既ニ先生ノ要言ヲ聞キ後此書〔セウエルの文典のこと、以下同様——引用者注〕ヲ得テ略訳スルニ及ンデ毎時諸群籍ヲ読誦スルノ間其章句ノ本肯ヲ融会發明シ自ラ知ラズ拍手シテ喜声ヲ発スルコト数回アリ実ニ此書ハ我業ニ於ル千金ノ鴻宝ナリ」⁽⁴⁾。

こうした中野を起点とする学統は、その後馬場や吉雄権之助（1785～1831）らといった後進洋学者たちにより連綿と受け継がれていく。たとえば、前者の馬場は1808（文化5）年に江戸天文方に招聘されたが、そこでは自らが会得した文法を当地の蘭学者たちにも伝えた。そして、間もなくしてその有効性が実証された文法は、天文方における標準的な洋語学習法として広く定着することになった。そもそも先述した『英文鑑』でさえも、こうした学統に掉さず現象でもあったのである。さらに一方の吉雄も、長崎蘭通詞として『諳厄利亜言語和解』（1810）や『諳厄利亜語林大成』（1814）の執筆に参加、そこでは品詞論や格、時制論に関する簡略な説明を加えるなどして文法を英学にも移植した。こうして英

学には、当初から文法の組織的研究への機運が存在していた。そしてそれはほかでもなく、蘭学における知的伝統がそのまま踏襲されるかたちで行われたものであったのである⁽⁵⁾。

しかし、こうした「蘭学」の全盛は間もなくして過ぎ去り、時代は刻々と「英学」へと向かっていった。そして、文法研究の歴史としてこれまた同じであった。中でも1857（安政4）年という年は、このような時代変遷を考える上でとりわけ注目に値するといわなければならない。この4年前にはすでにペリーが浦賀に来航、英米両国との交渉実務が次第に増加し、必然的に「英学」の重要性はその程度を増していた。さらにこの時期になると、かの蘭学者・緒方洪庵も自らの門下生の一人に英語学習を勧めるほどでもあった⁽⁶⁾。このような蘭英両学をめぐる過渡期的状況の中で、美作の津山藩・宇田川塾ではフェルハニイ（Vergani）の英文典 *Engelsh Spraakkunst*（1853）がオランダ語のまま『英吉利文典』として翻刻され、また同年にはファン・デン・ペイル（R. van der Pijl）の二著作、すなわち *Gemeenzame Leerwijis*（1854）の翻刻が長崎から、一方の *Engelsh Leesen Vertaalboekje*（1842）が『英吉利文典』として福井・大野藩から翻刻された。これら三冊の原本は、当然ながらすべてオランダで出版されたものであり、そこでの内容は同地の英語初学者を対象とする文法入門書であった。ここで、そもそもこのような蘭文英文典が江戸ではなく地方で相次いで現れたことは、当時の英学への機運の高まりが全国的に広まりを見せていたことを裏書きする事実ではあるが、それよりもむしろ、これらの翻刻事業そのものが当時における蘭英両学の過渡期的状況、とりわけ先述した学統の忠実なる継承を反映する事実であることにも注目したい。すなわち、それまでの蘭学の蓄積が——むろんかの文法重視の学風とともに——、新しい時代の英学へと活用されているのである⁽⁷⁾。

1859（安政6）年に英学に転向したとされる福沢諭吉も、「最初私共が蘭学を捨てて英学に移ろうとするときに、真実に蘭学を捨ててしまい、数年勉強の結果を空うして生涯二度の艱難辛苦と思ひしは大間違いの話で、実際を見れば蘭といい英というも等しく横文にして、その文法も略同じければ、蘭書読む力はおのずから英書にも適用して、決して無益ではない。水を泳ぐと木を登ると全く別のように考えたのは、一時の迷いであつたということを開明しました」⁽⁸⁾と述べた通り、一度蘭学を学んだことがある者たちにとり次世代の英学へと転向することはそれほど難しいことではなかった。こうした好条件もあって、以後の英学ではその発達と独立とに一層の拍車がかげられることとなり、こうした中やがてオランダ語を介さない日本最初の英文英文典が翻刻されるようになった。手塚律蔵・西周助関、津田三五郎・牧助左衛門校正の『伊吉利文典』がそれで、これは1851（嘉永4）年

に帰朝した中浜万次郎が持ち帰った本の一冊、すなわちイギリス・ロンドン出版の *The Elementary Catechisms, English Grammar* であった。この原本にまつわる石原千里氏の調査によれば、この‘*Catechisms*’とは *The Elementary Catechisms for Home and School* というシリーズ全 12 巻中の第 5 巻目であり、その著述には *The Family Economist* というイギリス労働者階級向けの月刊誌が携わっていたという⁽⁹⁾。同書はのちに開成所より『英吉利文典』として出版され、その翻刻は明治 4 年にいたるまで 9 回もつづいた。さらにこれには付随して、『英吉利文典字類』（足立梅景編述、1866）や『挿訳英吉利文典』（阿部友之進、1867）などの参考書も続刊されたように、この偶然日本にもたらされた薄っぺらな小冊子は（したがって本書には「木の葉文典」なる俗称が付与された）、幕末英文法の中心的存在として各所にその影響を及ぼしていくことになるのである。

このように、日本の英学における文法の地位は当初から安定的で、また頗る中心的なものであった。管見の限りでも、このような文法重視の風に正面から疑問が呈せられた形跡は認められない。むしろこれと同じような状況は、その後の明治期についてもあてはまり、これに関連して文人の生田長江（1882～1936）も、「従前は此文法と云ふことを、大相やかましく申したもので、文法をやらなければ、語学は全然出来ないもの、文法の学習が語学研究の大部分、もしくは殆んど其全部でゝもあるやうに思つて居りました」⁽¹⁰⁾と回想し、さらに英学史家・高梨健吉、大村喜吉両氏も、「幕末から明治末期までの日本における英語研究の歴史は、そのまま英文法研究の歴史であったということが出来る」とまで断言しておられる通り、まさに先述の一連の史実からしても「英文典研究の系譜は日本英学史の重要なページを占領する」⁽¹¹⁾ことに間違いはないのである。

それでは、これほどまでにその重要性が指摘されていた学習英文法ならびに英文法教育の歴史は、従来いかに研究されてきたのであろうか。ここでその先行研究の大勢としてまず挙げられるべきは、過去において行われた英文典の書誌学的研究⁽¹²⁾、ならびにその著者の人生そのものを扱った伝記的研究である⁽¹³⁾。これらの中では先述の『英文鑑』や『英吉利文典』をはじめ、後述する明治から大正期における英文典の書名や刊行年などが網羅的に記述されているほか、のちの学習英文法の確立に決定的影響を与えたとされる齋藤秀三郎（1866～1929）の伝記もすでに公にされている。これまでに知られていなかった史料を発掘し、ほとんど未解明であったこれらの史実の開拓にあたった上記の研究はまことに意義深い。しかしながら、ここではそのほとんどが、過去の文法史にまつわる史実群の羅列に終始しており、必ずしもその歴史的・時代的な位置づけに成功しているわけではない。

さらに、先述の斎藤が学習文法体系を確立させたという事実そのものは解明されたが、それではそもそもこれが具体的にいかなる史的変遷を経た上のものであったのか、といった重要な論点も検討されていない。したがって文法体系内容史上における斎藤の位置づけにも成功していないのである。

このような先行研究の欠陥に大幅な修正をもたらしたのが、伊藤裕道氏による一連の研究である⁽¹⁴⁾。氏は主に幕末から明治末年期にいたるまでの文法書に焦点を合わせ、その体系内容上の変遷を実証的に解明している。この結果、いわゆる「意味上の主語」や「分詞構文」などの用語・概念が斎藤秀三郎の創見であることが判明し、さらに「仮定法」や「準動詞」、「基本5文型」、「補語」、「無生物主語」といった文法項目の変遷もおおよそ明らかにされた。ただし、ここでは「おおよそ」との但し書きがつけられているように、これらの研究の調査史料には後述するフランシス・ブリンクリー (F. Brinkley) 著『語学独案内』(1875) が含まれていないなど、その網羅性という点で重大な欠陥があった。さらにここで扱われている文法項目もほぼ前掲のもののみに限られており、先述した斎藤の体系内容史上における位置づけを含む史実の全容解明がなされたとも言い難い。くわえてその他の文法史にまつわる史実についても全くといってよいほど扱われておらず、したがって英文法の過去をめぐる史実は、上述のほかほとんど未解明のまま残されているといっても過言ではないのである。

つまりここで従来の学習英文法・英文法教育史研究の成果と課題とをまとめると、幕末から明治期を中心とした英文典の書誌学的研究やその著者にまつわる伝記的研究、ならびにその体系内容変遷史にまつわる各所的研究が個別的に行われるにすぎないというのが現状であり、したがって英文法を取り巻く当時の人々の動向や問題意識、さらにはそれらをもたらしした歴史的・時代的位相などの要因をも含め、その全体像が十分にかつ総合的に解明されている状態であるとはいえないのである。

これに関連して、平成の現代における学習英文法をめぐる情勢とこれに伴いしばしば言及される歴史認識との関係についても一言しておきたい。現在では周知の通り、まさに英文法をめぐる喧喧囂囂たる議論が進行中であり、とりわけ現今の実践コミュニケーション主義の隆盛や、各種の欧米先進言語学理論の盛んな翻訳紹介などにより、従来の学習英文法はその教授法・体系内容面の両者にわたり抜本的な見直しを迫られつつある。すると、こうした話題について政策提言を行う者たちの中からは、それぞれの主張の妥当性を裏づける際の根拠として、英文法の過去にまつわる歴史像が性急に発信されてしまうことがあ

る⁽¹⁵⁾。しかしながら、先述の先行研究の状況が何よりも示している通り、過去の文法史については、そこにおける史実すらほとんど解明されていないというのが現状であり、したがって平成の現代に生きるわれわれは、少なくとも英文法に関する限り、その将来を模索する際に必要となるべき自らの歴史的立場づけや自己認識すら得られず、暗中を無邪気に彷徨するがごとくの皮相的なジャーナリズムを繰り返しているしか途は残されていないのである。

以上のような先行研究の状況と現今文法教育をめぐる情勢とを踏まえながら、本稿はその対象となるべき問題を以下の三つに大別することとし、歴史学的手法でもってこれらの問題の解明を図っていこうとするものである。

第一に、先述の伊藤氏らによる一連の研究成果を引き継ぎ、幕末から斎藤文法時代にいたるまでの文法体系内容上の変遷がいかなるものであったのか、包括的に検討していくとともに、斎藤秀三郎が先行英学者たちから受けた影響関係なども含め、その成立にいたるまでの諸要因を解明し、歴史的に位置づける。

第二に、当時の人々が文法をめぐるいかなる動きを見せていたのか、とりわけその教授法の実態やそのあるべき姿をめぐる彼らの議論に注目、それらの動向について当時のメディア史料を用いながら包括的に検討していくとともに、これらを同時期における社会的・時代的位相とも結びつけながら、歴史的に位置づける。

第三に、やがて終焉を迎える「英学」が最終的に「英語教育」というパラダイムに移行していく過程にも注目し、そもそもこうした転換が歴史上現実のものであったのか、仮にこれが現実のものであったとするならば、それは具体的にどのような史的変遷を経て、かつかいかなる原理の下に創出されたのか、という問題についてまずは検証し、さらにここで得られた成果を前提とするかたちで、こうした「英語教育」の中にそもそも文法は必要とされるにいたったのか、仮に必要とされるにいたったのであれば、それは具体的にいかなる内容と動機づけに基づくものであったのか、といった論点についても検討することで、最終的に「英語教育」の中に文法を位置づける。

このような過程を経ることで、本稿は主として幕末から明治末年期にいたるまでの英文法教育の歴史を解明することを目的とする⁽¹⁶⁾。

最後に本稿の構成と概要、ならびに各章の叙述テーマを示しておけば次の通りとなる。

第一章ではまず、学習英文法体系の史的変遷に焦点を合わせ、幕末から明治初年期までに行われた舶来英文典の一次史料を用いながら、そこで見られた文法体系の内容を実証的

に解明する。そして、これら英米由来の体系に見られた形式と特徴とを踏まえた上で、同時期に文法書を著していたイギリス人・フランシス・ブリンクリー（1841～1912）に注目する。彼は、当初海軍省のお雇い外国人として来日し、海軍砲術学校をはじめとする教育機関で教鞭を執っていた。さらに、彼は後に学習英文法を確立する斎藤秀三郎の師としても知られ、結果的に彼との親交はその生涯にわたり続けられた。後述の通りブリンクリーは、英語とは著しくその構造が異なる日本語の母語話者を対象とした文法書を著すこととなるが、そこでの解説法は前出の斎藤にも影響を与えるなど日本における学習英文法の歴史を方向づけた。本章では、彼による書『語学独案内』を検討し、そこで行われていた解説内容上の特徴や従来の文法体系への改変状況、さらには彼がこうした改変を施す上で抱いていた基本思想にも留意しながら、日本人を対象とした学習英文法体系の祖としての本書の意義を明らかにする。こうすることで、本章は本稿全体の初章らしく、その後を引き継がれる日本人による日本人のための文法体系の確立——すなわち文法の完全「国産」化——に向けた「創始」ともいえる歴史的段階を叙述することをその基本テーマとしている。

第二章では、前章に引き続き文法体系の史的変遷に焦点を合わせ、上述の『語学独案内』が行われた後の年代、すなわち明治10年代から20年代にいたるまでの文法体系の内容史について検討を行う。この時期とは後述の通り、それまでの舶来英文典が急速にその影響力を減退させていき、代わりにこれらよりもはるかに高度な英文典が次々と日本に招来されてくる時期であった。つまりこれらの英文典により、従来の文法体系の上にも大幅な理論的進展がもたらされることになったのである。本章では、こうした歴史的経緯を踏まえ、まずはこれらの文典の一次史料を用いて、そこで行われていた体系内容を実証的に解明する。そして、こうした英米由来の内容を踏まえた上で、新たに日本人向けの文法体系の構築にあたった人物たちの動向にも注目、具体的には当時のお雇い外国人教師たちや、後代になりその活躍が顕著となる日本人英語教師たちの英文典をも検討することで、そこで行われていた日本人向けの改変がいかなるものであったのかについても明らかにする。こうすることで、本章は、次世代における文法の完全「国産」化に向けた「過渡」ともいえる歴史的状況を叙述することをそのテーマとしている。

そして、このような「過渡」が必然的に行き着く先は「到達」であった。第三章の前半部ではこのような叙述テーマの下で、明治30年代にいたり日本人のための学習英文法体系を確立させた斎藤秀三郎に焦点を合わせる。そして、そもそも彼により行われた文法体系がいかなるものであったのかについてまずは検討した上で、こうした体系内容に刻印され

た先行英学者たちの影響，ならびにそうした体系をもたらした同時代的背景をも踏まえながら，彼の体系を歴史的に位置づける。

ここで，以上の内容からもわかる通り，日本の対外的独立を企図して行われた「英学」の必須手段であった英文法は，当初は英米由来の体系に始まり，その後はお雇い外国人らによる一連の改変期を経て，ついには日本人による日本人のための体系が確立するという「国産」化への途を辿っていた。そして，こうした流れと並行して，当時の「英学」を行っていた日本社会全体も，確実にその開闢以来の悲願であった独立へとその歩武を進めていた。従来は，西欧の従属国同然であった同国が，それまでの洋化主義一辺倒に対する反動思潮を迎える中，ついに 1889（明治 22）年には近代憲法である大日本帝国憲法を發布，さらにその翌年の 1890（明治 23）年には天皇中心の国体主義教育を謳った教育勅語を渙発した。そしてこの 4 年後である 1894（明治 27）年にはイギリスとの間に日英通商航海条約を締結，積年の悲願であった治外法権の撤廃に成功し，日本国内における完全な法支配を確立させた。こうして，近代国家としての「主権」を備えた日本が次に行うのが対外戦争であった。同年に朝鮮の宗主権をめぐり清国と交戦状態に入った日本は，その海洋立国としての力量を示すように，黄海において清国の北洋水師を撃滅してしまうのである。こうして，その実力を内外にアピールすることになった「大日本帝国」は，やがて世界の軍事大国として欧米列強と比肩するほどの帝国主義国家へとその変貌を遂げていくことになる。

こうした日本の独立と近代化の達成に伴い，必然的にその役割を終えることになるのが「英学」であった。すなわち，「国語」科の成立に象徴される教育と学問の急速な邦語主義化，ならびに近代「学校」制度の大幅な普及と整備とにより，それまでの西欧文物を英語で学ぶ時代は終わりを告げ，新たにより多くの者たちに対し一斉に英語を教える「英語教授」の時代が到来したのである⁽¹⁷⁾。こうした「英語」そのものに対する集合心性上の変化は，やがてかの新しい状況に効率的に対応するための方法論，すなわち「英語教授法」への関心の呼び水となった。むろん，同時期に本格化した英文法の「教授」についてもこうした時代趨勢の例外ではあり得ず，先述した日本型学習英文法体系の確立を見届けるように，明治 30 年代前後になると，従来の文法教習の有り方にまつわる盛んな議論が交わされていくことになる。第三章の後半部では，このように日本が国家的独立を迎えた直後に訪れる「変容」の時代，すなわちそこで行われた文法教授法議論に焦点を合わせる。そして，そこで批判の対象とされた旧来の文法教習法がいかなるものであったのか，さらにこうした歴史的現実の上に立ち，以後はどのような教授法をとることが理想とされていくのかに

ついて、当時におけるメディア史料や回想史料を用いながら実証的に明らかにする。

こうした全時代的「変容」が英学界を席卷するに伴い、そこから必然的にもたらされることになるのが「混乱」であった。第四章では、上述の文法教授法にまつわる一連の動向を踏まえ、明治30年代半ば以降に新たに興隆した英文法排撃論を検討する。そこではまず、当時のメディア史料を用いてこれらの排撃論の内容を分析し、その論点を整理する。そして、このような論調をもたらした要因として、同時期の「ナチュラル・メソッド」にくわえ、日清・日露両戦役後に顕著となる実業界の勢力拡大といった外在的要因をも指摘する。すなわち「大日本帝国」が、日清・日露戦争後における二度の産業革命を経てその近代資本主義化を進行させる中で、その政治的・社会的ヘゲモニーを著しく増大させていたのが実業界であった。そこでは、日々激化する国際的経済競争に対応するための必須技能として、日常英会話や英作文をはじめとする「実用英語」が唱導されることになり、結果的にこうした技能の流行が上述の排撃論をもたらす因子となるのである。したがってこうした意味において、当時における英文法排撃論とは、後発資本主義国家・日本の近代資本主義・帝国主義化、ひいては当時の欧米列国をその主な担い手とする帝国主義的市場獲得競争という世界史的潮流の中に掉さず現象でもあった。

こうして、英学界が前出の「英語教授法」にまつわる論争と、企業型「実用英語」の隆盛に伴い高次の混乱状態に陥る中で、やがてこのような事態を收拾し従来に変わる新たな英語教習パラダイムを再構築する動きが活発化することは自然の成り行きであった。第五章では、こうした混乱の「收拾」という基本テーマの下で、同時期の「実用英語」の隆盛に反発し、むしろそれへの憤懣から新たに「英語」による「教養」パラダイム、すなわち「英語教育」を創出した岡倉由三郎（1868～1936）に注目する。周知の通り岡倉は、教育の総本山であった東京高等師範学校の英語科主任教授をつとめ、そこでは全国の中等英語科教員の養成にあたるなどして、学界の指導的な立場にあった。本章ではまず、この「大御所」・岡倉が構想した「英語教育」の理念的側面に焦点を合わせる。そして、そこで行われた「実用」と「修養」という二分法的な目的論を検討し、そこにおける当時の教育学理論の影響を明らかにする。さらにこうした事実を踏まえ、最終的に彼による「英語教育」の創出が歴史上現実のものであったことをも示す。このように、本章では、該時期の全時代史的転換を扱うため、例外的に英文法史の叙述を一時中断させることになる。しかし、ここでの内容はすべて、後章で行われる英文法の「英語教育」内での意義を明らかにしていくための前提条件として機能することになる。

第六章では、いよいよもって英文法の「再定義」をそのテーマとしながら、まずは先述した文法排撃論への反動から興隆した文法擁護論の動向を紹介、さらにこれと同時期に創出された「英語教育」における文法の意義を明らかにする。そこではまず、そもそも「英語教育」の中に文法は必要とされるにいたったのか、仮に必要とされるにいたったのであれば、それは具体的にいかなる内容と動機づけに基づくものであったのか、といった問題を検討することで、最終的に文法が単に語学的スキル向上のための手段ではなくなり、他科目と連動して生徒の科学的思考力を陶冶しその実証的合理主義精神を涵養する「修養」の手段として位置づけられたことを示す。こうして、文法に「修養」という新たな価値が付加されるとともに、明治の英学史も同時にその終焉を迎えることになる。

終章では、あらためて幕末から明治末年期までの英文法教育史をまとめ、そこで明らかにされた史実を「英学」→「英語教授」→「英語教育」という一連のパラダイム転換の中に位置づける。その際には、これまでに示された叙述内容、すなわち日本人のための英文法を作り上げようとする「創始」の時代に始まり、やがてその「過渡」期を経てようやく「到達」段階にいたるとともに全時代的「変容」が起こり、そこから派生した「混乱」状態への「收拾」が行われた結果、文法も新たに「再定義」されるにいたる、といった一連の流れも確認されることになる。

最後に、本稿における史料の引用に際しては、人名をのぞき漢字の旧字体を新字体に改めたことを予め断っておく。また、そこに見られる圏点や送り仮名についてもすべて省略し、さらに変体仮名についてもすべて正体仮名に改めた。

註

- (1) 松本三之介『明治思想史：近代国家の創設から個の覚醒まで』（新曜社、1996年）3～18頁。ただし近年の日本思想史研究では、近世日本における中心思想が兵学であり、朱子学や国学、蘭学もこの中に包摂されるとする見方も提出されている（前田勉『兵学と朱子学・蘭学・国学：近世日本思想史の構図』平凡社、2006年）。
- (2) 杉本つとむ編著『英文鑑：資料と研究』（ひつじ書房、1993年）5頁。
- (3) 小林敏宏「英学思想史への一視角：兵学と英米地域研究の弁証法的変容に関する考察」（拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第26号、2011年）。つまり氏も指摘する通り、当時における「英学者」とは、決してたんに英語の語学的スキルの向上に興味を持ち、また自身もこれに専心し満足するような「英語屋」のことを指していたのではない。これはあくまでも「西欧」という異質な他者との対決を恐れず、日本の文明開化を目指し西欧の文化研究に従事した「実学者」たちのことを示す言葉であった。よってこうした意味において、「英学」の時代とは、日本の開化ならびにその独立とを全力で模索していた時代状況を言い換えたものであるとしても大過なかならう。

- (4) 馬場毅里訳・杉田恭卿, 高須子成録・浅越子讓校『和蘭文範摘要 卷之上』(出版書写年不明, 1814年版写本)。
- (5) 茂住實男『洋語教授法史研究: 文法=訳読法の成立と展開を通して』(学文社, 1989年)。
- (6) 梅溪昇『緒方洪庵と適塾』(大阪大学出版会, 1996年) 13頁。
- (7) 豊田實『日本英学史の研究』(岩波書店, 1939年) 212~217頁。
- (8) 福沢諭吉『新訂 福翁自伝』(岩波書店, 2011年) 126頁。
- (9) 石原千里「*The Elementary Catechisms, English Grammar, 1850*: 『伊吉利文典』, 『英吉利文典』(「木の葉文典」)の原本」(『英学史研究』第40号, 2007年)。
- (10) 生田長江『英語独習法』(新潮社, 1910年) 107~108頁。
- (11) 高梨健吉・大村喜吉『日本の英語教育史』(大修館書店, 1975年) 169頁。
- (12) 勝俣銓吉郎「英文典事始」(『英語青年』第49巻第2~4号, 1923年), 荒木伊兵衛『日本英語学書志』(創元社, 1931年), 竹村覚『日本英学発達史』(研究社, 1933年), 前掲豊田書, 阿部礼子「我国における英文法の変遷」(昭和女子大学光葉会『学苑』第175号, 1955年), 井田好治「渋川六蔵訳述『英文鑑』考」(論説史料保存会『英語学論説資料1』第3分冊, 1967年), 池田哲郎「英語教科書」(日本の英学100年編集部編『日本の英学100年 明治編』研究社, 1968年), 井田好治「英文法: 紹介と研究」(前掲『日本の英学100年 明治編』), 池田哲郎「英語教科書の歴史」(池田哲郎他『現代の英語教育9 教材と教育機器』研究社, 1978年), 多田保行「明治期の英文典について: 学習文法のルーツを探る」(日本英学史学会広島支部『英学史會報』第6号, 1983年), 速川和男「英語学習参考書の研究: 方法論と英文法参考書の系譜」(『日本英語教育史研究』第1号, 1986年), 南出康世「文法書」(大阪女子大学附属図書館編『大阪女子大学蔵蘭学英学資料選』大阪女子大学, 1991年), 伊藤裕道「日本学習英文法関係書誌(江戸末期・明治・大正・戦前昭和) 覚え書」(日本英語教育史学会第20回全国大会発表資料, 2004年)など。また, これらの研究を背景にした文法用語や訳語史にまつわる実証的研究もいくつか存在する。ただしこれらは主として江戸期における品詞論を扱ったものであり, また内容上の重複も多い(五島忠久「大日本英語学会『英語学講義』の文法用語について」『日本英学史研究会研究報告』第54号, 1966年, 佐藤良雄「動詞時制 Perfectに関する訳語の変遷」『日本英学史研究会研究報告』第56号, 1966年, 井田好治「英文法訳語の発達: 特に八品詞を中心として」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第2号, 1966年, 同「中国語に借用された日本の近代訳語: 特に英文法用語について」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第3号, 1967年, 同「文化年間における長崎の西洋(蘭・仏・英)文法論」九州大学九州文化史研究施設『九州文化史研究所紀要』第12号, 1967年, 同「明治期における英文法範疇・訳語の変遷」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第4号, 1968年, 同「日本英学の源流: 長崎における英語研究のはじめ」九州大学英語英文学研究会『英語英文学論叢』第20集, 1970年, 同「薩摩の英学(三): 足立梅景編述『英吉利文典字類』考」九州大学英語英文学研究会『英語英文学論叢』第20集, 1970年, 同『『諸厄利亜語林大成』の英文法論について: 本文校訂と英文法史的再考察」『英学史研究』第8号, 1975年, 杉本つとむ「現代文法用語の翻訳と成立: 中野柳圃の言語研究を中心に」『文学』第48巻第8号, 1980年, 櫻井美智子「英文法事始: 品詞論を中心として」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』第47巻, 1986年, 水野修身「明治期英文典における‘Voice’をめぐる訳語に関する考察」『防衛大学校紀要 人文科学分冊』第91巻, 2005年, 岡田和子『江戸および明治期の洋語学における文法用語の比較研究: 和蘭語・英語・独逸語をめぐる』博士論文, 筑波大学, 2006年)。
- (13) 大村喜吉『斎藤秀三郎伝: その生涯と業績』(吾妻書房, 1960年), 同『『斎藤秀三郎伝』補遺』(『日本英学史研究会研究報告』第3号, 1964年), 出来成訓「忘れられた英文法学者: 宮井安吉 研究序説」(『英学史研究』第3号, 1971年), 同「伊藤豊守と普及英語学校」(『英学史研究』第12号, 1979年)。
- (14) 伊藤裕道『『補語』の成立: 19世紀英文法の『文の分析』』(日本大学大学院英語英文学研究会『英語英文学論叢』第13号, 1991年), 同「日本における『5文型』形成の再検討: ネスフィールド・斎藤秀三郎の再評価」(日本大学大学院英語英文学研究会『英語英文学論叢』第15号, 1993年), 同「日本における Complement『補語』成立の一考察」(『日本英語教育史研究』第11号, 1996年),

同「文法用語の変遷史」(『現代英語教育』8月号, 1997年), 同「文法事項の史的検討(その1): Sense Subject 及び the way how」(『日本英語教育史研究』第12号, 1997年), 同「『無生物主語の構文』の史的検討: 英語教育の視点から」(『佐野国際情報短期大学 研究紀要』第9号, 1998年), 同「現在分詞と動名詞(-ing form): 文法事項の史的検討(その4)」(『日本英語教育史研究』第14号, 1999年), 同「刊行100年斎藤秀三郎 *Practical English Grammar* 管見」(『日本英語教育史研究』第15号, 2000年), 同「『仮定法』の英文法教育史: 文法事項の史的検討(5)」(『日本英語教育史研究』第17号, 2002年), 同「英文法教育の歴史と大学における英文法教育の今日的課題」(拓殖大学言語文化研究所『語学研究』第102号, 2003年), 同「日本英語教育における歴史実証研究の復権を」(『日本英語教育史研究』第19号, 2004年), 同「日本における学習英文法の歴史と課題(中間報告)」(日本英語教育史学会第185回月例研究会発表資料, 2005年)など。なお, これらに類似した研究としては, 水野修身「幕末・明治期の英文法書における‘Infinitive’の概念とその訳語に関する実状および背景」(『富士フェニックス論叢』第4号, 1996年), 同「幕末・明治期の英文法における‘Gerund’の概念について」(『埼玉学園大学紀要 経営学部篇』第1号, 2001年), 同「明治期の英文典における‘Potential Mood’をめぐる」(『関東学院教養論集』第22号, 2012年), 井手裕美「英語教育法(3) 日本の英語教育: その原点: 明治初期英語検定教科書以前の教科書の分析と検討」(『太成学院大学紀要』第13号, 2011年), 同「英語教育法(4) 日本の英語教育: その原点: 明治中期邦刊本時代の英語検定教科書の分析と検討」(『太成学院大学紀要』第14号, 2012年)なども存在する。しかしこれらの論稿についても, 先述の伊藤氏同様, 各文法項目にまつわる記述主義的傾向が強く, それらの歴史的立場づけに成功しているわけではない。

- (15) たとえば, 学習英文法の全廃とその学校教育現場からの放逐を主張する酒井邦秀氏はまず, 学習英文法とはそもそも「日英両語の性格のちがいを無視」した非科学的な体系であると位置づけた上で, これをもたらし「明治期以降の学校英文法の目指した方向」について, 「欧米に追いつこうと必死だった日本人は, 日本語の文法と英語の文法とを一対一対応させ, さらに「日本語は英語に近くなければならない」との「欧米に対する日本人の劣等感」あるいは「脱亜入欧」的な強迫観念の下で, 日英語間に存在する言語文化上の差異をことごとく無視してきた旨の言及を行っている(酒井邦秀『さよなら英文法! 多読が育てる英語力』ちくま学芸文庫, 2008年)。また大津由紀雄氏は, 最新の言語科学的知見を文法体系にも導入するという立場から, 過去の「学習英文法が十分に整備されていなかった」との歴史認識を示している(『北海道新聞』2010年8月21日付夕刊6面「日本の学校英語教育/文法定着へ演習強化を」)。さらに柳瀬陽介氏は, 日本の文法教育200年を俯瞰できる歴史像として, 「有効な手段であった日本の学習英文法は, やがて自己目的化・制度化され, 理論的解明のないままに放置されている」との認識を公にしている(柳瀬陽介「学習英文法におけるデザインと身体的重要性」(慶應義塾大学英語教育シンポジウム「学習英文法: 日本人の英語学習にふさわしい英文法の姿を探る」発表資料, 2011年9月10日, <http://yanaseyosuke.blogspot.jp/2011/08/910.html>)。)
- (16) なお大正年代からは, 市河三喜著『英文法研究』(1912)の刊行に象徴されるように, 日本の英文法教育史はいわゆる「科学文法時代」へと移行することが一般に知られている。本稿はこれについて扱う余裕がないうえに, その前年がちょうど日本型「英語教育」の創出年にあたることをも踏まえ, その考察対象年代についてもここに明記した範囲にとどめることにしている。
- (17) 小林敏宏・音在謙介「『英語教育史学』原論のすすめ: 英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言」(拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第17号, 2007年), 同「『英語教育』という思想: 『英学』パラダイム転換期の国民的言語文化の形成」(拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第21号, 2009年)。なお, 本稿が依拠・検討することになる「英学」→「英語教授」→「英語教育」とのパラダイム転換論は, 上述の小林・音在両氏によりはじめて提唱された中長期的史実解釈理論である。そしてこれを促した彼らの直接的動機とは, 彼ら自身による言葉を借りれば以下の通りとなる。すなわち, これまでの英語教育史研究における「おおかたの研究方針は資料収集第一主義」であり, そこでは「社会的コンテクストの中に歴史的事実を正確に位置づけ直す作業を忌避」したままの研究が慣例化するあまり, その成果の多くが「個別的『過去データー(事実)』の収集とカタログ編集作業」の様相を呈しているという。そしてこのような現状に対し, 彼らは, 「その時その時の時代の変化に対応しながら変容し続けてきた『英語教育』が持

っていた『思想』的側面を的確に担保していない研究がはたして世界レベルで通用する『史学』として成立しうるのか、という切実な問いに対する答えを見出すことを避けたままでは、この分野の研究の学問的発展はあやうい」との危機感を示したうえで、「近・現代日本の英語教育の歴史研究に従事する研究者は、今後学会における口頭発表・論文などにおいて、自ら調査してきたデータの報告のみに終始することがないようにするべきである」と結論している（同上『『英語教育史学』原論のすすめ：英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言』35, 36, 38, 62頁）。つまりここで指摘された事実とは、従来における該分野の学問的後進性、すなわち、これに従事する多くの者たちが文部法規を中心とした短期的・個別的史実の記述と追慕に終始しているため、それらへの解釈や歴史的・思想史的文脈内への位置づけ、さらには歴史を包摂する全体構造の把握が疎かになり、結果、科学的に低次の領域にとどまっているということであった。本稿筆者も基本的にこのような問題意識を共有する一人であり、本稿でも従来支配的であった叙述方式から離れ、上述の心性史的視点から分節された新たな枠組みを援用した叙述を試みる。

第1章 明治初年期における英文法体系内容とフランシス・ブリンクリー

はじめに

1866（慶應 2）年の秋、アメリカはニューヨークにあるオランダ改革派教会外国伝道局に務めるジョン・エム・フェリス（John M. Ferris）のもとに、一見中国人のような顔つきをした二人の青年たちが現れた。彼らの手には一通の紹介状が握られており、差し出されたその内容を見ると、そこには彼らの師・フルベッキ（Guido F. Verbeck）からの推薦状と斡旋依頼の書が認めてあった。それによれば、彼ら青年たちは、遠く太平洋を隔てた日本国からやってきた熊本藩士であり、名前は横井左平太と横井大平であるという。彼らはともに儒学者・横井小楠の甥で兄弟であり、それぞれ21歳と16歳。じつは、彼らはすでに故国の地・長崎において英語を学んだ末、このたび国禁を侵して渡米してきた留学生たちであったのである。

これらの若者たちを前にしたフェリスは、さっそく次のような質問をぶつけてみた。「一体君等は亜米利加へ来て何をなしたいと思ふのだ」と。すると、これを聞いた青年の一人から次のような答えが返ってくる。「偉大な軍艦を建造することを学びたいのだ」と。彼によれば、「近頃頻々と我が日本の諸港に侵入し来つて、日本を威嚇する所の英・仏の軍艦を攻撃して、それ等の軍艦を破壊し得る程の大軍艦を建造したいからである。実際、英・仏の軍艦は横浜港の海上に戦列を敷き、日本政府を威嚇して、米国がペルリを通して日本と締結したと同様の条約を強請したからだ」と。こう語気を強めて説明する一人に、傍らのもう一人もその通りとうなずく。こうしたやりとりを見ていた同伴者の米国人船長も、次のように口を添えた。「実際その通りである」と。「今青年の威嚇云々と言つたのは事実で、先年英・仏の二ヶ国は徳川幕府に迫まり、若し、日本政府が、米合衆国と締結したものと同様の条約を結ぶことを肯じないなら、英・仏はその軍艦の大砲を以て横浜港を攻撃しやうと圧迫したのである」。こうした船長の説明をきき、かの青年たちは大いに意気投合していた^①。

このエピソードが物語る通り、当時の英学生たちにとり西欧の科学技術文明を摂取することは、国家の存亡をかけた喫緊の課題であった。そして、そこで彼らにより用いられた基本戦略とは、まずは西欧の科学技術を知りそこで学んだ西欧の術でもって、ついには西欧を撃滅せんとするものであった。これを実行に移すべく、上述の横井兄弟ははるばるアメリカへと留学し

ていたのである。むろん同時期には、薩摩藩や長州藩からも彼らと志を共有する者たちが現れ、これらのうち数名は脱藩の末イギリスへと留学していた。この中には伊藤博文や井上聞多（馨）らといった人物も含まれていたことは周知の通りである。

しかしながら、こうした行動は、当時としては多大な困難と危険とが伴うものであった。なぜなら、そもそも海外渡航自体基本的に違法であったし、何よりも西洋へといたるまでの海上航路や汽船すらも未整備であったからである。そこで国内に残された多くの英学者たちはこれとは違う別の方法をとらざるを得なかった。すなわち西欧の文明情報をふんだんに盛り込んだ原書を解読し、これを日本の近代化のために活かすというやり方であった。このため彼らは、すでに蘭学で長年用いられてきた手法、すなわち文法中心の英書解読法を活用することにした。文法は国家の存亡をかけた英学の必須手段であり、当初から彼らの学習方略の中に組み込まれていたのである。

これを示すように、幕末期においてはいくつかの文法書が公にされた。たとえば開成所の『英吉利文典』をはじめ、ファン・デン・ペイルの英文典を改良した *Familiar Method for those, who begin to learn the English Language* (1860) や、かのマレー文典を簡約・復刻した『モルレイ氏英吉利小文典』（1866～67）などがそれである。しかしながら前者については、その文法解説量が極めて僅少であることが欠点であり、当時の英学者たちの要求に到底応えられるものではなかった²⁾。また一方の後者についても、これはすべて英文でもって記されているにもかかわらず参考書が全く著されていないなど、当時における表立った重用の形跡は認められない。この時期においてはやはり先述の『英吉利文典』が文法研究の中心的存在であり、のちの『言海』の著者・大槻文彦も、同書は「当日唯一の英文典なりしかば凡そ英学に入る程の者は此書より入らざるはなかりき。然れども小さき本にして紙数も僅に八十ページ許なるものなりしかば人、渾名して『木の葉文典』などいひて固より浅薄なるものなり。されど今の洋学家の四十歳以上の人にして此文典の庇蔭に頼らざりし人はあらざるべし。文彦も其一人に漏れずして此書より英学に入れり」³⁾と述べたほか、当時蘭学者であった津田仙も本書でもって英学を始め、ついに「文法書には宛がら囊中の物を捜るやうに精通し、凡そ文法上に関する英字となれば、大概暗記してある様に進歩した」⁴⁾という。

こうした中で、時代は幕末の動乱を経てやがて明治となり、新政府は新たに欧米列強を目標とした「富国強兵」と「殖産興業」を強力に推し進めていくことになった。むろん、こうした文明開化期の英学も基本的には幕末におけるそれとその理念を共有するものであり、英語はあくまでも西洋の知識文物を日本に移入するための手段であった。一刻も早く欧米に追いつき近

代化を達成するための手段としての教育機関も各地に整備されたが、福沢諭吉もいう通り、「この学校整備は政府の学校整備なり、鉄道電信も政府の鉄道電信なり、石室鉄橋も政府の石室整備なり。人民果して何の観をなすべきや。人皆言わん、政府は皆に力あるのみならず兼ねてまた智あり、我輩の遠く及ぶところに非ず、政府は雲上に在りて国を司り、我輩は下に居てこれに依頼するのみ、国を患うるは上の任なり、下賤の関わるるところに非ず」⁵⁾とするような一般民衆の教化には長大な時間がかかることが予想された。そこで文明化を急ぐ政府としては、士族出身のエリート学生を多く含む高等教育機関を重視せざるを得なかった。すなわちそこにおけるお雇い外国人の投入や政府留学生の派遣に多額の予算をつぎ込むこととしたのである。こうして西洋文明は遅かれ早かれ日本の地に移植されるようになり、そこでは当然のことながら英語が学問摂取用の言語として用いられた。

一方で、民間レベルにおける洋学系私塾の隆盛もまた目覚ましいものであった。中でも上述の官立学校とは一線を画すかたちで創立された慶應義塾は学界の頭目的存在として知られ、明治中期にいたるまでの英語教師養成の中心的機関であった。さらに、巷における英語流行にも拍車がかかり、明治4年前後には英学書の出版ブームが起こったほか、一般商店でもアルファベット文字入りの菓子が売り出され話題となった⁶⁾。こうして「当せつ西洋学が盛りに成つて丁稚もエビシを習ひ下女も英語をつかふ世の中」となり、「日本人が日本人へ手紙をやるに横文字で書いて見たり日本人が日本人と話しをするに英語をつかふやうな」風潮が生まれたことには、「他に国の言葉を稽古するのは全たく外国人と交接をするためでありましやう又書物などを読むも夫々専門の学問が有つて入用に覚える文字を此国の人へやる手紙などを横文字で書て喜こんで居るのも西洋に酔つて居るのに相違有りません此病は中々一寸癒りませんよ」⁷⁾などといわれた。このように明治初年期における日本の英学とは、まさしく「開化」を象徴する存在であった。そして人々はその新しさに胸を昂揚させていたのである。

しかしこうした状況にいたっても、英語学習における文法の地位が揺らぐことはなかった。ただし、前述の『英吉利文典』の全盛時代は間もなくして終わりを告げ、新たにピネオ (T. S. Pinneo) やカッケンボス (G. P. Quackenbos) らといった英米人文法家の著作が相次いで輸入・翻刻され、各地の洋学校や私塾で用いられた。前者のピネオ文典とは *Primary Grammar of the English Language for Beginners* であり、これは慶應義塾やその他の系列の英学塾などにおいて広く行われた。一方のカッケンボス文典とは *First Book in English Grammar* であり、これは主として大学南校 (のちの東京大学) など官立系の諸学校で行われた。これらの文典はまさしく当時における文法研究の双璧であり、多くの学習者たちがこぞってこの二書から英学へと入ったこ

とを考へても、これらの影響は頗る甚大なものであったといえるのである。

それでは、そもそもこうした当時における文法書とはいかなる内容であったのだろうか。換言すれば、当時の学習者たちはいかなる体系でもって文法を学んでいたのだろうか。そこで見られた内容とは、現代におけるそれと同じのものであったのだろうか。仮に現代とは違ったものであったとするならば、それは具体的にいかなる点においてであったのだろうか。くわえてこうした相違点はいつごろから、また誰により、かついかなる動機づけでもって現代へと近づくような改変が施されていくようになるのか。

従来、該年代における文法体系史については先述の伊藤氏による一連の研究がある。しかしながらそこで扱われている文法項目は頗る断片的なものにとどまっております、その体系内容上の変遷が包括的に検討されたとはいえない。さらに後述の通り、これらの内容にはやがて大幅な改変が施されていくことになるが、その際に中心的な役割を果たしたイギリス人・フランシス・ブリンクリー著『語学独案内』(1875)が先述の研究では全くもって論及されていない。本書が斎藤秀三郎をはじめ後世へと与えた影響の大きさを考へても、これを本格的に論じない限り日本における学習英文法の歴史を正しく把握したことにはならないのである。

そこで本章ではまず、先述の『英吉利文典』やピネオ、カッケンボス文典で行われていた体系内容を検討し、その形式と特徴とを明らかにする。そしてこれと同時期に公にされていたブリンクリー著『語学独案内』をも検討し、彼によりもたらされた体系内容上の改変やその背後にあった動機づけを解明、日本人を対象とした英文法体系の基本理念を先駆的に作り上げた本書の意義を明らかにする。

1. 『英吉利文典』、ピネオ文典、カッケンボス文典の内容

それでは、幕末から明治期にかけて日本に輸入されてきた英文典とは、具体的にいかなる内容であったのだろうか。本節ではこのたび入手できた開成所版『英吉利文典』(第6版, 1867)や慶応義塾版『ピネヲ氏原版英文典』(1870)、開成堂による翻刻版 *Pinneo's Primary Grammar of the English Language for Beginners* (初版, 1887) などの史料を用いながら、その体系内容上の形式と特徴とを明らかにしていく。なお、残るカッケンボス文典については、該時期の英文版を入手することが困難なため、戸田直秀による翻刻版 *Quackenbos's First Book in English Grammar* (初版, 1888) を用いることとする。

まず幕末期の『英吉利文典』の構成を示すと、そこでは冒頭の‘Introduction’にはじまり、

その後は ‘Orthography’ ‘Etymology’ ‘ Inflection’ ‘ Syntax’ ‘ Prosody’ とつづき、全部で六部からなる構成となっている。しかし、その解説の大半は、第三部の ‘Etymology’ (品詞論) と第四部の ‘ Inflection’ (屈折) とに割かれており、これと同様の傾向は明治期の英文典についても当てはまるものであった。ここから当時における文法学習が、基本的には「語」を単位とする品詞論を中心としていたことが窺える。

では、このような構成が示された上で、上述の文典では具体的にいかなる書き出しでもって解説が始められていくのであろうか。これらの文典でまず行われるのが、文法論が行われる際に必須とされる基本用語、すなわち「品詞」や「文法」、「文」、「語」といった概念が逐一定義されることであった。むろんここでの説明はすべて英文でもってなされていたほか、そのほとんどが問答形式 (catechism) によるものであった。たとえば先述の『英吉利文典』では、次のような書き出しでもって解説が始められていくのである。

Q. What is *Language*?

A. Language consists of articulate or spoken sounds which express thoughts.

Q. From whence is the word derived?

A. The term language is from the Latin, *lingua*, *tongue*, hence we say our mother *tongue*, or language.

Q. What is Grammar?

A. Grammar is the spoken system or body of laws and rules by which we express thought in correct language. The word is from the Greek *gramma*, a letter.

Q. How are these rules formed?

A. The rules of grammar are framed from old practice, and comparison of the writings of the best authors in the language.

Q. Why is it, that if we can speak our own Language, it is necessary to learn grammar?

A. From habit we often use many unsuitable words, and incorrect wodes [ママ] of speech; and as dialects differ from the standard in various parts of the country, it is therefore requisite to learn grammar.

Q. What are the divisions of grammar?

A. Grammar is usually divided into four parts: Orthography, Etymology, Syntax and Prosody.

Q. Of what do these branches chiefly treat?

A. Orthography treats principally of *Letters*; Etymology of *Words*; Syntax of *Sentences*; Prosody of

Pronunciation.⁽⁸⁾

以上が『英吉利文典』の冒頭部分である。それでは、ここまで何とか苦勞して読み進めてきた当時の学習者たちは、上述の内容にいかなる印象を持ったであろうか。おそらくはこの時点において、本文典が行おうとする内容に少なからぬ違和感を抱いたであろうことは想像に難くない。なぜなら上記の文典によれば、これはあくまでも英語の母語話者たちを対象とした規範文法書であり、決して遠く日本の地にて英語を学ぶ彼らに向けて著されたものではなかったからである。むしろこのような趣向は、明治期の英文典についても当てはまり、たとえば先述のピネオ文典ではまず、‘English Grammar is the science which teaches us to speak and to write the English language according to established usage.’とされた上で、この‘established usage’については‘It is that use which is practiced by a majority of good speakers and writers.’とされていた⁽⁹⁾。さらにカッケンボス文典でも同様に、‘Grammar teaches us how to put words together in sentences, to express thoughts correctly’と定義されていた⁽¹⁰⁾。つまりこれらの文典ではあくまでも‘us’の視点から、彼らが将来用いる言語表現の形式的規範性が志向されていたのである。

このように当時の文典とは、必ずしも日本の英学生たちにとり理想的なものではなかった。先述の通りそこでの解説はすべて英文でもって行われていたほか、本文の随所で課される練習問題の中にも‘Toil on, brave boy; for labor conquers all things.’ ‘Thank Roger Bacon, ye old men, that ye can see, for he invented spectacles.’といった難文も続出していったからである。しかし、このような困難な状態にあるからといって、彼らがこれらの書を全くもって放擲してしまうわけにもいかなかった。なぜなら、これらの書以外に有効な文典は当時においては存在せず、また何よりもここでの文法規則を一刻も早く習得しなければ肝心の原書講読には進めないものとされていたからである。そこで、こうした予想される困難を払拭すべく、巷では幾多の「独案内」（ひとりあんない）が出版された。この「独案内」とは、いわば舶来の英語教科書でもって学習を進めざるを得ない者たちを対象とした虎の巻であり、そこではときに漢文の訓読法が用いられながらも本文中の英文が逐一日本語に訳出されていた。このような参考書を手にした当時の学習者たちは、引き続き上述の文典を読み進めることができるようになる。そして彼らは、その後に展開される本格的な品詞論の解説に鋭意挑んでいくのである。

当時の品詞論はまずもって名詞論からはじめられた。その後は、代名詞論や形容詞・副詞論がつづき、動詞論、前置詞論、接続詞論、間投詞論、そして最後に僅少ではあるがこれらの品詞群の文章内における関係を取り扱う統語論（‘Syntax’）が附置されるのが通例であった。以下では、本稿末尾に示された「文典比較一覧表」をも参考にしながら、そこでの内容、とりわ

け上述の表には反映され得ないような事実にも留目しながら、その概要を叙述していくことにする。

名詞論ではまず ‘A Noun is the name of anything’⁽¹¹⁾ ‘A *Noun*, from the Latin word *nomen*, *name*, is the name of persons, places, things, qualities, or principles.’⁽¹²⁾ といった定義が示された上で、 ‘Nouns are declined by Number, Gender, and Case.’⁽¹³⁾ とされ、もっぱら ‘declension’ の観点から「数」や「性」、「格」などの概念が導入された。そして、その後は名詞における複数形の作り方やその例外規則、あるいは複数形自体を許容しない名詞などの紹介がつづき、さらに現在ではほとんど行われない英語の「性」の見分け方に関する説明も豊富に加えられた。これが終了すると、解説は漸次「名詞の種類」に進むこととなり、ここではまず「普通名詞」や「固有名詞」、「抽象名詞」、「集合名詞」といった概念が導入された上で、これらについての定義も逐一付与されていた。たとえば「普通名詞」については ‘a name that may be applied to all objects of the same kind; as, *boy, country, island, dog.*’ とされたほか、「固有名詞」についても ‘the name of an individual object, which can not be applied to all others of the same kind; as, *Richard, Peru, Ireland, Carlo.*’ などと定義された⁽¹⁴⁾。しかしながらこの時点においてはまだ「物質名詞」が導入されることはなかったほか、その解説全般についても上述の活用変化や主要概念の定義のみに終始していたことが特徴的であった。

代名詞論でも同様に、まずはその定義と機能が明示された上で、具体的な種類として「人称代名詞」や「関係代名詞」、「疑問代名詞」、「指示代名詞」などが導入された。中でも「関係代名詞」については、すでに幕末期の時点からその概要が扱われており、ここではまず、 ‘A *Relative Pronoun* is one which refers or relates to a noun, or a sentence going before, which is named its antecedent.’ とされた上で、その具体例として ‘*Who* is only used when we speak of persons, as—the boy *who* laughed. *Which* is applied either to animals or things, as—the lion *which* roars; the flowers *which* fade. *That* may be used indiscriminately, as—the girl *that* sung; the grass *that* grew; the dog *that* I lost.’ とされていた⁽¹⁵⁾。しかしながら、ここでは「関係代名詞」が見せるいわゆる「制限用法」や「説明用法」の区別が導入されることはなく、また「関係形容詞」や「前置詞＋関係代名詞」についても一切触れられることはなかった。さらに、その解説全般についても ‘*who—whose—whom*’ に象徴される活用変化の提示のみに終始していた。こうした傾向はむしろその他の代名詞についても当てはまり、ここでは ‘*I—my—me*’ や ‘*you—your—you*’, ‘*he—his—him*’, ‘*they—their—them*’ などの活用変化が列挙されるのみであったのである。

つづく形容詞・副詞論における解説の中心は、ほかでもなく「比較」であった。ただしここ

でもまず、‘Adjectives are not declined in English, as they are in Latin, except the adjectives *this, that, and other.*’ とされた上で、‘How then are adjectives varied?’ ‘Adjectives are varied by Comparison.’ とされたように、あくまでも形容詞が見せる形態変化の側面から「比較」が導入されていた。そして、これにひき続き、‘Comparison means comparing the different degrees which exist in the quality spoken of.’ とされ、その具体的種類として ‘Positive, Comparative, Superlative’ の三者が導入された⁽¹⁶⁾。もっとも、この後に行われる解説は、現代のわれわれにとってもたいへんになじみ深いものである。すなわち、比較級の～er や最上級～est の付与規則やその例外、more や most の付け方にかかわる音節規則、比較自体を許容しない形容詞、さらには ‘Bad—worse—worst’ や ‘good—better—best’, ‘little—less—least’ などの不規則変化表も網羅的に導入されていた。しかしながら、ここでの解説はおおむね上述のもののみに限られており、たとえば「比較」に関連したイディオムや構文、ならびに比較級の強調に使われる much や far などの語法規則、さらには個々の形容詞や副詞が見せる意味用法規則については全くといってよいほど扱われていなかった。

注目すべきは、日本語の母語話者がその習得に多大な困難を感じるであろう冠詞について、上述の文典ではほとんど扱われていなかったことである。むろん「冠詞」や「不定冠詞」といった概念それ自体は、すでに幕末期から導入されていた。しかし、ここで行われるべき肝心の意味用法についてはほとんど扱われることはなく、仮に行われていたとしてもその一義的用法が紹介されるのみであった。以下は明治期のピネオ文典からの引用であるが、ここにおける解説が当時におけるもっとも詳細な冠詞論であったのである。

An, A, and The.

In the phrase ‘An apple,’ which is the adjective?

Art. 20. *An* is the *adjective*, because it qualifies the noun *apple*, by limiting its application to *one* apple.

*From what is the word *an* derived?*

Art. 21. *An* is derived from the old word *ane* (the same as *one*), by omitting the *e*, and it is, sometimes, still further changed to *A*.

In the phrase, ‘The man,’ which is the adjective?

Art. 22. *The* is the *adjective*, because it qualifies the noun *man*, by limiting its application to some *particular* man.

From what is the word derived?

Art. 23. *The* is derived from the word *that*. *The* man means very nearly the same as *that* man.

What other name is given to the adjective An, or A, and The?

Art. 24. The adjective *An*, or *A*, and *the*, are also called *Articles*.

When is An used, and when A?

Art. 25. When *An*, or *A* is the proper adjective to use, if the following word commences with the sound of either of the vowels *a*, *e*, *i*, *o*, *u*, or of the diphthongs *ou* or *oi*, *An* is used; as, *an* apple, *an* egg, *an* hour, &c.; if not, *A* is used; as, *a* man, *a* house, &c. ⁽¹⁷⁾

これにより、当時における冠詞論が、その歴史的起源や品詞分類といった理論的側面に傾注するあまり、それらが見せる意味用法についてはほとんど閑却していた事実が窺える。

つづく動詞論では、検討の対象となるいずれの文典において最も多くの頁数がその解説に割かれていた。なぜならこれこそが文全体を構成する主要部であり、また何よりも、該詞が見せる多様な振る舞い方からして、‘the most difficult and the most important of the parts of speech’ ⁽¹⁸⁾と見做されていたためである。しかし、そこにおける解説を見ると、やはり従前のごとく動詞の活用変化のみに焦点が当てられていた。すなわち ‘*What properties do verbs have? To verbs belong, person, number, mode, and tense.*’ ⁽¹⁹⁾ ‘*Verbs are inflected or changed in termination to express person, number and time.*’ ⁽²⁰⁾といった言及からもわかる通り、「時制」や「法」、「態」などの中核概念は、あくまでも動詞が見せる形態変化の側面から導入されていたのである。

このうち「時制」については、すでに幕末期から「現在形」や「過去形」、「未来形」などの概念が導入されていた。さらにこれに付随して、それぞれの「進行形」や「完了形」などの概要も論じられていた。しかし前述のごとく、その解説全般についてはこれらが見せる形式変化規則のみに終始しており、他方それらにまつわる意味用法規則についてはほとんど扱われることはなかった。たとえば、現代においてその多様な意味が論じられるであろう「現在完了形」を例にとってみても、そこではわずかに ‘*The Second Past Tense* [現代の「現在完了形」のこと——本稿筆者注] denotes a past time completed at the present time; as, ‘*I have studied,*’ (that is, at this moment, the studying is done, ‘*I have written,*’ (at this time the writing is completed).’ ⁽²¹⁾ ‘*The Indicative Perfect affirms a past action or state as completed at the present time; as, I have departed, I have been.*’ ⁽²²⁾などの説明が施されるのみであった。つまりこれらの文典では、あくまでも時制に伴う形式変化のみが注目されていたため、上述の場合においてできえもいわゆる「継続」や「経験」などの意味が指摘されることはなかったのである。さらにここでは *for* や *since*, *yet*, *ever*, *already* といった表現やイディオムについても全く扱われることはなかった。

つづく「法」においてはまず ‘Mood is the property of the verb which distinguishes the manner in which it affirms.’⁽²³⁾とされた上で、「直説法」や「可能法」、「接続法」、「命令法」、「不定法」などの概念が導入された。ここからもわかる通り、現代とは著しく異なる種別が行われていたことが特徴的であったが、これはほかでもなく当時のラテン語文法の分類を踏襲したためであった。よって現今の「仮定法」にまつわる説明は、上述の「接続法」の中で行われるのが通例であったのである。そこではまず、if や unless, except, though などに導かれた節が主節に ‘subjoin’ とすることが強調された上で、その際に動詞が見せる形式変化に主に焦点が当てられていた。しかし一方で、これらが見せる肝心の意味用法についてはほとんど扱われることはなく、例外的にカッケンボスが ‘condition’ ‘supposition’ ‘wish’ の三用法の存在を指摘するのみであったのである⁽²⁴⁾。

動詞の「態」についてはすでに早くから ‘The Active Voice is that form of a verb in which the nominative denotes the actor, as ‘John struck James,’ where struck is in the active voice.’ ‘The Passive Voice is that form of a verb in which the nominative represents the sufferer, or receiver of the action; as, ‘James was struck by John,’ where was struck is in the passive voice.’ とされ⁽²⁵⁾、あくまでも ‘form’ の観点から両様の「態」が分類されていた。さらに、後者の運用が、基本的に動詞の他動詞のみに限られることなども論じられていた。しかしながら、現代のわれわれが目にするような「自動詞+前置詞」を使った受動態や、「不特定多数」を示す動作主への対応、さらには受動態を用いたイディオムや構文は一切論じられることはなかった。つまり本単元は、上述の基本概念の定義のみに終始していたのである。

そして、上述の解説が終わると、ただちにそれぞれの文法概念に沿った活用変化表が行われていくことになる。以下の引用からもわかる通り、そこではある一つの基本単語が選ばれた上で、それぞれの「時制」や「法」、「人称」、「数」、「態」に沿った活用が延々と行われていくのである⁽²⁶⁾。

Indicative Mode.

Present Tense.

<i>Sing.</i>	<i>Plur.</i>
1st Per. I love.	1. We love.
2d // You love, or Thou lovest.	2. You love, or Ye love.
3d // He, she, or it loves.	3. They love.

1st Past Tense

Sing.

1. I loved.
2. You loved, *or* Thou lovedst.
3. He loved.

Plur.

1. We loved.
2. You loved, *or* Ye loved.
3. They loved.

2d Past Tense

Sing.

1. I have loved.
2. You have loved
3. He has loved.

Plur.

1. We have loved.
2. You have loved
3. They have loved.

3d Past Tense

Sing.

1. I had loved.
2. You had loved.
3. He had loved.

Plur.

1. We had loved.
2. You had loved.
3. They had loved.

1st Future Tense

Sing.

1. I shall or will love.
2. You shall or will love.
3. He shall or will love.

Plur.

1. We shall or will love.
2. You shall or will love.
3. They shall or will love.

2nd Future Tense

Sing.

1. I shall or will have loved.
2. You shall or will have loved.
3. He shall or will have loved.

Plur.

1. We shall or will have loved.
2. You shall or will have loved.
3. They shall or will have loved.

ここで上記の *will* や *will have* の用法についていえば、現代では「助動詞」の単元で扱われるのが通例であろう。すなわちここでは、これらの意味について、その細かなニュアンスの違いにいたるまで網羅的に論じられるところである。ところがそのような解説は、上述の文典においてはなされず、そこではわずかに ‘Auxiliary verbs are those by the help of which the different modes and tenses are formed.’ とされ、その具体例として ‘They are *have, shall, will, may, can, do, and be*, with their variations *has, had, should, &c., and must*, which has no variation.’ とされるのみであっ

た⁽²⁷⁾。つまりここでも「助動詞」の形式的特徴のみが注目されるあまり、その意味機能についてはほとんど触れられることはなかったのである。

注目すべきは、これらの「助動詞」が現在の「知覚・使役動詞」とともに一括して説明されていたことである。たとえば幕末の『英吉利文典』を見ると、そこでは、「助動詞」に後続する動詞が *to* をとらない原形不定詞であることに鑑み、‘*The to of the infinitive must be omitted after the verbs bid, can, dare, feel, hear, let, make, may, must, need, shall, see, and will.*’ とされていた⁽²⁸⁾。むしろここでは「知覚動詞」や「使役動詞」などの概念は導入されていない。つまり上記の説明ではあくまでも「助動詞」の統語的特徴が注目されていたため、上述の三項目が未分化のまま混在する状況が行われていたのである。

このほか、英語の初学者を悩ますであろう疑問文の作り方についても、上述の助動詞や *do* の倒置現象が示唆されるのみであり、一方で *be* 動詞と一般動詞の区別や、*what* などの疑問詞への対応法、さらに *Yes/No* などの返答法や付加疑問文なども一切扱われることはなかった。くわえて現在のわれわれからしても頗るなじみ深いといえる項目、すなわち「不完全自動詞」や「不完全他動詞」、「間接目的語」、「補語」、「基本 5 文型」、「再帰動詞」、「意味上の主語」、「不定詞の形容詞的用法」、「仮定法過去完了」、「全否定と部分否定」、「形式主語・目的語」、「分詞構文」、「無生物主語」なども全くもって導入されることはなかった。このように当時の文法体系とは、少なくとも現代のわれわれの目からみれば、たいへんに貧弱な内容のものであったのである。

これに関連して注目されるのが、いわゆる「話法」や「時制の一致」にまつわる解説である。平成の学習英文法体系を知るわれわれからすれば、こうした現象は元来日本語でほとんど見られないものであるため、たいへんに重要視される分野であろう。しかしながら、本節が検討している幕末から明治期の文典においてこれらが論じられた形跡はなく、例外的にピネオ文典が次のような言及を行い、そうした原則の存在を示唆するのみであった。すなわち ‘*What general errors with regard to the use of the verb may be here specified? Error 1.—In stating a general truth avoid using a past tense; as, His reasoning proved that there was a God (is).*’ と⁽²⁹⁾。

周知の通り、上記で行われている内容とは、従属節がいわゆる「不変の真理」に該当する場合である。しかし、このような原則はそもそも「時制の一致」の例外として論じられるべき性質のものである。それにもかかわらず、このような「一致」現象については一切触れられることはなく、さらにそもそも「不変の真理」についても上述の「一致」が前提されていなければその規則としての実効性を発揮し得ない。したがってここから、上述のピネオ文典が、あくまで

も「時制の一致」について、これを学ぶ読者にとってはすでに了解済みのものと見做していることがわかるのである。

こうして一連の動詞論が終わると、解説は漸次前置詞・接続詞論、間投詞論へと進む。そこではまず、‘*Preposition is a word usually placed before nouns, and is derived from the Latin prae, before, and positus, placed.*’ ‘*A Conjunction, from the Latin con, together, junctus, a joining, is a word which joins sentences together.*’ ‘*An Interjection is a word which expresses excited feeling.*’として、それぞれの定義が付与されていた⁽³⁰⁾。しかし、これらのほかに表立った解説が行われることはなく、代わりにこれらの具体例が一連のリストとして提示されるのみであった。つまり、現今において見られる前置詞・接続詞に関する詳細な意味論は、当時において全く行われることはなかったのである。

Will you give a list of the principal prepositions?

Art. 42. Prepositions. About, above, across, after, against, along, amid, among, around, at: before, behind, below, beneath, beside, besides, between, betwixt, beyond, by: concerning: down, during: except, excepting: for, from: in, into, instead of: notwithstanding, of, off, on, over, out of: regarding, respecting, round: since: through, throughout, till, to, touching, toward: under, underneath, unto, until, up, upon: with, within, without. [中略]

Will you give a list of the principal conjunctions?

Art. 45. Conjunctions. And, although, also, as: because, both, but: either, except: for: if: lest: neither, nor, notwithstanding: or: provided: since, so, still: than, that, then, therefore, though: unless: wherefore, whether: yet. [中略]

Will you give a list of the principal interjections?

Art. 49. Interjections. Adieu, ah, aha, alack, alas, away: fy: ha, hail, halloo, hem, hey, heyday, hist, ho, hum, hush, hurra, huzza: indeed: la, lo: O, oh: pshaw: tush.⁽³¹⁾

しかしながら、この直後に付された練習問題を見ると、‘*The child shivers () cold.*’ ‘*The pupils love their teacher, () he is kind.*’⁽³²⁾などの意味用法を問う問題が続出している。つまり当時の文法書では、これらに関しては全くもって読者の知識に委ねてしまうかたちがとられていたのである。

そして、上述の一連の品詞論の後に続くのが、これらの文章内における相互関係を取り扱う統語論であった。そこではまず、文章内における「一致」現象、すなわち、①動詞が「数」と「人称」において主語と一致すること、②他動詞と前置詞の後部には名詞と代名詞の目的格が

来ること、③be 動詞の前後に来る名詞は両者ともに主格となること、④意味の異なる名詞が続く場合は前者が所有格となり、一方で同じ意味の名詞が連続して現れるときは両者ともに同格となること、などの原則が列挙された⁽³³⁾。さらにこれらに加え、構造や意味に基づく文の分類も行われ、ここでは「平叙文」や「疑問文」、「命令文」、「感嘆文」をはじめ、「単文」や「重文」といった概念も導入された。しかしながら、ここでは現今の「複文」が導入されることはなく、またここでの定番ともいえるそれぞれの種別間における書き換え練習なども一切課されることはなかった。

このように、幕末から明治期にかけて日本に持ち込まれた文法体系とは、少なくとも現代のわれわれの目から見れば、たいへんに貧弱な内容であった。そこではむしろ、現代へと引き継がれる品詞論の枠組みや、それに付随する種々の項目や概念も多く行われていた。しかし一方で、全くもって論及されない項目も多く、また元来が舶来英文典であることを反映するように、日本語の母語話者を意識した解説上の配慮も一切なされることはなかった。これらの文典はあくまでも英語の母語話者を対象とした規範文法書であり、したがってそこではそれぞれの品詞論における概念定義や史的起源、そして種々の活用変化規則群が羅列されることはあっても、これらに付随すべき意味用法や語法規則については全くといってよいほど扱われていなかった。ときにこれらについては、全くもって読者の知識に委ねてしまうという場合さえも存在していたのである。

2. 日本人向け学習英文法体系への胎動：フランシス・ブリンクリーの『語学独案内』

こうした中、やがて上記の内容を大幅に改変していく動きが活発化することは自然の成り行きであった。前述した通り、当時においては、これらを対象とした「独案内」が数多く出版されていた。しかしこれらの参考書は、あくまでも原書の内容をそのまま忠実に邦訳しただけのものであり、したがってそれらの内容も前出のものとは何ら変わるところはなかった。すなわち、そこでは依然として古語や難文を用いた例文が続出しており、したがって初学者や独習者にとり到底適切な内容のものであるとはいえなかったのである。こうして当時の文典の欠陥が次第に認識されるようになると、やがてこれらの内容を部分的に改変した文法書が相次いで公にされることになる。そして、こうした一連の動きこそが、結果的に日本人に向けた学習英文法体系の確立に向けた契機となるのであった。

その先駆は早くも 1871 (明治 4) 年, 世が未曾有の英学ブームに湧く中において行われた。武蔵国の忍藩士である青木輔清が著した『英文典便覧』である。青木は同書の冒頭においてまず, 当時の状況につき, 「方今奎運隆盛ナルヤ英学ニ従事スルモノ幾千万人ナルヲ知ラズ」と拡大描写した上で, その「英学」における文法の意義については, 「書ヲ学フヤ先ツ文法ヲ解セザレバ読ムコト能ハズ一語ノ錯置ト雖モ全章ノ義ヲ誤ルニ至ル」として, その重要性についてあらためて注意喚起を行った。そして, このような文法観に基づき著された自らの著作については, 「元来童蒙ノ初テ文典ヲ読ミ其義ヲ解スルノ階梯ニ供スルモノ」と定義し, そのような方針に見合うべく「勉テ文ヲ簡易ニナシ達意ノ速ナルヲ主」とし, さらに「平仮名ニ等シキ普通ノ字ヲ用ヒ卑俚ノ俗語ヲ交へ」ることにしたという⁽³⁴⁾。つまり本書は, 日本の英語初学者を想定した英文法入門書であったのである。

このような意図を反映するように, そこでは舶来英文典で多用された古語や難語が一掃され, 代わりに ‘a boy’ ‘child’ ‘house’ といった基本語で解説がなされるようになった。また英文にも逐一訳語が付され, さらにその解説もすべて平易な日本語でもって行われた。つまりここに, 通常の日本語話者であれば誰もが英文法を学ぶことができる態勢が整えられたのである。

とはいえ, そこで行われていた内容は, 著者の青木自身もかつて「開成所版文典ピネヲ氏文典等ニ就テ其緊要ノ條件ヲ抜粹シ之ヲ座右ニ置キ急卒ノ搜索ニ備」⁽³⁵⁾えた経験を吐露しているように, その大部分が前章の『英吉利文典』やピネオ文典の焼回しであった。したがってその解説全般についても, それぞれの品詞論における形式規則群の羅列のみに終始していた。しかし, 青木自身による創見や配慮が全くなされていなかったというわけでもなく, たとえばその「一致」現象について読者を悩ませる代名詞については, 名詞の「複数ノ場所へ単数ヲ用ヒ或ハ二人称ノ場所へ三人称ヲ用ル等ノ誤ナキ様」⁽³⁶⁾注意が行われていたほか, 「名詞ノ主客ヲ弁別スル為ノモノ」とされた「格」についても, 日本語の「テニオハ」と比較するなどして説明が施されていた⁽³⁷⁾。さらに日本語には存在しない「前置詞」についても, 「日本〔語〕ニスレバ名詞ノ下ニ附ク捨仮名ナリ」として, 日本語の「後置詞」と英語の「前置詞」との機能上の類似性が指摘されていた⁽³⁸⁾。つまり, 青木は, 当初より英語初学者の理解に供するための手段として, 彼らの母語である日本語に基づくアナロジーを適用していたのである。いまだ英学研究の初期にあった当時において, このような手法が用いられたこと自体いわば自然の理であるともいえるが, こうした手法はやがてその後の学習英文法体系の変遷において多大な役割を果たしていくことになる。中でも, これを駆使することで当時の体系に一大変化をもたらすこと

になるのが、本節で扱うイギリス人・フランシス・ブリンクリーであった。ここで彼の著『語学独案内』の検討に入る前に、まずは彼自身の略歴と背景とを確認しておきたい。

ブリンクリーは 1841（天保 12）年、イギリスはアイルランドにあるレインスター県ミース群で生まれた⁽³⁹⁾。彼の祖父・ジョン・ブリンクリーは著名な天文学者で数学者でもあり、そうした祖父の影響を受けてか、彼は当初より古典学や数学において非凡な才能を発揮していた。そして、彼はダブリンのダンガノンおよびトリニティカレッジを卒業後、陸軍に入隊、英国陸軍士官学校において砲術を学んだのち、1867（慶應 3）年にはいよいよもってイギリス公使付武官ならびに守備隊長として日本に派遣されることになった。当初彼の滞在期間は、わずか数か月を予定するほどの短さであった。しかし、日々目に入ってくる日本の文物に次第に魅了されていき、彼はまもなくして日本語の研究を開始、驚異的ともいえる熟達の速さを見せる。その結果、彼は間もなくして流暢で正確な日本語を操れるようになるまで上達し、さらに外国人にとっては些か難解な漢字や仮名遣いについても自由自在となった。やがてこうした彼の卓越した日本語能力は明治政府の目にも留まり、また折しも初代海軍卿であった勝海舟の知遇を得たこともあって、ついに 1871（明治 4）年、ブリンクリーは海軍省のお雇い外国人として海軍砲術学校の主任教師に迎えられることになった。この教官時代に著したのが先述の『語学独案内』である。

本書の初版は 1875（明治 8）年であったが、当時のメディアではその刊行当初から、「海軍省お雇ひのブリンクリーといふ人がこしらへた語学独案内といふ本は印書局と当社にて摺立ましたが英語を稽古する人には至極よい本にて文法の事は勿論会話の為かたまでもよく正して有ります彼やうな本は容易には出来ませぬまい」⁽⁴⁰⁾「ブリンクリー氏の著はされた語学独案内はいよいよ売出になり附録に出て有る書林にて売弘また当社にても売弘ますから買ツて御覧なさい値はわづか三円でござります」⁽⁴¹⁾などとされ、その安価性と実用性が謳われていた。こうした前評判を裏づけるように、本書は当時の英学書の中でも高い売れ行きを見せ、一般英語学習者はもちろんのこと、英文学者・坪内逍遙や初代内閣総理大臣・伊藤博文もこれを愛用していたことでも知られている。さらに、その内容の充実ぶりから、やがて同書は一般識者の間でも広く知られるところとなり、時代が下るにつれ、「Captain Brinkley が明治六年〔明治八年——引用者注〕に著はした語学独案内は我国の英学界に貢献したること非常なる名著」⁽⁴²⁾「ブリンクリーの『語学独案内』は明治九年〔明治八年——引用者注〕の出版であるが方今雨後の筍の如く出版せらるゝ英語に関する編著書の中でも此名著程有益な書はなからう」⁽⁴³⁾「大学者と

ならんとすればブリンクリーの『語学独案内』を閑にあかして勉強すべし」⁽⁴⁴⁾といった評価を獲得するほどにもなったのである。

こうして、『語学独案内』を上梓した直後の1876（明治9）年、ブリンクリーはそれまで勤めていた海軍砲術学校を退職した。そして2年後の1878（明治11）年からは、その活躍の場を工部省の工部大学校に移し、そこでの数学教師として学生の教育にあたることになった。この間、水戸藩士の娘でキリスト教の家庭に生まれた田中安子を妻に迎え、日本における国際結婚の先例を開くなどした。こうして、新しい家庭と職場とに恵まれる中で、ブリンクリーに日本英学史上特筆すべき一つの出会いが起こることになる。すなわち、折しも1880（明治13）年4月に東京大学予備門を退学し、のちの学習英文法の確立者となる斎藤秀三郎が工部大学校に転学してきたのである。むろん、学生の立場であった斎藤が当初抱いていた目的とは、将来工学者となり身を立てることであった。しかし、当時卓越した英語教育体制を敷いていた同校で彼は次第に英語に魅了されていき、やがてそこでその一生の進路を英語研究へと変更することになった。そして、このような人生の転機において彼と出会い、互いの交友を深めていくことになるのが先述のブリンクリーであった。両者の親交はその後彼らの生涯にわたり続けられ、その重要性についてはすでに英学史家・大村喜吉氏も、「斎藤秀三郎はその生涯を通じて文字通り『巨人無朋』、真に友人と称すべき人がいなかったことから考えても、このブリンクリーと彼の交際は特記すべきものがある」⁽⁴⁵⁾として注目しておられる。斎藤はのちに英語教科書 *The World's English Primer*, *The World's English Readers*, *The World's English Higher Readers* (1911) を続刊するが、これらはすべてブリンクリーとの共著であった。

ブリンクリーは1881（明治14）年、斎藤を残すかたちで工部大学校を退職した。そして、その後間もなくして彼は英字新聞『ジャパン・メール』紙を譲り受けその経営者兼主筆に就任、ここから彼のジャーナリストとしての活躍が始まることになった。そこで展開された一連の論説において、ブリンクリーは終始知日派ないし親日派として振る舞い、のちの日清・日露戦争に伴う国際世論の形成や、明治政府の悲願であった条約改正の実現、さらにはロシアの東方政策に対応せんとする日英の同盟関係の実現に向けても尽力を行った。しかし、彼の日本に対する愛着と興味はこれのみに尽きることはなく、やがて日本の伝統工芸や美術作品にまでおよび、中でも陶磁器については当代随一とされる権威者の一人となった。さらに彼は、かのラフカディオ・ハーンと並ぶほどの名文家としても知られ、これについては友人の伊藤博文も「余カ曾識ノ外国人ニシテ或ハ官務ヲ以テシ或ハ教職ヲ以テシ来テ我国ニ在リテ国語及文章ヲ研鑽講究スルノ士ニシテ足ラス中ニ就キ本書ノ著者〔ブリンクリーのこと——引用者注〕ハ尤練達

ノ一人トシテ毎ニ敬服スル所ナリ」⁽⁴⁶⁾と舌を捲いている。このほか、彼の活動は、1896（明治29）年の『和英大辞典』や英文『日本歴史』の著述、さらに先述の『語学独案内』の改訂版・『新語学独案内』（1909）の出版にまでおよび、彼の英語教育ないしは日本文化に対する貢献は多岐に渡った。まさにブリンクリーは、日本に対する豊富な識見と愛着とを備えた文化的教養人であったのである。

それでは、このような背景を持つにいたる彼が、なぜ1875（明治8）年に『語学独案内』を著していたのであろうか。その著述にいたるまでの経緯については、同書の冒頭に付された「自序」によれば次のようなものである。すなわち「泰西諸国ノ人ハ他国ノ語ヲ学ブ也皆自国ノ文字ヲ以テス故ニ学ビ易シ唯日本国ハ然ラズ英語ヲ学ブニハ初ヨリ英書ヲ用ヒザル能ハズ只其用ヒザル能ハザル而已ナラズ実ニ学ビ難シトス如何トナレバ日本語ヲ以テ其用法ヲ解明セシ良書ニ乏ケレバナリ予之ヲ憂ヘ此編ヲ述テ童蒙学ビ難キノ患ヲ除却ト欲スル耳」と⁽⁴⁷⁾。つまりブリンクリーは、当時行われていた舶来英文典の内容を遺憾とし、そこでもたらされる学習上の困難を「除却」すべくこの文法書を著したというのである。

このような意図を反映するように、本書の解説はすべて日本語でもって行われていた。また独習者がとりわけ難渋する英語の発音についても、すべて日本語のカナ表記が用いられるなどして工夫が凝らされていた。さらに本文中では、日常表現を中心とする豊富な実例がその邦語訳と合わせて紹介されたほか、本稿末尾に示された「文典比較一覧表」からも窺える通り、その全体的枠組みについては従来の品詞論に依拠していたものの、そこに含まれる文法用語については極力これを避ける方針がとられていた。つまり後年には「初学者にも数年の学習あるものにも会話の為に作文の為に必先ブリンクレー氏の語学独案内を推す」⁽⁴⁸⁾ともいわれた通り、本書は学習者における英語の実際の運用を志向した文法書であったのである。

それでは、このような方針がとられる中で、本書では具体的にどのような内容が行われていたのであろうか。とりわけ、彼が遺憾としていた舶来英文典への改変とはいかなるものであったのだろうか。以下ではこれらの問題を解明すべく、本書で見られた内容の素描を試みる。

名詞論ではまず、「数」や「性」、「格」、「人称」といった基本概念が導入された上で、名詞が見せる複数形ならびに所有格の作り方に関する形式規則がとりわけ重点的に解説された。また、「格」については、読者の母語である日本語を使ったアナロジーが適用され、たとえば「主格」については、「日本語ノ（私ガ読）ト云文章ニ於テ名詞ノ（私ガ）即（主格）ナリ又（人ガ殺サレタ）等ノ文章ニ於テ名詞ノ（人ガ）即（主格）」と説明されたほか、現今の「所有格」にあたる「物主格」についても、「物ノ持主ノ義ニテ用フ日本語ニ於テ（人ノ）或ハ（私ノ）

等ノ如ク (ノ) ノ文字ヲ置レ」るものとされた⁽⁴⁹⁾。さらにこの「物主格」に関連させて、その「語尾ニ s ヲ添ル他名詞ノ前ニ前置詞ノ of ヲ具スル」場合を先駆的に紹介したのはブリンクリーであり、その具体例としては‘Man’s heart’ と ‘the heart of man’ が紹介された上で、前者では「(人) ノ文字重」く、後者では「(心) ノ文字重キ」ことも指摘された⁽⁵⁰⁾。このようにブリンクリーは、その全体的な枠組みについては従来の名詞論に依拠していたものの、それまでになかった意味用法上の解説や、日本語との対照研究を行うなどして、それまでの体系内容への改変を加えていたのである。

この名詞論の直後に行われるのが冠詞論であった。そこではまず、「常冠詞〔定冠詞のこと——引用者注〕ハ指示シノ義理ヲ含タル詞ニシテ多クノ中ノ何レカ一箇ヲ決定シテ云トキニ詞ノ単数複数或ハ男性女性等ノ差別無ク用」いること、また「不常冠詞〔不定冠詞のこと——引用者注〕ハ素ヨリ一ト物ヲ睨ト極テ云義ニアラズ不定ニテ多クノ中何レカ一箇ノ義ヲ帯タルモノニシテ詞ノ単数而已ニ用ヒ複数ニハ用ヒ」ないことが確認された上で、「大凡他国ノ人ノ英語ヲ学ブニ本文ノ冠詞ヲ差支ナク用フル程難ハナシ」とされ、これらを用いた英文に多く当たりながらその用法に通曉していくことが肝要とされた⁽⁵¹⁾。そして、これらにつづき、‘The horse is a useful animal.’ ‘A horse is a useful animal.’ ‘Horses are useful animals.’ でもって、はじめて「総称用法」が指摘されたほか、季節や天体の名前を表す名詞の前には必ず定冠詞が付けられること、逆に地名や人名を示す名詞の前には冠詞が付けられないこと、さらには「朝食」を意味する名詞 *breakfast* に冠詞が付けられないこと、などの解説も行われた⁽⁵²⁾。くわえて、定冠詞にまつわる発音上の変化も注意されており、そこでは「The 『ズィ』即 (常冠詞) 此音ハ一字ニシテ云バ『ズィ』ナリトモ夫ニ添タル名詞ノ綴ガ子韻ヲ以テ始メナセシトキハ短ク『ザ』ト響キ又母韻ヲ以テ始メナセシトキハ長ク『ズィ』ト響クナリ」とされた⁽⁵³⁾。こうした一連の説明からもわかる通り、ブリンクリーの冠詞論では、まずもって読者がその用法の習得に多大な困難を感じることを前提された上で、そこでの意味用法や語法規則を中心に、現代へと引き継がれる多くの解説が先駆的に行われていたのである。

つづく代名詞論ではまず、「人称代名詞」や「指示代名詞」、「疑問代名詞」、「関係代名詞」などの概念が導入された上で、これらにつき著者自身の精密な日英対照論が行われることになった。たとえば、「指示代名詞」については、「英語ニハ〔日本語でいう——引用者注〕^{あれ} (彼) ^{それ} (夫) ^{かれ} (彼) ^{その} (其) ^{あの} (彼) 等ノ差別ナク一様ニ *that* ト唱フ」⁽⁵⁴⁾ことが指摘されたほか、「人称代名詞」についても、「英語ニハ日本ノ (君様) (君) (私) (己) (僕) 等ノ如ク貴賤ノ差別ハ無ク何レモ上下トモニ同様ニ用ル」⁽⁵⁵⁾ものと説明された。さらに、日本語の慣用語法に由来する誤謬に

についても説明は及び、たとえば「私の友人」については、‘my friend’よりも‘a friend of mine’の方がはるかに自然であること⁽⁵⁶⁾、また疑問代名詞の what に名詞が後続するときは往々にして日本語の「何方の」の意味に変化すること、さらに日本語の丁寧表現である「御」が英語では‘your’と一括して言語化されることなども注意喚起された⁽⁵⁷⁾。このほか、「日本語ニ全ク無キ詞」とされた「関係代名詞」についても、「(今日参ル人) (昨日吹タ風) 等ニ於テ其 (参ル) (吹タ) 等ノ働詞ガ其主格ノ (人) 並ニ (風) 等ノ名詞ヲ形容シタル如ク用テアリ又ハ (御貸シ申シタ金) (作テ居ル樹) 等ノ語ニ於テ (貸ス) (作ル) 等ノ働詞ガ目的格ノ (金) (樹) 等ノ名詞ヲ形容シタル如ク用テアレド英語ニテハ此ノ如キ用法絶テ無ケレバ此等ヲ訳スルトキハ詞ノ位置ヲ前後ニシテ (人) (風) (金) (樹) 等ノ名詞ヲ働詞ノ前ニ上ゲ其名詞ト働詞ノ間ニ relative pronoun 即 (関係代名詞) ヲ設クルナリ」として⁽⁵⁸⁾、あくまでも日本語をベースとした解説が展開された。つまり、ここでは読者にとり英語学習の障碍となる日本語が、逆にその理解を促すための手段として積極的に活用されていたのである。

このような手法は、つづく形容詞論や副詞論でも行われた。むしろそこでの解説の中心は、従来通り「比較」であった。しかし、ここではそれが見せる形式規則群の羅列に終始することではなく、意味や語法規則、そして日本語との対照研究も多く行われていた。たとえば、‘He is two years older than I.’ について、これが前置詞 by を伴うかたちで ‘He is older than I by two years.’ と書き換えられることがはじめて指摘されたほか⁽⁵⁹⁾、日本語の母語話者がしばしば混同する farther と further の違いについても解説がくわえられた⁽⁶⁰⁾。また、日英両語間での比較表現の違いについても、「英語ノ比格文章ニ於テ語ノ順序ハ大凡日本語ト反対」であり、そこでは ‘The moon is smaller than the earth.’ が「地球ヨリ月ノ方ガ小サイ〔下線引用者——以下同様〕」となるように、「比格スル物ヲ後ニ下ゲ其前ニ than 即 (自) ト云接続詞ヲ具シ而シテ比較サル、物ヲ文章ノ頭ニ附置スル」といった解説も展開された⁽⁶¹⁾。さらに、‘The pupil is more skillful than the teacher.’ が「師匠ヨリ弟子ノ方ガ却テ高手ダ」となるように、日本語の「却テ」が英語においては訳出されないことも注意されていたのである⁽⁶²⁾。

このような言語表現一般に対する彼の鋭敏な観察力は、その他の項目においても発揮されていた。たとえば、英語の形容詞については、「主格物主格目的格等ノ差別ナク又ハ日本語ノ (新ヒ家) (新クアル) (実ナ人) (実デアル) 等ノ如ク場合ニ因テ形容詞ノ語尾ヲ種々ニ変ズルコトナク何レモ一様ニ用ル」⁽⁶³⁾ものとされたほか、その語順についても両方で全く異なること (例: 「山ガ高ク有ル」 ‘the mountain is high.’) ⁽⁶⁴⁾、さらに副詞の語順についても、「一文章中ニ副詞ガニツアルトキハ其順序ハ (爰) (彼所) (其所) 等ノ如キ場所ニ付テ云副詞ハ (先刻) (只

今)等ノ如ク時ニ付テ云副詞ノ前ニ置ク」(例: ‘Your servant brought this book here this morning.’)
(65)ものとされた。このほかにも、従来の英文典では行われなかった *some* や *any*, *(a) few*, *(a) little*,
each other, *one another* の用法, あるいは *all* や *both* などの数量詞遊離現象などもすべて詳述され
たことからわかるように(66), ここでは彼の徹底した日英比較対照論的立場, ならびに意味用
法重視の姿勢から, 従来の文典内容への改変が加えられていたのである。

こうしたブリンクリーの姿勢が最もよく表れていた単元の一つが, いわゆる *There is* 構文に
関する解説であった。そこではまず, この構文が「平常ノ説話ニハ *be* ト云働詞ノ主格而已ニ設
ケ物ノ有無ヲ重ク云フトキ通例用」られることが確認された上で, 「此ヲ日本語ニ譬テ云バ (何
所々ニ何々ガ在ル) (何時々何々ガ在タ) ノ如ク其 (在コト) (在タコト) 等ヲ重立テ云場合ニ
適リ」と説明された。さらに, こうした構文を用いた具体例である ‘*There is a fine pine tree there.*’
と, 指示代名詞を用いた ‘*There is a fine tree.*’ とが比較され, 前者では話者が「自分ノ見知セ
シ事物ニ付テ」いう場合, 後者では話者が「現ニ事物ヲ指シテ」いう場合に限るものと説明さ
れた(67)。このように, *There is* 構文については, 話者の談話や認知的機能をも考慮した解説が
行われていたのである。

つづく動詞論では, 本稿末尾にある「文典比較一覧表」からも窺える通り, 従来の「自動詞」
や「他動詞」などの基本分類をはじめ, 「助動詞」や「不定詞」, 「分詞」, 「態」, 「法」, 「時制」
などの概念もすべて踏襲されていた。しかし, ブリンクリーはこれらを受容するのみならず,
彼の得意とする日英対照論にまつわる数々の知見をも生み出していた。

たとえば「時制」についてはまず, 「現在形」や「過去形」, 「未来形」, 「完了形」や「進行
形」が導入された上で, たとえば, ‘*I forget the road quite.*’ が, 日本語では「私ハ全デ道ヲ忘レ
マシタ」と訳出されるように(68), 両語の時制形式が必ずしも一致しないこと, さらにこれと同
じことは, ‘*I met the master-builder this morning, and he says that he will set to work at the building
without fail tomorrow.*’ 「私ハ今朝作事ノ棟梁ニ逢マシタラ明日カラ相違ナク普請ニ掛ルト申シテ
居マシタ」や, ‘*He brought it and showed it to me yesterday.*’ 「彼人ハ昨日夫ヲ持テ来テ見テ呉マ
シタ」(69)にも当てはまるものとされた。また, 通常「～ている」と訳される「現在進行形」に
ついて, それが「一挙ノ業デナク知覚ノ景況ニ付テ云」う場合, すなわち「(知テ居ル) (覚
テ居ル) (惚テ居ル) (感ジテ居ル) 等ヲ用ル場合ニテハ [英語では——引用者注] 平常ノ現在
働詞乃 (知ル) (覚ル) (惚ル) (感ジル) 等」が用いられることも指摘された(70)。さらに「未
来形」についても, ‘*I am going to England next summer.*’ が「私ハ来年ノ夏英国へ参リマス」, ‘*I
shall not see you before next spring*’ が「私ハ来春デナケレバ御目ニ掛リマセヌ」となるように,

「日本語ニテ現在働詞ヲ用テモ英語ニテハ未来働詞ヲ用フルコト往々ア」ることも紹介されたのである⁽⁷¹⁾。

これにつづく「態」についても、上記と同様の対照論が行われていた。そこではまず、現今の「能動態」動詞が「働キ方働詞」、「受動態」動詞が「請方働詞」と命名された上で、一般に「日本語ニテハ請方働詞ヲ用フルコト少クシテ英語ニテハ至テ多シ」とされ、たとえば日本語の「到テアル」や「定(きめ)テアル」、「製(こしらえ)テアル」、「定(きま)ル」、「助カル」、「埋(うづま)ル」「暗殺ニ遇フ」「挟ル」などの自動詞が、すべて英語では「他動詞」の「受動態」として言語化されることが指摘された。すなわち彼によれば、「上野ノ戦争デ打死シタ兵隊ハ残ラズ彼所ニ葬テアル」が、英語では‘The soldiers who fell in the fight at Ueno are all buried there.’となるのであり、同じことは「乗合四十人ノ内五人シカ助リマセヌダツタ」‘Out of forty passengers only five were saved.’, 「川カラ死骸ヲ揚テ見タラ切レタ跡モゴザヒマセヌダツタカラ [ママ] 多分溺死シタノデゴザヒマシタロフ’ ‘There were no marks of violence on the body when it was taken from the river, so the man was probably drowned.’ にも当てはまるというのである。くわえて、文中の「動作主」の非焦点化に伴う事象構造の「自動詞」化についても説明は及び、こうした事態が、日本語では「自動詞」でもって表されるのに対し、英語では「他動詞」の「受動態」でもって表されることも指摘された。すなわち、「漸ク望通ニナツタ」が、英語では‘my wish has been fulfilled/gratified.’ となるように、「他ノ働キヲ請ザレバ事業ガ成ル能ハズト雖モ其働カシムル根元ヲ現サズシテ事業ノ自然ル如ク云フ (出版ニナル) (号令ガ掛ル) (金子ガ渡ル) 等ノ働詞ヲ英語ニテハ通例請方ヲ充ツ」というのである⁽⁷²⁾。

また、これと同様の態度から、現今の「無生物主語の構文」に該当する解説もはじめて行われることになった。以下の引用からもわかる通り、そこでは他動詞構文の主語をめぐる両語の違いが注目されている。

英語ニハ働キ方働詞 [他動詞のこと——引用者注] ノ主格ニ死物ヲ設クルコト屢アリ其用法ハ日本語ニ無シト雖トモ死物ニ依テ事業ノ起ルガ如ク云 (火災デ家ガ焼ル) (霜デ木葉ガ落ル) 等ノ用法ガ即英語ニテ死物ヲ主格ニ設クルト類似セシニ依此ノ如キ場合ニ通例 (焼ル) (落ル) 等ノ自動詞ヲ (焼ク) (落ス) 等ノ他働詞ニ変死物ノ (火災) (霜) 等ヲ主格ニナシ而シテ自動詞ニテアリシトキ其主格ノ (家) (木葉) 等ヲ目的格ニナスナリ⁽⁷³⁾ つまりブリンクリーの観察によれば、「火災デ家ガ焼タ」は、英語では ‘A fire destroyed the house.’ となり、同じことは「霜デ木葉ガ落ルモノダ」 ‘The frost strips the leaves from the trees.’, 「不潔ニ依テ病気が種々起ルモノダ」 ‘Dirt produces a variety of diseases.’ にも当てはまるという

のである。さらにこれに関連して、他動詞構文が発達していない日本語では、「主語」がしばしば省略されることも指摘され、その場合には「代名詞ノ they 『ゼイ』ヲ通例主格ニ置クナリ尤働詞ノ主格ガ活物ニテアラザレバ they ヲ用ル能ハズ然ルトキハ通例其代リニ代名詞ノ it ヲ置ク」⁽⁷⁴⁾ものと注意された。

さらに、「間接話法」や「時制の一致」といった單元についても、日本語母語話者の事情を考慮した解説が展開された。すなわち、「昨日往クト云タ」や「彼人ニ逢フト思タ」の訳出法については、「原文中ノ（云タ）（思タ）等ハ過去ナレバ夫ニ対シタル続文中ノ（往ク）並ニ（逢フ）ト云フ働詞モ過去ニセザル可ラズ」というのである⁽⁷⁵⁾。つまりここでは、文中の「続文」と「原文」との「時制の一致」を必要としない者たちに向けた解説が施されていたのである。

このほか、彼によりはじめて導入された知見は多い。中でも現今でいうところの「意味上の主語」に関する解説もその一つである。そこではむしろ、このような文法用語が現れることはなかった。しかし、そこでは英語の動名詞句内に成立する主述関係をはじめ、前置詞 for や of に後続する不定詞句との間に成立する主述関係にいたるまでの指摘が行われていたのである。

Which do you prefer Gonnoske's acting or Shikan's?

How annoyed the Shogun's people must feel at the Emperor's having entrusted the government to Sasshiu.

The Kubo's restoring the government to the Emperor was the proper thing.

右等ノ文章ニ於ル Gonnoske's Shikan's Emperor's Kubo's 等ハ物主格ノ形ニテアレド其実ハ acting entrusting restoring 等ノ働詞ニ対スル主格ノ代理ナルヲ注意ス可シ且又既ニ説明セシ如ク名詞ト同体ニ用フル現在分詞ノ代リニ通例不定法働詞ヲ設クルモ妨ゲザレド右等ノ如ク物主格ナル名詞ヲ具シタル現在分詞ヲ不定法働詞ニ変ゼントスルトキハ其名詞ヲ物主格ノ儘ニナシ置難故夫ヲ受ル為ニ前置詞ヲ設ケザル能ズ但シ此ノ前置詞ニハ通例 of カ for ヲ設クルナリ⁽⁷⁶⁾

こうしたブリンクリーの一貫した意味重視の姿勢は、これがとりわけ重視される「助動詞」でも発揮されていた。そこではまず、can や may, must などの基本用法が行われた上で、「～のはずだ」や「～であるに違いない」といった認識用法にいたるまで解説が行われた。また、それらを用いた「過去」の表現、すなわち 'may have P.P.' や 'must have P.P.', 'cannot have P.P.' についても網羅されたほか、これらを用いた依頼表現やその間における細かなニュアンスの違いについても注意が行われた。すなわちそこでは、たとえば人に許可を求める場合、'May I~' や 'Might I~' といった表現が極めて丁寧であること、また全くの他人に対する表現としては

‘Could you～’ や ‘Would you～’ を用いるのが無難であること、さらには「他人への強制」を含み持つ表現については、should や ought to は「理ノ当然」を示唆するのに対し、must は「止ヲ得ザル義」を意味すること、また ‘need not’ が ‘don’t have to’ にくらべ「此方カラ事ヲ決定テ差図スル」ニュアンスが加わることも指摘されたのである⁽⁷⁷⁾。

注目すべきは、従来の舶来文典において、これらの「助動詞」と混在するかたちで論じられていた「知覚・使役動詞」の扱いについてである。すなわち、上述の彼による意味重視の姿勢により、これらの動詞の意味がはじめて注目されるようになったのである。たとえば「使役動詞」の get と have の用法については、後者が「不敬重ナル語ニテ人ニサセル義ガ重ク含ミテアレバ通例家僕或ハ職人等ニ付テ用ル」ものとされたほか、‘to let a man do anything’ ‘to allow a man to do anything’ ‘to make a man do anything’ についても、make に比して「let『レト』allow『アラウ』等ハ兼テ許ス義ヲ含メバカヲ以テ人ニ物ヲ令為ル義ニアラズ他ノ意ニ任テ令為ル義ニ用フルナリ」と説明された⁽⁷⁸⁾。また、see をはじめとする「知覚ノ景況ニ付テ云」う動詞の意味についても解説が施された。つまりこれらの言及により、上記の動詞群が含み持つ「使役」性や「知覚」性がはじめて注目されるようになったのである。

これと同様の状況は、現今の「分詞構文」についても当てはまる。むしろ、そこでは前出の「知覚・使役動詞」と同様、このような文法用語が現れることはなかった。しかし、通常に分詞の用法にはないこれらの意味についてはじめて解説を施したのはプリンクリーであり、そこではまず、その用法が「(石ヲ取テ投ル) 等ノ如ク事業ノ順序ニ付テ云フ」場合と、「(疲テ歩ナヒ) 等ノ如ク事義ノ所以ヲ述ル等ノ場合」とに大別された上で、‘He took a stone, and threw it at the other’s head.’ が ‘Taking a stone, he threw it at the other’s head.’ に書き換えられることが指摘された。さらに、同じことは、‘After I had learned English thoroughly, I began French.’ = ‘Having learned English thoroughly, I began French.’, ‘As the country is now being settled, the standing army might be reduced, I think.’ = ‘The country being now settled, the standing army might be reduced, I think.’⁽⁷⁹⁾にも当てはまることも明らかにされた。くわえて、「日本語ノ(往ナガラ)(喜ビナガラ) 等ノ場合ニ英語ニテハ重ニ現在分詞ヲ充ツ」ともされ、その具体例としては、「馬ヲ引ナガラ橋ヲ渡ツタ」が ‘He crossed the bridge, leading the horse.’, 「最早二箇月ノ間モ日々迷惑ヲシテ居ナガラ申シ出セズニ居テ今更俄ニ訴ルノハ妙ナ訳ダ」が ‘Having experienced the annoyance every day for two months without saying anything, his complaining suddenly now is strange.’ と訳出されることも紹介された。また、残る「条件」の意味についても、‘My capital would hold out, carrying on any extensive business, so it will be best to do something small and safe.’ としてその例文が提示さ

れた⁽⁸⁰⁾。つまりこうしたブリンクリーの解説により、これらの英文が含み持つ特殊な意味機能、すなわち「時」や「理由」、「付帯状況」、「条件」などがすべて指摘されていたのである。さらに、こうした説明にくわえ、これらの英文が「辞ガ少ク改ル故書中ニハアレド平常ノ説話ニハ余リ用ヒ」⁽⁸¹⁾ないことも注意されていた。

この後につづく前置詞・接続詞論においても、同様に意味重視の姿勢が踏襲されていた。ここではまず、「日本語ノ後置詞ハ至テ少ケレバ夫等ヲ英語ニ訳スルトキハ一例ノ後置詞ヲ種々ニ訳サズンバアラス」と注意された上で、従来全く扱われることのなかったこれらの用法が逐一詳述されることになった⁽⁸²⁾。また、「前置詞」にまつわる日本語との対照研究も行われ、たとえば事物の「移動」事象に必須となる「経路」表現について、日本語では「動詞」でもって言語化されるのに対し、英語では「前置詞」でもって言語化されることも確認された⁽⁸³⁾。さらに、現今のわれわれにとってもなじみ深い構文もいくつか導入されており、たとえば‘Scarcely～when～’や‘so～that 構文’、‘too～to 構文’などはすべてブリンクリーにより紹介されたものであったのである。

このほか、上述の品詞論のほかにも、個々の表現や語法規則についても要を尽くした解説が行われている。たとえば、他人の作った料理を褒めるとき、日本語では「此ハ至極結構ナ御料理デゴザイマス」と表現されるのに対し、英語では‘What a capital cook you have!’とされること、すなわち日本語では「料理」に関連する事象全体が注目されるのに対し、英語では同事象の「動作主」のみが焦点化されることが注目された⁽⁸⁴⁾。また、現今の「強調構文」についても、「日本語ノ（彼家ノ焼タノハ先日ノ火事ダツタ）（君ノ御家デ彼人ニ逢タノガ初テデゴザイマシタ）此両文章ニ於ル（家ノ焼タコト）或ハ（人ニ逢タコト）何レモ兼テ知リシ人ニ向テ云フ如キ場合ニ英語ニテハ文章ノ頭ニ不人称代名詞ノ it ヲ具スルコト多クア」⁽⁸⁵⁾るとされたように、that 以下が基本的に談話機能上の「旧情報」のときのみ使われることも指摘されたのである。

このように、ブリンクリーの一連の解説では、徹底した意味重視の姿勢、ならびに日英比較対照論重視の姿勢が貫かれていた。そして結果的に、こうした態度でもって、従来の英文典にはなかった解説が大幅に補完されたほか、現代へと引き継がれる知見の多くも先駆的に導入されることとなった。まさにのちの『英語青年』誌も評した通り、彼の『語学独案内』とは、「日本の言語文章に通じ、日本人の長短を心得て居るブリンクリーの著書丈あつて日本語法と英語法との比較など、何れの文典書に依るも知る事の出来ない点をも説明」し、さらに「例文の間に挿める註は語句の用法を説き、同一の意を表はす種々の expression の微妙なる差別を述べ」⁽⁸⁶⁾たことがその最大の特徴であったのである。

3. フランシス・ブリンクリーの英文法教育思想

それでは、なぜブリンクリーはこのような大幅な改変を当時の体系に加えていたのであるか。別言すれば、このような一連の解説の背後にあった彼の文法教育論、あるいは英語学習そのものに対する姿勢とは、具体的にどのようなものであったのだろうか。本節ではこれらの問題を解明すべく、前章で検討した英文典の内容を、以下に挙げる二史料、すなわち明治末年期の学生向け雑誌に掲載された彼の談話筆記録、ならびに同時期に公刊された『新語学独案内』の序文と照応させながら、彼の英文典の背後にあった動機づけについて明らかにしていくことにする。

『語学独案内』が依然としてその人気を博していた 1903 (明治 36) 年、当時の中学生を中心に広範な読者層を誇った雑誌『中学世界』において、「英学者苦心談」なる特集記事が組まれることとなった。そこでは、当時すでに社会問題と化していた学生の英語力低下問題が注目されたうえで、それへの対応策の一環として、過去の「先輩」たちの英語苦闘談や、その他の有識者による英語教育論が連載されることになったのである。すなわち同誌によれば、このような英語武勇伝を公にすることで、「一は以て読者諸子が英語研究上の参考」とし、「一つは以て立志の模範たらしめん」⁽⁸⁷⁾というのである。ここで、「模範」たるべき人物として選ばれたのが、新渡戸稲造や内村鑑三らといった当時の英語名人であったが、じつはこれらの人物たちを抑え、同記事の冒頭を飾っていたのが、ほかでもなく本稿で扱っているフランシス・ブリンクリーであったのである。

ところで、彼がこのような扱いを受けるまでの経緯については、同誌による次のような説明がある。

ブリンクリー氏は現に横浜で発行する『ジャパン、デイリー、メール』新聞の主幹であつて、日本郵船会社の顧問を兼ねて居る、其始めて本邦へ渡来したのは明治元年で、今日迄三十有余年の久しき、或は我が海軍省の顧問として、或は学校の講師として、英語研究に関する各種の有益なる書籍の著者として、将た現に執筆せるメール新聞の記者として、明治文運の発展上に貢献した功勞は実に少小でないことは何人も首肯する所であらう、是れ記者が本邦の先輩英学者の苦心譚を録するに際し、特に同氏の意見を徴した次第である。本邦英語学の普及は明治初年以來の事であるから、ブリンクリー氏の日本に於ける三十有余年間の生活は殆ど英語学發達の道理と相伴随して居る趣がある、同氏は立派な日本語学

者で、其日本語を操ることの熟練なる転た驚歎の外はない、兼ねて日本の文学美術歴史等に精通し、折々其主宰せる『メール』新聞紙上に発表する美術工芸に関する評論の如きは邦人の専門家をして往々舌を捲かせるのである、記者の質問に対し其言ふ所一々肯綮に中り、邦人の英語学に志すものをして大に感激せしむる価があるは決して偶然ではない。同氏の少なからぬ著書の中に『語学独案内』といふ一冊子がある、此書は明治六年〔明治八年——引用者注〕の出版に係り、其版を累ぬること既に六回に上り、大に世に行はれて居る、其内容は邦人の為に英語研究の道を説いたもので、今正に其訂正増補中であるといへば、遠からず我が読書社会を賑はす事であらう、今英語学者苦心談を編するに当り特に同氏の談話の要領を録して篇末に附したるは即ち右やうの因縁があるからである。⁽⁸⁸⁾

要するに、ブリンクリーによるこれまでの英学界への貢献や、その経歴と豊富な学識等を考えれば、彼の意見を徴することに多大な意義が認められるはずであるというのである。

それでは、このような意図でもって行われた取材に対し、当のブリンクリーはどのようなことを語っていたのであろうか。同誌の談話筆記録によれば、彼はまず、外国語研究の目的、そしてそこにいたるまでの道程について次のように力説していたという。「日本人が英語なり又仏語乃至は独逸語なり研究する場合ばかりではなく、言葉の成立に於て余程似寄つて居る欧米人の間でも外国語に熟達する事は決して容易でないといふ訳は英米人が仏独語を学ぶ場合でも仏独人が英語を稽古する時でも、外国の言葉を十二分に心得、些の差支が無いといふ迄に老練になるには、唯書物を読んだばかりでは何にもなりませぬ、其の外国の風俗習慣宗教上の信仰から始めて、古文辞と近世語、俗語と方言など総べて一々其外国人に接し古今の文書を狩獵して何もかも会得した暁でなくては真の外国語に通じた人とは申されない」と⁽⁸⁹⁾。つまり高度に文化的な内容にも対処し得るほどの「老練」な語学力を養成するためには、学習者による並大抵の努力では到底太刀打ちできないというのである。

そして、このような遠大な目的を達成するまでの方法論についても、ひき続き次のように語られていたという。すなわち「凡そ自国の言葉は幼少の時から自然に耳に慣れ、口に熟して、自分には毫も困難なるを覚えぬ中に老練になるのが常であるが外国語を学ぶにはちつとも此便利がない、欧米人に在つては自他交通も繁く、言葉も余程類似して居るのに尚ほ且つ容易でない、日本人の欧米の語学研究の困難さ加減は又一層の事でありませう。〔中略〕といふ訳は、支那文なれば動詞名詞其他の位置が大抵英文と同じやうであるから、文法句法を研究する上に於ても幾分か了解し易いのであるが、日本文に至ては全く其組織が違つてゐる」と。つまり、そもそも日常的に英語を使用する環境になく、また英語との構造組織が全く異なる日本語を操

る者たちの言語事情を考えれば、彼らが幼児のごとく自然に英語を習得できるはずはないというのである。そして、こうした主張を例証すべく、彼は‘There are some Chinese there.’や‘I went to dip a dish into the brook.’といった例文を挙げ、これらについて、「天辺から There とか a とか the といふやうな日本語には其例を見ざる言葉が沢山挿入されて居る、其用法は一冊の文法書位では容易に会得せられるものではなく、長い間の経験と勉強とにて始めて不用意の間にも法則に違はぬやうになるのであるから、日本人の英語研究の困難は欧米人に比して一層でありませう」⁽⁹⁰⁾と述べたというのである。ここで、彼の英文典で行われていたこれらにまつわる解説、そしてそこで行われた徹底した日英対照論を考えれば、上記の言及がほぼブリンクリーの真意を伝えているものと見て大過なからう。つまりブリンクリーは、後代になり流行するいわゆる「ナチュラル・メソッド」とは頗る対極的な立場から文法を講じていたのである。

そして、このような文法観に基づき著されたのが、ほかでもなく彼の『語学独案内』であった。前出の『中学世界』誌によれば、該文典に胚胎する基本理念について、ブリンクリーは次のように語っていたという。

一文明国民にして二国語を併用する事、日本に於ける日本語及び英語の如き場合は多く他にありますまい、今此二国語を比較しまするに、日本語は英語に特有せる言語を欠いで居ります、例へば無人性名詞の如き、関係代名詞の如き冠詞の如き日本語には総べて之れなく、名詞の単複数を言頭はす事なども甚だ不備ではありますまいか、且つや英語に変化無限の妙趣を添ふる have と比すべき語は日本語中に見当たりませぬ。重ねて言ふやうなれど文章を綴るにも全く語の排置順序を異にして居ります、日本人が英語を学ぶ上に非常な困難を感ずるはそれ故で、欧州中の他国人が英語を学ぶの面倒とは格段の違ひです、欧州中の他国人に英語を教ふる場合には自他其語法句法似かよへる点甚だ多く、思想の言ひ頭はし方も大差なきより彼我相待て修得せしむるに便なるも、日本人の英語を学ぶには毫も此因縁が無い、今茲に一人の英国人があつて日本人に英語を教ふとせんに、若し初めより英国乃至は他の欧州人に対する教授法を踏襲すれば其人は必ず失敗です、既に英人又は他の欧州人に適用して成功せる教授法故、教授法としては申分なきにしても、独り日本の学生は欧州人と其事情を異にするが為に右の英人は失敗を招くのです、日本の学生が他国語を学ぶに其進歩遅緩なりとの評あるは此辺の意味を言ふのでせう。去れば外国人たる英語教師は、日本語に通ぜざれば日本の英語研究者が如何様の困難を感ずるかを了知する事が出来ぬ故、到底日本人を満足させる事は出来ませぬ、当事者此一点に於て眼を具せざる限りは其成績の勞力に酬ひざるは当然の事です、日本人の英語を学ぶには欧州人の至て単純

平易とする点より心を込めて研究をせぬとなりけ[ママ]せぬ、私は此点に深く思を致し、去る千八百七十三年（明治六年）〔明治八年——引用者注〕日本学生の英語研究に便ならしむる目的を以て『英語独案内』『語学独案内』——引用者注〕といふ一冊子を編纂したのであります⁽⁹¹⁾

つまり、学習対象言語である英語、ならびに読者の母語である日本語との間における言語組織上の差異を考えれば、日本人の英語学習に多大な困難が付きまとうのは自然の理であり、したがって彼らを教える教師たちは、たとえ英語母語話者であっても、教え子たちの母語である日本語を学ぶことで、彼ら特有の困難に思いを馳せて然るべきであるというのである。ここで、前章で見た『語学独案内』の内容、あるいは以下に挙げる『新語学独案内』の序文を見ても、上記の言及がほぼブリンクリーの真意を伝えているものと見て大過なかり。さらに下記のよ様な考え方が、彼がこの世を去る直前に著されたものであったことを考えれば、こうした思想こそ彼がその終生にわたり持ち続けた持論であったことも判明するのである。

本書編述ニ就テ予ノ意ヲ用イタルハ、日本ノ語法ニ稽ヘテ、全ク日本人ノ立場ヨリシテ英語ヲ学ブニ易カラシメントカメタルコト是ナリ。意フニ英人ノ視テ以テ簡易ト為ス所モ、日本人ヨリセバ難解ノモノ多シ。例セバ、*there is a bird on that tree* (アノ木ノ上ニ鳥ガアル)ハ、英人ヨリセバ、三尺ノ童子モ了解スベク、毫モ異トスル所ナシ、故ニ初学ノ読本等之ヲ掲載セリ。然レドモ、最初ヨリ之ヲ採リテ、突然日本学生ノ脳裡ニ注入セバ、必ズヤ其解釈ニ困シムナルベシ。何トナレバ、*there* ノ不定指示的副詞ハ、日本語ノ慣用ニ之無ク、其何ノ謂タルヲ知ルニ苦シムベシ。次ニ *is* ニ至リテハ、*be* ナル働詞ノ現在時ノ単数第三人称ト説クモ馬耳東風ナルベシ。次ニ *a* ノ冠詞ニ至リテハ、全然日本語ニ之無ク。*bird* ニ至リテ、初メニ鳥ナルコトヲ解スベク。而シテ *on* ノ前置詞ハ、日本語ノ後置詞ニシテ、是亦直ニ其意ヲ領セシムルコト能ハザルベク。*that tree* ニ至リテ、読ンデ字ノ如クナルベシ。然ラバ則、如上七語ノ中、直ニ理解シ得ベキモノハ、僅ニ三語ニ過ザルナリ。然ルニ、漫然外国初歩ノ読本ニ倣ヒ、是等ノ語句ヲ以テ日本初学ノ者ニ強ユルハ、教育ノ真義ニ反ス。此故ニ、余ハ最初学生ノ直ニ了解スベキ英語ヲ示シ、尋デーノ文法ヲ伝フレバ、直ニ之ヲ適用シ、随テ解説スレバ、従テ之ヲ適用シ、簡ヨリ繁ニ、疎ヨリ密ニ、漸ヲ以テ、門ヨリ堂ニ進マシメント試ミタリ。故ニ本書ハ、暗記ヲ主トセズ、偏ニ学生ノ理解力ニ訴ヘントスルモノナリ。予又意ラク、同一意味ニ使用スル言語ニシテ、幾様ノ言方アレドモ、細カニ之ヲ味ハズ、一々差別ナカルベカラズ、苟モ言語ヲ異ニスル以上ハ、其レ相当ノ解釈ヲ得ラザル筈ナシト、故ニ余ハ此点ニ就テ大ニ意ヲ用ヒ、所謂錙銖ヲ弃折セント企テタリ。

このように、日英語の差異に注目し、日本語をベースとした比較論的立場から、日本人のための英文法を築き上げていたのがブリンクリー著『語学独案内』であった。また、通常の日本人が日常的に英語を使用する環境にないことを考えても、彼らが幼児のごとく自然に英語を習得することなどは不可能であり、むしろ彼らには多大な困難が存在して然るべきとするのも彼の持論であった。そして、このような日本の言語事情に由来する一連の困難への配慮こそ、従来の舶来英文典への改変がもたらされた要因となっていたのであり、そこではむしろ、ブリンクリーに元来備わっていた鋭敏な言語感覚、そして何よりも、日本および日本人への彼の並々ならぬ愛着も存在していたことはいままでもない。

おわりに

本章では、明治初年期における英文法体系の変遷史、とりわけ当該期に輸入された舶来英文典およびこれを大幅に改変したブリンクリー著『語学独案内』に焦点を合わせ、そこで行われた体系内容上の改変とその背後にある動機づけについて検討を行ってきた。

当初から文法重視の風が支配的であった英学界にはじめて持ち込まれてきたのは、英語の母語話者たちを対象とした規範文法体系であった。これは基本的に、彼らが将来正しい英文を綴るために必要な形式規則群を羅列したものであり、むしろそこで行われた品詞論の枠組みや、文法項目のいくつかは現代にまで踏襲されているものの、一方で全くもって論及されない項目も多く、さらに意味用法や語法規則に関する解説もほとんど行われていないという状況であった。したがって少なくとも現今のわれわれの目から見れば、当時の体系は頗る貧弱なものであったのである。

こうした中、やがて上記の内容を日本人向けに改変する動きが活発化することは自然の成り行きであった。中でもその先駆的役割を果たしていたのが、1871（明治4）年に『英文典便覧』を著した青木輔清や、同時期のお雇い外国人であるフランシス・ブリンクリーであった。とりわけ後者による貢献は大きく、そこでは徹底した日英比較対照論重視の姿勢と意味用法規則重視の姿勢でもって、従来の文典内容への補完が行われたほか、現代へと受け継がれる解説の多くが先駆的に施されることになった。

このような一連の改変の背後にあったのが、日本人を圍繞する言語事情への配慮であった。すなわちブリンクリーによれば、そもそも通常の日本人が日常的に英語を使用できる環境にな

く、さらに彼らの母語が英語とは全く異なる構造組織を持つ以上、彼らが英米人のごとく自然に英語を習得できるはずはなく、代わりに文法書でもって意識的に規則を学んでいくしか方法はない、というのである。こうした基本理念を反映させた著作こそ、彼の『語学独案内』であった。

後述する通り、そこでの解説手法に影響を受け、それを後世へと引き継いでいく際に多大な役割を果たすことになるのが斎藤秀三郎である。前述の通り斎藤にとりブリנקリーとは、その生涯にわたる師であったほか、彼は学生時代において確実に『語学独案内』を読み、その影響を受けていた。その証拠史料ともいえるのが、彼が通っていた工部大学校の附属図書館収蔵本目録である。たとえばその1876（明治9）年度版を見てみると、そこには刊行後わずか一年足らずであった『語学独案内』がすでに20部所蔵されていたことが記録されているほか⁽⁹³⁾、彼が同校に入学する直前である1878（明治11）年度版でも、同書がそれまでよりも多い47部収蔵されていたことが明記されている⁽⁹⁴⁾。そして、斎藤がいよいよもって同校に入学してくる1880（明治13）年度版を見ても、同書が47部、すべて「科業用図書」（Class Books）として収蔵されていたという⁽⁹⁵⁾。ここで、この「科業用図書」とは、当時実費で図書を購入できない学生のために学校がその費用を代弁して購入した教科書群のことを指しているから、上記の記載により、ブリנקリーの著書が同校の教科書として用いられていたことが判明するのである。さらに、入学直後から英語に魅了されていき、同校の英書を悉く読破するほどの勉強ぶりを見せていた斎藤が、その過程で『語学独案内』を読んでいなかったとは到底考えられるものでないほか、斎藤自身が行ったとされる次の言及、すなわち「外人で眼の有るものは Brinkley 位のものだ」⁽⁹⁶⁾などを考えても、彼が自らの師であるブリנקリーの影響を深く受けていたことが推察されるのである。

これを示すように、斎藤がのちに大成することになる日英組織慣用語法学（English Idiomology、彼の学習英文法体系もこの中に包摂される）は、元来「英語教師としての外国人と日本人との間には其の職分に明らかなる区画がある」⁽⁹⁷⁾との理念の下で、学習者の母語である日本語と英語とを徹底的に比較対照することから成立していた。こうした基本方針は、明治末年期に彼の弟子である佐川春水により以下のようにまとめられているが、そこで表明されている内容は先述のブリנקリーによるそれと基本的に同一である。

イデオモロジーは即ち Idiomology である。氏が畢生の事業として居られる English idiom の学問といふ意味で辞書には見えない全く斎藤氏自製の新語である。〔中略〕日本語と英語とは根本的に性質を異にして居るから、日本人が英語を研究するのは欧羅巴大陸の人たち

がやるのとは大変に勝手が違ふ。随つて外国人には逆でも想像の出来ない程な大困難が日本の英学生の進路を邪魔して居るのであるが其点に十分なる同情を持つて日英両語の橋渡しをして呉れる人が無かつた為に *Teachers come and teachers go, but I go forever* だか何だか知らぬが、殆んど明治の初年から遣り出した英語の研究の困難は今日に至るも尚厳然として控へて居て文部省を苦しめ教師を悩まし学生をして適く所を知らしめぬ有様、幾ら誰が何と言つてもグアンやベリッツでは日本人に承知が出来ぬ。英米人に成るために英語を勉強するのでない以上吾々は日本語を忘れる訳には行かぬ。随つて日英両国語の比較研究が必要になつて来る。斎藤氏は夙くから此点に着眼して日夜研究の結果遂に *Idiomology* の書を著はすに至つた次第である⁽⁹⁸⁾

このように、1880年に偶然始まったプリンクリーと斎藤秀三郎との親交は、結果的に後者の英語教育思想にも深い影響を与えることになった。むろん後述の通り、平成の現代にまで受け継がれる文法体系を大成し、それを大幅に普及させることに成功したのは、ほかでもなく斎藤である。しかし、その体系に胚胎する基本理念を作り上げたのは彼の師・フランシス・プリンクリーであるというのが正確であり、したがってこうした意味において、プリンクリー著『語学独案内』とは、斎藤文法時代前史において、日本人のための学習英文法に向けた基本理念を刻印し、さらにその後における歴史的展開をも方向づけた記念碑的著作としても位置づけられるのである。

註

- (1) 山本秀煌編『フェリス和英女学校六十年史』(フェリス和英女学校、フェリス和英女学校同窓会、1931年) 32~34頁、西忠温「ジェーンズと横井左平太・大平のアメリカ留学：現地調査から」(熊本洋学校とジェーンズ記念シンポジウム発表資料、2011年3月26日)。
- (2) 杉本つとむ『日本英語文化史の研究』(八坂書房、1985年) 350頁。
- (3) 大槻文彦「和蘭字典文典の訳述記源」(西川政憲編『中学新式勉学要訣』大学館、1902年) 188頁。
- (4) 「津田仙君」(『中学世界』第6巻第13号、1903年) 20頁。
- (5) 福沢諭吉『学問のすゝめ』(岩波文庫、2009年) 57頁。
- (6) 『東京日日新聞』1872年3月25日付1頁(「文明開化のアルファベット菓子」)。
- (7) 『読売新聞』1875年7月30日付朝刊2頁(「開化馬鹿(第三)」)。
- (8) 『英吉利文典』(開成所、第6版、1867年) 5~6頁。以下、同書を「英吉利文典」と表記する。
- (9) Pinneo, T. S. *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. (開成堂、翻刻初版、1887年) 157頁。
- (10) Quackenbos, G. P. *First Book in English Grammar*. (戸田直秀、翻刻初版、1888年) 10頁。以下、同書を「カッケンボス文典」と表記する。
- (11) 慶応義塾『ピネオ氏原版英文典』(尚古堂、1870年) 1頁。以下、同書を「ピネオ文典」と表記する。
- (12) 英吉利文典 11頁。

- (13) 同上 17 頁。
- (14) カッケンボス文典 12 頁。
- (15) 英吉利文典 28 頁。
- (16) 同上 22 頁。
- (17) ピネオ文典 5 頁。
- (18) 前掲 Pinneo, T. S. *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. 77 頁。
- (19) ピネオ文典 29 頁。
- (20) 英吉利文典 29 頁。
- (21) ピネオ文典 32 頁。
- (22) カッケンボス文典 55 頁。
- (23) 同上 54 頁。
- (24) 同上 57 頁。
- (25) ピネオ文典 38～39 頁。
- (26) 同上 44～45 頁。
- (27) 同上 40 頁。
- (28) 英吉利文典 48 頁。
- (29) ピネオ文典 66 頁。
- (30) 英吉利文典 15 頁。
- (31) ピネオ文典 8～9 頁。
- (32) 前掲 Pinneo, T. S. *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. 32 頁
- (33) 英吉利文典 45～50 頁。
- (34) 青木輔清「凡例」(『英文典便覧』忍県洋学校, 1871 年)。
- (35) 同上。
- (36) 同上 17 頁。
- (37) 同上 10 頁。
- (38) 同上 38 頁。
- (39) ブリンクリーの経歴については、五十嵐睦子他「F. ブリンクリ」(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第 13 巻, 昭和女子大学光葉会, 1959 年), 手塚竜麿「親日英人ブリンクリー父子」(『英学史の周辺』吾妻書房, 1968 年), 松峯隆三『ブリンクリ「語学独案内」改題』(桐原書店, 1977 年)などを参照のこと。
- (40) 『読売新聞』1875 年 9 月 12 日朝刊 1 頁。
- (41) 『読売新聞』1875 年 10 月 30 日朝刊 1 頁。
- (42) 「新刊案内 新語学独案内」(『英語青年』第 21 巻第 12 号, 1909 年) 286 頁。
- (43) 「片々録」(『英語青年』第 17 巻第 10 号, 1909 年) 238 頁。
- (44) 内田魯庵『文学者となる法』(図書新聞, 1894 年) 87 頁。
- (45) 大村喜吉『斎藤秀三郎伝: その生涯と業績』(吾妻書房, 1960 年) 63 頁。
- (46) ブリンクリー『新語学独案内』(三省堂, 1909 年)「序文」。
- (47) ブリンクリー『語学独案内 初編』(印書局, 1875 年)「自序」。以下, 同書を「ブリンクリー文典(初)」と表記する。
- (48) 「新刊紹介」(『英語教授』第 2 巻第 5 号, 1909 年) 46 頁。
- (49) ブリンクリー文典(初) 95 頁。
- (50) 同上 99 頁。
- (51) 同上 92～93 頁。
- (52) 同上 125～129 頁。
- (53) 同上 92 頁。
- (54) 同上 123 頁。
- (55) 同上 101 頁。
- (56) 同上 149 頁。

- (57) 同上 156 頁。
- (58) 同上 268～269 頁。
- (59) ブリンクリー『語学独案内 二編』（日就社，1875 年）126～127 頁。以下，同書を「ブリンクリー文典（二）」と表記する。
- (60) 同上 121 頁。
- (61) 同上 125 頁。
- (62) 同上 126 頁。
- (63) ブリンクリー文典（初）116 頁。
- (64) 同上 119 頁
- (65) 同上 195 頁。
- (66) 同上 316 頁。
- (67) 同上 217～220 頁。
- (68) 同上 156 頁。
- (69) 同上 302 頁。
- (70) 同上 107～108 頁。
- (71) 同上 233 頁。
- (72) ブリンクリー『語学独案内 三編』（日就社，1875 年）5～13 頁。以下，同書を「ブリンクリー文典（三）」と表記する。
- (73) 同上 241 頁。
- (74) ブリンクリー文典（初）213 頁。
- (75) ブリンクリー文典（二）5 頁。
- (76) 同上 172 頁。
- (77) 同上 73～86 頁。
- (78) 同上 18 頁。
- (79) ブリンクリー文典（三）101 頁。
- (80) 同上 171, 180 頁。
- (81) 同上 101 頁。
- (82) 同上 214～271 頁。
- (83) ブリンクリー文典（初）143 頁。
- (84) ブリンクリー文典（三）343 頁。
- (85) ブリンクリー文典（二）202 頁。
- (86) 前掲「新刊紹介 新語学独案内」286 頁。
- (87) 「英学者苦心談」（『中学世界』第 6 卷第 9 号，1903 年）21 頁。
- (88) 同上 21～22 頁。
- (89) 同上 22 頁。
- (90) 同上 22～23 頁。
- (91) 同上 24～25 頁。
- (92) ブリンクリー「自序」（『新語学独案内』三省堂，1909 年）。
- (93) 工学寮 *Library of the Imperial College of Engineering, Tokei*.（工学寮，1876 年）38 頁。
- (94) 工部大学校 *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei*.（工部大学校，1878 年）71, 82 頁。
- (95) 工部大学校 *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei*.（工部大学校，1880 年）107 頁。
- (96) Y. F. 生「斎藤秀三郎氏の談片」（『英語青年』第 19 卷第 12 号，1908 年）292 頁。
- (97) 「斎藤氏の談片」（『英語青年』第 31 卷第 2 号，1914 年）46 頁。
- (98) 佐川春水「日英縁結」（『英語の日本』第 1 卷第 1 号，1908 年）24 頁。

第2章 明治10年代から20年代における学習英文法体系の進展

はじめに

前章で検討したプリンクリーの著書が公にされた時期とは、ちょうど日本では「英学」の全盛期にあっていた。1873（明治6）年、のちの東京大学へとつながる開成学校では、そこでの専門学科の教授言語をすべて英語専一とする「英学本位制」が打ち出されたほか、1874（明治7）年にはこうした高等教育機関への予備門的役割として全国の7か所に官立の外国語学校（のちに英語学校と改称）が設立された。そしてその3年後の1877（明治10）年にはいよいよもって「東京大学」が成立、のちの「国家ノ須要」にこたえる帝国大学へとつながる国家的エリート養成機関がここに生み出されていたのである。

しかしながらそこでの教育の実態は、同校初代総理である加藤弘之も「東京大学ニ於テハ方今専ラ英語ヲ以テ教授ヲナスト雖モ此事決シテ本意トスル所ニアラス全ク今日教師ト書籍トニ乏シキカ為メニ姑ク已ムヲ得サルニ出ルモノ」⁽¹⁾であると述べている通り、その教師や教科書のほとんどが英米由来の舶来物に頼らざるを得ない状況であった。くわえてそこでの教授にあたる外国人の助手的存在であった日本人教師たちでさえ、英語でもって授業を行わざるを得ない始末であった。このように当時においては、英書やそれに基づく教育を受けなければ欧米の先進文物にはありつけないというのが現状であり、まさに「東京大学」とは実質的には「洋語大学校」に等しい存在でもあった⁽²⁾。日本の教育と学問は、いまだ真の独立を見るまでにはいたっていなかったのである。

同じことは、当時において圧倒的にその数で優っていた私立の英学塾についても当てはまる。むろん高額な人件費を自弁できないこれらの私塾において、外国人を招いた英語による授業が行われることは稀であった。しかし英書による文明摂取の方式が依然支配的である状況に変わりはなく、たとえば明治期英学の総本山である慶應義塾で学んでいた後藤牧太（のちに東京高等師範学校教授）によれば、同塾の「其頃の学科は、文典、リーダー、歴史、地理、地文、物理、算術、代数、幾何、経済、修身、文明史、哲学、心理」などであり、「慶應義塾の教科書は、始めは先生（福沢先生）が米国から購つて来たのであつて、すべて米国の書物でありました。文典には、ピネオ、クッケンボス、とか、歴史には、パーレー、マルカム、グードリッチとか、物理書には、カツケンボス、ガノーとか、数学には

ロビンソンとか、経済、修身、心理には、ウェーランドとか云ふやうに、皆米人の著書でした、併し後には、英国の書物が、大分行はれて来て、バックルの開化史とか、ミルの倫理学、経済書とか、スペンサーの教育学だの、哲学書などが、用ひらるゝやうになりました」⁽³⁾という。これと同様の状況は、少なくとも明治10年代以降に増大するその他の中等教育機関についても当てはまり、そこでは英語が狭義の英語科の授業のみならず、広く他学科一般においても行われていたのである。

むろん英文法とてもこうした時代趨勢の例外ではあり得ず、明治10年代を過ぎるあたりから、従来とは異なる舶来英文典が次々と日本に招来されることになった。後述の通りこれらの内容は、それまでのピネオやカッケンボスの英文典とは異なり遥かに高度な内容となっており、ここに日本の英文法はその理論的進展における第二段階ともいえる時期に差し掛かっていたのである。

中でも同時期に行われていた英文典の一つが、アメリカ人・グールド・ブラウン (Goold Brown) の初歩文典 *The First Lines of English Grammar* であった。もっとも本文典が日本に招来された時期は比較的早期であることが知られており、すでに明治初年期の時点で当時の洋学者たちに影響を与えていたことが指摘されるほどでもある⁽⁴⁾。これを示すように、同文典は、明治6年に東京開成学校の文法教科書として用いられたほか、その予備機関である東京英語学校や新潟英語学校、宮城英語学校でも同様に行われていた。しかし、このブラウンの文典が本格的に教育機関に取り入れられるのはやはり明治10年代以降のことであり、これを示すように同時期には清水卯三郎の『ブラウン氏初学英文典』(1883) や源綱紀『ブラウン氏英文典直訳』(1886)、近藤堅三『ブラウン氏英文典文法詳解独案内』(1886)、戸代光大『ブラウン容易独習 英文典直訳』(1887)、長野一枝『ブロン氏英吉利文典講義』(1887) といった参考書の出版ラッシュが起こっている。さらに明治20年代になると、大阪の書店から同書の海賊版が出回るようになるなど、ブラウンの文典は該時期における日本の学習英文法の歴史を画する一大盛期を迎えていたのである。

そしてこれと期を同じくしてもう一つ、当時の日本国内で広く行われた英文典が存在していた。アメリカ人・ウィリアム・スウィントン (William Swinton) が1877年に著した大小英文典のことであり、このうちの「小文典」とは *New Language Lessons: An Elementary Grammar and Composition*、一方の「大文典」とは *A Grammar containing the Etymology and Syntax of the English Language* のことを指している。もっともこれらは、かの二葉亭四迷著『浮雲』(1887) においても、「癩癩紛れにお勢は色鉛筆を執つて、まだ真新すういんとん

の文典の表紙をごしごし擦り初めた。不運なすういんとんの文典！」⁽⁵⁾などとして描かれている通り、明治10年代以降における典型的な英文法教科書であった。これについては、のちに英学界の総締となる岡倉由三郎もかつて本書で文法を学んでいたことを回想しているほか⁽⁶⁾、後年になり学習英文法を大成する斎藤秀三郎も同書の愛読者であったことも知られており⁽⁷⁾、彼は1884（明治17）年に『スウイントン氏英語学新式直訳』としてその訳述を行うほどでもあった。

上述の通りこれらの文典は、当時の中等教育機関や私塾における教科書としての役割が鮮明であった。しかし同時期には、これらの応用編ともいえる文典が専門学者や上級の学習者間において用いられた。すなわちアレクサンダー・ベイン（Alexander Bain）著 *A Higher English Grammar* がそれで、著者のベインはスコットランド生まれのイギリス人、1860年からアバーディーン大学において論理学と英語の教育にあたっていたことが知られている。彼の文法書はすでにイギリス本国において1869年にその初版が刊行されていたが、その後明治中期の日本にも輸入されてきたのである。ただし、同文典は全部で300頁を超えるほどの大著であったうえ、その内容も非常に高度なものであったため、一般にこれを学べば「Grammar はそれで沢山」⁽⁸⁾と評されるほどであった。つまり本文典は、主として後述の斎藤秀三郎ら専門学者たちや上級の学習者間で用いられていたのであり、したがって前出の英文典とは異なりあくまでも文法の理論的側面を探求する研究書として位置づけられていたのである。

それでは、そもそもこれらの英文典では具体的にどのような内容が行われていたのだろうか。とりわけ前章で見たピネオやカッケンボスの英文典に比べ、具体的にいかなる体系内容上の進展がもたらされていたのか。

本章ではこれらの問題を解明すべく、まずは前章で用いられた手法と同様にこれらの英文典の一次史料を用いながら、そこにおける体系内容を実証的に解明する。そして後述する通り、これらの英文典に対しやがて日本人学習者を明確に意識した種々の改変が行われていくことになるが、それにくわわった当時のお雇い外国人教師たちや、後代になりその活躍が顕著となる日本人英語教師たちの動向にも注目、彼らにより最終的にどのような体系内容上の改変がもたらされたのかについても同時に明らかにする。

1. ブラウン文典、スウイントン文典、ベイン文典の内容

それでは、前節で紹介した舶来英文典とは具体的にどのような内容であったのだろうか。

スウィントン英文典の冒頭には、‘Language lessons furnish rules for speaking and writing correctly, and practice in composition. Grammar is the science that treats of the principles of language.’⁽⁹⁾との定義がなされ、さらにブラウン文典においても同様に‘English Grammar is the art of speaking, reading, and writing the English language correctly.’⁽¹⁰⁾とされている通り、この時期になり日本に招来されてきた英文法とは、依然として英語の母語話者を対象とした規範英文法体系であった。したがってその全体的枠組みについては従前とほとんど変わりはなく、そこでは冒頭の名詞論にはじまり、やがて前置詞や接続詞、間投詞論を経て、最後は統語論に終わるといった形式もそのまま踏襲されていた。よってこうした形式を見る限り、これらの文典は当時の学習者にとり頗る馴染みやすい内容であったようにみえる。

しかし、これらはやはり英米人向けの文典であったということもあり、そこで行われていた英語表現や例文中には些か難解なものが含まれていた。たとえばブラウンやスウィントンの文典では、その冒頭部から‘is learning’ ‘will be told’ ‘has been requested’ といった複雑な時制形式を用いた練習問題が課されていたほか、‘Some birds of prey, having secured their victim, fly with it very swiftly to their nest.’⁽¹¹⁾など、現今の「分詞構文」に該当する英文もその冒頭から挿入されていた。つまりこうした事実からも窺える通り、通常のわれわれが期待するような学習者の理解や進捗状況に応じた解説上の配慮は一切行われていなかったのである。さらに、演習問題として随所に課された例文中にも些か難解なものが含まれており、たとえば初学者用のスウィントン小文典では、以下のような英文を用いた練習問題が早くから課される始末であった。

When I was a little boy about seven years old, my friends, on a holiday, filled my pockets with spending-money. I went directly towards a shop where toys for children were sold; and being charmed with the sound of a whistle, in the hands of another boy that I met by the way, I offered him all my money for it. I then came home, and went whistling over the house, much pleased with my whistle, but disturbing all the family. My brothers, sisters, and cousins, hearing of the bargain I had made, told me I had given four times as much for the whistle as it was worth. This put me in mind what good things I might have bought with the rest of the money; and they laughed at me so much for my folly that I cried with vexation. This little event was afterwards of use to me, for often, when I was tempted to buy some unnecessary thing, I said to myself: “Don’t give too much for the whistle;” and so I saved my money .⁽¹²⁾

しかしこうした一方で、そこで行われていた体系内容に目を移すと、それぞれの品詞論から統語論にいたるまで、大幅な理論的進展がもたらされていたというのが特徴であった。

たとえば名詞論では、従来の枠組みと同様に‘A proper noun is a special or individual name.’ ‘A common noun is a general or class name.’ ‘A collective noun is a noun denoting a collection of individuals considered as forming one whole or body’ ‘An abstract noun is the name of some quality or action.’として⁽¹³⁾、その基本的な用語と定義とが確立されていた。しかしここにおける「集合名詞」は、現代のごとく独立したカテゴリーとして扱われることはなく、長らく「普通名詞」の一部として包摂されていた。こうした状態からやがて「集合名詞」を独立させて、さらに「物質名詞」とともに現代と同様の体系を完成させたのはペイン文典である。

また、これらの「名詞の種類」にくわえ、こうした分類と名詞の「数」を表す形態素の付与とも絡めた解説も次第に行われるようになった。たとえばスウィントン大文典やペイン文典ではまず、「固有名詞」と「物質名詞」の本来的な不加算性、ならびにその例外における意味の「普通名詞」化について確認された上で、残る「抽象名詞」についても‘Abstract Nouns are by nature singular. When they are used in the Plural, they are converted into common or general nouns. They then mean particular examples, acts, or exercises.’⁽¹⁴⁾と説明された。つまりここから、現今とほぼ同等の名詞論が、すでに明治中期の時点で完成していたことがわかるのである。

つづく代名詞論でも同様に、従来に比べ著しい体系内容上の進展がもたらされることになった。中でも注目されるのが、それまでの英文典で全く扱われることのなかった関係代名詞の用法にまつわる解説であり、たとえばその「制限用法」については、スウィントンにより‘A relative pronoun is *restrictive* when, like an adjective, it limits the idea denoted by the antecedent’ と定義された上で、その具体例として‘The army *which* conquered at Waterloo was commanded by Wellington (=“The *conquering* army at Waterloo,” etc.)’ ‘The evil *that* men do lives after them (= “The evil *done* by men,” etc.)’ などの例文が列挙された。またこれらにくわえ、「説明用法」についても、‘A relative is *explanatory* when it continues the idea expressed by the antecedent, adding another thought, or when it is parenthetical’ とされ、‘He gave me a letter, *which* requested me to read.’ などの例文が提示された⁽¹⁵⁾。さらに「前置詞＋関係代名詞」についても、‘The prepositions governing *whom* and *which* may be placed at the end of the clause, but modern usage prefers placing them immediately *before* the relatives.’ とされ、その具体例と

して‘The steamer *which* I went up the river *in*.’よりも‘The steamer *in which* I went up the river’の方が文体的に‘more elegant’であることが指摘された⁽¹⁶⁾。またこのほかにも、「関係代名詞の省略」や「関係形容詞」,「関係代名詞 *that* の用法」もすべて出揃い,ここに現今とほぼ同等の体系が確立されることになった。

ただし上述のような一連の進展がもたらされる一方で,それらに付随すべき意味や語法規則については,いずれの文典においてもほとんど扱われることはなかった。つまりこれらにおいては,「代名詞」に含まれる個々の具体例がリストとして提示されるのみであったのである。しかしながら例外的にベイン文典では,人称代名詞 *we* や *you* の用法,疑問代名詞 *which* や *what* の用法,さらには指示代名詞 *it* の用法などが詳述されていたが⁽¹⁷⁾,その他の代名詞についてはそのリストが提示されるのみであり,その意味用法が論じられることはなかった。つまりこれらの英文典では,従来と同様,かの形式変化規則重視ならびに意味用法規則軽視という方針が依然として堅持されていたのである。

むしろこのような傾向は,その後の形容詞論や副詞論においても踏襲されていた。したがってそこでの解説の中心は,依然として「比較」であった。しかしこれにくわえ,形容詞の「限定用法」や「叙述用法」との分類が新たに追加されたことも事実であり,たとえばスウィントン大文典ではまず,両者について‘*attributive*’と‘*predicative*’との名称が付与された上で,‘An adjective is not always joined directly (*attributively*) to a noun; the attribute named by the adjective may be asserted (*predicatively*) by means of a verb’と説明されながら,その具体例として‘The fields are *green*’や‘We call the proud *happy*’などの例文が列挙された⁽¹⁸⁾。

しかし,このような体系上の進展は見られるものの,先述の通り前出の英文典ではこれらの意味用法や語法規則が論じられることはほとんどなかった。とりわけ前章のプリンクラーが重視した「冠詞」の用法についてはきわめて貧弱な解説が施されるに過ぎず,たとえば初学者用のスウィントンやブラウンの文典では,これらに関する解説が一切行われていないという始末であった。さらに,例外的にこれを論じていたベイン文典でさえも,以下の通り「定冠詞」については網羅的な解説がなされていたといえるものの,「不定冠詞」についてはごく初歩的な言及にとどまるのみであったのである。

An or A is called the Indefinite Article: ‘*a horse*’ means no one horse in particular. It gives the species or kind of thing wanted, and leaves the choice of the individual free. [中略] **The** is called **the Definite Article**, because it points out one object definitely: ‘*the horse*’ means some

one horse in particular. [中略] We say ‘*the fire,*’ instead of ‘*the fire that is in the room,*’ because we are speaking to a person in the room, and using language that precludes all other fires. [中略] ‘*The lion*’ is a shorter way of saying, ‘the species of animals named the lion.’ So with ‘*the rose,*’ ‘*the potato,*’ ‘*the palm,*’ among plants. ‘*The French*’ is the people or nation having that name. ‘*The rich,*’ ‘*the powerful,*’ ‘*the great,*’ ‘*the miserable,*’ are phrases that leaves out the class name—men or human beings—as being readily understood, and merely give the name of the selection intended, which selection, as being one and definite, receives the article. ‘*The true,*’ ‘*the just,*’ ‘*the good,*’ ‘*the lawful,*’ ‘*the expedient,*’ are other forms of the abstract nouns—truth, justice, goodness, lawfulness, expediency. ⁽¹⁹⁾

上記と同じような状況は、その他の形容詞や副詞についても当てはまる。たとえばスウィントンやブラウンの文典ではわずかに、‘The following are the principal pronominal adjectives: *All, any, both, each, either, every, few, former, first, latter, last, many, neither, none, one, other, same, some, such, this, that, which, what.*’ ⁽²⁰⁾として、その具体例がリストとして紹介されるのみであった。それに対しペイン文典では、多少の意味内容に関する解説が施されていたものの、それらは決して網羅的なものであるとはいえなかった。たとえば *some* に関する以下の解説を見てもわかる通り、そこでは「いくつか」や「ある」といった基本用法が扱われているものの、現今のわれわれが学ぶところの否定文や疑問文への対応や、類似する *any* との関連、さらには ‘*some day*’ や ‘*some time*’ といったイディオムについては一切論じられることはなかったのである。くわえてこれらと連動して行われるはずの *little* や *a little* などとの対照も一切行われることはなかった。

Some indicates one individual not particularized, or denotes an uncertain portion of an entire class or number: ‘*Some enemy has done this*’ ; ‘give him *some apples.*’ ‘*Some*’ has various meanings. In strict logic it signifies ‘not none,’ a certain number, but how many not stated—*some* at least. There is more popular meaning, which implies less than the whole, ‘*some only*’ or ‘*some at most.*’ ‘*Some men are wise*’ insinuates that there are other men not wise. Hence the *alternative* signification: ‘*some believed,*’ and ‘*some (others) believed not.*’ ‘*Some fifty years ago*’ is a very old idiom for expressing an approximate number. ⁽²¹⁾

これにつづく動詞論でも、依然として形式変化規則重視の方針がとられていた。これを示すようにその冒頭部ではまず、‘The modifications, or inflections, of verbs are for two purposes’ とされ、具体的には ‘1. To express some particular manner or time of the being, action,

or passion. 2. To indicate the person and number of the subject or nominative' とされながら、
'Verbs have modifications of four kinds; namely, moods, tenses, persons, and numbers.'⁽²²⁾と列挙された。つまりあくまでも、動詞が見せる 'inflection' や 'modification' の観点から、「法」や「時制」が導入されていたのである。そして、この後につづくそれらの解説についても、意味用法や語法にまつわる解説はほとんど行われておらず、たとえば前章でも検討した「現在完了形」を例にとってみても、そこではわずかに 'The perfect tense is that which expresses what *has taken place*, within some period of time not yet fully past.'⁽²³⁾との同語反復的な説明がなされるのみであった。さらにその意味用法がとりわけ重視される「助動詞」についても、'An auxiliary verb is one used to assist in conjugating other verbs.' として、'The principal auxiliaries are, *do, be, have, shall, may, can, must*, with their variations.'⁽²⁴⁾との説明が行われるのみであったのである。

これに対し、例外的にベイン文典では、多少の意味用法に関する解説が行われていた。たとえば前出の「助動詞」についてはまず、*may* や *can, could, ought* などの基本用法が論じられた上で、*must* についても、① 'compulsion from without' ② 'Uncontrollable desire, amounting almost physical necessity' ③ 'Certainty, or necessary inference, something that we count on'⁽²⁵⁾といった分類が提示された。しかしながら、この他に行われるべき「*must* の過去は *had to* である」や、「*must* (～しなければならない) の否定としては *must not* ではなく、*need not* あるいは *don't have to* を使う」などの原則が論じられることはなく、あくまでも上記のような用法上の分類が行われるのみであった。これと同じように、前出の「現在完了形」についても、その意味用法が① 'an action just finished' ② 'an action done in a space of time not yet exhausted' ③ 'something whose consequences still remain'⁽²⁶⁾と大別されるのみであり、ここに現今の「経験」用法が指摘されることはなかった。つまりベインによりある程度の意味や用法にまつわる解説が施されたものの、それらは現今のわれわれが知るほどの網羅性を備えたものではなかったのである。

一方で、動詞論にまつわる大幅な理論的進展はもたらされていた。たとえばスウィントンの文典において、はじめて「補語」が導入されたことは特筆に値する。すなわちそこではまず、'Most intransitive verbs require no words to complete their sense; but a few intransitive verbs take a *complement*, or completing part.' とされ、いわゆる「不完全自動詞」('intransitive verbs of incomplete predication') の存在が先駆的に明示されたほか⁽²⁷⁾、動詞の *make* や *elect* に伴う「不完全他動詞」に関する解説もあわせて行われ⁽²⁸⁾、そこでは現今

の「主格補語」や「目的格補語」に該当する分析も展開された。また、これと同じような進展はその他の文法項目についても当てはまり、そこではじめて「仮定法未来」や「二重否定」が体系化されたほか、現今の「形式主語」に該当する解説もブラウンやスウィントンにより導入された。さらに従来ではそのラテン文法の影響から「法」の一部とされてきた「不定詞」についても、スウィントンにより新たに「準動詞」(Verbals) といった概念が導入されたことで、この中に通常の「動名詞」や「分詞」とともに包摂されることとなった。

しかしながら、このような一連の進展にもかかわらず、依然として導入されることのない項目も存在し、たとえば現今の「使役動詞」や「知覚動詞」、「基本5文型」、「仮定法過去完了」、「全否定と部分否定」、「形式主語・目的語」、「分詞構文」、「話法・時制の一致」といった用語や概念が現れることはなかった。

さらに上記の文典が元来舶来の英文典であったことを示すように、日本語の母語話者を意識した解説上の配慮も一切行われることはなかった。たとえば、助動詞である *will* と *shall* の用法については、‘It is almost impossible to reduce to rules the niceties of usage in *shall* and *will*, *should* and *would*’ とされた上で、‘those to whom English is the mother-tongue, and who have not been corrupted by provincialisms, acquire an instinct that is the best guide in the employment of these subtle auxiliaries.’⁽²⁹⁾ と説明された。つまりこれらの使い分けについては、英語母語話者としての直観でもって対応すべきであるというのである。さらにこれにくわえて、前章でも検討した「話法」や「時制の一致」についても、ブラウンやスウィントンの文典でこれらが論じられた形跡はなく、例外的にこれを論じていたペイン文典でさえも、これらが体系化されるまでにはいたっていなかった。すなわち、そこではまず、従属節と主節との間の時制の一致が前提された上で、その‘apparent exception’として‘Galileo maintained that the earth moves (not “moved”)’ といった例文が提示されることで、‘the fact of the motion of the earth being true at all times and not being restricted to the time implied in “maintained”’⁽³⁰⁾ との説明がなされるのみであったのである。このほか、当然のことながら、日本語との比較論的見地が前提となる「無生物主語」についても解説がなされることはなかった。

つづく前置詞・接続詞・間投詞論では、はじめて「等位接続詞」や「従属接続詞」との分類が導入された。すなわちスウィントンによれば、‘Co-ordinating Conjunctions join co-ordinate clauses; that is independent affirmations.’ であり、一方の ‘Subordinate Conjunctions

unite subordinate or dependent clauses to the principal clauses of a sentence.’⁽³¹⁾というのである。しかし一方で、これらの区分に包摂される個々の表現の意味用法や語法規則が論じられることはほとんどなく、たとえばブラウンやスウィントンの文典では、主要な前置詞や接続詞のリストが与えられるのみであった。また、例外的にこれを論じていたベイン文典でさえも、従来と同じくその基本的用法が紹介されるのみであった。たとえばそこでの前置詞 *against* の解説を見ても、‘*towards*’ や ‘*opposite to*’, ‘*in opposition to*’ の意味や、「～に賛成の」の意味が紹介されてはいたものの⁽³²⁾、ここに含まれるべき「背景・対照」といった意味が指摘されることはなかったのである。

こうした一連の品詞論の後につづくのが統語論であった。そこでは従来の「平叙文」や「疑問文」、「命令文」、「感嘆文」にくわえ、「単文」や「複文」、「重文」といった分類もすべて出揃うことになった。このうち「単文」については、‘*The Simple Sentence contains one Subject and one finite Verb.*’ と定義され、さらに「複文」についても ‘*A Complex Sentence, while consisting of one principal Subject and Predicate, contains two or more finite Verbs*’ とされた上で、‘*I saw that something was wrong*’ における「主節」(the principal clause) と「従属節」(the subordinate clause) がともに明示的に区分されるようになった。くわえて「重文」についても、‘*A Compound Sentence contains two or more (Simple or Complex) Sentences united*’ と定義された⁽³³⁾。そして、この直後には、現今の文法教育の定番ともいえるこれらの文章間の書き換えも課されるようになり、とりわけこれを重視していたスウィントンの文典ではまず、「単文」から「複文」への書き換えとして、‘*I have a canary-bird. His name is Jack.*’ が ‘*I have a canary-bird whose name is Jack.*’ となること、つぎに「複文」から「重文」への変換例として、‘*When he had become exhausted, the swimmer was drowned.*’ から ‘*The swimmer became exhausted, and he was drowned.*’,そして「重文」から「複文」への例として、‘*The earth is round, and no one doubts it.*’ から ‘*No one doubts that the earth is round.*’,最後に「複文」から「単文」への例として、‘*I expect that he will go.*’ から ‘*I expect him to go.*’ などがそれぞれ列挙された⁽³⁴⁾。つまりこうした書き換え練習は、すでに明治中期の時点で当時の学習者たちの広く目にするところであったのである。

このように、明治も半ばにいたると、同時期に新しく日本に招来された舶来英文典により大幅な理論的進展がもたらされるようになった。そこでは若干の項目群を除き、現今とほぼ同様の枠組みが完成していたのである。しかし一方で、これらに付随すべき意味用法については依然として等閑に附されていたというのが実状であり、例外的にこれを扱って

いたベイン文典でさえも到底網羅的な解説が行われることはなかった。さらに当然のことながら、これらの文典で日本人の言語事情を踏まえた解説上の配慮なども一切行われることはなかったのである。

2. 日本人向け学習英文法体系に向けた進展：お雇い外国人教師や日本人英語教師たちによる英文典

上記の英文典が普及し始める 1879（明治 12）年 12 月 10 日、ちょうど来日してから 2 年目の節目の年を迎えようとしていたイギリス人・コックス（W. D. Cox）は、自身が平生抱懐するところの英語教育論を述べるため、東京は一ツ橋講堂にある自身の講演会場へと向かっていた。コックスは当時若干 35 歳のお雇い外国人、この 2 年前には駒場農学校の英学教師として来日し、その後は同校予科の廃止に伴い、この時期にはすでに東京大学予備門へと転じていた。彼は来日当初から自身の教育経験に基づく英学書を次々と著していたが、この時期にちょうど彼が執筆中であったのがほかでもなく日本人を対象とする学習英文法書であった⁽³⁵⁾。

このような事情もあってか、コックスは会場に到着次第、その日の主題をさっそく文法教育と定め、その重要性について次のように主張した。‘When one is building a house, one of the first points to which one’s attention is directed is the foundation. And so it must be with the teaching of language. Now I fearlessly assert that the only safe language foundation is a certain knowledge of grammar.’ と。つまり英文法の知識こそ、その後における英語学習の土台を作り上げるものにほかならないというのである。しかし、こうした土台を築く上で重要な役割を果たすはずの文法書に目を移すと、そこでは依然として英語母語話者に向けた英文典が行われている。こうした状況をかねてより憂慮していたコックスは、上記にくわえ以下のような言及を行うことで今後の文法書のあるべき姿を示したのである。‘I don’t mean to say that a Japanese class must go through a grammar written for English or American boys, from beginning to end; but I do say that a knowledge of grammar, taught with special reference to Japanese needs,—that is, to the particular difficulties experienced by Japanese students,—is an absolutely essential foundation to building up the structure of the English language.’ と⁽³⁶⁾。むしろここで示されたような態度は、先述した彼の文法書の内容にも十全に活かされていくことになる。

また、上記のような問題意識は、何も当のコックス一人のみによって抱かれていたものではなかった。同時期には各地の教育機関で教えていたその他の外国人たちによっても同様の意識は共有されていたのである。たとえば、この時期に海軍兵学校で教鞭を執っていたチェンバレン (B. H. Chamberlain) は当時の状況について、「英語ニ疎キ者英米著述ノ文典ニテ其解セザル英語ヲ学ハント欲スルハ実ニ嗟嘆ニ堪ベケンヤ」⁽³⁷⁾との憂慮を示していたほか、前述の工部大学校で英語を教えていたディクソン (J. M. Dixon) も、日常の英語授業で散見する日本人特有の誤謬の存在から、早急に彼らのための文法体系を整備する必要性を感じていた。さらに、高等師範学校や第二高等学校で教鞭を執るシーモア (J. N. Seymour) も、間もなくして同様の認識を抱くにいたった。いずれも当時におけるエリート学生への教育経験からくる彼らなりの教訓であったのである。

さらにこのような意識は上述の外国人たちのみならず、広く英学界一般においても共有されていたようである。これを示すように、明治 20 年代を代表する英語雑誌『日本英学新誌』や、国民英学会の『中外英字新聞研究録』では、再三に渡り当時の文法書の不備が指摘されていた。すなわちこれらの記事によれば、「スウイントンの英文典は大小良教科書ではあるが我々外国人に最も必要なる shall, will, should, would の説明冠詞前置詞の用法 subjunctive mood と indicative mood の区別等に至ては其説明甚だ不完全」であり、また「既に多年間使用せられたれば少しく陳腐に傾きたり去れば迪 Bain の大文法は独学の参考書には適せるも教科書としては浩瀚に過ぐクワツケンボス。ブラオンの文法書何れも不完全」⁽³⁸⁾であるというのである。さらにこうした言及にくわえ、「時制」や「助動詞」といった単元についても、「英語に於ける時制の使用法は日本の諸学校に用ふる英文典の教課書に説明するところ孰づれも未だ完全ならず」⁽³⁹⁾の状態であり、また「スウイントン其他の文典に説く所ろは甚はだ不十分に於て解し難く、日本の学生は常に之を持てあませり。蓋し通例日本の諸学校にて用ふる教課書は本と皆な生まれながらにして知らず識らず此等の問題を解くに慣れたる英米人のために編集したるものなれば日本の学生が容易に之を瞭解せざるは亦た無理ならず」⁽⁴⁰⁾とされていた。くわえて、現今の間接話法である「間接叙事法」についても、「斯くの如く困難なるに拘はらず我邦に行なはるゝ英米舶載の文典書類には絶えて之を説明したるものな」く、したがって「日本人にあつては之に苦しむこと一方ならず」⁽⁴¹⁾と批判されていたのである。

こうした経緯もあって、やがて上述の外国人たちにより次々と日本人学習者向けの英文典が著されていくことになった。たとえば前出のチェンバレンは、早くも 1879 (明治 12)

年に『英語変格一覧』なる文法書を著したほか、東大予備門のコックスも 1880（明治 13）年から翌 81（明治 14）年にかけて、*A Grammar of the English Language for Japanese Students*（2 巻）を上梓した。さらにこれと同年には、工部大学校のディクソンも同校学生向けに、*Helps to the Mastery of English. A Short Handbook for Japanese Students*（その後 *A Handbook of English for the Use of the Students in the Imperial College of Engineering, Tokyo* と改訂）を著したほか、最終的にここでの内容に多少の手をくわえて、一般学生向けにも *English Lessons for Japanese Students*（1886）を公刊した。また明治 20 年代になると、今度はシーモアにより初学者用文典 *Easy Grammar Lessons for Japanese Students*（1889）が著されたほか、その翌年（1890）には前者の応用編として *More Grammar Lessons for Japanese Students* も公にされた。くわえて、前出の『日本英学新誌』の執筆者の一人であったアメリカ人・イーストレキによっても、同誌において「高等英文典講義」なる記事が連載され、そこでは当時の文典では見られない詳細な文法論が展開された。このように明治 10 年代から 20 年代にかけての時期には、上述の外国人たちによる文法論の出版ラッシュが起こっていたのである。

しかしながら、すでにこの時期になると、日本の英学界がもはやこれらのお雇い外国人たちの業績のみに頼ることができるような時代は終わろうとしていた。すなわち、上述の著作群が公にされた時期とは、ちょうど「英学」の終局目的である日本の独立、ならびにそれに伴う学問の急速な邦語主義化が進行しており、さらにこれを受容する学習者の側においても、従来の士族出身のエリート学生のみならず、農業や商業の子弟の間でも中等の「学校」への進学熱が著しく上昇、結果的に英語教育のこれまでにない大衆化現象が起こっていたのである。このような「英学」から「英語教授」の時代への移行を示すように、同時期には中等英語科教員の養成事業が各地で本格化することになった。たとえば 1885（明治 18）年から開始された「文部省師範学校中学校高等学校女学校教員試験」（いわゆる「文検」）や、明治 20 年代の国民英学会による盛んな教員養成事業などはその典型である。むろんこのような一連の事業の中でその活躍を期待されていたのは、ほかでもなく日本人の英語教師たちであった。つまり、日本の国家的独立とその近代化の進展に伴い、英語研究の主たる担い手も従来のお雇い外国人から国内の日本人教師たちへと移行せざるを得ない状況が生まれていたのである。

むろん英文法とでもこうした時代趨勢の例外ではあり得ず、明治 20 年代も半ばを過ぎると、各地の日本人教師たちにより続々と邦人向けの英文典が著されるようになった。たとえば 1891（明治 24）年には、斎藤平治により『英文法講義』が上梓されたほか、同時期に

は「陸軍教授」の肩書を持つ崎山元吉によっても『英語教授書』全2巻が公にされた。とりわけ後者は、前節で検討したブリנקリーの著書を高く評価しており、そこでは日英の比較対照論が積極的に展開されていた。こうした配慮が功を奏してか、同書は明治28年3月13日付で尋常中学校用の検定済文法教科書となり、また翌月の4月12日には今度は高等小学校用の文法教科書としても同様の扱いを受けることになった。

しかしながらこうした著作に先んじて、すでに文部省による検定済の文法教科書を世に送っていた人物が存在していた。当時、静岡県尋常中学校や東京府尋常中学校で教鞭を執っていた菅沼岩蔵がそれであり、彼は日清戦争と同年の1894（明治27）年に三省堂から *Primary English Grammar for Japanese Students*（「初等英文典」）を上梓している。もっとも本書が著された経緯とは、著者自身の言葉を借りれば、‘Teachers of English in our schools talk much of the difficulty of teaching Grammar. [中略] The difficulty, I think, chiefly lies in the language in the grammars are written and the examples used in them.’⁽⁴²⁾との問題意識によるものであり、ここから当時の「英語教授」において従来のごとくすべて英語で書かれた原書でもって文法を教えることが実質的に困難な状況となっていたことが窺える。これを示すように、同書の解説はすべて平易な日本語でもってなされていたほか、その例文についても後述の通り、たいへんに日本色の濃いものとなっていた。そして本書はその刊行以来、わずか5年もの間に13回もその版を重ねるなどして、当時の中学校や師範学校などで広く受容されたほか、その後もこれと類似の教科書も続刊されており、たとえば1896（明治29）年には松島剛・長谷川哲治によって『新式英文典教科書』、また同年には富山房からも『英文典問答』が上梓された。

このように、当時の邦人教師たちの英文典が次々と公にされていく中で、同時期にはこれらの英文典とは著しくその性格が異なる異色の文典が日本に招来されることになった。イギリス人・ネスフィールド(J. C. Nesfield)著 *Idiom, Grammar, and Synthesis for High Schools* がそれであり、これは当時イギリスの統治下にあったインド人向けに著された学習英文法書であった。むろん、本書は英語を母語としない者たちに向けて著されたものであり、さらに偶然にもそこでは著者のネスフィールドによる要を尽くした解説が展開されていたこともあって、同書は間もなくして当時の日本人学習者の間で広く受け入れられていくことになった。これを示すように、本文典は、輸入後間もなくして島文次郎により『涅氏邦文英文典』(1898~99)として抄訳されたほか、東京は神田にある国民英学会でもその文法教授の際における参考書として採用された。さらに同会とライバル関係にあった斎藤秀三郎

も、本書の影響を強く受けていたことも知られており、まさにのちの市河三喜も言う通り、同書は明治末年期の文法界における「最高の authority」⁽⁴³⁾の一つとして受容されていたのである。

こうして明治 10 年代から 20 年代にかけての時期には、上述のお雇い外国人や、その後につづく日本人教師たち、さらには異色の文典であるネスフィールド文典でもって、急速に日本人のための文法体系が整備されていくことになった。それでは、こうした一連の歴史的展開でもたらされた従来の文法体系への改変とは具体的にどのようなものであったのだろうか。

まず名詞論については前述した通り、舶来のベイン文典によってその枠組み自体はすでに完成されていた。そしてこのベイン文典を読んでいたコックスやシーモア文典、さらにネスフィールド文典によっても同様の体系は踏襲されていた。しかし、日本人を対象とした英文典では、従来に比べその意味や語法規則に関する説明が格段に増加したことが特徴的であり、くわえて読者の母語である日本語との対照研究も多く行われるようになった。たとえば、工部大学校のディクソンの文典では、‘a music teacher’ と ‘a musical teacher’ との意味上の差異が論じられていたほか⁽⁴⁴⁾、コックス文典においても ‘my friend’ と ‘a friend of mine’ が対照され、前者はとくに ‘the speaker has only one friend.’⁽⁴⁵⁾ を示唆するものと説明された。さらに菅沼文典では、日英両語における「格」が比較対照された上で、それらの理解を促すための手段として、「Mary’s (の) mother (か) went to a toy-shop (に), to buy some toys (を)」⁽⁴⁶⁾などの例文が紹介されたほか、崎山文典でも、「日本語ニテハ姓名共ニ(様, 殿)等ノ尊称ヲ用フレドモ英語ニテハ姓ニ限り(様, 殿)等ノ尊称ヲ用ヒ名ヲ呼ブトキハ呼捨ニテ尊称ヲ用ヒ」⁽⁴⁷⁾ないことが指摘された。このほか、日本人特有の誤謬を意識した指摘も行われ、たとえばチェンバレンの文典では、「花ヲ見ニ行ク」といった文章の訳出法が問題とされた上で、それが通常見られる ‘go and see the flower’ ではなく、‘go and see the flowers’ とされるべきことが指摘された⁽⁴⁸⁾。また、具体例として掲げられた例文中にも ‘Tokyo is the capital of Japan.’⁽⁴⁹⁾ といった表現が続出するなど、従来の名詞論に比べたいへんに日本色が濃くなったことが特徴的であった。

これと同様の状況は、「原来日本語ニ無」く、「英文ヲ綴リ英語ヲ述ベントスル人ノ尤難スル所」⁽⁵⁰⁾ とされた冠詞論においても踏襲されていた。すなわちそこではまず、「定冠詞」や「不定冠詞」などの概念が定義された上で、それらの用法につき詳細な意味論が展開されていたのである。たとえば、日本人がとりわけ不得手とする項目を集めたディクソンの

文典では、その第一章のすべてが冠詞の意味用法のみに割かれていたほか⁽⁵¹⁾、その後につづくシーモア文典においても同様の趣向は継承されていた⁽⁵²⁾。さらにインド人向けのネスフィールド文典でも同様に冠詞論は重視されており、そこではその用法が、① ‘When a *Common noun* is used in the *Plural* number, the *Definite article* should not be placed before it, unless we wish to particularize the noun.’ ② ‘An article is not placed before a *Proper, Material, or Abstract noun*, except when any of these is used as a *Common noun*.’ ③ ‘When “*the*” is placed before a *Common noun*, it sometimes gives it the meaning of an *Abstract noun*.’⁽⁵³⁾などとまとめられていた。このほか同文典では、「定冠詞」が見せる総称用法や、「固有名詞」と共起する例などが、‘*The lion* is a noble beast.’ ‘*the Ganges*’ ‘*the Indus*’ ‘*the Andaman Islands*’ といった頗るインド色の強い表現でもって紹介されたほか、名詞の慣用表現に伴う冠詞の省略例についても、‘*The trees struck root into the ground*.’ ‘Some came *by land*, and some *by water*.’ などの具体例でもって例証された⁽⁵⁴⁾。このように、要を尽くした説明を行っていたネスフィールド文典が、早々に日本人学習者たちの支持を獲得したことは自然の成り行きであった。

つづく代名詞論でも同様に、意味用法重視の姿勢がとられていた。とりわけディクソンやシーモア文典では、従来支配的であった形式変化規則群について一切触れられることはなく、代わりにそれらの意味用法のみが解説されていたことが象徴的である。たとえばここでは、指示代名詞 *this* や *that* の用法や⁽⁵⁵⁾、「不特定多数の人間」を表す *one* や *they, you* の用法⁽⁵⁶⁾、さらには *each other* と *one another* の違いなどが詳説されたほか⁽⁵⁷⁾、日本人が混同しがちな *it* と *one* の用法についても、次のような要を尽くした解説が施されていた。

“It” is used instead of a noun preceded by “the,” “this,” “that,” or the possessive case of a noun or pronoun.

Have you the bag? Yes, I have it.

Have you the bags? Yes, I have them.

But it must not be used instead of a noun preceded by “a” or “any,” unless it is the subject. For such a noun “one” must be used.

Have you a bag? Yes, I have one.

Would a bag do? Yes, it would.

I bought a bag and gave it (the bag) to him.⁽⁵⁸⁾

また、上述の一連の用法のみならず、それらに胚胎する文体的価値についても次第に言

及されるようになった。たとえば、現今のわれわれにとっても頗るなじみ深いといえる It ~to 構文をとってみても、そこではまず、‘This is a construction to be recommended for clearness, if the phrase or clause is considerably longer than the rest of the sentence, or if it is very emphatic’ とされた上で、その具体例として ‘It would be a paradox to say that force was justifiable in none of these cases.’ は適切であるのに対し、‘To say that force was justifiable in none of these cases would be a paradox which Mr. Mill would be the last person to maintain.’ においては、上述の構文を用いることは不適であると説明されたのである⁽⁵⁹⁾。

上述のような語用論的価値を含む意味重視の姿勢が最も顕著なかたちで行われていたのが、つづく形容詞と副詞論であった。そこでは現今のわれわれがしばしば目にする a little と little の違いや⁽⁶⁰⁾、a few と few の違い⁽⁶¹⁾、さらには one, another, other, the other などの用法⁽⁶²⁾、あるいは many と much の違いについても説明が施されていた⁽⁶³⁾。くわえて前節でも検討した some と any の使い分けについても、新たに “Some” is used chiefly in positive statements.’ “Any” is used chiefly in questions and negative statements.’ といった原則が提示された上で、‘But in offering to another person food or anything, “some” may by [ママ] used in a question’ といった例外も紹介されていた。さらにこうした説明に関連させて、“Any” differs from “all” in the same way as “either” differs from “both” とされ、その具体例としては ‘The languages for examination are French, German, English, and Spanish. A student may choose any two of them and omit the others.’ なども挙げられた。また、“Any” with a relative pronoun is equivalent to a compound relative pronoun or adjective’ ともされ、そこでは ‘Take any book that you like best.’ が ‘Take whichever book you like best.’ に書き換えられることも指摘された⁽⁶⁴⁾。くわえてこれらの言及のほかにも、たとえば much と very の違いについて、‘The former of these words is used to qualify adjectives, the latter to qualify past participles and adjectives in the comparative degree. Both are used to qualify adverbs.’⁽⁶⁵⁾とも説明されたほか、副詞である enough の用法や⁽⁶⁶⁾、分数を含む数量表現の読み方⁽⁶⁷⁾、さらには比較級を強調する much の用法や⁽⁶⁸⁾、all などに見られる数量詞遊離現象などもすべて解説された⁽⁶⁹⁾。こうして、従来の英文典で欠落していた意味用法群が大幅に補完されることになったのである。

さらに、こうした單元では、読者である日本人への配慮を示すように、彼ら特有の誤謬についても随時指摘がなされていた。中でもその典型例ともいえるのが、否定疑問文への日本語の「はい」「いいえ」と、英語の Yes/No との違いについてであり、これについては

工部大学校のディクソンにより以下のような先駆的解説が行われている。

We must now consider a mistake often made in answering questions put negatively. In English it is not permissible simply to affirm a negative question; we can do this only with a question put positively:—

‘Did you not understand my lecture today?’

To answer ‘yes’ would be meaningless. If the lectures was [ママ] understood, the person addressed ought to say ‘Yes, I did’; if it was not understood ‘No, I didn’t.’⁽⁷⁰⁾

また、興味深いことに、同様の英文への返答法は、インド人向けのネスフィールド文庫においても詳述されていた。そこではまず、‘Mistakes are often made by Indian students in the use of “yes” or “no” in answering question’ とされた上で、たとえば ‘Did you *not* find him at home?’ のような英文に対し、‘Yes. I did *not* find him at home.’⁽⁷¹⁾とするインド人が多い旨が指摘されていた。むろんこれは偶然のことではあろうが、上述のインド人向けの指摘は、遠く日本の地で英語を学ぶ日本人学習者をも裨益する結果となっていたのである。

そして、これにつづく動詞論でも、一貫して日本人の言語事情に即した解説が展開されていた。たとえば「時制」の単元においてはまず、‘Has the letter been brought by the postman?’ ‘How long have you been here?’ が、それぞれ「此手紙ハ郵便配達人ガ持テ来タカ」「君ハ幾年此処ニ御住デスカ」⁽⁷²⁾と言語化されることが注目された上で、そこでは英語の「受動態」や「完了形」がそのまま日本語で表現されるわけではないことが注意された。さらに日本語における授与表現、すなわち「くれる」と「やる」の区別が英語では存在しないこと（例：I lent him a book. He lent me the knife.）⁽⁷³⁾、しかし一方で、両者における共通点も存在し、たとえば「現在における非現実」を示す「仮定法過去」では、両語で「過去形」がともに用いられること（例：「あの人が居たら必ず之に反対するだらう」）⁽⁷⁴⁾なども指摘された。このように当時の英文典では、その著者たちの鋭敏な言語観察力を反映した対照論が行われていたのである。

さらに従来 of 英文典でほとんど扱われてこなかった意味用法が、その解説の中心となっていたことも特徴的であった。とりわけこの傾向を顕著に示していたのが、先述の「助動詞」の単元であり、そこでは従来 of may や must, can などの意味にくわえ、「英語母語話者としての直観」(スウィントン) で処理すべきものとされた will や shall の用法、ならびにその複雑な would や should の用法についても解説が展開された。すなわちシーモアによれば、それらは、① ‘To form a “Future of the Past”’ ② ‘To express a future supposition in the

antecedent clauses of conditional sentences.’ ③ ‘In the consequent clauses of conditional sentences’ などに分類されるというのである。さらにこれらのほかにも, “Should” is used in noun clauses introduced by “it is right that,” “it is wrong that,” “it is necessary that,” and sometimes in clauses introduced by such expressions as “it is wonderful that,” “I am surprised that,” “it is a pity that,” “I regret that.” との事実も指摘されたほか, 「過去の習慣」をあらわす would の用法, あるいは感嘆文で用いられる should の存在なども紹介された⁽⁷⁵⁾。つまりここから, 当時における英語教師たちが, これらの規則を日本人が「直観」でもって学べるはずがなく, あくまでも意識的に規則として学ぶほかはないとの認識に達していたことがわかる。

さらに, こうした解説に付随して, 日本人がとりわけその理解に難渋する項目についても逐一比較や対照がなされるなどして, 学習者の理解が促されていた。たとえば「現在形」と「進行形」の違いについては, 基本的に前者が ‘denotes what is true at all times, not merely at the present moment.’ とされ, 一方で後者が ‘refer only to the present moment.’ とされた上で, その具体例として ‘Who teaches these boys? Mr. Green teaches them, but he is sick, I am teaching them now.’ ‘Although it is Sunday I am working; but I don’t generally work on Sunday.’⁽⁷⁶⁾などが列挙された。さらに修飾表現として使われる「準動詞」についても, ‘The troops to go to Sendai will set out tomorrow.’ と ‘The troops coming from Shizuoka will arrive here tomorrow morning.’ が比較され, 前者ではあくまでも「未来ニシテ未ダ着手セズ」状況が表されるのに対し, 後者では「現在ニシテ已ニ着手中」⁽⁷⁷⁾の意味が表されるものとされた。くわえて, 日本人がとりわけ難渋する「話法」と「時制の一致」についても豊富な解説が施され, とりわけこれを先駆的に扱ったチェンバレンの文典ではまず, 「文段ニ said that 又ハ had said that (ト云ヒキ), thought that 又ハ had thought that (ト思ヒキ), was informed that 又ハ had been informed that (ト知ラサレキ) 等ノ類ヲ蒙ラスル場合ニ於テハ其文段ノ現在ナルヘキ動詞ヲ半過去〔過去形のこと。以下同じ——引用者注〕ニ移シ半過去及ヒ充過去〔現在完了形のこと——引用者注〕ナルベキヲ大過去〔過去完了形のこと——引用者注〕ニ移シ第一未来〔未来形のこと——引用者注〕ナルベキヲ would ト組立ル許可法半過去ニ移スナリト記憶スベシ」とされながら, たとえば ‘The river is deep’ が上記の場合だと, ‘I had been told that the river was deep.’⁽⁷⁸⁾と変換されることが説明された。また, これと同じことは, これらの単元を ‘sources of difficulty to Japanese Students’⁽⁷⁹⁾と見做していたコックスによっても引き継がれたほか⁽⁸⁰⁾, その後のディクソンによっても, 工部大学の学生がしばしば冒す誤りとして, 以下のような注意喚起が行われていたのである。

SEQUENCE OF TENSES. If the principal or introductory verb in a complex sentence be in a past tense, the subordinate verbs must of necessity be in the past, unless a general truth to which the writer or speaker himself wishes to assert has to be expressed (中略) This rule is an important one, and is more transgressed than almost any other by Japanese students. (81)

さらにこうした事実については、シーモア文典でも重点的に扱われ、そこではまず、「話法」が持つ機能について‘Either form of narration may be used to describe what someone has said. [中略] The former [直接話法のこと——引用者注] is used only when the exact words are important; if they are not, the latter [間接話法のこと——引用者注] is used’ と規定されながら、「直接話法」から「間接話法」への転換例が多く紹介された。たとえばそこでは、‘He said, “I am sick.”’ から ‘He said that he was sick.’ などの基本例をはじめ、‘She said to me, “Do you feel the earthquake?”’ から ‘She asked me if I felt the earthquake.’, また ‘I said to the children, “Don’t make such a noise.”’ から ‘I told the children not to make such a noise.’, さらに ‘He said, “I won’t give even a sen.”’ から ‘He refused to give even a sen.’ (82) といった応用例にいたるまでの解説が行われていたのである。

こうした一方で、動詞論を包摂する理論的枠組みについていえば、当時の最新の理論体系がそのまま踏襲されていた。すなわち、「補語」や「不完全動詞」に関する一連の分析をはじめ、「準動詞」や「二重否定」などもそのまま継承されていたのである。また一方で、新たに導入された概念もいくつか存在し、たとえば先述のイーストレキによっては、はじめて「假定法過去完了」や、現今の「形式目的語」に該当する分析が行われたほか⁽⁸³⁾、前出のブリנקリーにより指摘された「意味上の主語」に該当する分析も、コックスによって引き継がれていた⁽⁸⁴⁾。さらに「独立分詞構文」についても、ベインの影響を受けるかたちで、上述のコックスやシーモア、ネスフィールドらによって ‘Absolute Participial Construction’ ‘absolute construction’ などと体系化されていた⁽⁸⁵⁾。しかしながら、この時点にいたっても明示的に導入されることのなかった項目も存在し、たとえば通常の「分詞構文」や「使役・知覚動詞」、「意味上の主語」、「基本5文型」、「形式主語・目的語」、「全否定と部分否定」などが体系化されることはなかった。

この後につづく前置詞・接続詞・間投詞論でも、一貫して意味重視の姿勢が行われていた。中でも注目すべきはディクソン文典であり、その主著 *English Lessons for Japanese Students* では、その全体の3分の1にあたる36ページがすべて前置詞の意味論のみに割かれていた⁽⁸⁶⁾。これと同じような趣向は、コックス文典やシーモア文典、斎藤平治文典、崎

山文典、ネスフィールド文典においても行われており⁽⁸⁷⁾、たとえば前節で検討した前置詞 *against* については、ネスフィールドにより① ‘Opposition of place’ ② ‘Opposition of aim’ ③ ‘Provision for’ ④ ‘Comparison’⁽⁸⁸⁾などの意味がその豊富な具体例とともに紹介されていたのである。

そして、これらの一連の品詞論の後に行われるのが統語論であった。そこでは従来の体系と同様に、「平叙文」や「疑問文」、「感嘆文」、「命令文」といった分類にくわえ、「単文」や「複文」、「重文」なども踏襲されていた。中でもこれらの概念を、現代と同じようなかたちで体系化していたのがネスフィールドであり、そこではまず「単文」が ‘A sentence which has only *one* Finite verb (expressed or understood) is called a Simple sentence’ と定義されたほか、つづいて ‘A sentence that has *more than one* Finite verb expressed or understood is either Compound or Complex.’ とされ⁽⁸⁹⁾、 ‘A Complex sentence consists of a Principal clauses with one or more Subordinate clauses. The clause which contains *the main verb* of the entire complex sentence is called the Principal clause.’⁽⁹⁰⁾、さらに ‘A Compound sentence is one made up of two or more Co-ordinate (*that is, equal or independent*) clauses. The clauses of which a Compound sentence is made up of are joined together by any of the *Co-ordinate Conjunctions*’⁽⁹¹⁾との解説が施された。このほか同文典では、これらの3種類の英文を用いた書き換え演習も大量に課されることになった⁽⁹²⁾。

このように、明治10年代から20年代にかけて公にされた日本人向け英文典では、明確に従来の英文典で欠落していた解説への補完的態度、すなわち意味用法・語法規則の重視、ならびに日英の比較対照論研究重視の姿勢が顕著であった。また偶然ではあったが、インド人向けのネスフィールド文典でも同様の姿勢は行われており、ときに彼ら特有の誤りの指摘が日本人学習者をも裨益する一幕すらあった。さらに、これらを包摂する理論的枠組みについては、前出のスウィントンやペインの文典で展開された最新の体系が踏襲されるかたちとなっており、したがってこうした事実から、当時における邦人向け英文典が、上述の枠組みとそこで欠落していた意味論や日英対照論との結合体にほかならなかったことがわかる。

むろん上述の規則群は、これらの英文典の著者たちからすれば、すべて意識的に学ばせるべき性質のものであり、ここに英米の規範文法体系と日本の言語事情の両者を考慮した独自の体系が生み出されていたといえるのである。

おわりに

本章では、明治10年代から20年代にかけて招来された舶来英文典、ならびにその内容への不満から新たに公にされた日本人向け英文典に焦点を合わせ、それらの体系内容上の変遷とその背後にある動機づけについて検討を行ってきた。

この時期において日本に輸入されてきた英文法とは、従来のピネオやカッケンボス英文典に比べ遥かにその内容が高度な規範文法体系であった。したがって、そこでは従来の体系内容への大幅な理論的進展がもたらされた。たとえば、現今の「補語」や「仮定法未来」、「二重否定」といった概念が新たに指摘されたほか、形容詞の「限定用法」と「叙述用法」、接続詞の「等位接続詞」と「従位接続詞」などの分類もはじめて導入された。こうして、現今のわれわれが学ぶものとはほぼ同等の体系が整備されていったが、そこでは依然として従来の形式変化ないしは理論重視の姿勢が顕著であり、個々の表現が見せる意味規則についてはほとんど扱われることはなかった。中には後者については、全くもって英語母語話者の直観でもって対処すべきと説くものまで存在しており、このような態度から日本人の言語事情に即した解説が生まれ出てくるはずもなかった。

しかし時代が下るにつれ、上記の内容を改変し新たに日本人に向けた文法体系を構築する動きも活発化することになった。とりわけ、こうした動きを先駆的に見せていたのが当時のお雇い外国人教師たちであり、彼らの行動は自身の勤める高等教育機関での教育の実地経験に由来していた。さらに後代になると、彼らの業績を引き継ぐかたちで日本人の英語教師たちによる文法書も著されるようになり、そこでは従来等閑に附されていた意味用法や語法規則群、ならびに日英の比較対照論を中心に解説が展開された。また偶然ではあったが、インド人向けのネスフィールド文典でも同様の方針は見られ、そこではインド人向けの指摘がときに日本人学習者をも裨益する一幕もあったのである。

前述の通り、これら一連の文典内容の背後にあったのは、当時の英語教師たちの教育の実地経験であった。すでに本章の冒頭でも触れられた通り、同時期の高等教育機関では、そもそも日本語でもって学究活動を行える状態ではなく、代わりに外国語である英語を用いた教育が主流であった。これについては、前出の工部大学校の卒業生も口々に回想している通り、そこでの「教師は執れも英国人なれば英語の了解出来ざる人は学生たる事出来ざりき、講義も凡て英語で以て講義をしたれば英語の了解出来ざる者は学生たるを得ざりしなりき」⁽⁹³⁾とされるような状況だったのである。しかし、こうした特殊な教育を受けて

いた者たちであっても、到底彼らの母語である日本語やその言語環境に由来する困難を免れることはできなかった。これを示すように、彼らを対象とした英文典では、再三にわたり、彼ら特有の誤謬の指摘や欠落していた意味解説群の補完が行われていたのである。そして結果的に、このような一連の解説群が現今のわれわれが学ぶ文法体系の礎石を築くことになった。つまり、日本における学習英文法体系には、こうした明治初年期の特殊な教育を受けていた者たちへの教育経験とそこで得られた教訓とが胚胎しているのであり、ここで作られた文法体系は、現今の用語を借りれば、日本人向けの EFL 型文法体系といっても過言ではないだろう。そして、このような趣向は、むろん前章で検討したブリンクリーの示した方向性とも全くもって軌を一にするものでもあったのである。

こうして、理論と実践の両側面から裏づけられるかたちとなった学習英文法は、確実に従来の英米規範文法の直輸入時代を脱し、完全なる「国産」化への途を辿っていた。さらに、こうした流れと並行して、当時の英学界も従来の「英学」時代を脱し、近代の「英語教授」の時代へと移行していた。そこでは日々増大する生徒たちの便宜に供するため、一刻も早い彼らのための文法体系の整備とその大幅な普及とが求められていた。むろん、こうした活動を行う上で最も有利な立場にあったのが当時の日本人英語教師だったわけで、やがてこのような時代要請に応じるかたちで、それまでの業績を集大成し、次々と質の高い文法書を公にしていく人物が登場することになる。彼は、先述のブリンクリーとその終生にわたる師弟関係を結び、また在学中にはかのディクソンにも師事するなど、当初から日本人のための文法体系を整備する必要性を感じていた。さらに、明治 20 年代末には、その実力を見込まれるかたちで東京は第一高等中学校の英語教師に就任、その活躍の場を広げていくチャンスが与えられていた。斎藤秀三郎である。

註

- (1) 川澄哲夫編『資料日本英学史 2』（大修館書店、1978 年）92 頁。
- (2) 天野郁夫『試験の社会史』（平凡社、2009 年）28 頁。
- (3) 「三十年前の慶應義塾」（『教育時論』第 635 号、1902 年）24 頁。むろん同時期から明治 10 年代にかけて盛んになる一連の自由民権運動においても、「英学」はその絶大な効力を発揮することとなった。そこでは西欧の近代自由主義思想がミルやベンサム、スペンサーらの著作を介して輸入され、各地における活発な言論活動を支えていたのである。こうした状況について、のちに国民英学会の磯部彌一郎も次のように回想している。「其当時〔国民英学会創立時、したがって明治 20 年前後のことであると思われる——引用者注〕日本の英学と云へば政治思想を養ふのが第一の目的であつたらしい、故に教科書と云へばミルとかスペンサーとか、ギゾーとか、バツクルとか、乃至ベンサムの実

利主義やウエーランドの経済学など云ふ著書が盛んに行はれ、文学趣味の教科書と云へば漸くマコーレーのエッセイが流行し懸けたに過ぎず、訳読が専一であつて、話すとか書くとか云ふ実用的の方面は殆どではなく全く閑却されて居つた」(磯部彌一郎「語叱府」『中外英字新聞』第19巻第4号, 1912年, 124頁)。

- (4) 豊田實『日本英学史の研究』(岩波書店, 1939年) 243頁。
- (5) 二葉亭四迷『浮雲』(岩波文庫, 2009年) 219頁。
- (6) 岡倉由三郎「老英学生の思ひ出」(『改造』第15巻第1号, 1933年) 14頁。
- (7) 大村喜吉『斎藤秀三郎伝: その生涯と業績』(吾妻書房, 1960年) 70~78頁。
- (8) 「倶楽部」(『青年』第10巻第11号, 1903年) 217頁。
- (9) Swinton, W. *New Language Lessons: An Elementary Grammar and Composition*. (戸田直秀による翻刻版, 1889年) 1頁。以下, 同書を「スウィントン小文典」と表記する。
- (10) Brown, G. *First Lines of English Grammar*. (六合館による翻刻版, 1883年) 7頁。以下, 同書を「ブラウン文典」と表記する。
- (11) スウィントン小文典 28頁。
- (12) 同上 20頁。
- (13) 同上 61~62頁。
- (14) Bain, A. *A Higher English Grammar*. (Longmans and Co., 1904年) 22頁。以下, 同書を「ベイン文典」と表記する。
- (15) Swinton, W. *A Grammar containing the Etymology and Syntax of the English Language*. (六合館, 1893年) 181頁。以下, 同書を「スウィントン大文典」と表記する。
- (16) 同上 185頁。
- (17) ベイン文典 26~33頁。
- (18) スウィントン大文典 35頁。
- (19) ベイン文典 57~59頁。
- (20) ブラウン文典 32頁。
- (21) ベイン文典 54頁。
- (22) ブラウン文典 59頁。
- (23) 同上 61頁。
- (24) スウィントン小文典 103頁。
- (25) ベイン文典 179頁。
- (26) 同上 188頁。
- (27) スウィントン小文典 76頁。
- (28) ベイン文典 270頁。
- (29) スウィントン大文典 200頁。
- (30) ベイン文典 311頁。
- (31) スウィントン大文典 93~94頁。
- (32) ベイン文典 97頁。
- (33) 同上 265, 274, 280頁。
- (34) スウィントン小文典 167~170頁。
- (35) コックスの略歴と業績については, 渡部リン他「W. D. コックス」(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第8巻, 昭和女子大学光葉会, 1958年)を参照のこと。
- (36) Cox, W. D. 'English Language Teaching.' (*The Student*. 第3号, 1887年) 37頁。
- (37) チェンバレン『英語変格一覧』(一貫堂, 1879年)「緒言」。以下, 同書を「チェンバレン文典」と表記する。
- (38) 「英学時評」(『中外英字新聞研究録』第4巻第16号, 1897年) 156頁。
- (39) イーストレキ「高等英文典講義」(『日本英学新誌』第20号, 1892年) 249頁。
- (40) イーストレキ「高等英文典講義」(『日本英学新誌』第1号, 1892年) 13頁。
- (41) 『日本英学新誌』第45号, 1894年, 63頁。

- (42) 菅沼岩蔵 *Primary English Grammar for Japanese Students*. 『初等英文典』(三省堂, 1894年) ‘Preface’。
以下, 同書を「菅沼文典」と表記する。
- (43) 市河三喜「四半世紀の回顧」(『英語研究』第26巻第8号, 1933年) 753頁。
- (44) Dixon, J. M. *A Handbook of English for the use of the students in the Imperial College of Engineering, Tokyo*.
(工部大学校, 1886年, 第3版) 15頁。以下, 当時の工部大学校における本書の呼称に鑑み, 「ディクソン英学必携」と表記する。
- (45) Cox, W. D. *A Grammar of the English Language for Japanese Students*. Part. 1. (丸屋善七, 1884年, 第3版) 35頁。以下, 同書を「コックス文典(1)」と表記する。
- (46) 菅沼文典 121頁。
- (47) 崎山元吉『英語教授書 第一巻』(崎山敏輔, 1899年, 第8版) 24頁。以下, 同書を「崎山文典(1)」と表記する。
- (48) チェンバレン文典 9頁。
- (49) 菅沼文典 2頁。
- (50) チェンバレン文典 11頁。
- (51) Dixon, J. M. *English Lessons for Japanese Students*. (共益商社, 1886年) 5~17頁。以下, 同書を「ディクソン文典」と表記する。
- (52) Seymour, J. N. *More Grammar Lessons for Japanese Students*. (博聞社, 1894年, 第3版) 36~49頁。
以下, 同書を「シーモア文典」と表記する。
- (53) Nesfield, J. C. *Idiom, Grammar and Synthesis for Higher Schools*. (Macmillan&Co., 1924年) 169頁。
以下, 同書を「ネスフィールド文典」と表記する。
- (54) 同上 169~170頁。
- (55) コックス文典(1) 80頁。
- (56) ディクソン英学必携 27頁, ディクソン文典 72頁, シーモア文典 19~20頁。
- (57) シーモア文典 28頁。
- (58) 同上 22頁。
- (59) ディクソン文典 58頁。
- (60) コックス文典(1) 43頁, ディクソン英学必携 37頁, ディクソン文典 56頁, シーモア文典 27~28頁, ネスフィールド文典 162~163頁, 斎藤平治『英文法講義』(有明堂, 1891年) 173頁(以下, 同書を「斎藤平治文典」と表記する), 崎山元吉『英語教授書 第二巻』(崎山敏輔, 1894年) 195頁(以下, 同書を「崎山文典(2)」と表記する)。
- (61) コックス文典(1) 43頁, ディクソン英学必携 36~37頁, ディクソン文典 55~56頁, シーモア文典 26~27頁, 斎藤平治文典 173頁, 崎山文典(2) 195頁, ネスフィールド文典 164頁。
- (62) ディクソン英学必携 36頁, ディクソン文典 61頁, シーモア文典 28~29頁, 崎山文典(2) 195~196頁, ネスフィールド文典 166~167頁。
- (63) ディクソン英学必携 35頁, ディクソン文典 59~60頁, シーモア文典 26頁, 崎山文典(2) 195, 205頁。
- (64) シーモア文典 23~24頁。
- (65) 同上 104頁。
- (66) ディクソン英学必携 43頁, シーモア文典 90, 105, 171頁, ネスフィールド文典 145, 194頁。
- (67) コックス文典(1) 41~42頁, シーモア文典 56~59頁。
- (68) シーモア文典 104頁, ネスフィールド文典 193頁。
- (69) ディクソン英学必携 38頁, シーモア文典 24~25頁。
- (70) ディクソン英学必携 63頁。
- (71) ネスフィールド文典 197頁。
- (72) 崎山文典(1) 122, 125~126頁。
- (73) 崎山文典(2) 191頁。
- (74) 菅沼文典 128頁。
- (75) シーモア文典 70~74頁。

- (76) 同上 63 頁。
- (77) 崎山文典 (2) 156 頁。
- (78) チェンバレン文典 (2 冊目) 31 頁。
- (79) Cox, W. D. *A Grammar of the English Language for Japanese Students. Part II.* (丸屋善七, 1881 年) 'Preface'。以下, 同書を「コックス文典 (2)」と表記する。
- (80) 同上 123, 145, 146~152 頁。
- (81) デイクソン英学必携 69 頁。
- (82) シーモア文典 80~83 頁。
- (83) イーストレキ「高等英文典講義」(『日本英学新誌』第 32 号, 1893 年) 12 頁, 「講述」(『日本英学新誌』第 64 号, 1894 年) 22~23 頁。
- (84) コックス文典 (2) 110, 154 頁。
- (85) 同上 157 頁, シーモア文典 95 頁, ネスフィールド文典 135 頁。
- (86) デイクソン文典 73~114 頁。
- (87) コックス文典 (2) 89~119 頁, シーモア文典 115~166 頁, 斎藤平治文典 13~36 頁, 崎山文典 (2) 216~242 頁, ネスフィールド文典 206~258 頁。
- (88) ネスフィールド文典 207 頁。
- (89) 同上 110 頁。
- (90) 同上 121 頁。
- (91) 同上 117 頁。
- (92) 同上 307~352 頁。
- (93) 荒川已次「旧工部大学校回顧録」(旧工部大学校史料編纂会『旧工部大学校史料・同附録』, 1978 年, 青史社) 53 頁。

第3章 明治30年代における学習英文法体系の成立と、英文法教授法問題

はじめに

斎藤秀三郎は、1866（慶応2）年1月2日に東北は仙台の地で生まれた⁽¹⁾。彼は幼いころより進歩的な思想を持つ父の下でアルファベットを習い、早くから英語と触れ合う機会を有していた。彼は5才の時、仙台藩の英学校である辛未館に入塾、そこで一時英語を学んでいたとされるが、彼が本格的に英語に取り組みはじめたのはその後に入塾した宮城英語学校以来である。そこでは当時の「英学」教育の特殊性を示すように、彼はグールド（C. L. Gould）というアメリカ人について英語を学んでいる。そして彼は同校を卒業後、一時東京大学予備門に入塾、さらにその翌年の1880（明治13）年には工部省の工部大学校に入塾、そこでいよいよもってその生涯の師となるブリンクリーやディクソンとの出会いを果たすことになった。これらの教師たちの斎藤への影響は大きく、彼はここで当初抱いていた工学者となる夢を捨て、その一生の進路を英語研究へと変更することになる。この瞬間に、のちの「日本英学界の巨人」・斎藤秀三郎が誕生したわけであるが、このときから彼の豪放ぶりも同様に発揮されるようになり、斎藤は1883（明治16）年に在学中の工部大学校を退学させられてしまうことになった。

その後、郷里の仙台に戻った彼は、さっそく1885（明治18）年に自らの私宅に英学塾を開き、念願の英語教師としてのキャリアを歩み始めた。しかし、そこでの教育の実態は些か苛烈なものであったとされており、彼の英語研究への剛直なまでの熱意が空回りしてしまうこともしばしばであった。たとえば、ある日彼に教えるを請うてきた弟子の一人がスウィントン万国史の訳読を命じられる。さっそく弟子が「歴史は一般の意義において人類の....」と訳し始めると、「馬鹿！何だその訳は。駄目々々。明日からナショナルの第二リードルを持つて来い」との斎藤の罵声が飛ぶ。これを聞いた弟子の目には涙が浮かび始める。が、一方の師はこれに構う様子はない。これを見かねた彼の父も、「秀や、そんなに怒らないで....」と諫めるも、「私の弟子は私が仕込むから構わないで下さい」との反論がなされる始末。くわえて彼の講義は狭義の英語の知識にとどまらず、動物学や幾何学、造船学などにまでおよんでいた。すなわち弟子の回想によれば、「先生はドローイングを教える

と云ってしきりに船の描き方を教えた。そして幾何学も之と之とは *respectively equal* だなど云う言葉を使ってライトの幾何学を教えた」というのである。しかしながら、こうした彼の「英学者」としての資質を存分に発揮した英語授業は、ついぞ弟子たちによる支持を得ることはなかった。また、その後においても、出会えた同志たちとの喧嘩が絶えず、斎藤の教員生活は頗る多難なスタートを切ってしまったのである。

この状況の中、斎藤にもやがて大きなチャンスが訪れることになる。1887 (明治 22) 年、彼の郷里・仙台に第二高等中学校が設立されたのである。ここに縁あって助教授として就任できた彼は、さっそく自身の授業においてポープの *Essay on Man* を講じ始めた。しかし、これを見た同校のアメリカ人主任教師であるハーレルはそれを無謀であると批判、これを聞いた斎藤も、「米人には難しく解らぬかも知れぬが日本人には解る」として応酬するも、自身の「助教授」という立場から結局ハーレルに屈するほかはなかった。そして、周囲の者たちには「人間講師となるも、決して助教授となるなかれ」との言葉を漏らしながら、斎藤はついに同校を辞職してしまうのである。このようなエピソードからも窺える彼の英語研究への熱意とプライドは、その後の岐阜尋常中学校や名古屋、長崎における遍歴時代でも遺憾なく発揮されている。そこでは前述のような衝突事件や辞職劇が見られたほか、英語研究においても数々の文学作品を熟読しその表現を壁に書き付けながら暗記するなど、まさに超人的ともいえる勉強ぶりを見せたのである。すると、ここでの成果が認められるかたちで、斎藤は 1893 (明治 26) 年、ついに東京は第一高等中学校の英語教師に就任、その活躍の場を広げるチャンスが与えられた。そして、この直後から、彼の文法家としての活動もいよいよもって本格化していくことになるのである。

斎藤は 1893 (明治 26) 年に処女作 *English Conversation-Grammar* (『英会話文法』) を出版した。この書については、「岐阜で何回も生徒に試みて練ってあった原稿に加筆して出来上がったのが例の *Conversation-Grammar* さ」と斎藤自身も述べている通り、これは彼が地方遍歴時代に行った自身の「英語教授」経験に深く根差したものであった。こうした「教授」者としての彼の側面を示すように、そこでは文法教授の際の「教授法」として ‘*Conversational Method*’ が導入されている。すなわち彼の表現を借りれば、‘*It now seems to have become a conviction in the minds of English scholars, that the method usually followed in teaching the elements of the language is far from satisfactory*’ であり、こうした中で今回自身がとっている教授法こそ ‘*seems to be by far the most successful of any yet applied to the teaching of foreign languages*’⁽²⁾ というのである。こうした言及から、斎藤が従来の「英学」的な手

法がもはや新しい時代の「英語教授」において通用しないことを明確に認識していたことがわかるのであり、こうした意味において、彼はれっきとした英語教授法の改革論者であった。後述の通りこのような英語教授法全般にわたる関心は、当時の識者の間で広く共有されたものであった。よって上述の新機軸をいち早く打ち出した斎藤の文法書は、当時の進歩的な英語教科書として大歓迎されることになるのである。同書は明治 29 年 2 月 17 日に文部省の検定済となって以来、大正 15 年にいたってはじつにその第 105 版が出版されるほどでもあった。

さらに、上述の『英会話文法』では、斎藤の次のような目的意識も宣明されている。すなわち、‘The present work is an attempt to supply a want, so widely felt, of an elementary text-book, which shall so combine theory with practice as to enable the beginner to gain an insight into the genius of the language and to speak and write it with grammatical correctness and idiomatic propriety.’⁽³⁾。つまり、ここでの言及の後半部からも窺える通り、斎藤は従来の「変則」に代わる「正則」的な英語教授の必要性を一貫して唱えていた。これを示すように、彼は上述の英文典を著した直後の 1896 (明治 29) 年に、その名も「正則英語学校」を東京は神田区錦町に設立している。そこでは、その基本方針が「正則英語学を教授し、完全に英語を活用するの士を養成する」と規定され、このような理念を忠実に反映した英語授業が日夜展開されることになった。将来における外国人との意思伝達を想定し、十分な会話力と作文力を兼備した実践的英語力の養成を目指す彼の態度は、その後の 1898 (明治 31) 年から翌 99 年にかけて公刊された *Practical English Grammar* (『実用英文典』) や、翌 1900 (明治 33) 年から同じく ‘Practical’ と銘打った一連の文法教科書でも実践されている。すなわち斎藤によれば、一貫して ‘I have endeavoured to keep in view such combination of theory and practice as shall enable the student to gain an insight into the genius of the language, and eventually to speak it with grammatical correctness and idiomatic propriety.’⁽⁴⁾ なのであり、‘The student who has gone through the series will find himself in possession of a thorough and practical knowledge of ordinary English’⁽⁵⁾ というのである。さらにこれと連動して、斎藤は上述の基本理念を掲げる限り英文法が ‘not as an end itself, but simply as a means of regulating the expression of thought in language.’⁽⁶⁾ であることをも夙に言明しており、ここから彼が従来の理論偏重型の体系内容ではなく、あくまでも「実践」と融合させた「実用英文法」の構築を企図していたことが明らかになる。こうして、「正則」と「実用」を前面に打ち出すことになった斎藤の英文法は、折しもこれと同路線を歩んでいた神田乃武の読本とともに

各地で大歓迎されていく。そしてこの結果として、日本の学習英文法体系もついに一応の確立を迎えることになるのである。

それでは、このような当時における斎藤の英文典で行われた内容とは具体的にどのようなものであったのだろうか。もっとも、ここで彼の主著『実用英文典』により日本の学習英文法体系が一応の確立を見たことは周知の通りであるが、それでは、そこにおいては従前に比べいかなる体系内容上の進展や特徴が見られていたのだろうか。

本章の前半部ではこのような問題を解明すべく、前章までに見られた手法と同様、まずは彼による英文典の一次史料を用いながら、そこで行われていた体系内容の形式と特徴とを明らかにする。そして、このような内容に刻まれた先行英学者たちの影響や、そうした体系をもたらした同時代的背景などをも踏まえながら、最終的に彼の体系を歴史的に位置づける。

ここで、先述の斎藤が見せた一連の教授法重視の姿勢からも窺える通り、明治 20 年代以降の英学界では、いよいよもって「英語教授法」にまつわる問題が識者の関心を惹きつつあった。日本の急速な近代化に伴う教育の邦語主義化、ならびに近代「学校」制度の大幅な普及と整備により、従来の「英学」の時代がいよいよ終わりを告げ、新たにより多くの者たちに対し一斉に英語を教える「英語教授」の時代が到来していたのである。こうした「英語」そのものに対する集合心性上の変化は、やがてかの新しい状況に効率的に対応するための方法論、すなわち「英語教授法」に対する関心の呼び水となった。これを示すように、同時期にはマーセル著・吉田直太郎訳『外国語研究法』(1887)を皮切りに、崎山元吉『外国語教授法改良説』(1893)や岡倉由三郎『外国語教授新論』(1894)、さらには重野健造『英語教授法改良案』(1896)などの著作も次々と公にされていたのである。

むろん英文法とともこうした時代情勢の例外ではあり得ず、その体系内容が一応の確立期を迎えるのと期を同じくして、従前の文法教授法についても盛んな改革論議が交わされていくことになる。よって、本章の後半部でも、このような時代変遷を追うべく、焦点をそれまでの文法体系内容面から一転、教授法面へと移行させることにしたい。

従来、該年代における英文法教授法史を扱った先行研究はなく、例外的に松村幹男氏により、明治初年期から 30 年代にまで行われたパーシング (Parsing, 「文の解剖」) や、それに伴い盛行を極めた演繹的教授法が史実として紹介されるのみである⁶⁾。したがって、そうした教授法が行われた要因や時代背景をも含め、これらの史実の歴史的な位置づけがなされているわけではない。さらに、その後の時代における動向も扱われておらず、したが

ってそこでの史実すら全く明らかにされていないというのが現状である。にもかかわらず、日本の英文法教授法史全体を俯瞰できる歴史認識が公に発信され、これが現代の政策提言を支える論拠として利用されることはある。すなわち「日本の学習英文法は〔中略〕自己目的化〔中略〕され」たままになっていると⁽⁷⁾。しかし、先述の通り、確かに過去においてパーシングに象徴される「自己目的化」された教授法が実践された形跡はあるものの、その後における一連の教授法議論においてこうした手法が全くもって修正の対象とならなかったとは到底考えられるものでないほか、先述の斎藤秀三郎とても文法を文法として教えることを明確に否定している。さらに前出の松村氏によっても、斎藤の英文法が隆盛期を迎えるとともに、従来のパーシングもまた全くもってその姿を消してしまうことも指摘されているのである⁽⁸⁾。

そこで本章の後半部では、前述の松村氏による一連の指摘を踏まえ、あらためて従来の「英学」時代の文法教授法がいかなるものであったのか、当時の回想史料などを用いながら解明し歴史的に位置づけるとともに、その後の「英語教授」の時代において、具体的にいかなる教授法をとることが理想とされていくのか、当時におけるメディア史料を用いながら実証的に明らかにしていくことにする。

1. 斎藤英文法の内容

本節ではまず、前出の斎藤秀三郎により行われた文法体系がいかなるものであったのか、彼の主著である『実用英文典』を中心にその形式と特徴とを明らかにしていく。

まず、全体的形式についてであるが、ここでは従来の名詞論にはじまり、つづく冠詞論や動詞論などを経て、最後に前置詞・接続詞・間投詞論に終わる方式はそのまま踏襲されていた。しかし後述する通り、これらの区分は絶対的なものではなく、あくまでも解説上の便宜から設けられていたとするのが適切である。また、こうした理論的区分を出来得る限り相対化しようとする姿勢を示すように、斎藤の英文典では従来見られた品詞論（語）と統語論（文）との区別も全くもって撤廃されることになった。すなわち彼によれば、‘In learning a language so slightly inflected as English, the study of *form* should go hand in hand with that of *meaning*.’であり、‘There is no need of separating English Syntax from English Etymology. The student must know the use and meaning of the different forms, or the knowledge of mere forms will prove of little use. The ordinary grammar gives only a tabulated scheme of these forms,

and fails to impart the usages which are of necessity connected with them.’⁽⁹⁾というのである。つまり、従来の「形式」に偏した体系では全くもって英語の「実用」には適さないものであり、したがって学習者はこうした区別にもはや拘泥することなく、それぞれの表現の「形式」と「意味」とを逐一学んでいけばよいというのである。このように、従来の理論体系を相対化し、文法全体を新たに「形式」と「意味」という一段抽象化されたレベルで捉えなおす方法——いわば「記号体系」としての文法観——は、当時の斎藤文法のみが見せていた一大特徴であった。

では、このような基本理念に支えられてできた彼の文法体系とは、具体的にいかなるものであったのだろうか。以下、その特徴をよく示していると思われる事例を中心に、その素描を試みる。

名詞論ではまず、想定する学習者にとって肝要となる事項が次の三点としてまとめられている。すなわち、① ‘The Plural Number and the use of the Articles with regard to Common, Material, and Abstract Nouns.’ ② ‘The Singular and Plural Concord with regard to Collective Nouns.’ ③ ‘The use of adjectives of Indefinite quantity—*many, much, few, little, etc.*—with Common, Material, and Abstract Nouns.’ と⁽¹⁰⁾。そして、この後においては、これらの事項の文法的振る舞いとその意味用法とを逐一連結させた解説が展開されていくことになった。たとえば、「普通名詞」の「複数形」についてはまず、‘*Pens are made of steel.*’ ‘*Put the pens in the box.*’ ‘*I want some pens.*’ が列挙された上で、一つ目の pens が ‘*Pens in general.*’ を指し、二つ目が ‘*Some particular pens.*’、三つ目が ‘*A certain number of pens.*’ を表すものとされた⁽¹¹⁾。また、「集合名詞」*people* についても、それが「国民」という意味で用いられる場合には不定冠詞が付けられるのに対し、「人々、世間ノ人」といった意味の場合にはその限りではないことも指摘された⁽¹²⁾。さらに「物質名詞」については、その本質が ‘*the name of a material existing in indefinite masses, to the whole or any portion of which, however small, the name is applicable.*’ と定義された上で、ここに定冠詞が加わると一転 ‘*a particular portion*’ の意味に変化するものとされたほか⁽¹³⁾、つづく「抽象名詞」についても、その用法が基本的に「準動詞」の名詞的用法と合致することが指摘された⁽¹⁴⁾。このように、斎藤の英文典では、あくまでも英語の実用に直結する「意味」を基点として、表現の「形式」的振る舞いを逐一説明していく方法がとられていたほか、従来の品詞論の枠組みにとられない頗る横断的な解説が施されていたことも特徴的であった。

むしろこのような解説を施していく上で肝要となるのが、それぞれの表現に胚胎する意

味用法の分析である。これを示すように以下につづく冠詞論では、これらの用法についてきわめて詳細な解説が行われていた。そこではまず、「不定冠詞」と「定冠詞」との基本概念が導入された上で、前者については“*A*” or “*An*” denotes *any one* thing of a class, but it differs in meaning from “*one*” or “*any*.” とされ、類似する *one* や *any* との差異が強調された。すなわち彼によれば、‘Bring me *one pen*.’ ‘Bring me *any pen*.’ ‘Bring me *a pen*.’ について、一つ目では “‘*One*’ is emphatic; one pen is called for, not two or three.’ であり、二つ目では “‘*Any*’ is emphatic; *any pen* will do, whether a steel pen or a quill pen, a good one or a bad one.’, そして三つ目では ‘The stress is laid on “*pen*”; a *pen* is wanted, not a pencil or a knife.’ であるというのである⁽¹⁵⁾。さらに、これにひきつづき、‘Do you know a Mr. Brown?’ に見える「～という名の」の不定冠詞の用法も紹介されたほか⁽¹⁶⁾、それが「質」を表す形容詞と共起するときには用いられ得るのに対し、「程度」の場合ではその限りではないこと（例：‘*A strong memory* is usually joined to *a weak judgment*.’ と ‘*Excessive minuteness* overburdens the memory.’）⁽¹⁷⁾、またこれら用法に関連したイディオムや構文（例：‘*In a word*’ ‘*At a time*’ ‘*Not a soul was to be seen in the streets*.’）も数多く導入されることになった。

また一方の「定冠詞」についても、その基本用法や「総称用法」をはじめ、職業名として使われる用法（例：‘*He has been bred for the law*.’）や⁽¹⁸⁾、接続詞 *and* との関連（例：‘*The English and the French army*’ 「相敵スル軍」と ‘*The English and Prussian armies*’ 「同盟軍」）⁽¹⁹⁾、さらにはこれらの用法と連動したイディオムや構文（例：‘*the same*’ ‘*He looked me in the face*.’）も数多く導入されていた。このように、斎藤の冠詞論では、彼の鋭敏な言語感覚を反映した意味論が豊富に行われていたほか、これを利用した一連の横断的解説の中で、新たにイディオムや構文が大量に導入されていたことも特徴的であった。つまり彼によれば、従来では「語」と「文」の中間に位置することから排除されてきたこれらの要素についても、かの「意味」と「形式」に基づく「記号体系としての文法観」からすれば、ともに「文法」上の事実として包含されるというのである。

つづく代名詞論でも、上と同様の解説手法が踏襲されていた。そこでは斎藤の理論的側面軽視の姿勢を示すように、それまでの「統語論」で行われていた原則、たとえば ‘*When the Pronouns are joined by “or,” the Verb agrees in Person and Number with the Pronoun nearest to the Verb. With the conjunction “as well as,” the Verb agrees with the first Pronoun.*’⁽²⁰⁾なども、代名詞論の中で行われるようになった。さらには、それぞれの言語表現にまつわる精密な意味分析も展開され、たとえば「人称代名詞」*you* については、文章全体の ‘*vividness*’ を

高める効果があることや（例：‘As you leave the village, a wide plain stretches before you to the south.’）⁽²¹⁾，‘a picture of her’ と ‘a picture of hers’，‘her picture’ の違い⁽²²⁾，さらには「人」を示す one についても，“‘One’ (人) means ‘any one,’ and is used as an Indefinite Subject, especially in putting a supposition by way of argument or illustration.”⁽²³⁾との解説も行われた。くわえて、これらの用法に関連するイディオムや構文も紹介されたほか、日英の比較対照論についても言及はおよび、たとえば‘She lost her way in the woods.’といった英文について、‘The Possessive Pronoun is used more frequently in English than in Japanese.’⁽²⁴⁾との指摘も行われていたのである。

このように、日本語と英語との対照研究を重視する姿勢は、つづく形容詞論と副詞論でとりわけ顕著であった。むろんこうした態度には、すでに検討した斎藤の師であるブリנקリーの影響があったものと見て大過ないであろう。なぜなら後述の通り、かの『語学独案内』で行われた知見の多くが、斎藤の英文典でもそのまま継承されているからである。中でもその典型例ともいえるのが、「数」を表す表現の日英対照論であり、これについてブリנקリーは、これらが英語において名詞に前置される形容詞として言語化されるのに対し、日本語では述語として言語化されることに注目した上で、‘Many men do not know how to read or write.’を「読書ノ能ナイモノハ多クアルモノダ」、‘Few people live to (be) a hundred’を「百歳マデ生ル人ハ至テ少ナイ」、そして‘Some bamboos grow very fairly in wet land.’を「水場デモ可ナリニ出来ル竹モアル」などと訳出していた⁽²⁵⁾。しかし、これと同じような方法は斎藤によっても行われており、ここでは「強調」の意味が加わる some、たとえば‘Some fish can fly’を「翻ブコトノ出来ル魚ガアル」と訳出していたほか⁽²⁶⁾、同様のことは‘No man is without enemies.’「何人ニテモ敵ナキ人ナシ」、‘Many Japanese study English.’「日本人ニ英語ヲ学ブモノガ多イ」、‘Do any Japanese students study Spanish?’「日本ノ学生ニシテイスパニヤ語ヲ研究スル者ガアルカ」といった文にも当てはまるものとされた⁽²⁷⁾。さらに、‘The first man that came.’「最初ニ来リシ人」や、‘There was another shock just now.’「今又揺リマシタ」などのごとく、英語における名詞句が日本語では動詞句として言語化される場合も紹介されたが⁽²⁸⁾、これと酷似した英文はブリנקリーによっても行われ、ここでは‘There was / We had another earthquake this morning’が「今朝程又地震ガ揺マシタ」と訳出されていたのである⁽²⁹⁾。

このように、斎藤の英文典には師であるブリנקリーのそれとの共通点が多く見られたが、その他の事項については斎藤自身による独創的な知見が行われていた。たとえば形容

詞 *other* については、通常の「ほかの」の意味のみならず、それと類似する ‘*the others*’ や ‘*one~the other*’ といったイディオムとの関連、または ‘*one after the other*’ と ‘*one after another*’ の違いや、「兎二角何カ」を意味する ‘*some~or other*’ の用法、さらには *else, further, still, but* との比較にまで解説が及んでいた⁽³⁰⁾。またこれと並行させて、類義語研究も盛んに行われるようになり、たとえば「不定」を表す *certain* や *some, any* については、‘*Some man called in my absence. (Particular, but not known.)*’ ‘*I am looking out for some man who will buy my house. (Not particular and not known.)*’ ‘*A certain friend of mine wishes to buy it. (Particular, but not specified)*’ ‘*Any man would buy it if he could. (Not particular)*’ との分析が展開された⁽³¹⁾。さらに *any* と *every* や、*every* と *each*、*every* と *all* の違いや⁽³²⁾、‘*Do you want either a pen or a pencil?*’ と ‘*Do you want a pen or a pencil?*’ の違い⁽³³⁾、また *ever* と *always*、*since* と *ago*、*often* と *frequently*、*nearly* と *almost*、*the same~as* と *the same~that* などの違いについても詳述されたほか、*little/few* と *a little/a few* の違いについてもまず、‘*“little” and “few” are always emphatic. With “a little” or “a few,” more stress is laid on the Noun.*’ とされた上で、‘*This ore contains much silver, but little gold.*’ や ‘*That ore contains silver, besides a little gold.*’ といった例文が紹介された⁽³⁴⁾。このほかにも、これらの用法に関連させたイディオムや構文も大量に導入されており、たとえば現今のわれわれが学ぶ ‘*would rather A than B*’ や ‘*no/not less than*’, ‘*no/not more than*’, あるいは ‘*He saves what little money he earns.*’ や ‘*A whale is no more a fish than a horse is.*’ といった定型文もすべて紹介されることになった。つまりここでも、言語表現の意味を基点として、そこから一括して種々のイディオムを含む諸形式を説明していく手法が行われていたのである。

つづく動詞論では、本稿末尾に付した「文典比較一覧表」からも窺える通り、従来の「自動詞」や「他動詞」などの区分をはじめ、当時としては珍しい「補語」や「不完全動詞」、あるいは「仮定法未来」や「準動詞」など、最新の理論体系が踏襲されていた。しかし、斎藤はこうした受容面のみにとどまらず、新たな文法項目を独自に創出するなど、それまでの英文法体系への改変をも試みている。すなわち、それまでになかった「知覚・使役動詞」や「全否定と部分否定」、「意味上の主語」、「形式主語・形式目的語」、「分詞構文」といった項目が彼により新たに付加されることになったのである。以下、これらの項目について、その創出にいたるまでの経緯を踏まえながら、それぞれの動機づけについて検討していくことにする。

まずは、「知覚・使役動詞」であるが、これについては既述の通り、後続する動詞が *to*

をとらない原形不定詞であるとの形式的条件に基づき、従来の英文典では「助動詞」と混在するかたちで導入されるのが通例であった（第一章第一節参照）。さらに、こうした解説方針を示すように、これらが見せる意味用法についてはほとんど扱われることはなかった。しかし、やがてブリンクリーの文典を皮切りに、その「知覚」性や「使役」性が注目されるようになり、こうした流れは、その後のシーモアやディクソンの文典でも同様に引き継がれた。そして最終的に、これらの動詞を「助動詞」から分離して、‘Causative Verbs’ と ‘Verbs of Perception’ として体系化したのは斎藤秀三郎である⁽³⁵⁾。ここからもわかるように、これらの項目の創出とは、それまでの「意味重視」の力学が一貫して作用した結果であったといえるのである。

同じことは、いずれも意味上の現象に関わる「全否定と部分否定」や「意味上の主語」、さらには「形式主語・目的語」についても当てはまる。このうち、「全否定と部分否定」については、斎藤の『実用英文典』によりはじめて指摘されたものであった。すなわち彼によれば、“*Not Every*” (悉クデハナイ) signifies *partial negation*, and is equivalent to “*some*,” “*not some*,” or “*few*.” Complete negation is expressed by “*no*,” “*none*.” “*Not Both*” expresses partial negation (=one), just as “*not all*” means “*some*.” “*Not all*” (皆ハナイ) signifies Partial Negation, and is equivalent, not to “*no*” or “*none*,” but to “*some*” and “*not some*.” というのである⁽³⁶⁾。さらに、文中の意味を適切に把握する手段とされた「意味上の主語」や「形式主語・目的語」についても、これらを ‘Sense-subject’, ‘Formal subject/object’ といった語でもって初めて体系化を行ったのも同じ斎藤の英文典であった⁽³⁷⁾。

さらに、残る「分詞構文」についても、一連の意味重視の流れが作用した結果と見てよい。すでに述べた通り、元来これは、通常の「分詞」の一部である「分詞句」として見做されるのが通例であり、それに胚胎する特殊な意味機能が注目されることはほとんどなかった。しかし、他方で、現今の「独立分詞構文」については早くからその体系化が完成しており（第二章第二節参照）、たとえばベインの文典では、‘**When the Participle agrees with a Subject different from the Subject of the Verb, the phrase is said to be in the Absolute Construction: “the sun having risen, we commenced our journey”; “this said, he sat down.”**’⁽³⁸⁾ などとされていた。こうした中、やがてブリンクリーの文典を皮切りに、これらの「分詞句」ならびに「独立分詞構文」の特殊用法が注目されるようになり、さらにこれらがすべて同義の接続詞を用いた副詞節として書き換えられることも次第に明らかにされていった。そして最終的に、これらの概念を統合し、従来の「分詞句」を ‘Participial Construction’,

「独立分詞構文」を‘Absolute (Participial) Construction’と体系化したのは斎藤秀三郎である。これについては彼自身も、‘The Participial Construction is a brief and elegant way of joining an introductory statement to the principal statement. The Participle in this construction is grammatically parsed as a Verbal Adjective qualifying its Noun, but is really equivalent to a Verb and Conjunction.’⁽³⁹⁾と述べていることから明らかな通り、これらの英文の「構文」化についても、やはりそれらに胚胎する特殊な意味用法が注目された結果であったといえる。なぜなら、これ以外に通常の「分詞」と、上述の「構文」とを区別する理由は存在しないからである。

このように、斎藤の文法解説では、多くの場合、師であるブリンクリーの説明が先行するかたちとなっていたが、こうした両者の影響関係を示すように、後者の知見がそのまま斎藤に受け継がれていた例もいくつか存在する。とりわけそれらはブリンクリーが得意としていた日英対照論において顕著であった。たとえばブリンクリーが行った現今の「無生物主語」に該当する分析については、斎藤により‘In Japanese, transitive verbs are rarely, if ever, used with impersonal subjects. In English, on the contrary, transitive verbs are equally used with impersonal as well as personal subjects.’⁽⁴⁰⁾とされていたほか、「時制の一致」についてもまず、‘The Past Tense in the Principal Clause must not be followed by the Present Tense’ とされた上で、‘I *said* that I *did not know* him.’ が「知ラヌト云々」、‘I *did not know* that he *was* our new principal.’ が「校長デアルト云コトヲ知ラナシ」と訳出されることが指摘された⁽⁴¹⁾。さらに「受動態」についても、‘The following Idiomatic Passives are Active in Japanese.’ とされ、その具体例として “To be found” 「天然ニアル。居ル」 “To be drowned” 「溺死スル」 “To be wrecked” 「破船スル」 “To be taken ill” “to be seized with an illness” 「病氣ニ罹ル」 “To be afflicted with (=to suffer from) a disease” 「病ヲ患フル」 “To be subjected to some treatment, operation, experiment, torture, etc.” 「受クル」 “To be examined” 「試験ヲ受クル」 “To be reduced” 「帰スル」 “To be revenged” 「復讐スル」などが列挙された⁽⁴²⁾。つまり斎藤も、ブリンクリーと同様に、日英対照論重視の路線を継承していたのである。

そして上記のような動詞論が終わると、解説はひき続き前置詞・接続詞論へと移る。これらについては、もとより斎藤の最も得意とする単元であったこともあり、そこでの解説は従来の英文典をはるかに上回るものであった。中でも主著である『実用英文典』では、その全体の三分の一にあたる 400 頁が専ら前置詞や接続詞の意味論に割かれていたほか、のちに彼がノーベル賞委員会に推薦されるきっかけとなった *Monographs on Prepositions*

『前置詞大完』では、なんと 1310 頁のすべてが前置詞の意味論のみに費やされていた。これについては当時の英語雑誌でも「Preposition の用法を書いた最も低価で比較的善き書は何であるか」「先づ Mr. Saito の grammar の 4 などなるべし代価は一円以下いづれの書店にもあるべし」⁽⁴³⁾などの問答もなされた通り、斎藤による解説の充実ぶりは、同時期の他文典の追随を全くもって許さないものであった。たとえば、前節でも検討した前置詞 against の意味論をとってみても、そこでは‘Opposition in Position or Motion’といった基本用法にくわえ、その‘Figurative Meanings’として‘in opposition to’や‘Unfavorable to’、‘In provision for’、‘Contrast’、‘Comparison’などの意味も指摘されるなど⁽⁴⁴⁾、同時期のネスフィールドの解説をはるかに凌駕するものであったのである（第二章第二節参照）。さらに前置詞を用いたイディオムや構文についてもほぼ余すところなく記述されており、かの『実用英文典』の巻末では約 40 頁にわたりそのリストが提示されている。

このように、斎藤の英文典では、当時における他文典の追随を許さないほどの充実した文法解説が行われていた。むろんそこでは、従来の邦人向け文典が行ってきた解説方針が堅持されており、また従来の規範文法体系やブリンクリーの日英対照論なども多く踏襲されていた。しかし、そこでは従来の文法体系への積極的な改変も行われており、とりわけ彼の鋭敏な言語感覚を駆使した意味論や独自の文法項目の創出、さらにはイディオムや構文も大量に導入されていた。またその解説全般についても見ても、日本人独自の視点やつまづきを逐一考慮したものとなっており、ここに日本の英学史上はじめて日本人による日本人のための本格的な「国産」文法体系が成立したのである。

既述の通り、ここでの一連の解説基盤となっていたのが、それぞれの言語表現に胚胎する「意味」であった。すなわち斎藤の英文典では、英語の「実用」に直結する意味を基点とするかたちで、そこからそれぞれの表現形式を一括して説明していく方針がとられていたのである。これにより、従来の品詞論（語）と統語論（文）との区別は撤廃されることになり、またそれぞれの品詞論同士の区分も相対化されることになった。さらにこれらの中間段階に位置することで従来排除されてきたイディオムや構文も大量に導入されることになった。つまり、斎藤の英文法では、従来厳格な理論体系であった英文法を、新たに「形式」と「意味」という一段抽象化したレベルからなる「記号体系」と捉えなおすことで、それまでの理論的側面を相対化し、より「実用」へと近づける努力がなされていたのである。こうした態度こそ、斎藤の「実用英文法」の根本義であった。

それでは、こうした英文法体系をめぐる行われた一大思想転換は、歴史的にどのように

位置づけられるのであろうか。斎藤の「実用英文法」がそれまでにない規模でもって受容されていった背景を明らかにしていく上でも、同時期の英文法をめぐる時代状況、とりわけ従来の「英学」の終焉に伴い活発化していた文法教授法改革にまつわる動向の分析は欠かせないものとなる。

そこで次節では、これまでの文法体系内容面から一転してその教授法面の検討に移り、そもそも従来の「英学」時代での文法教授法がいかなるものであったのか、そしてこのような歴史的現実の上に立ち、以後はどのような教授法を行うことが理想とされていくのか、当時のメディア史料などを用いながら実証的に明らかにしていくことにする。

2. 明治時代における英文法教授法史：演繹式から帰納式へ

明治維新以来、ひたすら「近代」を目指して行われた日本の「英学」であったが、少なくともその教育についてはいえば、そこではいまだに江戸時代の名残りを色濃く残す「近世」的な教育法が主流であった。1872（明治5）年の「学制」発布以来、「国民」の「皆学」を企図して設立された近代的な「学校」ではあったが、いまだ平民層の間では「庶民に教育はいらない」といったエトスが支配的であり、明治20年代にいたるまでの就学率はたいへんに低いものであった。むろんこれは英語教育を行う中等教育機関についても当てはまり、それを担うべき教師陣すら、その安定的な供給基盤は皆無に等しく、そこでは恒常的な教員不足問題が起こる始末であった。そこで、こうした官立学校の整備の遅れに伴い、当時の「英学」教育の主たる担い手となっていたのが私立の教育機関であった。通常「英学塾」などと呼ばれたこれらの私塾では、多くの場合「御一新」に伴い没落した士族出身者たちにより営まれていたこともあり、旧来の藩校式教育法がそのまま踏襲されるかたちとなっていた。つまり、同時期の高等教育機関で行われた英語イマージョン教育は全体としてみれば頗る例外的な現象だったのであり、明治20年代までの日本の「英学」の主流は、それまでの「蘭学」や「漢学」と同様、頗る「近世」的な学習形態の下に置かれていたのである⁽⁴⁵⁾。

したがって、そこでの教育の実態は、現今のわれわれが知るものとは全く異質の原理と方法論から成り立っていた。そもそも、現今のわれわれが知るところの団体的・組織的な「教授」の方法、すなわち「教師」が「学校」の「教室」において「黒板」の前に立ち、一斉に生徒に対し系統的に知識を注入する方式自体、近代以降になりはじめて西欧から輸

入されたものである。さらにこのような手法を考究し、それを体得した「教師」たちを生み出す「師範学校」でさえも同様であった。つまり近世日本には、そもそも「教師が生徒に対していかに教えるか」といった発想そのものが存在せず、したがってそこには「教授法」などという概念もなかった⁽⁴⁶⁾。こうした時代を幼少期に経験した岡倉由三郎もいうように、当時においては「学び方などを考へてくれる教師もなければ、それを気にする学生も居なかった」のである⁽⁴⁷⁾。

では、近代的な「教授法」に代わり、近世日本ではどのような教育法が行われていたであろうか。それは辻本雅史氏の言葉を借りるならば、学習者の側における旺盛な自発性と徹底した自学自習主義に基づく「摸倣と習熟」、すなわち「まねび」の世界であった⁽⁴⁸⁾。

そもそも近世の漢学塾では、そこで教える儒者が己れの職業として塾を経営していたわけではなく、ましてや彼が積極的に生徒の募集に乗り出すこともなかった。現実はその逆であり、あくまでもある一定の学問を志す者たちがその儒者の学徳を慕うかたちで「弟子入り」させてもらうというのが通例であった。しかし、いざ「弟子入り」を請われた儒者とてもとより「教育者」ではなかったから、彼がわざわざ弟子たちのために教場を整備することもなければ、一定の学則や修業時間を設けることもなかった。儒者はあくまでも「学者」ないしは「師匠」として振る舞えばよいのであり、その役割は近代の「教授法」の観点からすれば、頗る消極的なものであった。そして、儒者が弟子にもたらす教育効果とは、あくまでも彼らの間にある個人的な信頼関係に基づいていたのであり、したがってこうした関係が一度消失してしまえば、弟子はいつでも師匠の元を離れることができたのである。

こうした近世型の教育形態は、明治初年期の英学塾にいたるまで継承されていた。たとえば、のちに女子高等師範学校教授となる町田則文も同時期の英学塾で学んだ者の一人であったが、彼によれば、当時の英学私塾として著名なものといえば、やはり福沢諭吉の慶應義塾や箕作秋坪の箕作塾、中村敬宇の同人社、尺振八の共立学社などが挙げられたという。そして、そこでの教育法については、「生徒に対する教授時間は一日二時間もしくは三時間で、他は皆生徒の自習に任せた。今日の如く五六時間も引続き教場に出て授業を受けるなどいふことは、毛頭なかった〔中略〕加之この僅々二三時の授業すらも、強ひて生徒に課するのではなく、全く生徒の随意とし、教場に出席するもせぬも塾の方では与かり知らぬ」状態であったという。したがって、このように生徒の自主性に任せられる状態であったから、彼らにはそれ相応の覚悟と意欲が求められていた。すなわち町田によれば、「当時東京に留学する学生は、いづれの地方の出身者でも、父兄は勿論親戚故旧の異義を

廃し、大奮発をして遥々笈を負ふて来たものであるから、その気象等に至つては、頗る高尚であつた。今日の如くに、父兄がその子弟の教育に熱心することは、当時に無かつたのであるから、子弟自身奮発して出て来るものゝみであつた」⁽⁴⁹⁾というのである。

さらに彼によれば、塾全体の雰囲気や設備についても、従来の漢学塾とほとんど変わるところはなかつたという。「学生一体の風としては、粗放磊落を極め、身なりの如きは単衣長袂といふ様な風で、動もすれば悲歌慷慨談を為し、学生互いに集まれば、談政治に渉らざるはなく、恰も維新前後の漢学の書生と少しも異なつたことはなく、また「寄宿舎の内も、今日の如く自修室寢室などゝ区別してあるのはなく、何もかも皆一つであつた。教場でさへも今日の如く厳然たる区画を立て、一組一教場などゝいふ様に整然たる設備をなしては居らず、塾によつては、一つの大広間の此処彼処に部落をなし教師を取り囲みて坐し授業を受けて居」る状態であり、さらにそこでの授業でも、「甲の書を終われば乙の書を始めるといふ様な塩梅」で、これといった修業年数や学則なども存在せず、「いづれの塾でも、始から卒業まで修業して居るものは少なく、多くは甲の塾から乙の塾へ転々渡つてあるく、いはゞ渡り書生の風であつた」⁽⁵⁰⁾というのである。ここから、書生の自主性に専ら依拠した教育形態が行われていたことが窺える。

では、こうした空間の中で、一方の彼らを教えるべき学者たちは、一体何をしていたのであろうか。

それは、一言すれば、「教えない教育」であつた。すなわち、先述した通り近世の漢学私塾の師匠とはあくまでも「学者」であり、決して「教育者」ではなかつた。よつて彼らは単に自らの漢学修業によって得られた学徳を体現する「手本」として振る舞えばよいのであり、積極的に自らの知識を口頭で説明(=「教授」)することはなかつた。すると、ここでは師匠から弟子への積極的な働きかけが存在しないことになるため、いっぽうの弟子たちが自発的に師匠を「見習」い、模倣し、その共振作用を通じてその学徳を文字通り体得していくことが求められていた。むろん、ここで「手本」となる師匠は絶対的に「正しい」ものとされており、こうした範型への主体的な「模倣と習熟」の過程、すなわち「まねび」こそ、近世儒学の基本的な学習方式であつたのである。つまりこの世界で「まなぶ」ということは、すなわち「まねぶ」ことであり、「おしへる」こととは、こうした「まねび」に支障がないように「おさへる」ことに過ぎなかつたのである。

いうまでもなく、こうした方式は、とくに儒学の場合、師匠と弟子たちとの間のみならず、彼らがともにその「手本」として「まねぶ」対象であつた中国の「聖賢」たちとの関

係にも当てはまった。もちろん弟子たちにとり師匠とは「まねぶ」対象であることに変わりはないが、いっぽうの師匠とても中国の「聖賢」たちを「まねぶ」存在であり、したがって彼らはともに「学者」という身分としてはともに対等であったのである。そして、彼らがともに「まねぶ」のが、ほかでもなく中国の聖賢たちの言葉を記した経書（四書五経）の内容であり、これらを彼らは熟読し、その教を自らの身体感覚の深みの中に根づかせることに努めていた。この際に、これらの「手本」を自らの内に内在化させる上で有力な方途とされていたのが、ほかでもなく「素読」と「会読」に代表される伝統的な読書法であったのである。

前者の素読とは周知の通り、原則的には文章の意味に頓着することなく、ひたすらそれを暗誦しその言語的なリズムや響きを体得していく作業のことを指している。これは、主として10歳前後の初学者に対して行われ、そこでは「句読師」と呼ばれる上級者が彼らの前に座り、30～40センチほどの「字突き棒」を持って一字一句文字を指しながら音読、それを弟子も逐一復唱していく形式がとられていた。むろん本稿の関心である「英学」でもこのような方法は踏襲されており、たとえば幕末期の開成所や慶應義塾などの洋学機関では盛んに英書の「素読」が行われていた。たとえば、後章で検討する岡倉由三郎もこうした方法で英書を学んだ一人であったが、彼に素読を授けていたのは、慶應義塾出身で当時日本橋において塾を開いていた英学者であった。そして彼の回想によれば、「こちらから持つて通ふ英語の読本を、先生は、机の向ひ側から逆に見ながら、漢籍を教へるのと同じ様式で、長い箸で、一字一字、単語を指しながら、『アン・エイプ』（一匹の猿が）、『アーム』（腕を）『ハズ』（持つ）と云つた具合に、謂はゆる直訳流儀に、教へてくれた。当時の教授の様式は、個人的に習ふ場合、大体、そんな風であつた」⁽⁵¹⁾というのである。むろんここでは英語の発音が注意されることはなく、いわゆる「変則」式の音読が行われていたことはいうまでもない。

こうして一連の素読課程が終わると、つぎはいよいよもって会読に入る。この「会読」とは、いく人かの書生が一ヶ所に集まりある書物の内容について互いに論じ合う、いわば共同学習方式のことを指していた。そこには「会頭」と呼ばれる上級者がおり、彼らの一連の議論を聞きながら解釈の正否を判定する。正しい解釈をした者には白点、誤った解釈をしたものには黒点をつけられ、そこでの成績は容赦なく塾内における彼らの身分関係にも反映された（「奪席」）。こうした手法は、もとはといえば江戸期の儒者・荻生徂徠を中心に開発・普及されたものであり、その後の『解体新書』における共同翻訳事業を経て、つ

いには幕末期の「英学」にも移植された。もともと、この「会読」の趣旨とは、中国の「聖賢の書」の正確な読解にあり、したがって漢字の一字一句にいたるまでの徹底した章句穿鑿主義がとられていたが⁽⁵²⁾、その後の「英学」においても、むしろ西欧原書の正確な読解が求められていたから、もとよりこのような読書法が自然に受け入れられていく素地があった。こうして「会読」は、明治初年期から中年期にいたるまで盛んに行われるようになり、むしろ本稿の関心である舶来英文典をも含め、数々の英語で書かれた原書がこの方法により次々と読破されていくことになるのである。

当時の英文典の会読作業については、のちの経済学者で早稲田大学学長をも務める平沼淑郎の回想が参考になる。彼が通っていた箕作秋坪の私塾では、まずもって英語の初学者に対し、上級者による簡単な英単語の素読が課せられていたという。そして、これが終わり次第、ただちに文法書の会読課程に進むのであり、そこでのテキストにはピネオ文典が使われていたという。彼によれば、その際に行われた音読の「発音は甚だ覚束ないのであつた」が、肝心の「意義の解釈には師弟共に渾身の力を入れて、微細の点も軽々看過しなかつた」という。彼らが行っていた会読の様子とはこうである。

衆生はイの組口の組といふやうに、学問の程度によつていくつかに分たれてゐる。その各組が一室に集つて輪講をする。その会頭即ち教師はやはり高級の学生が勤める。

[中略]組の一人が会頭の命によつて鈴を鳴らすと、所属の衆生が所定の教室に集る。教室といつても今日のやうに椅子やテーブルが置いてあるのではない。八畳または十畳の室に数個の机が適宜に配置してあつて、衆生はこれに凭つて端坐して業に就く。会頭は上座に在つて開講を宣し、抽籤によつて席次を定める。第一番に當つたものが先づ一説を講読をする。さうすると、会頭が第二番の生徒に異議はないかと尋ねる。さうして三番四番と順次に意見を徴する。全会異議がなく且それに誤謬がなければ会頭はそれで宜しいと宣する。少し誤謬があれば会頭はこれを指摘して説明を下す。かくして全会が挙つて誤つてゐる時には、全員に黒点を与へる。これは異議がない時のことであるが、順次意見を徴する場合に一番の講読に対して他の生徒が異議を申し立てると、会頭は正否を決する。さうして正しい方のものに白点を与へ、誤つてゐる方のものに黒点を与へる。一箇月の終りに白黒両点の数を計算してプラス幾何マイナス幾何と定め、講堂に掲げてある名札の順次を更める。さて輪講の際衆生は講読者に質問することを許されてゐて、その質問は皮肉なものあれば適切なものもあり愚問もあれば随分穿つたものもあつて千種万様であつた。私などはこの質問攻めで泣いたこと

が屢あつた。かういふ工合があるからして、講読者たるものは予め十分なる準備を整へてみなくてはならぬ。戦場に出る真剣味を以て教室に出なければならぬ。〔中略〕故に輪講の席に出る前には容易ならぬ苦勞をしたものである。しかしこれによつて読書力が非常に進んだことは争われぬ。近来のやうに一教室に多人数を詰め込んで大量教授をする場合にはとてもこんな法を適用することを得ないが、当時一組の人数は二十人そこそより上には出でてゐなかつたので、かやうなことも行はれ得たのであつた。

(53)

つまり少人数で行われる白熱した議論で勝利するためには、文法書の内容を徹底的に理解していく必要があつたというのである。ここには先述した、「手本」となる「経書」の内容を精密に解釈しようとする漢学の伝統が活かされていたといえる。

ここで注目すべきは、彼らの「まねび」の対象となっていたピネオ文典の内容である。すでに第一章でも紹介した通り、そこでは英米人が正しい英文を綴る際に必要となる形式規則群が羅列されており、頗る文法の理論的側面に特化した内容となっていた。すると、こうした内容が彼らの「まねび」の対象となっていたのであり、したがってそこではこの内容を「手本」としてそのまま受容していく素地が生まれていたことになる。つまり、従来の漢学で培われていた「聖賢の書」への読書態度が、かの「素読」や「会読」などといった読書方式を通じて、知らず知らずのうちに文法を理論的に学んでいく土壌を形成してしまつたのである。

さらに、こうした傾向に一層の拍車をかけたのが、当時の英文典で行われていたパーシング (Parsing, 文の解剖) であった。このパーシングとは、幕末の『英吉利文典』以来、明治中期にいたるまでのほぼすべての英文典で行われていたものである。そこではすでに説明された一連の文法規則の定着を図る手段として、ある一つの具体的な英文について、それぞれの文法範疇に沿った分解作業が課せられるのが常であつた。たとえば、『英吉利文典』で行われたパーシングを見ると、そこではまず ‘A bee amongst the flowers in spring is one of the most cheerful objects; its life appears to be all enjoyment?’ といった例文が与えられた上で、ここに見える一語一語について、 ‘A— is an indefinite numeral adjective, referring to the noun *bee*.’, ‘*bee*—common noun; common gender; singular number; nominative case to the verb *is*.’, ‘*amongst*—preposition, shewing [ママ] the relation between *bee* and *flowers*.’, ‘*is*—auxiliary verb, inflection of *to be*; present tense; third person; singular number; agreeing with the nominative case *bee*.’ といった分解作業が課せられていたのである⁽⁵⁴⁾。さらに、前出の平沼が学んで

いたピネオ文典でも同様に、‘William loves study.’の主語について、‘William is a *noun*, &c.; *proper*, &c.; *third person* &c.; *mas. gen.*, &c.; *sing. num.*, &c.; *nom. case*, because it is the name of the agent, and *nom. to loves.*’, また‘He loves his friends’の‘loves’についても、‘a *verb*, expresses action; *transitive* the action passes over to the object, (*friends*); *indicative mode*, declares a thing; *present tense*, denotes present time; *3d per. sing.*, to agree with its nominative *he*’⁽⁵⁵⁾などと精密に解析されていたのである。

そもそも、上述の分解作業は、西欧のラテン語学習の影響を受けたものであり、英米本国の学習者たちによっても当時盛んに行われたものであった。そして、彼らが用いる英文典を用いざるを得なかった日本の英学生にも、こうした手法はそのまま移入されていた。しかし、これは偶然にも、近世日本で長年培われてきた読書法の本質、すなわち文章の一字一句にいたるまでの章句穿鑿主義の伝統と合致していた。したがってこれらの間ではもとより著しい親和性が存在していたのである。さらに、日本の英学生たちは、文法がその後の英書解読における手段であることを知悉していたから、このような解析作業についても自ずと受容していき、その後の原書解読の際にもこれを積極的に活用したであろうことは想像に難くない。またこうした傾向には、前述の文典を「手本」として捉える態度が合流していくことで、日本の英学では当初より文法を文法として学ぶような、頗る理論的かつ演繹的な学習法が行われていくことになるのである。

これを示すように、幕末の開成所で学んでいた菊池大麓も、当時の様子について、「例へば茲に『アイ、エム』といふ字がある、さうすると其『エム』と云ふ動詞に付いて総ての変化を聞く、此不定法は何であるか、半過去の二人称の単数は何んであるかといふやうな風に一々問をかけるといふやり方でありました」⁽⁵⁶⁾と回想しているほか、明治初期の慶應義塾で学んでいた磯部彌一郎も、「文典書といひますとあの『ピネオ』の文法書ですあれを冒頭から一字も残らず暗誦をさせられました」⁽⁵⁷⁾と述べていたことが記録されている。さらに後述する佐川春水の師である西田千太郎の日記（明治13年）を見ても、カッケンボス文典の内容がすべて「暗記」の対象として記されているほか⁽⁵⁸⁾、眠曳子なる論者も、明治15年前後の状況について、「此時代には学校で作文もやらせられ文法も学びは仕たが、今日のやり方とは全く別で、教科書と雖もスウイントン一つで只夫れを丸のみにさせられたものであつた」⁽⁵⁹⁾とし、くわえて畔柳都太郎や熊本謙二郎といった英語教師たちも、「此の時分も English の教へ方は不完全なもので Swinton's Grammar の如き米国人の読むやうに作つたものを暗誦するやうに無暗につめ込んだ」⁽⁶⁰⁾、「文法は〔中略〕カツケンボスの小

文法を教へられたが What is a noun? Noun is aといった風に、定義などを無暗に暗誦した」⁽⁶¹⁾と回想しているのである。

さらに、こうして文法を自己目的化して学ぶ方法は、明治 20 年代の英語授業や試験問題においても実践されていた⁽⁶²⁾。これを示すように、同時期に著された菅沼岩蔵著『初等英文典』では「生徒ヲシテ早クヨリ言葉ノ解剖ヲナサシム」ことが、「生徒ヲシテ明瞭ナラシメ其ノ知識ヲシテ確固ナラシムルニ最良ノ方便」⁽⁶³⁾と明記されている。つまりここから、パーシングに象徴される演繹的文法学習法が、少なくとも明治 20 年代の後期にいたるまで支持を得ていたことがわかるのである⁽⁶⁴⁾。

しかし、この時期になると、上述の近世的な「まねび」の方法も徐々に打ち捨てられていくことになる。なぜなら、英語そのものが、日本の近代化に伴い、それまでの少数の「(英)学者」たちの主体的「まねび」の対象ではなくなり（「英学」）、新たに近代の「学校」空間でより多くの者たちが一斉かつ受動的に「教授」されるべき対象へと変わってしまったからである（「英語教授」）。こうした「英語」をめぐる「学」から「教」への変転に伴い、それを受容する学習者についても大幅な質的变化が起こることとなった。すなわち、これを捉えていた岡倉由三郎の言葉を借りれば、そこにはかつての「大小擲つて一管のペンに、国家の安危を宿したる志士の面々、さながら戦陣に臨みたらん意気込すさまじく、読み習ふ横文字の巻々、学習の方便も当時は甚だ不備なりしを、血を吐く思して、一心不乱の勢力を注ぎ、倒れて後止まむ覚悟」を持った者たちは漸次姿を消し、代わりに「別に英語に興味があるから学ぶと言ふのでは無く、学科の一つであつて、最も重きを置かれて居るとの考えから学ぶ」というような「平時安穩の青年」⁽⁶⁵⁾たちが英語科教室を埋め尽くすようになったのである。したがってこのような状態にいたれば、もはや従前の少数精鋭主義や自習主義に基づく「まねび」は廃れ、代わりに多数の青年たちに向けた効果的な「教授法」が要求されることは自然の成り行きであった。すなわち、それまでの一向に彼らの状態に頓着しなくてもよい時代から、徐々に教師たちが生徒の学業成績や心理状態、あるいは適切な教授時間の配当やカリキュラム編成、さらには教室での話しぶりや板書法にいたるまでの配慮をしなければならない時代がやってきたのである。つまり前出の岡倉もいうように、「昔の教育は優れる者、積極的に秀でたる者、強き者を出したかはり、多くの落伍者失望者を出したるに反し、今の教育では、消極的に愚かなる者弱き者の出来ぬ様に心がけ、一人なりとも人並に発達させ、身心共に凡庸でも落伍者の一人にても少なからんことを務める有様」⁽⁶⁶⁾となったのである。くわえてこのような変化には、教育の邦語主義化に伴う

学生の英語力低下問題も連動して起こり、やがてこれは後年の「英語教授法問題」として、一般世間をも巻き込む一大論争となって結実していくのである。

それでは、このような新しい時代状況を前に、当の英語教師たちは具体的にどのような対応を迫られたのであろうか。

そこではまず、従来の「英学」の代名詞でもあった「直訳流」や「変則英語」への反省から、次第に「正則」や「実用」路線へと転換が図られていくようになった。そこでは従来の訳読に特化した教授法ではなく、オーラル面をも含む音声重視路線、さらに英文読解の際にも日本語を介さない「直読直解」も同時に奨励されるようになった。また、英語が「国語」で行われる他科目とならぶ「教科目」となったことにくわえ、それを限られた時間内で効率的に教授する観点から、当初は分科として教えられていた「作文」や「訳読」、「文法」などが一括して教授されるようになった。さらに、ヨーロッパからもこうした現状に応じた新式の「教授法」も続々と輸入されるようになり、まさに時代は従来の「変則」から「正則」へとその舵を大きく切るようになったのである。

この情勢の中、英文法についても、それまでのパーシングや文法規則の暗記に象徴される演繹的教授法が積極的な見直しの対象とされるようになった。こうした動きを最もよく示している史料が、以下に挙げた 1898 (明治 31) 年の『青年』誌 (のちの『英語青年』) の社説 ‘English Grammar and Composition in Middle Schools.’ である。そこでは従来の文法教科書や教授法に見られる問題点を踏まえ、新しい時代における文法教授法の有り様が示唆されている。以下、少々長くなるが引用しておきたい。

We are not inclined to place much confidence in the use of grammars, such as furnished to students in ordinary middle schools, and those textbooks such as are commonly employed in those institutions. The ordinary method of teaching English grammar is, we are speaking here of the English lesson alone, to provide elementary text-books to students of the third year class, and subsequently advanced books, as Swinton's, Brown's, etc., to those of the 4th and 5th year classes. The method usually adopted or rather blindly followed by most of the so-called teachers, appears to us entirely devoid of use, much more of interest. The poor students are simply ordered to cram or hurry through the rules and so forth almost without any practical application. Grammars are treated by those teachers just like ordinary readers or other books for reading. The greater part of the power of comprehension is absorbed in deciphering the meaning of the passages, for it is of course beyond any hope that the students

should grasp clearly the significance of the passages and to apply it to practical uses.

Such a mode of teaching grammatical axioms and propositions should be done away with and a more practical method adopted. In fact we do not see any reason or use why boys should be served with an advanced Swinton or Brown after they have gone through three or four year's study of English in the ordinary middle schools. Instead we would recommend that the boys should be taught at first only the rudimentary principles of grammar, and these taught not with the use of text books, but by showing them how to compose simple sentences. After they have mastered in this way the rudimentary principles they might be made to go through the course of an elementary text book. That would be enough for ordinary purposes. It is mere waste of time and labour to impose the lesson of an advanced text book on grammar as is done at present. The main reason why such a faulty method is being blindly followed at the middle schools, seems to be, because teachers themselves are not much experienced, or do not possess sufficient knowledge of practical English as to teach grammar through exercise on simple composition. Want of suitable books on practical composition as adapted to the requirements of Japanese boys may be considered another cause. Under the circumstance, we heartily welcome the publication of "Practical English Grammar" by Mr. Saito, of the 1st Higher School (Tokyo). Mr. Saito has published "English Conversation-Grammar" compiled on the principle we have discussed above. The present work is intended to supply an advanced course in the same line, and is to consist of 3 vols. of which the 1st lies before us. We might perhaps wish to see the work in a handier, or rather cheaper, form. We look for the speedier appearance of the remaining two volumes. ⁽⁶⁷⁾

つまり、従来の難解な原書を用いた演繹式教授を改め、代わりに「作文」などの実地の練習と関連させた文法教授法が行われるべきであり、さらにこうした方針に沿った文法書こそ、斎藤秀三郎の『英会話文法』と『実用英文典』にほかならないというのである。ここから、従前に比べ文法の理論的側面を相対化していく動きが顕著となっていたことが窺えるほか、これを体現していた斎藤の英文典を積極的に受容する態度が醸成されていたこともわかる。

このように、文法を実地の英文に沿って帰納的に教授していく方法は、明治30年代以降における教授法改革論者たちも一致して見せた考え方であった。たとえば、前出の斎藤秀三郎もこの方法をいち早く自らの著書の中で主張していたほか、同時期に同じく「正則」

路線を唱導していた神田乃武もまず、‘regular grammar study has no place as such.’とし、‘The student is expected to speak and write grammatically by habit and imitation, the teacher imparting to him such grammatical knowledge throughout the course as he sees fit.’⁽⁶⁸⁾と述べていた。また、国民英学会の磯部彌一郎も、自身の『中外英字新聞』の中で「文法は *means* にして *object* にあらざることを記憶せよ」⁽⁶⁹⁾とたびたび力説していたほか、当時の代表的な英語教授法書の著者である外山正一や岸本能武太、佐藤顯理らも同様に、「文法モ。大体ハ読本ノ文章上ニテ実地的ニ教授スベキナリ」⁽⁷⁰⁾、「文法は学生が帰納的に自ら規則を発見し得る様に教えざるべからず」⁽⁷¹⁾、「凡そ英文を学ばんとする者は初より文法書に泥む事なく、文章の側より入る事を力むべし」⁽⁷²⁾と主張していた。もっともこうした方法は、当時の輸入教授法の中にも盛り込まれていたものであり⁽⁷³⁾、ここから文法の帰納的教授法が、もはや識者の定論と化していたことが窺えるのである。

さらにこれと連動して、従来の演繹式教授法を象徴するパーシングについても、積極的な批判の対象とされるようになった。たとえば、1903（明治36）年の英語雑誌では、これについて次のようなあからさまな苦言が呈されている。すなわち「今の英学生は多く文法病に罹り、何でも理屈で解るものゝやうに覚えて、碌々文字も読めぬのに無暗に解剖をなさんとす。困りものなり。これ人体の全きものゝ何たるを見ずして、之を形成する諸器関の解剖学を学ばんとするものなり。解剖学をのみ習ふものは、人体を全きをなして靈動するの妙を悟る能はず」と⁽⁷⁴⁾。さらにこれと連動して、当時矢継ぎ早に文法書を公にしていた斎藤秀三郎も、その内容の一切からパーシングを排除した。このように、従来にくらべ、文法の理論的側面を相対化する動きが顕著になっていたのである。

そして明治40年代になると、上記の流れはもはや押し戻すことのできない性質のものになっていく。折しも1907（明治40）年、当時の「英語教授法問題」への対策の一環として、文部省内に「中等学校英語教授法調査委員会」が設置された。ここには、東京高等師範学校教授・岡倉由三郎や第一高等学校長・新渡戸稲造をはじめ、学習院教授・神田乃武、東京外国語学校教授・浅田栄次、東京府立第一中学校教諭・中西保人、東京高等師範学校助教授・篠田錦策らが委員としてその名を連ね、彼らに対しさっそく文部省は、早急に全国中等学校における英語教授法を研究調査の上、その改善に向けた指針を作成するように要請した。そしてこれを受け、その答申がようやく完成したのが2年後の1909（明治42）年、それは「中等学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」として同年1月20日付の『官報』で一斉に公表されることになった。この「報告」に盛り込まれた改善策としては、真っ先に

「教授ハ単ニ生徒ヲシテ教授事項ヲ了解セシメタルニ満足スルコトナク之ヲ習熟セシムルコトヲカムヘシ」や「教授中教師ハ生徒ノ了解シ得ル程度ニ於テ成ル可ク英語ヲ使用スヘシ」,「教授ノ方法ハ理論ニ偏スルコトナク実例ヲ比較総合シテ理会セシメ生徒ヲシテ正シキ語感ヲ養ハシメンコトヲカムヘシ」,「聴方,言方,読方,書方ハ各其ノ目ヲ別ツト雖モ其ノ教授ハ互ニ相関連セシムヘシ」などの文言が謳われた通り,徹底した音声重視の正則路線が打ち出されたが,むしろ英文法についてこうした路線の例外ではなく,そこでは以下のような規定が行われることになった。

(七) 文法

- 一 文法ハ先ツ一般普通ノ法則ニ熟達セシムルヲ主トシ細則除外例等ヲ授クルハ成ルヘク之ヲ後ニスヘシ
- 二 文法ノ教授ハ文法トシテ一定ノ形式又ハ用語ニ拘泥スルコトナク必ス言方,読方,書方ト関連シテ既ニ授ケタル材料ニ基キ其中ニ存スル法則ヲ会得セシムルヲ主トスヘシ

さらにこれにくわえ,上記の案は各学年級の文法教授法にまで及び,そこでは具体的に中学校一年級,二年級の間では「其ノ要点ヲ指示」するにとどめるものとされたほか,その後の三,四年級に入りはじめて,「既ニ授ケタル材料中総合シテ法則トナシ得ベキモノハ隨時之ヲ纏メ授」け,そのために「文法ノ教科書ヲ参考セシムルコトヲ得」とされた。そして,最後の第五年級では,独立した文法の講釈は行われないこととなり,そこでは「主トシテ既ニ修メタル事項ニ就キ一般教授ト相関連シテ之ヲ練習セシムヘシ」⁽⁷⁵⁾とされたのである。つまり上記の方針に従えば,中学五年間を通じて文法書を用いるのはわずか三・四年級の二か年にとどまることになり,しかもそれは「参考」程度とされ,それ以外の時間では専ら実地の英文でもって「練習」を行うものとされたのである。これはのちに「文法疎略主義」⁽⁷⁶⁾との批判を受けるほど,文法の相対化に向けた思い切った改革案であった。

結局,ここでの答申は,そのまま1911(明治44)年7月31日発布の改正中学校教授要目(文部省訓令第15号)にも反映されることになる。そこでは上述の通り,文法の本格的な教授が中学校三年級と四年級のみに限定されたほか,そこにおける教授法についても,「成ルヘク既習ノ材料ニ基キテ文法ニ関スル一般普通ノ法則ヲ授ク」ものとされた。このように,明治30年代から本格化した文法の帰納的教授法ならびその相対主義化路線は,ついに全国中学校の範型となって各地に布達されることになったのである。

おわりに

本章では、明治 30 年代における学習英文法体系の確立、ならびにそれと期を同じくして活発化した英文法教授法の改革議論に焦点を合わせ検討を行ってきた。

該時期において、日本の学習英文法体系を確立させたのは、ほかでもなく齋藤秀三郎であった。彼は自らの師であるブリンクリーの日英対照論、ならびに当時の最新の規範文法体系を踏襲した上で、彼独自の文法体系を構築した。この結果、「分詞構文」や「意味上の主語」などの項目が新たに体系化されたほか、種々の意味用法や語法規則群も大量に付加され、さらに従来扱われることのなかったイディオムや構文についても網羅的に導入された。また解説全般についても、日本人特有の視点を活かし、たいへんに要を尽くしたものとなっており、ここに日本人による日本人のための「国産」文法体系が完成したのである。

こうした内容の背後には、齋藤の「記号体系としての文法観」が存在していた。すなわち、従来ややもすれば厳格な理論体系として終始しがちな文法をより「実用」へと近づけるため、彼は文法を新たに「形式」と「意味」からなる「記号体系」と捉えなおすことにした。そしてその上で、英語の「実用」に直結する「意味」を基点とするかたちで、それぞれの諸「形式」を一括して説明する手法をとったのである。こうすることで、従来の品詞論や統語論などの区分が相対化され、さらにこれらの中に位置することで従来排除されてきたイディオムや構文についても、すべて「文法」上の事実として包含されることになった。

そして、このような一大転換が加えられた齋藤の英文法は、折しも同時期に本格化していた文法教授法改革、とりわけ従来の演繹式から帰納式へと連なる一連の文法相対化路線と全くもってその軌を一にするものであった。すなわち、従来の「英学」から「英語教授」への転換が顕著となる中で、当時の英学界では旧来の「変則」式に代わる「正則」的な英語教授が唱導されていた。またこれには分科の統合や海外からの新式教授法理論の影響もくわわり、英文法についても実地の英文に沿って帰納的に教授されていくこととなったのである。こうして、新しい「英語教授」の時代の到来に伴い、従来の英文法はその地位を著しく相対化させることになった。

この情勢の中で、かの「記号体系として文法観」でもって構築された齋藤の「実用英文法」が合流することになった。結果、彼の英文法は、上述のような時代趨勢と合致したものとして受け止められ、間もなくしてその全盛時代を迎えることになった。そして、日本

の学習英文法体系もついに一応の確立期を迎えるにいたり、斎藤はその確立者としての地位を獲得することになった。つまり、斎藤文法の隆盛の背後には、その内容の充実ぶりもさることながら、それを受容する当時の時代状況も存在していたのである。

したがって、斎藤の「実用英文法」とは、むしろそれまでに行われてきた英文法の「国産」化を達成したという意味で、同じく「独立」を希求していた「英学」時代の到達点として位置づけられるべきものである。しかしながら同時に、彼の体系は、その後に訪れた文法の相対化路線の中にも位置づけられるのであり、よって斎藤の『実用英文典』とは、まさに「英学」から「英語教授」への時代転換を象徴する一大著作としての意義を持つともいえるのである。

しかし、こうした時代状況は、その後間もなくして、当の斎藤にも思わぬ損害をもたらしてしまう。すなわち、上述の文法相対化路線をさらに押し進め、いつそのこと英文法を全くもって放逐してしまおうとする勢力が漸次台頭してくるのである。次章では、こうした英文法排撃論の論調とその発生メカニズムについて検討を加えていくことにしたい。

註

- (1) 斎藤秀三郎にまつわる伝記的研究については、大村喜吉『斎藤秀三郎伝：その生涯と業績』（吾妻書房、1960年）を参照のこと。なお、以下の本文中に見える斎藤の発言の引用はすべてこの大村氏の著書に依拠している。
- (2) 斎藤秀三郎 *English Conversation-Grammar*. (興文社、1896年) 'Preface'。以下、同書を「英会話文法」と表記する。
- (3) 同上 'Preface'。
- (4) 斎藤秀三郎 *English Language Primer; No. 1. (First Year)* (興文社、1900年) 'Preface'。
- (5) 英会話文法 'Preface'。
- (6) 松村幹男『明治期英語教育研究』（辞游社、1997年）。
- (7) 柳瀬陽介「学習英文法におけるデザインと身体的重要性」（慶應義塾大学英語教育シンポジウム「学習英文法：日本人の英語学習にふさわしい英文法の姿を探る」発表資料、2011年9月10日）。
- (8) 前掲松村書 313～315頁。
- (9) 斎藤秀三郎 *Practical English Lessons, No. 2. (Fourth Year)* (興文社、1900年) 'Preface'。
- (10) 斎藤秀三郎 *Practical English Grammar. (Vol. 1)* (興文社、1898年) 2頁。以下、同書を「実用英文典(1)」と表記する。
- (11) 実用英文典(1) 4頁。
- (12) 同上 7頁。
- (13) 同上 10～11頁。
- (14) 同上 15頁。
- (15) 同上 54頁。
- (16) 同上 68頁。
- (17) 同上 72頁。

- (18) 同上 63 頁。
- (19) 同上 81 頁。
- (20) 同上 184 頁。
- (21) 同上 183 頁。
- (22) 同上 185 頁。
- (23) 同上 200 頁。
- (24) 同上 186 頁。
- (25) プリンクリー『語学独案内 初編』(印書局, 1875 年) 237 頁, 同『語学独案内 二編』(日就社, 1875 年) 113 頁。
- (26) 実用英文典 (1) 123 頁。
- (27) 同上 124~125, 130 頁。
- (28) 同上 102 頁。
- (29) 前掲『語学独案内 初編』282 頁。
- (30) 実用英文典 (1) 102~105 頁。
- (31) 同上 105 頁。
- (32) 同上 111, 114 頁。
- (33) 同上 117 頁。
- (34) 同上 137 頁。
- (35) 斎藤秀三郎 *Practical English Grammar*. (Vol. 2) (興文社, 1898 年) 138 頁。以下, 同書を「実用英文典 (2)」と表記する。
- (36) 実用英文典 (2) 115, 116, 127 頁。
- (37) 同上 133, 141 頁。
- (38) Bain, A. *A Higher English Grammar*. (Longmans & Co., 1904 年) 272 頁。
- (39) 実用英文典 (2) 179 頁。
- (40) 斎藤秀三郎 *Advanced English Lessons*. (No. 5) *Studies in the Use of Verbs*. (興文社, 1901 年) 2 頁。
- (41) 実用英文典 (2) 100 頁。
- (42) 同上 59~60 頁。
- (43) 「質疑応答」(『青年』第 6 巻第 17 号, 1902 年) 13 頁。
- (44) 斎藤秀三郎 *Practical English Grammar*. (Vol. 4) (興文社, 1899 年) 661 頁。
- (45) これについては, のちに野田義夫も当時の様子を捉え, 「学制の頒布は教育の普及と統一とを目的としたりと雖も当時系統的の教育制度は全く我邦に振古未曾有の新事業なるを以て社会一般に未だ中学の何物たるを知らず」, またそこで必要とされた教師についても, 「已むを得ずして従来の漢学者或は変則に英学を修めたる者を聘用して一時の急を彌縫する」しか方法がなく, したがって「多数の中学に於ては其教ふる所は, 漢学, 英学, 数学の範囲を出づるもの極めて稀」となり, 「其内容に至りては大体に於て藩学の状況を継承したりと謂ふも不可なることなし」と概括している(野田義夫『明治教育史』育英舎, 1907 年, 246~247 頁)。
- (46) 前田勉『江戸の読書会: 会談の思想史』(平凡社, 2012 年) 350~359 頁。
- (47) 岡倉由三郎「英学漫談」(『文藝春秋』第 12 巻 11 月号, 1934 年) 122 頁。
- (48) 辻本雅史『「学び」の復権: 模倣と習熟』(岩波書店, 2012 年)。
- (49) 町田則文「三十年前の英学私塾及び学生」(『教育時論』第 635 号, 1902 年) 21~22 頁。
- (50) 同上 22 頁。
- (51) 岡倉由三郎「老英学生の思ひ出」(『改造』第 15 巻第 1 号, 1933 年) 13 頁。
- (52) 前掲前田書, 高田宏『言葉の海へ』(新潮社, 1978 年) 62 頁。
- (53) 平沼淑郎「鶴峯漫談: 四 幼時修学時代の巻(続)」(『早稲田学報』第 428 号, 1930 年) 36 頁。
- (54) 『英吉利文典』(開成所, 第 6 版, 1867 年) 54 頁。
- (55) Pinneo, T. S. *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. (開成堂, 翻刻初版, 1887 年) 55, 101 頁。
- (56) 田所美治編『菊池前文相演述九十九集』(大日本図書, 1903 年) 192 頁。

- (57) 「英学者苦心談 (六) : 磯辺彌一郎君」(『中学世界』第 6 卷第 16 号, 1903 年) 17 頁。
- (58) 島根郷土資料刊行会『西田千太郎日記 全一卷』(島根郷土資料刊行会, 1976 年) 10, 12, 16 頁。
- (59) 眠曳子「余が経過したる英語界」(『中学世界』第 9 卷第 5 号, 1906 年) 40 頁。
- (60) 「雑録」(『英語青年』第 13 卷第 10 号, 1905 年) 198 頁。
- (61) 一記者「名家歴訪録 第一 学習院教授熊本謙二郎先生」(『英語の日本』第 3 卷第 10 号, 1910 年) 31 頁。
- (62) 前掲松村書 310~312 頁。
- (63) 菅沼岩蔵 *Primary English Grammar for Japanese Students*. 『初等英文典』(三省堂, 1894 年)「凡例」。
- (64) これを裏づけるように, 英語科教育史の時代区分を行った沢柳政太郎も, 当該期について, 「文法に重きを置き, 文の論理的解剖に全力を注いだ」時代と分類している(沢柳政太郎『我国の教育』同文館, 1910 年, 207 頁)。
- (65) 岡倉由三郎『英語教育』(博文館, 1911 年) 27, 235~236 頁
- (66) 同上 23~24 頁。
- (67) ‘English Grammar and Composition in Middle Schools.’ (『青年』第 1 卷第 5 号, 1898 年) 1 頁。
- (68) 神田乃武 ‘English in Middle Schools.’ (『太陽』第 1 卷第 4 号, 1896 年) 235 頁。
- (69) 「はがき集」(『中外英字新聞』第 9 卷第 6 号, 1902 年) 83 頁。
- (70) 外山正一『英語教授法』(大日本図書, 1897 年) 22 頁。
- (71) 岸本能武太『中等教育に於ける英語科』(文部省, 1902 年) 72 頁。
- (72) 佐藤顯理『英語研究法』(文声社, 1902 年) 88 頁。
- (73) Breul, K. *The Teaching of Modern Languages and the Training of Teachers*. (Cambridge University Press, 1913 年) 25~27 頁。
- (74) ‘Editor’s Desk’ (『英文新誌』第 1 卷第 2 号, 1903 年) 54 頁。
- (75) 「中学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」(『官報』第 7668 号, 1909 年) 355~356 頁。
- (76) 野田幾三郎「中学校に於ける英語教授法調査委員報告を読む」(『中等教育』第 3 号, 1909 年) 32 頁。

第4章 明治30年代以降における英文法排撃論の興隆と実業界

はじめに

前章で明らかにしたように、明治30年代以降における英学界では、英文法教授法にまつわる改革が盛行を極めていた。そこでは従来の演繹式から帰納式の教授法への転換が図られ、その結果、英文法は、従来に比べその地位を著しく相対化させることになったのである。

しかし、上記の流れをさらに推し進めるかたちで、英語学習における文法の地位そのものに疑義を呈する者たちが現れた。本章で扱う英文法排撃論である。

従来、このような排撃論を扱った先行研究はほとんどなく、わずかに高梨健吉、大村喜吉両氏により、明治42年前後における英文法排撃論の存在や、その要因としての磯辺彌一郎と斎藤秀三郎との個人的確執が指摘されるのみである⁽¹⁾。また、こうした先行研究の欠如を反映するように、日本の英語教育史を俯瞰した伊村元道氏も、英文法排撃論自体、「ごく最近の現象」であり、「ひと昔前までは日本人は文法が大好きで、英語の勉強イコール英文法、文法抜きで英語が学べるなどとは、思いも寄らなかった」⁽²⁾と指摘しておられる。つまり英文法そのものの意義を否定する動きが明治後期の時点でも存在したことは、これまでの研究においてほとんど明らかにされてこなかったのである。

そこで本章ではまず、明治30年代半ば以降から興隆していた英文法排撃論の内容を、当時におけるメディア史料を用いながら検討しその論点を整理するとともに、こうした現象をもたらした要因として、当時流行していたナチュラル・メソッドの影響にくわえ、同時期における日本資本主義の発展に伴いその勢力を拡大させていた実業界の影響を指摘、その歴史的位置づけを行おうとするものである。

1. 明治30年代における英文法排撃論の興隆

では、当時においては具体的にどのような英文法排撃論が行われていたのであろうか。

管見の限り、文法についてその学習上の意義や効用を疑問視する声が本格的に表出し始めるのは1902（明治35）年である。たとえば、当時における代表的な英語教授法書の一つである佐藤顯理著『英語研究法』には、次のような記述が見られる。

今日の中学教程にては五ケ年間の学業を卒へたるものは文法書としてはスキントンの大文法、訳読に於ては英国七大家詩文集アーヴィングの『スケッチ、ブック』の類を一通りは学び了れる筈なれど實際上英語を使用するの一段となりては曾て規則正しき教育を受けたる事なき商館のボーイ又はホテルのコック等に及ばざるは何ぞや⁽³⁾

ここでの「スキントンの大文法」とは、明治 20 年代以降の日本において広く行われたウィリアム・スウィントン著 *A Grammar Containing the Etymology and Syntax of the English Language* のことを指しているが、佐藤によれば、こうした組織的な文法教育を受けた経験のない「ボーイ」や「コック」の方が、実際的に英語を使用するという点で——もともと「不充分」で「片言交り」という条件付きではあるが——中学卒業生の実力を遥かに凌駕しているという。そして、佐藤は、これら「ボーイ」や「コック」が、「平生外人と接する機会多きより」「用語の実際」を「自然」に習得していることに注目した上で、上記のような窮状をもたらした要因が文法や訳読中心の英語教授法にあることを指摘しているのである⁽⁴⁾。つまりここでは、従来における文法中心の教授法が、生徒の実践的な英語運用能力を向上させる上で障碍となる旨が批判されていることがわかる。

このような「文法を学んでも実際に英語が使えるようにならない」といった不満は、やがて文法学習そのものを軽視する一連の風潮を促す契機となった。たとえば、明治 35 年 3 月 30 日付の『中外英字新聞』には、「愛読生」なる読者から投書が寄せられているが、そこでは「ある人の説に文法に拘泥すると英作文が書けぬ何人でも放膽にして **Broken** でもいいからどしどし書く方が善いと余を以て見れば文法に精細ならずして何で文が造れ様か例令 **Broken** の文を書いて後これを自から訂正するには矢張文法の規則を知らざれば能はず」⁽⁵⁾との反論が行われている。つまり「愛読生」によれば、彼の周囲には、英作文の際には文法を気にせず、むしろ積極的に英語を使おうとする態度こそが肝要である旨を説く者たちが存在していたというのである。さらに、同様の指摘は同年の『青年』誌にも寄せられており、そこでもいったい「ある一派の人々」により「文法に拘泥すると英文は書けず」⁽⁶⁾との論が唱えられていたことが指摘されている。ここから、英語の実際的運用に際し、文法の役割を矮小化する動きが一部で存在していたことが窺える。

こうした意見に影響されてか、あるいは当時における文法の相対主義化を反映してか、やがて従来の文法学習に伴う理論的・解析的な学習法をめぐり、その妥当性と意義を疑問視する声も聞かれ始める。たとえば、1903（明治 36）年の『青年』誌には、「A. O. C.」なる筆名の英学生から一通の質問状が寄せられているが、その内容は「I wish him to be a scholar.」という英文の

文法解析に関するもので、彼によればこの文には複数の‘Sentence-Analysis’の方法が可能であるという。すなわち、①‘him’を動詞‘wish’の目的語とし、‘to be a scholar’を同じ動詞の補語とする見方、②‘him to be a scholar’全体を動詞の目的語とする見方、である。そして、斎藤の『実用英文典』による分析が紹介された上で、いったいこうした「問題を研究するが如き利益ありや小生は実用上に於ては毫も利益なしと存ず」との言葉でもって質問が締めくくられている。つまり英語の実践的運用という観点からすれば、‘him to be a scholar’の解析をいかに精密に行ったところで何の意味もないのではないかと、といった疑問である。これに対し『青年』側の回答は、こうした「問題に関する疑問の如きは貴説の如く何れとするも格別の差なく此の如き研究は grammarian の仕事にして普通の者には何の益なきなり」⁽⁷⁾といったもので、結果的に質問者の指摘に賛意を表するかたちとなっていた。さらに、これと同様の回答は、同年の‘The diligence of these students.’における diligence の種別、すなわちそれが抽象名詞か普通名詞かを問う質問にも見られ、その際にも『青年』側は、あくまでも「実地論」の重要性を指摘した上で、この種の問題について「何れが文法上正確なるやは敢て深く問ふ所にあらず」⁽⁸⁾との立場を言明している。ここから、当時における英文法が、「実用」や「実地」といった声に押されるかたちでその地位を後退させていたことが明らかになる。

以上、英文法と実際の英語運用との非直結性を指摘する動きを中心に見てきたが、じつは当時の英文法排撃論を促した論拠はこれのみにとどまらない。なぜなら、これと期を同じくして、「幼児は文法などやらなくても自然に言語を習得する」「理屈より習慣」といった類いの論拠でもって文法批判を行う声が出始めからである。たとえば、1903（明治36）年の雑誌『中学世界』に寄稿した佐藤顯理は、次のように述べている。

一体文法は理論より入るよりか習慣で覚える方が能く活用致します、例へば誰にしても、文法を小供に講釈して聴かせはしませぬが、何時の間には口を利き始め、遂には思ふ儘を其国語で言頭はして、それで文法上の誤謬がないやうになるのが何よりの証拠でせう、又何処の国でも、文法の講義などは思ひも寄らぬ人が八九分であるのに、言語文章何一つ差間なく遣つて退け大した文法上の誤謬がないのも、亦習慣上から覚えた著るしい例証ではありますまいか⁽⁹⁾

つまり幼児の言語習得に徴してみれば、文法や理屈よりも「習慣」の方が重要な役割を果たすはずであるというのである。このように、幼児や「小供」を模範とする英語学習論は、後年においても盛んに行われており、そこでは「全く己れの国語を忘れて、暫く稚児の昔に還り、其の稚児なりし当時日本語を学びし如く、事物と直接の接触に依りて外国語を学ぶ」との観点

から、「常往起臥，造次顛沛，外国語を以て考へ，外国語を以て書き，外国語を以て話すことに力むべし」⁽¹⁰⁾ともいわれた。

このように、その後における英文法排撃論をもたらす主な論拠は、すでに明治 30 年代半ばの時点でほぼ出揃っていた。詳細は後述するが、これらの文法批判に対しては、やがて一部の論者から活発な反論が試みられるようになる。そして必然的に、明治 30 年代後半から 40 年代にかけて、先述の英文法排撃論と擁護論の両者が共存する状況が生まれることになり、その結果、文法教育全体についても少なからぬ混乱がもたらされることになった。これを察知した英学生からも、やがて次のような困惑の声も挙げられる始末であったのである。「或る大家は英語の研究に文典の大に必要なを主張し又他の大家は英文は文典を学ぶものには書けずと、小生等只今羅針盤を失ひし船の如し何れを取つて善ろしきか御教を乞ふ」と⁽¹¹⁾。

このような混乱を尻目に、その後においても英文法排撃論は続けられた。たとえば、1906 (明治 39) 年に西片学人なる論者はまず、当時の帝大英文科の学生について、「なるほど彼等はミルトンを読んで居りますシエークスピーヤを云々いたしますチョーサーを批評します。乍併一度彼等を西洋人の前に立たして御覧なさい英文ではがきを書かせて御覧なさい其幾何がよく蝶々し得るものがありませうか、スラスラと書き得るものが御座いませうか。否大多数は唾です、無筆です」と痛烈な批判を浴びせた上で、このような原書講読の際に行われる英文法についても、「一体今日の教育法は、余りに文法を過重する弊があつて、一も二も文法でやりますがあんなやり方では能力を消耗する計りで、とても覚えられるものではない」とし、「例令へば卓子の上と書くには、アバブでは不可ぬ、オン、ゼ、テーブル、でなければならぬとか、田舎へ行くといふ場合の前置詞は、インではよろしくない、インツでなければならぬとか、そんな事を云はれると却つてマゴツク計りで決して覚えられないものではない。斯ういふフレーズは文法を知らなくとも沢山読めば自然にオンゼテーブル、インツ、ゼ、カンツリーと出てくるものです。語学をやるのに理屈で覚えやう等とするのは最も拙劣な方法で、唯もう無暗に暗誦するのが一番捷徑なのです」⁽¹²⁾と述べたのである。さらに、これと同様の文法批判は、折しも隆盛期を迎えていた文法の総帥・斎藤秀三郎率いる正則英語学校にも飛び火することにもなり、やがて同校の教育方針について、「あまりに文法のほぢくり偏して些か実用に遠かれるものあり」⁽¹³⁾とのあからさまな批判も行われるようになった。

むろんこうした批判は、同校の関係者たちを強く刺激した。中でもこれに激昂した佐川春水は、自らの師である斎藤と英文法を擁護すべく、積極的な反論の論陣を張ることになった。詳細は後述するが、そこで行われた反論の一つを紹介しておけば、彼はまず、「言語を学ぶには

須らく『自然』の方法に依るべし、換言すれば乳児が自から其母語を学ぶが如くすべし」といったナチュラル・メソッド的な観点からの文法批判に着目した上で、「上記の方式は到底日本の学生の英語を学ぶ者に応用することを得じ。先づ敢へて問はん、如何にして少年又は大人が赤児たることを得べきや」と反論した。そして、日本語と英語との間に横たわる言語組織上の距離を指摘しながら、日本語という「自己生得の言語」によって常に「思念」せざるを得ない大多数の日本人学習者にとってこそ、文法や読解を基礎とした組織的・体系的英語学習がその効力を発揮することを説いたのである⁽¹⁴⁾。

しかし上記のような反論にもかかわらず、明治も終わりに近づく 1911 (明治 44) 年にいたっても、英文法排撃論の声が途絶えることはなかった。同年 5 月 5 日に発行された『英語倶楽部』誌では、次のような文法批判が展開されている。

元より文法などにばかり拘泥すれば文は書けぬものに候子児が言葉を学ぶには文法などには頓着致さず候然も勞せずして数年の後には骨を折つて多額の金を費して研究した外国人よりも余程達者に会話を致し候外国語を学ぶ秘決 (secret) は何故に斯々であるかなど理窟は窮めず唯た何遍も同じ事を繰り返し々々やることに候兎に角三四才の子供を見れば外国語を修得する秘決は明瞭に相成可申候⁽¹⁵⁾

ここから、これまでに見た「実際・実践」志向型の度胸論、ならびに「子ども・幼児の言語習得」という二大論拠がうまく結合されるかたちで文法排撃論が組み立てられていることがわかる。つまり、そこでは、理窟の排除や負担感の軽減といった点で高い親和性を持つ両者が、その対極に位置する文法を批判するという構図が行われているのである。

こうして明治時代も終わり、やがて大正期に入っても、英文法排撃論は依然として続けられていた。そしてついには、こうした一連の文法軽視の風の中で、短期間で英語に習熟させることを謳った英語通信教育・教材販売業者も現れるようになった。本稿筆者の調査によれば、当該業者は、「英語通信学校」や「英語速成会」、「英語速成普及会」、「文政社」などと称しているが、その所在地はいずれも「東京市本郷区大学正門前」であり、さらにその宣伝広告も互いに酷似しているなどその関連性が否定できない。彼らは大正期の『実業之日本』や『中学世界』といった雑誌に続々と広告を寄せ、そこではきわめてセンセーショナルな絵図や文句でもって読者の焦燥感を煽る戦略をとっていた。彼らの言い分とはこうである。

①「英語速達法の新發明 自然的教授法の驚くべき効果」

諸君！ 諸君にして若し英国に生れ英国に育つたとしたならば諸君は今日日本語を使ふ如く、英語を自由に使ふことが出来たであらう。諸君が二三歳の英国人の子供が自由に英

語を使ふを見て諸君が数年間も英語習得に苦心して尚ほ此子供にさへ及ばざるを不思議と思はざるか諸君！ 英語に熟達することは諸君及び世人が従来考へ来りし程困難なるものにあらず。旧来の英語教授法が全然間違ひ居りしなり。教へる方も、習ふ方も、「英語はむつかしい」と始めより断定してかゝるから無用の労多くして其効果あらはれざるなり。今新に發明されし英語速達法は諸君が英国に生れ英国に住する者と見てかの英国人の小児が英語に熟達する所謂自然的熟達法により通信を以て教授す。初学者にても本教授法によりて習得すれば短日月にして、日常の読書、作文、会話等は自由自在に英語を使用することを得るに至るべし詳細なる内容見本及校則は東京本郷区大学正門前大日本英語通信学校へ「ハガキ」で申込みば無代で送り来る筈

②「大發明！ 英語速達法の効果」

諸君は何の爲めに英語を学ぶか。英語で外国人と話をし、英語で手紙を書き英語の新聞雑誌がスラスラ読めるやうにならうと思ふて「英語」を学ぶのでせう。併しこれ迄の英語独習法で諸君は外国人と話しが出来るやうになつたか、英文の手紙を書き、英書がスラスラ読めるやうになつたか。恐らくなれないでしょ。之れは教へ方が悪いのです、独習法を誤つておるのです。諸君はすぐ役に立つ英語を学べ、習つた翌日から実地に応用の出来る英語を学べ。我が英語通信学校は新發明の自然的英語速達法に依つて ABC を知らない初学者にても独習し始めて短日の間に実用英語に熟達せしめる、此不思議なやうな教授法は如何なるものであるか、先づ「ハガキ」にて東京本郷区大学正門前大日本英語通信学校（電下参式壱〇番）へ申込みば見本規則を無代で送る。⁽¹⁶⁾

つまり、従来の英語教授法ではいつまで経っても英語が使えるようにならないのであり、代わりに同社がこのたび「發明」した英語教材でもって練習すれば、短期間のうちにみるみる英語力が上達するというのである。上の「自然的速達法」との言葉からもわかる通り、彼らの教材は‘The Natural Method of Teaching English’と銘打たれている。したがって、そこでは決して「自然的」な方法とはいえない英文法が積極的な排除の対象として認識されていたことは想像に難くない。

このように、明治 30 年代半ば以降から興隆した英文法排撃論は、少なくとも大正期にいたるまで繰り返し行われていた。そして、そこで提出されていた主な論拠とは、英文法と実践的英語運用の非直結性を問題視するもの、および幼児あるいはある言語の母語話者が見せる言語習得法をそのまま日本人の英語学習にも適用せんとするもの、の二種であった。

2. 「新時代」の「世界的商戦」に向けて：実業界の動向と英語

では、前節でみたような英文法排撃論は、一体なぜ起こっていたのであろうか。

まず、上述の排撃論をもたらした二大論拠のうちの一つ、すなわち「幼児の言語習得」についてであるが、これはのちに幼児の言語習得法に基づく教授法を唱導したハワード・スワンの来日（1901年）や、前出の宣伝広告の内容からも窺える通り、明らかに当時輸入教授法の一つとして流行したナチュラル・メソッドの影響があったものとみて大過ないであろう。むろんこうした論説は、とくに教授法理論の影響を受けなくても容易に表出し得る性格のものであるが、やはり同時期の学生の英語力低下問題に端を発し、より効率性の高い英語教授法を模索しようとする時風の中で支持を受けたナチュラル・メソッドが、上述の排撃論を後押しする上で重要な役割を果たしていたことは間違いない。

そうだとすれば、問題は一方の「実践的英語運用」ということになる。これについて、本節では、従来の英語教育史研究において顧みられることのなかった新しい視点を導入することにした。すなわち日清戦争以降、飛躍的な発展を遂げることになる日本の資本主義、およびそれに乗じるかたちでその政治的・社会的ヘゲモニーを著しく増大させていた実業界の動向である。以下、彼らと英語との関係に焦点を合わせながら、その動向を逐一追っていくことにする。

1894～95（明治27～28）年における日清戦争に勝利した日本は、製糸業や紡績業などの軽工業を中心とする第一次産業革命を迎えた。企業勃興、あるいはそれに伴う対外貿易の飛躍的拡大という新たな時代趨勢に対応するため、政府は、翌年の1896（明治29）年に造船奨励法および航海奨励法を公布、海運業の奨励策に乗り出した。これにより当時の有力企業の一つであった日本郵船は、欧米諸国への海洋航路を開拓するにいたった。また同時期には、日本の高度資本主義化に伴う対外進出策も顕著になり始め、1900（明治33）年における義和団事件に乗じた日本軍の出兵、あるいは1902（明治35）年にロシア東方政策への利害が一致していたイギリスとの間に同盟が結ばれたことなどはその典型的な例であった。もっとも、このような日本の急速な産業化という事態は下層民衆の犠牲を伴うものでもあり、たとえば1899（明治32）年に横山源之助著『日本之下層社会』が刊行されたことや、1901（明治34）年に日本最初の社会主義政党である社会民主党が結成されたことなどは、そうした社会矛盾の顕在化を如実に反映する事実であった。かくして、明治30年代以降の日本は、後発資本主義国家、ひいては極東アジアにおける帝国主義国家としての道を歩み始めたのである。

この情勢の中、当時の民間企業による相次ぐ海外進出を反映するように、やがて外国企業と

の取引や交渉の際に必須である外国語、とりわけ英語の重要性を指摘する声も次第に聞かれるようになった。たとえば、日清戦争終結直後である 1895（明治 28）年 5 月 29 日付の『読売新聞』では、「英語の学習を奨励すべし」との社説が展開されているが、そこではまず、かの日清戦争における勝利が「我が帝国をして実力あり蓄積あるの名を博せしむ、其結果我帝国をして従来方隅に偏安したるの形成を一変し、一躍世界の舞台に立たしむるに至」らせたとの認識が示された上で、「我國民は今後全幅の力を挙げて四隣に当り、世界の各地に他の國民と相競争交渉して、益々國家の膨張を大成」する必要があり、その有力な方途とされた「商權拡張の一武器として、是非我國民が大に英語を学習するの必要」⁽¹⁷⁾が説かれた。また、これと同様の論説は、同年 6 月 16 日付の『時事新報』でも行われ、そこでは「戦捷の結果は独り清国に対する我國の位地を高めたるのみならず諸外國に対して面目を一新したるより外に對する實業界の計画は今や漸く起らんとするに際し先つものは人物にて特に外國語に通ずるものゝ需要俄に増加し昨今實業界にては外國語に通ずる者を得んと欲して頻りに之を求むる」⁽¹⁸⁾との報道もなされた。つまり、こうした状況をいち早く察知していた磯辺彌一郎の言葉を借りれば、日清戦争後の日本ではいよいよもって「商業上最も精銳にして而かも輕便なる武器」⁽¹⁹⁾である英語を用いた「實業上の戦」⁽²⁰⁾の幕が切って落とされていたのである。

しかし、上記のような趨勢にもかかわらず、日清戦争直後、あるいは明治 30 年代初期の時点にはまだ将来の人材となるべき学生たちの目が実業界に向けられることはなかった。彼らによる実業界への進出がようやく本格化し始めるのは、明治 30 年代半ば以降である⁽²¹⁾。とりわけ両者の結びつきをより決定的なものとした要因として、財閥系民間企業を中心とする実業界が、当時「学校出」と呼ばれていた学卒者の積極的採用に乗り出したことは大きい。その主な理由としては、企業の大規模化および国際産業化という新たな時代趨勢に伴い、一刻も早い近代的・組織的経営管理機構の整備が急務とされたこと、すなわち、伝統的な小僧・丁稚制度をよりどころとした前垂掛け主義や、縁故偏重の採用形態がもはや時勢に適わぬものと受けとめられるようになり、代わりに「新進の知識を有つた、新しい教育を受けた人がやらなければならぬこと」⁽²²⁾が以前にも増して強調されるようになったことが挙げられる。この結果、「今日では総ての使用人——算盤方より帳付けに至るまで、相当な学校出の者でなくては使用せぬ」⁽²³⁾とされるような状況が現出することになり、頗る学歴主義的ともいえる採用形態が徐々に浸透していくことになった。もっともこうした動きの背後には、予てより官吏志向の強かった「学校出」を積極的に採用することで、従来型「官尊民卑」的社会心性を何としても打破したいとする民業側の思惑も存在していた⁽²⁴⁾。かくして、当時の若者たちの目も次第に実業界に向き始

め、自らの立身出世や経済的成功を達成する場を求める学生たちの実業界入りは決して珍しい現象ではなくなってくる。まさに、E. H. キンモンス氏の言葉を借りるならば、ついに「実業ブーム」⁽²⁵⁾と呼ばれるような時代が到来したのである。

こうして、大学や専門学校、商業学校、およびその他各地の中等教育機関で近代的な学問や教養を身につけた「学校出」青年たちは、こぞって実業の世界へ、中でも財閥系企業など世界的規模で事業活動を行えるような大企業を含む各種企業や商店へと進出していくことになった。欧米列国を中心とする外国企業との市場獲得競争において、さっそくもって指導的な役割を担うことを期待された彼らは、会社や銀行の「学卒サラリーマン」として、当時加速度的に進行しつつあったグローバル資本主義経済体制の渦中へと組み込まれていくことになった。こうした中、当時の企業経営陣が自ら実業教育に乗り出し、彼らが求める人材の育成事業に関心を持ち始めることはいうまでもないが、本節の関心である英語力についてもその例外ではなかった。多数の外国企業との取引を行うエリート・サラリーマンとして、そして世界各国との「実業上の戦」に有効に対処し得る人材として、英語の実力はますますもってその重要性を増していったのである。そして、その際に必要とされたのが、ほかでもなく日常英会話や商用英作文を中心とする「実用英語」であったのであり、たとえば正金銀行や三井物産、森村組、高田商会などの国際的企業はいうにおよばず、将来「有望なる職業」を得んと欲する若者たちにとっても、「一会社に於て人を雇入れんとする場合に当りても沢山の候補者中より特に英文の書ける者会話の出来るものを撰抜する」⁽²⁶⁾とされるような時代がついにやってきたのである。

1904～05（明治37～38）年の日露戦争における勝利後、日本は造船、製鉄、化学など重化学工業中心の第二次産業革命期に入り、独占資本主義体制のさらなる拡充・発展期を迎えることになった。これを反映するように、1905（明治38）年には新たに山口と長崎に官立高等商業学校が創設されたほか、同年には後の朝鮮半島の植民地化への契機となった第二次日韓協約も締結された。積極的な外資輸入と保護政策とを拠り所とした日本経済の新たな時代局面は、当然のことながら実業界と英語との結びつきをより一層緊密化させることになった。実際、戦後間もなくして発行された『実業之日本』誌では、将来実業界に赴かんとする人材に要求される各種技能や心構えが特集されたが、そこでは男爵・渋沢栄一や第百銀行取締役兼支配人・池田謙三らをはじめ、日本郵船会社副社長・加藤正義、高田商会会主・高田慎蔵、鐘ヶ淵紡績会社専務取締役・朝吹英二、東京電燈会社取締役・小野金六、明治生命保険会社社長・阿部泰蔵、東京海上保険会社社長・末延道成、芝浦機械製作所長・大田黒重五郎といった錚々たる財界人たちによって、一斉に英語の重要性が指摘されることになった。むろん、これらの企業において

必要とされる英語力の内容は決して一様ではなかったが、概して日常英会話や商用英作文、あるいは新聞雑誌などの読解力といった実用面が強調されていたことには変わりはない⁽²⁷⁾。つまり当時の学生たちにとり、これらの大企業への入社を果たし自らの立身出世を遂げていくためには、企業の求める「実用英語」の習得が必須の条件とされるようになったのである。

しかしながら、このような激しい国際的経済競争の渦中に就職してきた学卒者たちが、その持ち合わせていた英語力でもって彼らの雇い主である経営陣たちを満足させることはなかった。たとえば、こうした者たちをつぶさに観察していた日本郵船会社専務取締役・岩永省一は、自身の論稿の中でまず、「実業界の多く求むる所のものは書記である而して書記たるに要する資格は簿記法に巧みなる事、算術に熟練なる事英和書翰文に練達せる事である」とし、「然るに学校出身の人々は如何と顧みるに英語は下手、字は拙し簿記法は巧妙でなし、算術には熟達せぬと云ふ有様である」⁽²⁸⁾としてその不満を露にした。また後年になるが、三菱合資会社庶務部長であった壮清次郎も、「学校出身者の中で一番不十分であらうかと思ふのは英語である」とした上で、「どうも商売上の手紙などになると、遺憾ながら不十分であると言はねばならぬ。誰もやつて誰もよく出来ず困つて居るのは英文の往復文で、之れは一般を通じて不足のやうに感じる」⁽²⁹⁾との意見を述べた。さらに同様の所感は、三井物産会社理事・飯田義一や三井銀行専務取締役・早川千吉郎によっても表明されており、そこでは「学校を卒業したばかりでは未だどうしても英語であるとか、簿記であるとか、手紙を書く事であるとか、いふ実科の研究が充分でない」⁽³⁰⁾、「新知識、新素養を唯一の生命とする学校出身〔者〕を通して甚だ誇ることの出来ないのは、一般に語学の力の欠乏して居ることである〔中略〕それは単に会話作文の如き実用的の語学ばかりで無く、解する方の力も貧弱である」⁽³¹⁾などといわれた。そして、このような学卒者の英語力一般への不満は、やがて実業界の利害を反映した雑誌『実業之日本』⁽³²⁾における以下のような辛辣な批判となって爆発することになる。

平和恢復後の日本は世界的大日本也、外国貿易上に大飛躍大活動をなすべき一大時機なり。而して世界的商戦の一大武器としては、是非とも語学上の深き修養なくんば不可也、英語の研究は今や滔々なる大勢力を以て日本全国に普及されたりといへとも、実務としての英語、商戦の武器として用ふべき英語は、果して善く之を活用し得る迄に普ねく発達を見るに至りたるか、吾人は甚だ疑なき能はず。実務としての英語、商戦の武器としての英語は、必ずしも高尚なる文学的研究といふにあらず、実用に尤も関係ある通俗的普通的英語ならざるべからず、何をか通俗的英語といふや、曰く商業書翰を認むること、明瞭的確なる英字を書き得ること、日常普通の商業会話を善くすること、新聞雑誌を理

解し得ること、以上の四大要件は通俗的英語の研究として、実務上の要具として一日も欠くべからざるものなり。銀行と会社を問はず、簿記と算盤に通曉せざれば、書記としての職責を尽し得ざるが如く、此の通俗的英語に熟練せざるに於ては、之を実用的方面より見て三文の価値なきものなり、簿記、算盤、実用英語の三者は、実務上尤も有要重大の武器なり。然るに今日の英語研究者の傾向如何といふに、高尚なるシェークスピア、ミルトン、ドライデン、テニスン、エマーソン、カーライルの詩文を研究して、其文章の巧拙を云々する所丈けは如何にも立派の英語学者らしく思はるれども、葉書一本すら碌々英語にして書き得ず、新聞紙の一欄すら満足に解釈し得ず、インヴオイスの書き方をも心得居らず、外人より二三語を話さるれば忽ち辟易するもの滔々として皆是なり。⁽³³⁾

つまり、多くの学生たちが英文学を中心とした英語教育を受けてきているため、就職後の実務において何の役にも立たないというのである。このように、実業界が求める英語力と、学卒者が持ち合わせていた英語力との間には、無視することのできない落差が生じていた。そして、これに伴う失望感がもたらすであろう実業界関係者の批判の矛先は、やがてこれら「学校出」青年たちの英語力養成の中心的機関であった学校英語教育へと漸次向けられていくのである。

1906(明治39)年、前出の『実業之日本』誌では「時代の要求」と題する特設欄が設けられ、学校教育の実用主義化を促す提言活動が「実業家の教育家に対する要求」として開始された。このうち、教育全般に関するものとしては、第百銀行支配人・池田謙三「教育界に対する余の要望」や東京鉄道会社監査役・佐々木慎思郎「教育の大目的と実用主義」、東京電車鉄道会社社長・牟田口元学「教育界に対する余の要望」、森村組・森村市左衛門「教育の大目的は学者を作るにあるか」、東京海上保険会社社長・末延道成「修学年限を短縮すべし」、芝浦機械製作所長・大田黒重五郎「教育界に対する余の要求」などが挙げられるが⁽³⁴⁾、そこで行われた彼らの学校教育論とは、おおむね次のようなものであった。すなわち、①実業界に入ってくる「学校出」は、実務に役に立たない、②これら「学校出」教育の担い手は学校教育であるから、この責任は教育界にある、③したがって「新時代」の国際競争を勝ち抜くためにも、実務に直接役に立つような実用主義的教育を導入してもらいたい、といったものである。そして、これを実現する上での具体策としては、「可成早く実務界に入り、活用の才を訓練せしむるやう教育する事」をはじめ、「其一手段として学科科目を減少し、修学年限を短縮すべき事」、さらには「実業軍の将帥、参謀を養成すべき高等教育と、下級将校、下士、兵卒を養成すべき中等教育とを別ち、其両全を期すべき事」⁽³⁵⁾などの提言が行われたが、本稿の関心である英語教育につ

いてもこうした要求の例外ではなかった。たとえば、東洋汽船会社支配人であった白石元治郎は、「理想の実業家と教育制度の刷新」と題する論稿の中で以下のような主張を展開、そこで学校における実用的英語教育の急務を社会に訴えたのである。

今後益々語学の必要が起つて来るのであるが、偕て学校出身者に就て観るに英語を達者に話し且つ書き得るものは極めて少ないのである、特にビジネスマン、レツターに至ては之を完全に書き得る者は恰かも暁天の星の嘆を免かれぬ。故に私は一方には比較的有要ならざる学科を削除すると全時に、他方には実務的学科特に英語会話及び英語書翰文の時間を大に増加する必要があると思ふ。又商売上の手紙は今日にてすら殆んど総てタイプライダーに掛けらるゝので、その必要は今後益々増加して来るから学科中にタイプライダーを加入する必要がある、又英語の速記も同時に必要であるのであるから之れも学生をして修養せしめなくては可かぬ。果して然らば学校出身者をして実務に迂遠なりと云ふが如き非難を免れしむるのみならず、実業界の登龍門を潜らしむることを得るのである。⁽³⁶⁾

また、これと同じような提言は、先述した日本郵船会社専務取締役の岩永省一によっても行われており、そこにおいて彼はまず、「私が教育界に向て第一に猛省を促したいのは、学校出身者が実務的素養に於て欠けて居ることである」とした上で、「今後益々必要を加ふるのは英語と速記術並にタイプライター」であり、これらの「実務的学科の修業時間は之を増加する必要がある」ことを主張した⁽³⁷⁾。つまり学校の教育カリキュラムは、あくまでも実業界の要求に沿ったかたちで組み立てられるべきというのである。

さらに、上記の動きと連動するかたちで、当時の実業界への就職を希望する若者たちはおろか、その教育機関にも直截的な影響を及ぼすことになったのが、彼らの企業採用時における英語力重視策であった。たとえば、当時「学校出」青年の採用に積極的であった三井物産は⁽³⁸⁾、1907（明治40）年の『実業之日本』誌においてその学生採用方針を公表しているが、それによれば、その「採否を決すべき重なる要点」として、「年齢の若き事」や「身軀健全なる者」、「性質実業家に適する者」、「勤務地に就いて条件なき者」とならび、「英語に熟達せる者」が挙げられている。すなわち、同社の説明によれば、「外国語就中英語は外国貿易に従事する会社等に於ては別して其必要を感じずる事切なるもの」であり、中でも「話す事、書く事、読む事」のうち「殊に前二者は必要中の必要事項」⁽³⁹⁾であるというのである。さらにこれと同年には、その創業以来はやくから学卒社員獲得の重要性を認識しており⁽⁴⁰⁾、また明治40年代における学生の人気企業でもあった日本郵船もその学生採用方針を公表しているが、そこでもまず、その

基本的採用形態について、なるべく「個人からの申込を取らないやうにして」、「諸学校の卒業期前にそれぞれ各学校に申込をして、其年の卒業生の中から選抜して採用することにして居る。例へば東京大学の法科若くは工科とか、技術に関しては東京商船学校といふやうに、所要の学科技術に就いて教育を受けた人物を採用」し、さらに「本年は大分広く諸方の学校から採用することにして、東京大学、東京高等商業学校、慶應義塾大学部、早稲田大学及同実業学校。それから東京外国語学校、神戸高等商業学校、横浜及富山甲府、函館等の商業学校などから採る」旨が明らかにされている。そして、こうした一連の採用過程における「大躰の方針としては英語の素養の充分ある者を主として採ることにして居る」⁽⁴¹⁾ことが言明されているのである。もっとも同社の場合、先の三井物産とは異なり、必要とされる「英語の素養」が一体何を意味しているのか、その具体的内容にまで踏み込んだ説明は見られない。しかし、これまでの同社関係者の発言内容などから推断するに、やはり日常英会話や商用英作文を中心とする「実用英語」に重きが置かれていたと見て大過ないであろう。かくして、実業界が教育界に対する圧力を次第に強めていく中、ついに企業が求める「実用英語」の素養がなければ、学卒者の就職すらかなわない状況が生み出されていたのである。

3. 明治 30 年代以降における英文法排撃論と実業界

1909（明治 42）年、世界最大の生糸輸出国となった日本は、翌 1910（明治 43）年における韓国併合、そして大正期における第一次世界大戦への参戦という一連の展開を経て、ようやく欧米列国と肩を並べるほどの独占資本主義国家、ひいては極東アジアにおける唯一の植民地国家・帝国主義国家としてその世界的地位を確立するにいたった。とりわけ、当該期における日本の経済的躍進およびその急速な産業社会化を促した一大要因となったのが、1914（大正 3）年にヨーロッパで勃発した第一次世界大戦であった。そこでは、大戦中直接の戦火を逃れていた日本に対しヨーロッパ各国からの軍需品注文が殺到したことにより、日本経済はいわゆる「大戦景気」と呼ばれる未曾有の好景気に湧くことになった。大戦勃発時、すなわち 1914（大正 3）年には 11 億円の債務国であった日本は、わずか 6 年の間に 27 億円以上の債権国へと急成長を遂げ、さらに会社総数についても大正 3 年末の 16,858 社から大正 7 年末の 23,025 社へと約 1.5 倍もの伸びを示した⁽⁴²⁾。空前の好況に湧く海運業や船舶業などでは、戦争によって巨万の富を築いた「成金」と呼ばれる資本家たちが登場し、さらにこれらの資本家たちが経営する会社や企業に雇われて働くホワイトカラー層の数も増加の一途を辿った。まさに大正初期の

日本とは、彼ら新中間層を担い手とする大衆サラリーマン社会の形成期であったのであり、くわえて好況の波に乗じた実業界が従来型「官尊民卑」的な社会心性からの脱却に成功し、社会に確固たる地盤と地位とを確立させた時期でもあった。そして、こうした活況を反映するように、明治 30 年代半ば以降本格化していた若者たちによる実業就職熱もとどまるところを知らず、官立大学卒業生を含む多くの学卒者が、こぞって民間企業・実業界へとその就職口を求めていった。大正 6, 7 年あたりからは大学卒業生の定期採用制度も始まり、若者たちによる「官界から民業へ」という趨勢はもはや動かしがたい事実となっていた⁽⁴³⁾。

さて、ここで注目すべきは、これまでに見てきたような実業界の飛躍的成長に伴う「学校出」の採用と、第一節において検討したような英文法排撃論とがその時間性においてきわめて高い割合で符合するということである。すでに見た通り、明治 30 年代半ば以降における排撃論をもたらした論理的因子とは、ほかでもなく「実践的英語運用」ならびに「幼児の言語習得」であった。もっとも後者については、すでに当時における「英語教授法問題」に伴い輸入されたナチュラル・メソッドの関連から説明が行われているので、ここで改めて取り上げる必要はないであろう。そうだとすれば、問題は専ら前者に属することになる。すなわち、少なくとも明治 30 年代半ばから大正初期にいたるまでの期間、なぜ「英語を実用・実践的に使用する」という意識が惹起せられていたのか、その発生メカニズムを解明し、前出の英文法排撃論全体の解釈を行うという作業が本節に課せられているということである。そして、すでに本節の冒頭に付された題名からも察せられる通り、本稿はその発生メカニズムの一端として、前節で見てきたような実業界の一連の動向の存在を認めたいのである。つまり、当該期における英文法排撃論を、同時期の日本における資本主義の飛躍的発展、およびそれに伴う国内の急速な産業社会化という社会経済的文脈に徴して理解してみたいということである。以下、これについて若干の考察をくわえておきたい。

前述の通り、英文法排撃論が興隆する明治 30 年代半ば以降とは、ちょうど若者たちによる実業界進出の流れが本格化していた時期にあたる。世界的規模で事業を展開し、海外事業を重視する企業が次第に増加する中、会社や銀行に就職した彼ら「学校出」青年たちに要求されたのが、ほかでもなく日常英会話や商用英作文を中心とする「実用英語」であった。当然のことながら、こうした英語力の有無は、その後における日常業務の遂行はおろか、企業への就職如何をも左右し得るほどの重大要因であったから、かの「実用英語」が結果的に彼らの英語学習に全くもって影響を及ぼさなかったとは到底考えることはできない。むしろ若者たちの実業就職熱は、少なくとも大正初期にいたるまでの期間、順調な伸びを示していくわけであるから、

それに比例するかたちで企業が求める「実用英語」の影響も漸次拡大していったものと考えられるのである。つまり、仮に当時において「実業ブーム」(E. H. キンモンス)とされるような事態が現出していたのであれば、必然的に「実用英語ブーム」とでも称されるべき現象も同時発生していたはずであるということであり、したがって立教大学校長の元田作之進も述べた通り、そこでは将来「世界的の商人」となるべく、会話や作文など「Practical」の方面に其技を磨いて、世界の大舞台に活躍せんと息込んで居る⁽⁴⁴⁾学生がその数を増していたことも自然の成り行きであったのである。さらにこうした要因にくわえ、日本の急速な産業社会化に伴う企業・実業界の社会的ヘゲモニーの拡大、あるいはそれを背景にした教育界への圧力などの要因とも相まって、「既に世界列強の活舞台の真たゞ中に投げ出された今日、死物合様〔ママ〕な訳読本意の寝言をほざいて居る様では、時代後れの誹りを免れない。今は Practical English を大に奨励し、自由に話し、自在に西洋諸国と文通し得る人を養成せねばならぬ」と「徹頭徹尾実用英語を推奨する」ような「実際家」⁽⁴⁵⁾がその存在感を増していたことも間違いないのである。そして、このような「実用」志向の趨勢と、折しも同時期に重なった英語教授法再考の流れとが連結・合流したことが、前節で見た英文法排撃論を加速させる一つの動因になっていたと考えられるのである⁽⁴⁶⁾。

おわりに

本章では、明治 30 年代半ば以降に興隆した英文法排撃論に焦点を合わせ、それをもたらした要因として、当時のナチュラル・メソッドにくわえ、同時期にその政治的・社会的ヘゲモニーを著しく増大させていた実業界の勢力拡大といった外在的要因を指摘した。つまり、この時期の英文法排撃論とは、決して当時の英語教育の枠内に限られたものではなく、後発資本主義国家・日本の近代資本主義・帝国主義化、ひいては当時の欧米列国をその主な担い手とする帝国主義的市場獲得競争という世界史的文脈の中にも位置づけられるべき現象であったのである。

こうした「実用英語」の隆盛を示すように、明治 30 年代以降の英語雑誌には、その読者たちからこの種の英語の勉強法にまつわる問い合わせが続々と寄せられるようになった。ここでそのいくつかを挙げてみると、次の通りとなる。すなわち「Practical English 研究上多読と精読とは何れが効多いでしょうか」⁽⁴⁷⁾、「将来事業家たらんとす英清韓三国語を実用的に会得するには何校適当なりや外国語学校等果して実用的に教示してくるや」⁽⁴⁸⁾、「僕は英文新誌に改

良すべき点があると思ふ。第一余り英文学に関する記事が多い。此後は英語学即ち会話作文等高尚なる商業的実用的の記事を多くして貰ひたい⁽⁴⁹⁾、「僕は未だ英文書簡の往復を、嘗て試みたことなくこれではプラクチルイングリシユの一部練習を欠いて居ることゝ思ひますから、月に一回程相互に書信を通じて、僕の短を補ふて下さる御仁は？」⁽⁵⁰⁾、「英文商業書翰を作るに、極く適當なる参考書がありましようか、発行処と本名と代価を御知らせ被下さい」⁽⁵¹⁾。このように、企業型「実用英語」の影響は、確実に英学生たちの間にも及んでいたのである。

さらに、同時期の「英語教授法問題」の混乱に乗じるかたちで、いっそのこと今後の英語教育方針を専ら「実用英語」に置くことを説く論者も現れた。たとえば、1906（明治39）年の『教育学术界』に論稿を寄せた文学士・堀謙徳は、次のように述べている。

中学より大学まで、英語教授の方針は、他日仕事をするに当りて、英語を利用し得ることを以て、主眼となさることを願ひたい。即ち読めます、書けます、話せます、といふ人を養成することゝしたい。今日までの日本で行はれてる英語教授は、余りに文学的で、学者的であつて、實際的でありませぬ。其弊として、シェークスピアの評論までする英文学者が、日用通信の手紙を英文で書けないといふ様なことが出来る。全国英語教授の方針としては、普通日用の英語に熟するを主とし、英文学を専門に修める人は、其上に特に其方面の事柄を専攻することにして、一般には、純文学者に必要な様なことを修めさせないで、商人となつても、工業家となつても、政治家となつても、実用すべき風のもの授くることに願ひたい〔中略〕一口に申しますと、余り六ヶしく無いものを色々習はせて、実用英語の練習をさせたいと申すのです。⁽⁵²⁾

このように、日本の急速な資本主義化によって生まれた「実用」志向の流れは、いよいよもって英語教育の目的論にも影響を及ぼしていた。

この情勢の中、ある人物が故国における英語教授法の改革を志し、ヨーロッパ留学からの帰途についていた。彼は1902（明治35）年から05（明治38）年まで、文部省より語学教授法研究のための留学を命じられており、そこでは多くの有識者たちと交流したうえで、諸所の教育現場を精力的に参観するなどして、日本での一刻も早い語学教授法の改革に思いを馳せていた。しかし、いざ帰国してみると、そこでは積年の「英語教授法問題」が益々混迷の様相を呈し、さらに企業型「実用英語」が学生や教師たちの間で支持を広げていた。これを心底苦々しく思った彼は、まずは教授法云々の前に、あらためて英語教授全体の基本方針を策定しなすことを思いついた。この人物こそ、次章で扱う岡倉由三郎であり、いよいよもって全国中等英語科教員の総元締が英学界全体の混乱收拾に乗り出すのである。

註

- (1) 高梨健吉・大村喜吉『日本の英語教育史』(大修館書店, 1975年) 169~171頁。
- (2) 伊村元道『日本の英語教育 200年』(大修館書店, 2003年) 17頁。
- (3) 佐藤顯理『英語研究法』(文声社, 1902年) 7頁。
- (4) 同上 8頁。
- (5) 「はがき集」(『中外英字新聞』第9巻第6号, 1902年) 83頁。
- (6) 「青年倶楽部」(『青年』第6巻第20号, 1902年) 9頁。
- (7) 「倶楽部」(『青年』第10巻第4号, 1903年) 78~79頁。
- (8) 「会談」(『青年』第10巻第9号, 1903年) 178頁。
- (9) 佐藤顯理「英文法瑣談(一)」(『中学世界』第6巻第14号, 1903年) 67頁。
- (10) 林義司徒「外国語習熟の秘訣」(『商業界』第5巻第6号, 1906年) 386頁。
- (11) 「質疑応答」(『英語青年』第13巻第18号, 1905年) 358頁。
- (12) 西片学人「英語熟達の秘訣」(『学生タイムス』第9号, 1906年) 8頁。
- (13) XYZ「都下各学校評論」(『中学世界』第10巻第8号, 1907年) 19頁。
- (14) 佐川春水「金と時間の浪費のみ〔社説訳文〕」(『英語の日本』第2巻第6号, 1909年) 3頁。
- (15) 閑人「唐人の寝言」(『英語倶楽部』第1巻第7号, 1911年) 222頁。
- (16) 『実業之日本』第17巻第1号, 1914年, 広告欄, 同第17巻第7号, 1914年, 広告欄。ついには同社から, 短期間で「実用英語」に通曉させる「新案特許の英語暗記器」も開発されることとなった(『実業之日本』第23巻第11号, 1920年, 広告欄)。
- (17) 『読売新聞』1895年5月29日付朝刊2面(「英語の学習を奨励すべし」)。
- (18) 『時事新報』1895年6月16日付4面(「外国語の必要」)。
- (19) 磯辺彌一郎「英学時評: 武器を敵に借るべし」(『中外英字新聞研究録』第2巻第4号, 1895年) 8頁。
- (20) 磯辺彌一郎「英学時評: 実業上の戦」(『中外英字新聞研究録』第1巻第9号, 1895年) 8頁。
- (21) 天野郁夫『学歴の社会史: 教育と日本の近代』(新潮社, 1992年) 262頁。
- (22) 鎌田栄吉「実用的勉強法」(『商業界』第13巻第1号, 1910年) 20~21頁。
- (23) 「現代就職案内: 銀行会社員」(『成功』第6巻第1号附録, 1905年) 18頁。
- (24) 前掲天野書 263頁, 竹内洋『立身出世主義〔増補版〕: 近代日本のロマンと欲望』(世界思想社, 2005年) 161~163頁。
- (25) キンモンス, E. H. 著・広田照幸他訳『立身出世の社会史: サムライからサラリーマンへ』(玉川大学出版部, 1995年) 147頁。これについては, 1903(明治36)年の『教育時論』も当時の様子を捉え, 「勤儉貯蓄の奨励は, 世としてこれなきを見ざれども, 致富主義興利思想の流行, 今日の如く熾盛なることは, 嘗て武士道精神を遵奉せし, わが国民の歴史に注目すべき一異現象」とした上で, 「吾等は国民思想の従来短所を補足する必要上, 大にこの思想の勃興を歓迎し, 有為の徒が実業界に入りて, 米国の富豪の如く, その致富策に成功せむことを切望す」るも, 「かの興利主義の弊は常に物質を尊重して精神を蔑如する」とし, その憂慮感をも示している(「興利主義の勃興」『教育時論』第641号, 1903年, 38頁)。当時の青年たちの相次ぐ実業界への進出については, 青沼吉松『日本の経営層: その出身と性格』(日本経済新聞社, 1965年)なども参照のこと。
- (26) 磯辺彌一郎「戦後の英学者」(『成功』第7巻第4号, 1905年) 31頁。
- (27) 健闘生「職業問題に対する十五大家実験教訓」(『実業之日本』第8巻第21号, 1905年) 35~67頁。
- (28) 岩永省一「実業界は如何なる青年を求むる乎」(『実業之日本』第8巻第12号, 1905年) 17頁。
- (29) 壮清次郎「三菱会社は如何にして社員を採用するか」(『実業之日本』第10巻第14号, 1907年) 32頁。
- (30) 飯田義一「新覚悟を要す可き本年度の学校卒業生」(『実業之世界』第6巻第7号, 1909年) 33頁。
- (31) 早川千吉郎「三井銀行では学校出身の青年を斯うして鍛へて行く」(『実業界』第2巻第8号, 1911年)

37～38 頁。

- (32) 馬静『実業之日本社の研究：近代日本雑誌史研究への序章』（平原社，2006年）。
- (33) 蘆川生「商家実務としての英語活用法」（『実業之日本』第8巻第14号，1905年）17～18頁。
- (34) 池田謙三「教育界に対する余の要望」（『実業之日本』第9巻第14号，1906年）14～15頁，佐々木慎思郎「教育の大目的と実用主義」（『実業之日本』第9巻第22号，1906年）33～34頁，牟田口元学「教育界に対する余の要望」（『実業之日本』第9巻第15号，1906年）17～19頁，森村市左衛門「教育の大目的は学者を作るにあるか」（『実業之日本』第9巻第23号，1906年）31～33頁，末延道成「修業年限を短縮すべし」（『実業之日本』第9巻第18号，1906年）24頁，太田黒重五郎「教育界に対する余の要求」（『実業之日本』第9巻第25号，1906年）19～22頁。
- (35) 「実業帝国の教育問題：『時代の要求』欄を設けたる理由」（『実業之日本』第9巻第26号，1906年）12頁。
- (36) 白石元治郎「理想の実業家と教育制度の刷新」（『実業之日本』第9巻第17号，1906年）22頁。
- (37) 岩永省一「実務的教育の欠乏」（『実業之日本』第9巻第16号，1906年）16～17頁。
- (38) 森川英正『日本経営史』（日本経済新聞社，1981年）36頁，『三井物産のこころ』編纂委員会『三井物産のこころ：今，語り伝えるべきこと』（三井物産株式会社，2007年）40～45頁。
- (39) 田中文蔵「我会社は如何なる卒業生を採用するか」（『実業之日本』第10巻第13号，1906年）22，24頁。
- (40) 三島康雄『三菱財閥史：明治編』（教育社，1979年）17～18頁。
- (41) 堀達「我会社は如何なる卒業生を採用せんとしつゝあるか」（『実業之日本』第10巻第11号，1907年）38～39頁。なお，近現代日本を代表する世界的海運会社の一つ・日本郵船の英語力重視策は，その創業以来終始一貫したものであった。これはその前身である郵便汽船三菱会社を率いていた岩崎弥太郎（1834～1885）が，幕末の長崎における実業修業時，各国商会との取引に際して自らの語学力不足を痛感し，その後の事業活動における外国語の重要性を強く認識していたことと無関係ではない（前掲三島書，26～27頁，河合敦『岩崎弥太郎と三菱四代』幻冬舎，2010年，96，129頁）。事実，岩崎は1868（明治元）年，大坂藩の藩邸内に外国人を聘して英学塾を開き，さらに弟・弥之助をしてアメリカへと留学させている。その後同社の躍進に伴い，世界中の海を舞台とした客船事業が本格化すると，多数の外国人客を含む旅客船上におけるホスピタリティーの向上策の一環として，「夕食のテーブルにすわれば，英語でジョークをいえるくらい」「船長，一等航海士，事務長，それに一等船客係のボーイは英語を話さなければならない」（林芳典『二引の旗のもとに：日本郵船百年の歩み』日本郵船株式会社，1986年，170頁）ものとされるほど英語が重視されていた。同社における社員採用時，およびその後の業務全般における「英語ができて当たり前」の社風は，平成の現代にいたるまで脈々と受け継がれてきているという。なお，これらの史実の解明にあたっては，日本郵船歴史博物館館長代理（2011年当時）・赤嶺正治氏より，多大のご教示とご助言を賜った。この場を借りて深謝申し上げたい。
- (42) 松成義衛他『日本のサラリーマン』（青木書店，1957年）38頁。
- (43) 坂本藤良『日本雇用史（下）：年功制への長い道程』（中央経済社，1977年），唐沢富太郎『学生の歴史：学生生活の社会史的考察』（創文社，1955年）162～163頁，尾崎盛光『日本就職史』（文芸春秋社，1967年）など。
- (44) 「英学界大家訪問録（其三）立教大学校長 元田作之進氏」（『英学界』第7巻第4号，1905年）3頁。
- (45) 「英語大家歴訪録 [十七の一] 早稲田大学教授 勝俣銓吉郎氏」（『英語の日本』第9巻第16号，1916年）20頁。
- (46) 実業界サイドからの英文法排撃論としては，『東洋経済新報』誌社説「文法倒れ」（『東洋経済新報』第423号，1907年）をはじめ，天野為之「誤まれる英語教育」（『商業界』第8巻第3号，1907年），下條直幹「子供の言葉と語学の練習」（『商業界』第6巻第2号，1906年），井出鐵造「如何にして外国語に熟達すべきか」（『実業界』第3巻第6号，1911年）などが挙げられる。そこで展開された主張の具体的内容については，後述する第6章の冒頭部を参照のこと。
- (47) 「端書集」（『英文新誌』第1巻第9号，1903年）23頁。
- (48) 「記者と読者」（『成功』第4巻第5号，1904年）43頁。
- (49) 'Editor's File'（『英文新誌』第1巻第11号，1903年）23頁。

- (50) 前掲「記者と読者」43頁。
- (51) ‘Editor’s File’ (『英文新誌』第1巻第17号, 1904年) 23頁。
- (52) 堀謙徳「英語教授論」(『教育学术界』第14巻第1号, 1906年) 38～39頁。

第5章 明治末年期における「英語教育」の誕生：岡倉由三郎による英語教育目的論の分析を通して

はじめに

1911（明治44）年、当時東京高等師範学校教授であった岡倉由三郎（1868～1936）は、自らの英語教育論を集大成した著作『英語教育』を上梓し、そこで読書力の養成を英語科の主旨に据えた。しかしこうした読書重視の一方で、彼が会話や作文といった実践的スキルに対して見せていた態度は相対的に冷ややかなものであった。実際、彼は同書において「英語教授は実用を主とす可きである」ことを断り、ついでこの「実用」の意味について、「或人はこれを解して、『英語を話す国民と、文通をしたり、又は談話をしたりするを得る資格を作ること、』だとして居る。従て専ら会話、次には作文を英語の主要なる方面と解する様である。併し、是れは正鵠を得た解釈では無い」⁽¹⁾とした。そして最終的に、これらの技能を英語科の主目標として導入された「実用的価値 (Practical Value)」とする可能性を明確に否定した。つまり岡倉は、会話や作文力の養成を自らの構想する英語教育の主旨から意図的に除外していたのである。

ここで翻って、上述のような目的論が公にされた当時の時代背景を確認しておきたい。すでに前章でも見た通り、岡倉が読書を軸とする英語教育を宣明していた明治40年代ならびにその前後とは、ちょうど日本の高度資本主義化およびその急速な国際産業化という時代趨勢に伴い、会話作文中心の「実用英語」が隆盛期を迎えていた時期にあたる。日清・日露両戦役後における二度の産業革命を経て、その政治的・社会的ヘゲモニーを著しく増大させていた実業界では、日常英会話や商用英作文などの「実用英語」が、「新時代」の「世界的商戦」における一大武器として位置づけられ、外国企業との取引や交渉の際における必須技能とされていた。さらにこうした状況下において本格化する若者たちの実業就職熱、あるいは実業界による教育の実用主義化を求める提言活動などの要因とも相まって、企業の求める「実用英語」は、当時の日本社会における一大勢力をなすにいたっていた⁽²⁾。むろん、同時期の英学界における指導者の一人としてその全般的動向を知悉する立場にあった岡倉が、こうした状況について全く無知であったとは到底考えることはできない。事実、彼は1905（明治38）年12月に大阪府立北野中学校を参観した際に、「近来流行セル英語教授ノ方法」として「往々実用英語ノ名ノ下ニ流行英語トモ称スベキ者ヲ授ケ〔中略〕読書力ノ養成ヲ等閑ニ附スル」教師の存在を指

摘したが⁶⁾、ここからも、彼が当時における「実用英語」の「流行」を夙に認識していたことがわかる。

そして、ただいま述べたような事実と、先ほど紹介した岡倉による目的論の内容とを比べてみると、われわれは従来の英語教育史研究において指摘されることのなかった、ある重要な事実に気づかされる。すなわち、会話作文力軽視・読書力重視を謳った岡倉由三郎は、当時としては（ある意味）反時代的な行動をとっていたということである。つまり、彼がその目的論を公にしていた当時とは、会話や作文といった実践的スキルが隆盛期を迎えていた、そして当然のことながらこうした状況について岡倉自身も早くから察知していた、のにもかかわらず、彼はこの流れにあえて抗するかたちで「読書」中心の目的論を打ち出していたということである。これは、当時の岡倉の脳中において、その「反時代的」な行動を可能にさせるような、ある強力な原理ないし思想が存在していたということを示している。

本章の目的は、上記のような岡倉英語教育目的論の背後にあったとされる原理とは一体何であったのか、その具体的内容を解明することである。そしてこの目的を達成すべく、本章は具体的に次のような問題群を設定することにしたい。すなわち、①なぜ岡倉は当時流行の会話や作文をあえて否定して、「読書力の養成」を英語科の主旨としていたのであろうか。もっとも、これについて岡倉はいくつかの論拠を提示しつつ、随所にその説明を加えていることは事実である（後述）。それならば、そもそもこうした理由づけの背後には一体いかなる原理が働いていたのであろうか。また前述の通り、かの会話作文力軽視・読書力重視という岡倉の考え方は、元来、その英語教育の主目的として導入された「実用的価値」の中に位置づけられたものである。したがって本章が問題としている岡倉の理念とは、この「実用的価値」という概念そのものに対する彼の理解に深く根差したものであったということになる。すると、②そもそもこの「実用的価値」とは一体何物なのか、またこれと共に導入されていた「教育的価値」とは何物なのか、ひいては「実用的価値」と「教育的価値」という二分法とは何物なのか、これは一体どこから来たものなのか、岡倉個人による着想とも考えてよいものなのか、といった種々の問題群も浮かび上がってくる。さらに、①および②における問題はいずれも、上述の知見が全て岡倉のみに見られるものであるとの前提に基づいているが、③そもそもこうした「前提」が本当に正しいものであるといえるのか、再度検討してみる価値もあるだろう。仮に岡倉と同様の考え方を公にしていた人物がほかにもいた場合、それらとの比較が、岡倉の思想を理解しようとする上での多大な便宜となるからである。

従来、岡倉由三郎による一連の業績については、多彩な切り口から膨大な数の言及がなさ

れてきており、ここでその全てを列挙することは到底適わないほどである。しかし、本章とほぼ同類のテーマを扱った先行研究に限っていえば⁽⁴⁾、やはり岡倉により提示された目的論の（個別的）記述ないし評価、あるいはその英語教育史上における位置づけに終始しているというのが現状であろう。つまり、彼が「実用的価値」と「教育的価値」という二分法を導入していたこと、そして前者の中に「読書力の養成」が定位していたことそれ自体が史実として記述されることはあっても、そもそもこうした知見や概念が一体何物・何故であったのか、といった原理的考察はいまだなされるにいたっていないということである。

本章では、こうした先行研究における状況を踏まえながら、まず明治 30 年代以降における「英語教授法問題」から英語教育目的論が興隆するまでの推移を概観する。つぎに、明治末年期において相次いで表出されることになる英語教育目的論について、その具体的内容を各種文字史料に基づきながら記述・分析する。そして、これにより得られた史実群を、同時期における教育学説の観点から解釈することにより、最終的に岡倉由三郎による英語教育目的論の背景には、「教育学」という学理的根拠が控えていたことを示す。さらにこうした成果を踏まえるかたちで、彼による「英語教育」パラダイムの創出が現実のものであったことをも示す。

なお序章でも断った通り、本章は当該期における時代的変容を扱うため、例外的に英文法史にまつわる叙述を一時中断させることになる。しかし、ここでの議論はすべて、後章で行われる英文法の「英語教育」内での位置づけを明らかにするための前提条件として機能することになる。

1. 「英語教授法問題」から英語教育目的論へ

すでに紹介した通り、明治 30 年代以降における日本の英語教育史といえは、まずもって「英語教授法問題」が挙げられなければならない。1901（明治 34）年の福沢諭吉逝去に象徴される「英学」の終焉、そしてこれに伴う英語の急速な学科科目化という時代趨勢の中で、英語を従来のごとく文明開化・実学的手段として捉えるような感覚は漸次薄れ行き、代わりに英語そのものの習得が目的であるとするような意識が徐々に顕在化することになった。いわば、日本の近代化の達成、およびこれに伴う学問教授言語の急速な邦語主義化により、欧米百般の知識文物を「英語で学ぶ」時代が終わりを告げ、新たに「学校」の教育課程の枠内において「英語を学ぶ」時代が到来していたわけである。こうした「英語」そのものに対する集合心性上の変化は、やがてかの新しい目的を効率的に達成するための方法論、すなわち「英語教授法」に対

する関心の呼び水となった。さらにこれと期を同じくするかたちで、学生たちの英語力低下問題が高次の社会問題と化し、「何んでも今の中学校あたりの語学教授法を根本から改正しなければ逆も駄目だ」⁶⁾とするような「外国語教授法改革の急要」⁶⁾が随所に喧伝されていたことも相俟って、明治 30 年代以降における日本の英学界とは、「いかにして英語を効果的に教授・学習させるべきか」といった問題に対し、多くの関係者たちが頭を悩ませていた時期であった。

こうした時代状況の様子は、次に挙げる具体的史実に徴してみても明らかであろう。すでに 1897 (明治 30) 年には、外山正一によって『英語教授法』が上梓されたが、その後においても、岸本能武太や佐藤顯理、高橋五郎らにより、英語教授法にまつわる専門書が次々と著された。1902 (明治 35) 年には、当時国内最大規模の教育系職能集団であった帝国教育会において、「外国語教授法の改良進歩を計るを以て目的とす」る「英語教授法研究部」が新たに設置された⁷⁾。また、ヨーロッパを中心とする海外からの語学教授法も盛んに移入されるようになり、たとえば 1901 (明治 34) 年、八杉貞利がヘンリー・スウィート著 *The Practical Study of Languages* を妙訳し、さらに同年には、後のグアン・メソッドの唱導者として知られるハワード・スワンが神田乃武に伴われて来日した。こうした一方で、やがて日本固有の、とりわけ過去の先達たちが実践していた英語学習法を再び評価しなおそうとする動きも活発化した。1903 (明治 36) 年の雑誌『中学世界』における「英学者苦心談」などはまさにその典型であり、そこでは英語熟達の鍵は「先輩」たちに学べとの主旨の下⁸⁾、新渡戸稲造や内村鑑三ら当代随一とされた英語の使い手たちによる凄絶な英語武勇伝が特集された。翌 1904 (明治 37) 年には、当時英文法の大家としてその名を馳せていた斎藤秀三郎が東京帝国大学に出講したが、これは当時における同大学生の英語力が思わしくないとの理由にその端を発していた。やがてこうした窮状を関知してか、文部当局もいよいよもって英語教授法問題の本格的な解決に乗り出し、1907 (明治 40) 年、同省内にて高等学校外国語主任教授会議を開催、またこれと同年には、中等学校英語教授法調査委員会を設置し、岡倉由三郎や浅田栄次、神田乃武、篠田錦策、新渡戸稲造、中西保人らをそのメンバーに据えた。しかしながら、こうした一連の動きにもかかわらず、学生たちの英語力が従来に比べて著しく改善したとの認識が共有されることはなかった。これに業を煮やした英文学者・戸川秋骨は、さっそく同年の雑誌『太陽』の中で次のように極論した。「所謂教授法なるものゝ恩沢に与からざりし」過去の時代における「変則式の語学者に語学の堪能なるものを認め」、かつ「徹頭徹尾学力の不足に苦情を鳴らされたる今日の学生は、所謂考究され研究し尽されたる各種の教授法の下に育成せられたるもの」であるということは、

「後者に於て何者か欠くる処あるにはあらざるか。教授法に依りたるものが不能に、変則流が優越なりとすれば、教授法がその間に障害をなしつゝあるにはあらざるか」。したがって「余は敢て断言せんとす。学生の語学力を滅殺するものは所謂教授法なり〔中略〕むしろ余はさらに一步をすゝめて、全然教授法を擲ち、旧式なる変則式則ち訳読式を唱導せんと欲するものなり」と⁹⁾。

こうして、英語教授法をめぐる議論が日々混迷の度合いを増していく中で、やがて時代が下るにつれ、「英語教授の問題は絶えず注意され居るに拘らず多くは如何に教授す可きかの苦心に止まり根本的に何故に教授すべきかを察する者少し、吾人は『如何に』の問題の先決問題として『何故に』の問題を解決せざる可らず」¹⁰⁾とされるような考え方が次第に頭を擡げてくるようになることは自然の成り行きであった。すなわち、「いかに」にまつわる議論の盛行ぶりが、そもそも「なぜ・何のために」といった原理的な思惟を惹起せしめ、結果、単に英語教授法にまつわる個別的議論に終始するのではなく、そもそも「何のために英語を教えるのか」といった目的論に正面から取り組んでいこうとする機運が醸成されていたということである。いうまでもなく、一般に「教授法」とは、ある一定の教育目的を達成するための手段である。したがって、最終的に何を目的として英語を教えるのか、といった根本問題が解決されない限り、その方法論についていくら云々してみたところで殆ど意味をなさない。つまり、平田喜一（禿木）も言う通り、「教授法を考へるには是非其前に研究の目的を考なければならぬ」¹¹⁾のであって、こうした「目的」をまずは定めることこそが、かの「英語教授法問題」を収束するための前提条件とされたのである。かくして、明治30年代後半から40年代に入ると、上記のような「そもそも」論的意識を共有した英語教育目的論が盛んに行われるようになる。そしてこうした中であって、かの「実用と修養」¹²⁾的な目的論が相次いで導入されていくこととなった。以下、この二分法の史的導入過程を中心に論を進めていきたい。

1905（明治38）年、当時欧州留学から帰国したばかりであった岡倉由三郎は、先ほど紹介した帝国教育会英語教授法研究部主催の講演会に招かれ、そこで「中学校に於ける英語教授法」と題する講演を行った。この講演の内容は、同年8月15日および9月15日発行の同会公報誌『教育公報』に連載されたが、この『教育公報』に出た演説筆記を種として¹³⁾岡倉自身によりまとめられたのが、翌1906（明治39）年発表の「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」である。彼はこの提言中にてまず、「外国語の教授法を説くと云つても、教授を受ける人の種類が定まらぬ限りは、決して判然せぬ。例へば中等教育の一科目として英語を課するのと、実用速成の目的で之を授けるのとは、それぞれ授ける方法が違ふはずである」

ことを断り、「今此処で自分が述べようと思ふのは、一般の人の為に外国語を教へるにはどうしたらよからうといふのでは無く、本邦の中等教育の一科目としての外国語の教授法は、どういふ方法にしたらよからうか、といふ問題に就いてである」とした⁽¹⁴⁾。そしてこうした前提に基づくかたちで、彼は自身の抱く英語教育目的論について次のような言及を行ったのである。

凡そ外国語を学ぶ目的は、人によつて違ふが、中等教育の一科として之を教授する目的は、一面には当該外国語の普通の正式な形に対する理解力と運用力とを授け、之を実用に供することが出来るやうにすべきで又他の一面からは、此事を遂げしめると同時に、外国の事物に関する智識の増進を謀つて、見聞を広め他国の文化に通ぜしめ、固陋の見に陥ることのないやうにし、かくして外国語の学習に実用的価値の外に、尚ほ教育的価値のあるやう仕組んで行くべきであらう。再言すれば、実用の器と修養の具と、此二つの方面から見て、我が中等教育の一科としての外国語の教授法は、謀つて行かなければならないのだらうと思ふ。⁽¹⁵⁾

ここですでに、「実用」と「修養」の区分が導入されていることがわかるが、しかしこれにも増して注目されるべきは次の点である。すなわち、岡倉が「外国語の教授法を説く」際に、「教授を受ける人の種類」について並々ならぬ注意を払っていること、詳言すれば、彼が自身の披瀝する目的論について、これがあくまでも「本邦の中等教育」のみに妥当するものであることを再三に渡り強調しているということである。つまり、これらの言及より、彼の中等教育一般に対する眼差しが見てとれるということであり、こうした文脈の中で、かの「実用」と「修養」が導入されていたという事実に留目しておきたいということである。

その後、上記の岡倉とはほぼ同様の目的論を行っていたのが、1908（明治41）年、当時鹿児島県加治木中学校の英語教諭であった中尾精一である。中尾は同年刊行の『教育学术界』誌に「中学校の英語科について」と題する論考を三たび寄せたが（二回目以降は「中学校の英語科に就て」）、そこで彼は英語教育の目的として「実質的価値」と「形式的価値」の両者を認めている。前者の「実質的価値」とは、具体的な英語使用の能力を授けること、すなわち「読書を中心とし」た各種欧米新思想の摂取のことを指しており⁽¹⁶⁾、一方の「形式的価値」とは、英語教習に伴う精神陶冶的側面、すなわち「聴覚の練習」や「発音機官の練習」、「記憶力養成」、「論理的陶冶」⁽¹⁷⁾などのことを指している。ここから、先ほどの岡倉と同様、まずは実際の英語使用の能力を与え、これに附随するかたちで各種心的作用の陶冶を図るといった考え方がここにおいても見られることがわかる。ただし中尾の場合には、「実質的価値」と「形式的価値」と

の用語を用いていることが注意されなければならないが、しかしこれにも増して注目されるべきは次の点である。すなわち、彼が上記の区分を導入するに際し、「凡そ如何なる教科も必ず実質的価値と形式的価値とを備へて居ることは、今更事新しく申すまでもないのである」⁽¹⁸⁾〔傍点引用者〕との言及を行っていたということである。つまり中尾は、「実質的価値」と「形式的価値」を学校における教科目一般を念頭に置いた上で導入していたということであり、こうした点についても、本章が先ほど岡倉の言及について指摘した点との共通性が認められるということになる。

また上記の論が行われた2年後、すなわち1910（明治43）年には、当時岐阜県尋常中学校華陽会特別会員であった宇津木騷太郎が、英語教育の目的論について論じている。彼は同会において「英語の研究に就いて」と題する講演を行ったが、ここにおける内容は同年の『華陽』誌によれば次のようなものであったという。

先づ英語の研究する〔ママ〕前に定めなければならぬ事がある。それは何であるかと云ふに、英語は何の為に学ぶかといふ事を明瞭にせねばならないといふことである、然し其英語の研究法も目的に応じて定めなければならぬ、目的が定まらなければ従つて真に研究することも出来ぬ。然らば茲に英語は何の為に学ぶかと尋ねたならば誰でも必ず英語は実用のために学ぶのだと答へるだろう、それは確かにそうである、英語は実用の目的で調べる物でないと云ふ者は無い〔中略〕然し、英語研究の目的は実利といふ事を離れてはならないが其外に今一つの目的がある事を忘れてはならぬ。殊に中学校の英語は実用以外に或一つの他の目的がある。それは何かと云ふに外ではない教育的価値といふ事である⁽¹⁹⁾

つまり、中学校においては「実用」や「実利」のほかにもう一つ、「教育的価値」が英語教育の目的として認められなければならないというのである。ここにおける「教育的価値」とは、「一個の紳士として世に立つ上に欠く可からざる素養を作るといふこと」、すなわち直接的な実利実益を離れた一般的・総合的人間陶冶のことを指しており、具体的には「英語を通じて西洋の文明に接し、外国の空気に触れて吾人の智を弘め」、「吾々と親密な国の国民は如何なる言語を用ふるか、如何なる風俗であるか、又その国の組織は如何なる風であるかを知る」⁽²⁰⁾ことである。他方、英語教育の「実用的方面」には、「直接」と「間接」の両方面がある。前者の「直接方面」とは、「外国人と語り、手紙をかき等する方面」、すなわち当時流行の「実用英語」のことを指しており、後者の「間接方面」とは、「英語学を学んで英書を読み外国の風俗を知り外国の空気に当」ることである。そして、中学校においては「此間接方面即ち読書とい

ふ事に重きをおかねばならぬ」とされており、一方、前者の「実用英語」については、「近時大分実用英語といふ声が高くなつて来た〔中略〕然し近頃はこれがあまり流行し過ぎる弊があると思ふ、ここの所は一寸考へ物だろうと思ふ、それは尚諸君の中で進んで高等商業へでも入ろうと思ふ人は特別だが他の人はここの所は一寸考へ物だろうと思ふ」⁽²¹⁾との批判がなされている。

さらに 1910 (明治 43) 年には、もう一人、上記におけるのとほぼ同様の目的論を行っていた人物が存在していた。佐賀県の平木北濤がそれで、彼は同年刊行の『教育学术界』誌に「外国語教授論」と題する論考を寄せている。彼によれば、これは「余が東京高等師範学校研究科在学中教育科の卒業論文として呈出したるもの」⁽²²⁾であるという。彼はこの論文中にてまず、外国語教育の目的を「直接の目的」と「間接の目的」とに分け、「直接の目的とは又之を其实用的方面とも称する事を得べく、即ち外国語使用の能力を与ふること」であるとし、「次に間接の目的といふは、外国語教授によりて間接に得べき教育上の効果をいふ。〔中略〕而して間接の目的を二つに分ちて内容的方面及び形式方面となす」⁽²³⁾とした。平木によれば、前者の「直接の目的」とは、読書力の養成にほかならないという。なぜなら、「外国人に交際して談話音信する様の必要ある人なきにあらざれど之寧ろ少数の事にして、大多数の学生に於ては将来外国の文書を読み之より知識を収得するの必要ある」⁽²⁴⁾からである。一方の「間接の目的」における「内容的方面」とは、「教授材料の内容より得る所の功果にして吾人の思想を広め感情を養成する功」、すなわち文学作品などの講読による各種思想感情の錬磨のことを指しており、他方「形式方面」とは、「外国語の構造そのものより得る利益」のこと、すなわち英文法学習を主体した生徒のメタ言語的・科学的省察力の涵養のことを指している⁽²⁵⁾。前述の通り、平木は外国語教育の目的を「直接の目的」と「間接の目的」と記しており、「実用的価値」と「教育的価値」との用語は用いていない。しかし少なくとも、まずは実際的な外国語使用の能力を与え、これに附随するかたちで精神諸能力の陶冶を図るといった考え方がここにおいても見られることは事実である。

以上、岡倉以外の人物たちによる目的論を中心に見てきたが、むろん岡倉とても従来からの持論を変えることなく、引き続き「実用」と「修養」を旨とした目的論を展開した。たとえば、1910 (明治 43) 年に発表した「英語教授法一斑」の中で、彼はまず、「学校で教へる諸科目は如何なる学科でも教育的価値 (Educational value) と実用的価値 (Practical value) との二つがなければならぬ、前者は修養で後者は実用である」ことを断り、「英語も中等教育の一教科として此の二価値を有して居る、又教授の上から有さしめねばならぬ」⁽²⁶⁾とした。また翌年刊

行の『英語教育』においても、「抑、中学教育は、日本国内に住する中流以上の人民の子弟に、高等の普通教育を授けるが目的」であり、「此处で教へる学科は、いづれも、教育的価値（Educational Value）と実用的価値（Practical Value）とを兼ね有せねばならぬ」との見地から、「其英語科も亦当然此二価値を有すべき」であるとした。なお、前者の「教育的価値」とは、「見聞を広めて固陋の見を打破し、外国に対する偏見を撤すると共に、自国に対する誇大の迷想を除き、人類は世界の各処に、同価の働を為し居ることを知らしめ、又、言語上の材料、即、語句の構造、配置、文の連絡、段落等を究めて、精察、帰納、分類、応用等の機能を錬磨し、且つ従来得たる思想発表の形式、即、母国語の外に、更に思想発表の一形式を知り得て、精神作用を敏活強大ならし」⁽²⁷⁾めることを指している。一方、後者の「実用的価値」とは、読書を軸とする各種知識思想の摂取、すなわち「欧米の新鮮にして健全な思想の潮流を汲んで、我國民の脳裏に灌ぎ、二者相幫けて一種の活動素を養ふこと」⁽²⁸⁾を指している。ここで注目されるべきは、岡倉が以上のような内容を持つ二分法を導入するに際し、「学校で教へる諸科目は如何なる学科でも」、「此处で教へる学科は、いづれも」との表現を用いていることである。つまり、「実用的価値」と「教育的価値」とは、英語科が中等教育における一科目として演繹的に位置づけられる過程において導入された概念であることがここから窺えるのである。英語科が中等教育における学科目の中に包摂される限り、これら「二価値」を「有さしめねばならぬ」〔傍点引用者〕というわけである。

さらに『英語教育』が上梓された翌年である 1912（明治 45）年には、岡倉の同僚で、当時東京高等師範学校教授であった上條辰蔵も、英語教育の目的論について論じている。彼は同年刊行の『中学世界』誌の中で、「英語の研究は、実用的の方面と趣味養成の方面と、この二つの立場から考へる事が出来る」⁽²⁹⁾と述べている。ここで彼の言う「実用的の方面」とは、文字通り実際の英語使用の能力を与えることであり、一方の「趣味養成の方面」とは、「自分の智力を進め、若くば徳性を涵養すると云ふ側」⁽³⁰⁾、すなわち英語教習に副次的に伴う各種精神陶冶的側面のことを指している。なお、前者の「実用的の方面」については、彼は同年刊行の『中等教育』誌の中で、これは「英語読書力の養成」にほかならないとしている⁽³¹⁾。

以上、「実用と修養」的な目的論の史的導入過程を中心に見てきたが、ここでこれまでに判明した史実群の中より、本章がとりわけて注目してみたいと思う点をいくつか挙げておきたい。まず第一に、用語形式上ないし概念内容上における若干の異同はともかくとして、かの「実用と修養」的な考え方それ自体は、決して岡倉由三郎だけによるものではなかったということである。第二に、こうした考え方を公にしていた人物とは、基本的に「教育者」であって、

所謂当時の「英学者」としてのみ称されるべき人物ではなかったということである。先述した通り、岡倉由三郎や上條辰蔵、平木北濤は、「教育」の総本山であった東京高等師範学校の関係者である。また華陽会の宇津木はともかくとして、鹿児島県加治木中学校の中尾精一は、実際の教育現場で教鞭を執っていた「教育者」である。加えて、これらの人物たちがその意見を公にしていた雑誌の多くが、「教育」の（学術）専門誌であったことも特筆に値する。第三に、これは岡倉由三郎と中尾精一とに当て嵌まるが、彼らがかの「実用と修養」を導入するに際し、「学校教育」ないし「中等教育」における学科目一般の性質を考慮していたということである。つまり、上記の二分法とは、英語科が中等教育の一科目として演繹的に位置づけられる過程において生じた概念であることが強く示唆されるということである。このように見てくると、これら「教育者」たちに見られる知見の共通性がよもや偶然の一致であるとも考えにくいから、やはり彼らをして、こうした二分法を述べるにいたらしめたある共通の原理——しかもそれは「学校教育」一般にまつわるものであるはず——が存在していたとするのが自然であろう。それでは、ここで言う「原理」とは具体的に何であったのかということになるが、これについては、当時における教育学ではないか、との推測が成り立つであろう。なぜなら「学校教育」について、これら「教育者」たちが「教育」の専門誌において一般的に論じる際に、「教育」全般を扱う「教育学」以外の論拠が参照されることは考えにくいからである。以下、次節において、この仮説の妥当性について検証していきたい。

2. 「実用と修養」の起源

1887（明治20）年、エミール・ハウスクネヒト（Hausknecht, Emile）が帝国大学文科大学に招聘されて以来、日本の教育学は主としてヘルバルト派を中心とするドイツ教育学の受容というかたちで展開した。ハウスクネヒトが講じたヘルバルト教育学は、その後大瀬甚太郎や谷本富らの尽力もあり、明治20年代を代表する日本の教育主潮となった。しかし日清戦争を過ぎ、新たに国家主義的教育の必要性が感知されると、従来のヘルバルト派が頗る個人主義的であるとの批判が相次ぎ、これが後におけるベルゲマンやナトルプらが提唱する社会的教育学の受容となって結実した。さらに明治40年代には、新たにモイマンやライらによる実験教育学の理論も輸入され、教育の事実に対する客観的観察と心理学的分析を旨とする実証的方法論が試みられるようになった。こうした一連の事実からもわかる通り、当時における日本の教育学とは、主としてドイツ語圏における教育学説の単なる翻訳紹介に終始してきたと言え

るが、やがて 1907（明治 40）年前後を境に、日本独自の視点や実状をも加味した教育学書も相次いで刊行されるようになった。中でも、森岡常蔵や吉田熊次、樋口勤次郎、小西重直、溝淵進馬、大瀬甚太郎、谷本富らによる一連の著作群は、こうした日本教育学の学問的独立を端的に象徴するものであった。加えて同時期には、これらの教育学書において展開された理論を応用した各種教科別教授法書も多数刊行されていた⁽³²⁾。

では、上記の日本人研究者たちによる教育学書において、「教育」という営みは一般にいかなる構造と意味を有するものとされていたのであろうか。『教育学講義』（1909 年）の著者で、当時東京高等師範学校教授であった溝淵進馬も「教育の目的は如何にして之を達するべきかと云ふと、之には三つの方法がある。第一、教授。第二、訓育。第三、養護が即是である」⁽³³⁾と述べた通り、「教育」は基本的に ①「教授」②「訓育」③「養護」の三方面から構成されていた。このうち、「教授」は主に知育を表す言葉であり、ついで「訓育」は徳育、「養護」は体育のことを指していた。もっとも、これらの区分とは、あくまで学問研究上における便宜から設けられたもので、実際にこれら三育が画然と独立して行われることが期待されていたわけではなかった。教育の現場では、「教授」の際に「訓育」を行うこともあれば、逆に「訓育」の際に「教授」を行うことも可能であった。つまり、「教育」とは、これら知・徳・体三方面の相互連関的な一体性に基づく一般的・総合的人間陶冶のことを指しており、これを約言すれば、まさに「教育」とは「人づくり」であった。したがって、こうした「人づくり」を理論化した「教育」学において、「教育」と「教授」は別個の概念として厳密に区別されなければならなかった。東京高等師範学校教授で教育学者の森岡常蔵も「教育は教授と同様ではない、教授の外に務むべき部分が多くある。即ち教育は知識の伝達に止まらずして、人物を作り上げることの役目を有して居る。之を教授と比すればその仕事の範囲は一層広く役目は一層重い」⁽³⁴⁾と述べたように、知育方面を主に担当する「教授」は、あくまでも「教育」の下位概念であり、したがって前者は後者の営み全体に包摂される一方便に過ぎなかったのである。

むしろ、英語科は知育の一環として行われるのであるから、上記の区分で言えば当然ながら、「教授」の中に含まれることになる。では、この「教授」とは一般にいかなる目的と価値を有するものとされていたのであろうか。当時の教育学において、「教授」は、「実質的価値」と「形式的価値」の両者を兼備するものとされていた。前者の「実質的価値」とは、各学科特有の知識技能を与えることであり、一方の「形式的価値」とは、この「実質」面の陶冶に伴う精神諸能力の鍛練のことを指していた。このような区分は、当時の教育学的文脈において広く見られるものであり、上述の「実質的価値」と「形式的価値」のほかに、「実質的任務」と「形

式的任務」や⁽³⁵⁾、「実質主義」と「形式主義」⁽³⁶⁾などの呼称でもって導入されることもあった。つまり、こうした用語形式上における若干の異同はともかくとして、まずは各学科特有の知識技能を与え、これに附随するかたちで精神諸能力の陶冶を図るといった考え方は、当時の教育学の水準からして至極当然のものとしてされていたのである。したがって、英語科や国語科など「言語教授の際には吾々は単に言語的智識を授け、言語的技能を養成するばかりでなく此外に之れに依つて精神の種々の能力を発達せしむることをも併せて注意せんければならぬ」⁽³⁷⁾ものとされていたし、むろん同様の原則は、上記二科目以外の諸科についても適用されていた。たとえば裁縫科について、東京女子高等師範学校の今村順子は、「通常衣服の裁ち方、縫ひ方に習熟せしめて、生活上必須なる実用的の技能を授け、兼ねて衣被料に関する衛生・経済等の思想を与へ、且つ審美的感情を養ひ、綿密・清潔・整頓・勤勉等の良習を得しめ、節約・利用の法に慣れしむるを以て目的とす」⁽³⁸⁾と述べたほか、東京高等師範学校の齋藤斐章も、歴史科について、「実質的方面に於ては、社会の制度文物国家の盛衰存亡並びに国民の義務等に関する知識等、吾人日常社会生活をなすに欠くべからざる智識を授け」、ついで「形式的方面に於ては、忠君愛国の志操を養成し、更に記憶想像判断の心理的作用を養ひて、社会的意識を振起し以て品性を陶冶するを目的」⁽³⁹⁾とした。

ところで、上記引用文中に見える「吾人日常社会生活をなすに欠くべからざる智識」や「生活上必須なる実用的の技能」といった言葉からも推察される通り、各科目の「実質」的陶冶は、生徒の将来における生活上必要な実用的知識でもって行われるべきものとされていた。したがって、上記の「実質」という言葉に代えて、新たに「実用」や「実際」といった言葉でもって表記する例も存在したわけで、たとえば静岡県師範学校教諭の木村良吉は、図画科の目的を「実用上ノ効用」と「心的修養上ノ効用」⁽⁴⁰⁾とに分け、また東京府師範学校附属小学校訓導の中垣兵次郎も、手工科の目的を「実際の的の価値」と「陶冶上ノ〔ママ〕価値」⁽⁴¹⁾と区別した。さらに宮城県師範学校教諭の小圃立二も、図画科の目的を「実用上よりみたる価値」と「精神上よりみたる価値」⁽⁴²⁾とに分け、図画科の「実用」性を強調した。

一方で、「教育的価値」との用語も多用されていた。しかしこの語の使い方については、大きく分けて次の二つのパターンがあった。第一に、各科の「教育的価値」を、その「実質・実用」面ならびに「形式」面の両者を包含する概念として用いる場合である。たとえば秋田県師範学校教諭の真田幸憲は、「農業科の有する教育的価値」について、「実質的には、人生に須要なる農業上の知識を付与し、形式的には、心力を陶冶し、感情を高尚にし、意志を鞏固にし、以て品性陶冶の資に供する」⁽⁴³⁾こととしたほか、東京高等師範学校の万福直清も、「地理教授

の教育的価値」がその「実質的方面」と「形式的方面」の両者から構成されるものとした⁽⁴⁴⁾。さらに教育学者の樋口勘次郎や森岡格も、修身科や算術科の「教育的価値」について同様の見解をとった⁽⁴⁵⁾。しかし一方で、こうした用法とは異なり、「教育的価値」を専ら「教授」に伴う精神陶冶的側面のみを表す言葉として用いる例も存在していた。たとえば東京裁縫女学校の相山正式は、「裁縫科の教育的価値」を、「記憶、想像、思考等の諸能力」の錬磨や、「勤勉、忍耐、綿密、注意」「清潔、整頓、秩序」の念の涵養の意味で用い⁽⁴⁶⁾、また前出の溝淵進馬も、「教授は又教育的価値を有つて居る。例令歴史の如き人事に関することを教ふる学科に於ては歴史上の智識を授くと同時に善悪正邪の区別を教へて、悪を避け善を採る心を起さしむることが出来」、「又何れの学科に於ても生徒をして其注意を或る一の問題に集注せしめ、或は生徒をして理解し難い問題に出遇つたときに忍耐して之を解釈する習慣を得しめたときには鞏固なる品位を造ることが出来る」としながら、専ら「生徒の品性を陶冶すること」の意味で「教育的価値」を用いた⁽⁴⁷⁾。つまりここからもわかる通り、「教育的価値」という用語それ自体は、当時の教育学的文脈において広く見られるものであった。しかし、その用法については上記におけるような多少のばらつきがあり、したがってこれといった定見が存在していたというわけではなかったのである。

以上、明治後半期における教育学説の内容を中心に見てきたが、ここでこれまでに判明した史実群の中より注目すべき点をまとめるとすれば次のようになる。第一に、各学科目特有の知識技能を与え、その副次的効果として精神諸能力の陶冶を図るといった考え方は、当時の教育学からして頗る標準的なものであった。第二に、こうした二分法を表す用語としては、「実質的価値」や「形式的価値」をはじめ、「実用上よりみたる価値」、「實際的の価値」、「精神上よりみたる価値」、「陶冶上ノ価値」、「教育的価値」など多彩であり、したがってそれぞれの論者によってこれらの語に幾分の改変を加える余地が存在していた。第三に、「教育的価値」については、「教授」の「実質」面と「形式」面の両者を包含する概念として用いられる場合と、専ら「形式」面のみを表す概念として用いられる場合の両者が共在しており、したがってその用法についてこれといった定見が確立されるまでにはいたっていなかった。

それでは、これらの事実から、前節において紹介した岡倉の英語教育目的論を再度検討しなおしてみたい。まず彼が導入していたかの「実用と修養」的な考え方は、当時の教育学におけるそれと完全に一致していることがわかる。またこれを示す用語であった「実用的価値」と「教育的価値」についても、その形式・内容の両面に渡り教育学における慣用と何ら矛盾せず、むしろ酷似しているとさえ言える。さらに岡倉自身、上記の二分法を導入するに際し、「学校

教育」ないし「中等教育」における学科目一般の性質を考慮していた。このように見てくると、岡倉による目的論が一体何を根拠としたものであったのかが自ずと明らかになってくる。それは、ほかでもなく、教育学である。つまり、彼が導入していた「実用と修養」的な二分法とは、決して岡倉自身による独創や着想であったというわけではなく、実は当時の教育学から転用されたものであったのである⁽⁴⁸⁾。

3. 「会話作文」と「普通教育」の対立

このように、岡倉由三郎はその英語教育目的論を論じる際に、「学校教育」ないし「中等教育」そのものに対する原理的思惟の下で、教育学を参照した。そしてここにおける理論を演繹的に英語科にも適用することで、学校教育全体における該科の位置づけを図った。「実用的価値」と「教育的価値」とは、英語科が学校教育における一科目として定位する限りにおいて理論上必要不可欠な概念であり、岡倉はこうした学理的原則に準ずるかたちで自らの英語教育目的論を組み立てていたのである。

それでは、なぜ岡倉は前者の「実用的価値」について、これを「読書力の養成」とし、当時流行の会話や作文をここからあえて除外していたのであろうか。ここで、こうした岡倉の考え方が「実用的価値」という概念そのものに対する彼の理解に深く根差したものであったということ、そして何よりも、この「実用的価値」がそもそも教育学由来の概念であったことを考えると、そこに包摂された以上の内容も同様に教育学的原理に基づいていたのではないかと、この推論が成り立つであろう。本節ではこうした推論に確証を与えるべく、(1) そもそも当時の教育学において、「教授」の「実用・実質」面の陶冶——とりわけ、法令上高等普通教育機関である中学校におけるそれ——は一体いかなる性質と価値を有するものとされていたのか、(2) この内容について岡倉自身は了解していたのか、(3) 仮に了解していたのであれば、彼がここにおける原理をそのまま英語教育にも適用した形跡が認められるか、の三点を中心に論を進めていきたい。

まず、(1)の問題について、当時の教育学書における内容を見てみよう。以下は、文部省の普通学務局長や文部次官などを歴任し、教育行政界の大御所として知られた澤柳政太郎による解説である。

実際に於ては屢学校を非難して適切ならざる教育を施し、その養成する所の人物は、直ちに実際の用に立たないと云ふ議論が多い。教育の成績の側より学校に対する非難は、悉

くこの点に帰すると云つても宜いのである。学校の当事者たる者も、この非難に対しては、努めてその教育を適切にし、実際的にしてその養成したる人物をして、翌日より役に立つやうにせんと努めて居るやうである。学校はかくの如き準備を為すものであるか。これを小学校に就て考へて見れば〔中略〕小学校は確かに児童の生活に必須なる知識技能を授くることを為すものである。併しながらこれは直に或る業務に就て用を為す所の知識技能を授くることを期して居るのであるか。〔中略〕小学校より出づる者は、百般の業務に就くものである。百般の業務に就く者に対して何れにも適切実用的の知識技能を授くと云ふことは、到底希望し得べからざるところであるのである。〔中略〕若し或る業務に就く者に適切なる教育を施せば、他の業務に就く者には、不適切なる教育を施す結果になるを免れない。中学校に就て考へて見ても同様である。中学校は法令の明文に考へて見ても高等普通教育を施す所である。決して専門教育を施す所ではないのである。学校を出た後官庁の書記となり、或は会社の使用人となり、或は自宅に於て父祖の業を執ると云ふに当つても、その執る所の業務は必ず専門的のことである。中学校はそれらの専門に特に必要なる知識技能を授けることは出来ない。然るに中学校を卒業したる者が或る業務に就き、直に役に立たないと云ふのは、甚だ当を得ない非難である。要するに学校は基礎的に知識技能を授くるものである。〔中略〕教育学に於て論ずる普通教育の学校に於ては、直接実用的の教育を望むことは出来ないのである。⁽⁴⁹⁾

そもそも中学校とは、1899（明治32）年2月の改正中学校令以来、「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的」としている。したがって、そこには将来「百般の業務に就く者」たちが混在しており、また学校はこれらの者たちの個別的ニーズにいちいち沿うことも到底適わないため、その「教授」の「実質」的内容に直接的な実用性を求めることは原理的に不可能である。換言すれば、中学校が将来幾多の方面にて活躍する者たちを対象とした団体教育の場である限り、そこにおける「実用」性とは必然的に「間接的」なものとならざるを得ない。つまり中学校における教科目とは、それを受ける生徒たちが将来いかなる方面に向かっても応用可能な「基礎的」なものでなければならず、同時にこれらの者たちの大多数にとって必要とされるという意味合いでの「普遍的」なものでなければならぬのであって、決して一部の者の便益のみを尊重するような偏向性の高いものであってはならない。こうして直接的な実利実益を離れ、教科内容の①「基礎・素養性」ならびに②「普遍性」の両者を兼備した一般的・総合的人間教育、これこそが「普通教育」の本旨であり、榎山栄次の言葉を借りれば、「一二の知能にのみ偏するが如きことなく、心身全体の調和せる発達」⁽⁵⁰⁾を図ることがその目的であ

る。したがって、小学校と同じく普通教育機関である中学校とて、その目指すところはあくまでも「人間教育」であって、決して実業専門教育におけるような特殊の職業訓練ではないのである。

岡倉がこうした「普通教育」の趣旨を十分に理解していたことは、彼自身が行っていた以下の言及からも窺える。ここで彼が中学校における「諸学科」一般の性質について述べていることからわかる通り、以下の文章とは、ほかでもなく、「普通教育」の間接的実用性、すなわち前述の①「基礎・素養性」のことを言い当てたものである。

英語教授は実用を主とす可きであるが、然らば実用とは如何なる意味ぞ。或人はこれを解して、『英語を話す国民と、文通をしたり、又は談話をしたりするを得る資格を作ること、』だとして居る。従て専ら会話、次には作文を英語の主要なる方面と解する様である。併し、是れは正鵠を得た解釈では無い。外国の例を見ても知られるごとく、英人が仏蘭西語を学び、独逸人が英語を学ばばとて、彼等は常に文通を為し、漫遊を試み、彼我相接する機会多きかと云ふに、決してさうでは無い。斯く相近接した隣邦でも、直接相交通する機会、甚だ稀である。況んや我国に於て中学卒業生の総べてが、彼国人と直接交際するようになるなどは、殆んど夢想だもし難い事である。実用と云ふ語を斯かる意味に用ふるの、誤解たるや言ふ迄も無い。若し斯の如き意味で言ふならば、中学の教科は、一として実用に応ずべき者は無い。国語を学んだ途、卒業後直ちに種々の文体を自在に読み且つ書くことは決して出来ない。それを希望するならば、国語の教科書を編むに、請取、委任状、借用証書、書簡文等を満載し、教育的価値に関する文字を悉く排除し、作文に於ては、専ら日用文証書類のみを練習せねばならぬことゝ為る。中学校に於て教ふる学科を実用に適せしむると云ふは、決して斯様の意味では無く、中学で学んだ既得の力を活用することに努力せしめ、其努力によつて種々な方面に働き得る様にする事が則ちそれである。諸学科はすべて此主意に立つもので、決して実社会に行はれるすべての事柄を、其儘具体的に学ばねばならぬと言ふのでは無い。例へば数学で、微分積分を学んだ途、日常の實際生活にどれ程使用されるであらうか。蓋し、是等学科の学習は、其まゝ直接に使用するが目的で無く、如何なる方面に向つても努力を加へさへすれば、応用し得らるゝ一種の素養を造るに外ならぬ。斯く解して、自分が唱ふる実用の語も、始めて真意が明らかに成るのである。⁽⁵¹⁾ [傍点引用者]

さらに、岡倉が②の「普遍性」についても了解していたことは、以下の小学校への英語教育導入論に対する彼の反対意見からも窺える。ここで注目されるのは、彼が現今で言うところ

の所謂「応用言語学」的な見地からではなく、あくまで「普通教育」の本旨という観点から（つまりは教育学的な見地から）反論を行っているということである。

学校にて英語を教授するとせば、何時から始めたら好からうか、先づ之を決定せねばならぬ。或論者は、小学校から始むべしと唱へるが、自分は不賛成である。〔中略〕是は、かの和蘭、白耳義の如き大国の間に介在し、其国語は、隣邦には不通である上、他国との商業を以て国を立てゝ居る如き処に於いて、始めて唱ふべき処で、我国の如きは大にそれとは趣を異にして居る。實際内地雑居が許されても、到る処に外国人が入込む訳でも無く、従て外国人と応対する機会は甚だ稀である。又、仮りに外国人の来住頻繁な土地でも、必しも英米人は常に多数を占めて居るとも限らぬ。横浜神戸の如き開港場は、最も外人の往来繁き土地であるが、それでも常に外国語を用ゐる必要は、旅館商店等一部の社会に止まるので、其子弟は学校で外国語を学ばんでも、日常に必要な語だけは、自然と別に覚える道もある。故に是等少数者の便利を謀るため、多数の児童を犠牲として、国民普通の教育の貴重なる時間を、英語に割く必要は無いと思ふ。現に外国人の割合に多く入り込む地方では、我国の小学校でも、尋常第六年と高等一二年に於て、毎週二三時間づゝ英語を課して居る処がある。併、其成績は今日までまだ見るべき者を出したことが無い。して見れば理論上より見ても、又実際の結果より見ても小学校に英語科を置くことの無益なる次第が解かる。⁽⁵²⁾〔傍点引用者〕

このように、「国民普通の教育」の「理論」に精通していた岡倉は、これをそのまま中学校における英語科の主旨を決定する際にも適用することになる。以下、「読書力の養成」という結論にいたるまでの論理展開に注目したい。

更に進んで、英語教授の目的たる実用的方面は果して如何なるものかと云ふと、此れに対しては自分は猶予なく読書力の養成と云ふ事を以て答へるのである。従来 of 所謂実用でふ語に泥んで居る人は、これを以て直に「話すこと、書くこと」と解するであらう。けれど共、それは全く冠履顛倒で、充分の読書力無ければ、決して満足に話し正確に書くことは出来無いのである。之に反し読書力が一通り備つて居れば、必要に応じ話したり書いたりすることは困難で無い、即、読書が会話作文の基礎となるのである。外国の常用語を、其外国人の如く流暢に話さうとなら、外国に行つて数年を送るか、少く共、外国人に圍繞せられて、相当の年月を送る必要がある。此の如きは、其境遇の生じたる人に限り行ふべきことで、中学校に於ける英語は決して是等一部の者の便宜をのみ図るべき性質のもので無く且つ図つたところが期待する目的に達することは不可能である。〔中略〕通訳た

り記者たる人は扱措き、一般の人は、直接外国人と文通したり談話をしたりして利益を得る場合は少なく、多くは書籍の媒介によつて、新知識新思想を吸収するのである。これを以て見れば、英語の実用的価値は、読書力の養成にあること、疑ひを容れぬ所であらう。⁽⁵³⁾〔傍点引用者〕

つまり、「会話作文」を主体とした英語教育では、「普通教育」の「実質」的内容に求められるべき①「基礎・素養性」と②「普遍性」の両原則を満たすことができないのである。まず前者について言えば、岡倉の考えとは、あくまでも「読書が会話作文の基礎となる」ということである。したがって、仮にこれを「顛倒」し、「会話作文」を英語教育の主旨にしてしまうと、結果として、将来「如何なる方面に向つても努力を加へさへすれば、応用し得らるゝ一種の素養を造る」ことができなくなる。さらに、②の「普遍性」から見ても、「会話作文」は「普通教育」に不適である。なぜなら、岡倉によれば、これは「外国に行つて数年を送るか、少く共、外国人に圍繞せられて、相当の年月を送る」環境にある「一部の者」たちにとってのみ必要であり、一方でこれを使う機会が殆どない「一般の人」にとっては甚だ無益であるからである。つまり、そこにおける大多数の者たちにとって必要とされる知識技能を教えるべき中学校が、これら特殊の者たちの便益のみを優先するわけにはいかないのである。

以上、本節では岡倉由三郎の「実用的価値」に含まれた内容について検討してきた。ここで本節がその冒頭にて設定しておいた問題、すなわち「なぜ岡倉は当時流行の会話や作文をあえて否定して、『読書力の養成』を英語科の『実用的価値』としていたのか」に対しては、最終的に次のような解答が与えられることになる。すなわち、「会話作文」はそもそもその性質からして「普通教育」の趣旨に合わないからである。つまり、仮にこれを英語教育の主目的にしてしまうと、生徒たちが将来いかなる方面に向かっても応用可能な英語基礎力を養うことができなくなるばかりか、そもそもこうした技能を用いるのはたえず外国人と接する境遇にあるような一部の少数者のみに限られるため、結果的にほかの大多数の者たちを犠牲にするような偏向性の高い教育となってしまう。しかし、この目的を一転「読書」にすれば、上記の欠陥いずれをも補うことが可能になる。つまり、岡倉が宣明したかの会話作文力軽視・読書力重視という理念とは、「普通教育」における「教授」の「実用・実質」面に関する教育学的原理によって演繹的に構成されたものであったのである⁽⁵⁴⁾。

おわりに

本章では、岡倉由三郎による英語教育目的論に焦点を合わせ、その内容の背後にある原理について検討を行ってきた。ここで同時期の英語教育史全体の流れを再度追いながら、彼による目的論の歴史的な位置づけを行う。

明治30年代以降、所謂「英語教授法問題」の興隆により、「いかにして英語を効果的に教授・学習させるべきか」といった問題に関する議論が盛行を極めた。しかし、時代が下るにつれ、この「いかに」にまつわる議論の混迷ぶりが認識されると、やがて議論の焦点は、そもそも「なぜ・何のために」の問題（すなわち「英語教育とはそもそも何か」といった原理的問題）へと漸次移行した。当時東京高等師範学校教授であった岡倉由三郎とてもこうした時代趨勢の例外ではあり得ず、明治30年代後半から40年代にかけて、該問題にまつわる提言活動を活発化させた。その際に、彼が参照したのが教育学であった。すなわち、彼は英語教育がそもそも学校教育課程の枠内にて行われているとの基本的事実に鑑み、英語教育の目的と価値を最終的に決定しようとする際の前提条件として、「そもそも学校教育とは何か」「中等教育とは何か」「高等普通教育とは何か」といった「教育」そのものに対する原理的思惟を行っていたのである。こうしたプロセスの下で、かの「実用と修養」的な二分法や、「読書力の養成」といった理念が形成・導入されることになり、英語科が他の諸科目と同等の地位でもって、また学校教育の一科目として理論化されることとなった。つまり、上記の理念や概念に代表される岡倉の英語教育目的論とは、「教育学」という根本原理でもって演繹的に構成されたものであったのである⁽⁵⁵⁾。

このような「教育」そのものに対する岡倉の原理的思考、ないし「教育学」の「学理」に準拠する姿勢は、本章がすでにその冒頭にて指摘したような彼の「反時代的」とも言える行動を可能にさせる原動力ともなった。先述した通り、彼が上記の目的論を公にしていた当時とは、ちょうど企業・実業界の勢力拡大に伴い、会話作文中心の「実用英語」が隆盛期を迎えていた。むしろ、岡倉とてもこうした社会状況について早くから察知していた。にもかかわらず、最終的に彼がこのような時流に便乗するようなことはなかった。なぜなら、彼の拠り所とする教育学の理論からして、会話や作文はそもそも「普通教育」の趣旨に合わないからである。つまり、彼はあくまでも高等普通教育機関である中学校の本来の性質に鑑み、そこに期待された学理的原則を遵守することを通じて、同時期における「実用英語」隆盛の波に抗していたのである。こうした態度は、彼が『英語教育』上梓後の1916（大正5）年に行ったとされる次の言及、すなわち「世間には、修養の方面を無視し、たゞ実用々々とのみ叫びで Practical English にあらざれば English にあらざるものの如く説く人もあるやうだが、これは余りに偏狭に失した見解

で一般学生に対する勧告としては妥当を欠いて居る」⁽⁵⁶⁾との言葉からも見てとれる。

それでは最終的に、岡倉がその目的論の内容を結晶化させていたであろう自著の表題、すなわち「英語教育」には一体いかなる意味合いが込められていたのであろうか。すでに松村幹男氏の調査からも明らかな通り、岡倉が同書で「英語教育」を用いるまでは、一般に「英語教授」との言葉を用いるのが通例であった⁽⁵⁷⁾。すると、ここから必然的に浮かび上がるのが、果たして彼が「英語教育」を「英語教授」から区別するかたちで意図的に用いていたのか、という問題であるが、これについては現在学界でも相異なる意見が提出されており⁽⁵⁸⁾、最終的な学説上の一致を見るまでにはいたっていない。しかし、本章で明らかにしたように、岡倉が教育学を参照していたとの事実を考えれば、上記の問題に対する答えは自ずと明らかになってくるものと思われる。すなわち、彼は明らかに「英語教育」を「英語教授」と区別するかたちで意図的に用いていたはずである。なぜなら、教育学を参照していた岡倉が、同学において当然のものとしてされていた「教育」と「教授」の違いを知らなかったとは到底考えることはできず、またそれを自著の表題をつける際に度外視することも考えにくいからである。つまり、彼が企図していたのは、あくまでも「英語」を使った「教育」、すなわち「英語教育」であって、また彼が直接的な実利実益を離れた「人間教育」を指向する「普通教育」の原理を厳格に適用していたこと、さらにかの「二価値」として示された目的論も一般に「文化教養説」と呼ばれていることから明らかな通り、その内容は些か教養主義的色彩が強いものであった。これについてはいみじくも会津常治（東京高等師範学校英語科明治 41 年卒）が「先生〔岡倉由三郎のこと——引用者注〕は〔中略〕英語を通じて人物を磨くということを強調された。その一つの表現が『英語教育』である」と回想した通り⁽⁵⁹⁾、この新しい造語を冠した彼の著作とは、まさしく「英語」による「人間教育・教養」宣言書であった。ここに日本の英学が開始されて以来初めて、「英語教育」が創出・宣明されたのである⁽⁶⁰⁾。

むろん、これを見た当時の英語教師たちも同様の意味でもってこれを受容していたであろうことも想像に難くない。岡倉自身も、従来型の教師について、「単に語学に通じて居るから語学を教へると云ふ種類の人が甚だ多かつた。従て教師としての資格に就いて如何がはしい所ある人々が尠くなかつた」⁽⁶¹⁾旨を繰り返し述べた通り、現場の教師たちはもはや「英語」を単なる技能としてのみ教え、あるいは自らその習得のみに専心し、単に「英語ができる」ことに墮在するような「英語屋」となることが求められたのではない。さらに、同じ岡倉が行ったとされる次の言及、すなわち「実用的に終始して居る語学は日常の用を弁ずるには役に立たうが、修養上には何の価値もないものである」、「若し、guide 式の英語に達したのみで修養にまで至ら

なかつたなら仮令其人が何箇国の語を知り、会話が如何程巧みに出来ても単にそれ迄のことで、人物養成の上からは採るに足らぬといはねばならぬ⁽⁶²⁾、あるいは「西洋の料理店や停車場には Polyglot waiters (数国の語に通ずる給仕人) と云ふがある。仏蘭西語でも独逸語でも英語でもスラスラと話す。併し彼には高雅なる品格は無い。立派な紳士ではない。畢竟給仕人に止まる。こは全く此の大切な修養を欠いて居るからである」⁽⁶³⁾などの言葉からも明らかな通り、教師たちは「英語」を単に「実践コミュニケーション・スキル」として教えるような「インストラクター」となることが求められたのでもない。そうではなく、彼らは「英語」でもって「人間教育」を行えるほどの知識と教養とを備えた「英語教育者」となることが求められたのである⁽⁶⁴⁾。これについて、岡倉に直接学んでいた福原麟太郎は、「先生は、たゞ英語をしゃべる器械のような教師、人力車夫のような通弁、そんなものになるつもりなら英語を習ってくれるなという心持」であり、「学問によって教養を得、それを身につけて行状しうる人、それが先生の我々に要求された大切な点であった。英語が少々出来るからといって、ぺらぺらしゃべって得意になっているなど、言語道断という、はげしさをいつも示しておられた」と回想している⁽⁶⁵⁾。

こうして創出された「英語教育」は、その後文字通り全国中等英語科教員の総元締であった岡倉の絶大な影響力と共に、日本各地の中等学校へと拡大・普及していくこととなるが⁽⁶⁶⁾、それではこうした中において、本稿の関心である英文法はどのような扱いを受けていくことになるのであろうか。次章においては、同時期に興隆し始めた英文法擁護論とともに、新たに創出された「英語教育」における文法の位置づけについても検討することにした。

註

- (1) 岡倉由三郎『英語教育』(博文館, 1911年) 37頁。
- (2) これを裏づけるように、東京高等商業学校教授の高島捨太も当時の様子を捉え、「近来実業がだんだん進歩発展して西洋人との交際も益々盛になって来たから従つて作文とか会話とか云ふものが非常に必要になつて来た〔中略〕それにつれて近頃は頻りに Practical English (実用英語) と云ふことを云ふ」ようになったと指摘している(高島捨太「和文英訳に就て」『語学』第1集第21号, 1907年, 1頁)。
- (3) 「岡倉由三郎の講演」(大阪府立北野高等学校校史編纂委員会『北野百年史——欧学校から北野高校まで——』, 1973年) 595頁。
- (4) 福原麟太郎他編『ある英文教室の100年』(大修館書店, 1978年)、竹中龍範「英語教育・英語学習における目的意識の変遷について」(『英学史研究』第15号, 1982年)、伊藤健三「岡倉由三郎の英語教育論——その『英語教育』(1911)の今日的意義」(立教大学文学部英米文学研究室『英米文学』第43号, 1983年)、高橋亮子「岡倉由三郎と現代英語科教育」(神戸大学大学院教育学研究科英語教育研究会『KELT』第7巻, 1991年)、松村幹男『明治期英語教育研究』(辞游社, 1997年)、山口誠『英語講座の誕生——メディアと

教養が会おう近代日本』(講談社, 2001年), 新里真世「英語教育における『教育的価値』について——岡倉由三郎の英語教育論を中心に——」(『関西教育学会紀要』第26号, 2002年), ユン・スアン「帝国日本と英語教育——岡倉由三郎を中心に——」(『日本の教育史学』第48集, 2005年), 福田学「英語教育課程の歴史の変遷と教養主義——中等教育で言語を学ぶ目的をめぐって——」(日本大学文理学部人文科学研究『研究紀要』第78号, 2009年)など。なお, 岡倉の英語教育思想を中心的に論じた小林敏宏, 音在謙介両氏もこの問題については扱っておられない(小林敏宏・音在謙介『英語教育史学』原論のすすめ: 英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言 拓殖大学人文科学研究『人文・自然・人間科学研究』第17号, 2007年, 同『英語教育』という思想: 『英学』パラダイム転換期の国民的言語文化の形成 拓殖大学人文科学研究『人文・自然・人間科学研究』第21号, 2009年)。

- (5) 『東京朝日新聞』1902年8月25日付朝刊6面(「閑々録」)。
- (6) 「外国語教授法改革の急要」(『教育時論』第590号, 1901年)44頁。
- (7) 「英語教授法研究部」(『教育公報』第265号, 1902年)38頁。
- (8) 「英学者苦心談(一)」(『中学世界』第6巻第9号, 1903年)21頁。
- (9) 戸川秋骨「高等学校の英語問題に関して当局の一読を煩はす」(『太陽』第13巻第14号, 1907年)60~61, 62頁。なお, 戸川が唱導したような懐古保守色の強い教授法(研究)蔑視論について, 岡倉由三郎は「謬まれるの甚だしき者と云ふべし」とし, 「曩日の方法を云々せざりしは方法未だ世に知られたらざりしが為のみ。今日の生徒たるもの, 其学を進むるに今日知られたる最良最巧の方便に由りてすべきは勿論のことなり。今の世に在りて闇汁の衛生に叶へるを説く人あらば誰か不合理を嘲はざらんや」と反論している(岡倉由三郎「闇汁主義を排す(Scientific or Ignorant Cookery in Teaching?)」『英語教授』第2巻第3号, 1909年, 4頁)。
- (10) 『東京朝日新聞』1907年8月19日付朝刊4面(「英語教授問題」)。
- (11) 平田喜一「滞英雑感」(『英語青年』第18巻第7号, 1908年)166頁。
- (12) むろん, 現代では「実用と教養」とするのが通常であるが, 本稿では岡倉が「教養」ではなく, 「修養」の語を用いていたという事実に鑑み, あえて後者の表現を用いることにする。なお, 「修養」思想と「教養(主義)」の史的同根性については, 筒井清忠『日本型「教養」の運命——歴史社会学的考察』(岩波書店, 2009年)を参照のこと。
- (13) 岡倉由三郎「はしがき」(メリー・ブレブナ著・岡倉由三郎訳『外国語最新教授法』大日本図書, 1906年)。
- (14) 岡倉由三郎「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」(メリー・ブレブナ著・岡倉由三郎訳『外国語最新教授法』大日本図書, 1906年)1~2頁。
- (15) 同上10頁。
- (16) 中尾精一「中学校の英語科に就て」(『教育学術界』第17巻第2号, 1908年)74~75頁。
- (17) 中尾精一「中学校の英語科に就て」(『教育学術界』第17巻第1号, 1908年)68~72頁。
- (18) 中尾精一「中学校の英語科について」(『教育学術界』第16巻第6号, 1908年)74頁。
- (19) 「英語の研究に就いて」(『華陽』第49号, 1910年)75~76頁。
- (20) 同上75頁。
- (21) 同上78頁。
- (22) 平木北濤「外国語教授論」(『教育学術界』第21巻第5号, 1910年)55頁。
- (23) 同上55~56頁。
- (24) 同上55頁。
- (25) 同上55~56頁。
- (26) 岡倉由三郎「英語教授法一斑」(中等教科研究会編纂『中等教育教授法 上』育成会, 1910年)113~114頁。
- (27) 前掲『英語教育』39頁。
- (28) 同上40頁。
- (29) 上條辰蔵「英語修学法」(『中学世界』第15巻第4号, 1912年)60頁。
- (30) 同上61頁。
- (31) 上條辰蔵「英語教授の方針及目的に就いて」(『中等教育』第13号, 1912年)15頁。
- (32) 藤原喜代蔵『明治・大正・昭和思想学説人物史 第二巻 明治後期』(東亜政経社, 1943年), 海後宗

- 臣・波多野完治・宮原誠一監修・稲垣忠彦編集『近代日本教育論集 第8巻 教育学説の系譜』（国土社、1972年）。
- (33) 溝淵進馬『教育学講義』（富山房、1909年）97頁。
- (34) 森岡常蔵『教育学精義』（同文館、1906年）83頁。
- (35) 澤柳政太郎『實際的教育学』（同文館、1909年）227、236頁。
- (36) 熊谷五郎編『教育学』（博文館、1901年）68頁、小西重直『学校教育』（博文館、1908年）232～233頁。
- (37) 前掲『教育学講義』129頁。
- (38) 今村順子『裁縫教授法』（目黒書店、1912年）22～23頁。
- (39) 齋藤斐章著・三宅米吉関『歴史教授法』（金港堂、1902年）63頁。
- (40) 木村良吉述『図画教授法』（静岡県師範学校、1903年）1頁。
- (41) 中垣兵次郎『毎時配当 手工科教授指針』（研成会、1904年）8～11頁。
- (42) 小圃立二・内海靖編『新定図画教授の栞』（英華堂、1910年）1～3頁。
- (43) 真田幸憲『小学農業科教授法』（三光堂、1904年）34～35頁。
- (44) 万福直清『尋常小学校地理歴史理科教授法要義』（宝文館、1907年）63～71頁。
- (45) 樋口勘次郎述『教授法』（早稲田大学出版部、1909年）78～80頁、森岡格『新説教育学講義』（阪田購文堂、1905年）106～110頁。
- (46) 椛山正式著・渡辺かをる関『新編裁縫科教授法』（東京裁縫女学校同窓会、1905年）8～10頁。
- (47) 前掲『教育学講義』113～114頁。
- (48) むろんこれと同じことは、前節にて紹介した岡倉以外の他の人物たちについても当て嵌まるであろう。
- (49) 前掲『實際的教育学』161～163頁。
- (50) 槇山栄次『新教育学教科書』（文学社、1903年）8頁。
- (51) 前掲『英語教育』37～39頁。
- (52) 同上12～14頁。
- (53) 同上41～42頁。
- (54) なお、「普通教育」の「間接的実用性」と「基礎・素養性」からは必然的に「持続・定着性」が帰結されるであろう。これと先ほどの「普遍性」の両者を組み合わせるかたちで「読書」中心の目的論を論じていたのが、岡倉と同じ東京高等師範学校教授の上條辰蔵であった。彼は雑誌『中等教育』に掲載した論稿の中でまず、「かの教室にて授くる天候、起居、動作、応対等に関する簡單なる文句を機械的に誦し、予期の疑問に対し、予め作成しおける答を発しうる程度」や「教科書中に散見する如き、簡易なる邦文を、その前に準備的に与へある例に習ひて、不完全に英訳しうる程度」の会話作文知識について、「中等学校卒業後、外国語専門の学校に進むものは、別として、然らざるものはたとへ高等、専門の学校に進むものとてもその大多数のものは、よく之を幾何時か保持しうべきか、況して、学校卒業後、学校生活を持続せざる者に於ては、唯、嘗て在学中、その種の練習もなせし事ありとの極めて茫漠たる記憶の外、殆んど何事も残るべしとは思はれぬ」と疑念を呈している。そして「教育の効果は後に長く残り、之を善用しうる種類のものでなければならぬ」、また中等学校の英語科は「大多数のものに適用しうる場合を考へて立案せねばならぬ」との見地から、「読書力の養成」が中等英語科教育の目的であると結論づけている（前掲「英語教授の方針及目的に就いて」14～15頁）。
- (55) これに対しては、当時京大学生監であった山本良吉のように、「我国普通教育に於ける英語の目的」は「極抽象的の原理から割り出して其の目的を定められては居るが、之は語学に対する抽象的の考で、我国の実状とは直接に関係ない」として、「理論」と「実状」との乖離を指摘する声もあった（山本良吉「中等学校に於ける英語科」『帝国教育』第371号、1913年、66頁）。
- (56) 澁谷新平「英語大家歴訪録〔一〇〕東京高等師範学校教授 文部省英語科視学委員 岡倉由三郎氏」（『英語の日本』第9巻第4号、1916年）18頁。
- (57) 松村幹男「『英語教授』と『英語教育』——通史に於ける用語変遷小史——」（日本英学史学会中国・四国支部『英学史論叢』第12号（通巻32号）、2009年）。
- (58) 「意図的に使い分けていた」とする立場については、前掲小林・音在論文「『英語教育史学』原論のすすめ：英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言」、同『『英語教育』という思想：『英学』パラダイム転換期の国民的言語文化の形成』を参照のこと。「使い分けていなかった」とする立場については、前掲松

- 村書 230～231 頁を参照のこと。なお、前者については、伊村元道氏や山口誠氏も同様の立場を示しておられるが、そこにいたるまでの論証は見られない（前掲山口書、伊村元道『パーマーと日本の英語教育』大修館書店、1997年）。
- (59) 前掲福原書 208 頁。なお、引用文中に見える『英語教育』内の二重鉤括弧について、これは本稿筆者が引用に際して変換したものであり、原文では「英語教育」と記されていることをここに断っておく。したがって、ここにおける『英語教育』は岡倉の著作『英語教育』のことを指し示しているのではない。
- (60) 前掲小林・音在論文『英語教育史学』原論のすすめ：英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言，同『英語教育』という思想：『英学』パラダイム転換期の国民的言語文化の形成。
- (61) 前掲「英語教授法一斑」147～148 頁。なお、これと同様の言及は前掲『英語教育』200～201 頁にも見られる。
- (62) 前掲「英語大家歴訪録〔一〇〕東京高等師範学校教授 文部省英語科視学委員 岡倉由三郎氏」18 頁。
- (63) 前掲「英語教授法一斑」116 頁。
- (64) このような「英語教育」の「人間教育」性、ないしは先述したような岡倉の「教育学」に基づく「反時代的」行動からも明らかな通り、この「英語教育」という概念はそもそも明治後半期における企業・実業界の勢力拡大、およびそれに伴う「実用英語」隆盛への反動から創出された面もあったことは特筆に値する。つまり、岡倉が創出した「英語教育」と「(ビジネス) コミュニケーション」とは、その歴史的起源と構造からしてそもそも異質なものであったということである（したがって、現今「英語教育」問題を扱う際にしばしば聞かれる「コミュニケーション中心の英語教育」という言い回しは、少なくとも歴史的観点から見れば、矛盾を孕む表現であるということになる）。さらにこれに加え、「英語教育」は基本的に「教育学」によってデザインされたものであったことにも注意が必要であろう。すなわち、「教育学」に通じているとは限らない英語学習者や実務家、英（言）語学・英文学研究者が「英語教育」に違和感を覚え、様々な教育政策論説へとつなげていく歴史的素地がこの時点で生まれていたということである。むろん、こうした事態には、教育学者の森岡常蔵も危惧した通り、「世には誤った考を教育学の上に有して居る者が少くはない」こと、すなわち「教育に関することは如何なる人でも経験し来つたもので、誰でも教育の上には意見を有するかの如くに考へ」、また「教育は単に箇々の経験種々の意見の集合物に外ならぬやうに考へる人」（前掲『教育学精義』84 頁）が存在することなども関係するであろう。こうした問題は、やがて英文学研究が本格化する大正期において顕在化するが、これについては別稿で論じることにした。
- (65) 福原麟太郎「岡倉由三郎先生」（『カムカムクラブ』第1巻第10号、1948年）24～25 頁。
- (66) よく知られているように、岡倉は『英語教育』上梓後、英国を中心とした風物知識（Realien）や、英文学受容の方面での活躍が顕著となるが、こうした彼による一連の行動も、かの「英語教育」思想との関連から解釈すればつじつまが合う。

第6章 明治後半期における英文法擁護論の興隆と、「英語教育」内における文法の理論化過程

はじめに

第3章でも見た通り、明治30年代半ば以降における日本の英学界では、英文法排撃論が興隆した。そこで提出された論拠とは主に英文法と実践的英語運用との非直結性を問題視するもの、および幼児ないしはある言語の母語話者が見せる言語習得法をそのまま日本人の英語学習にも適用せんとするもの、の二種であった。これらの論説は主として同時期の「英語教授法問題」をめぐる活発な議論の中から生じたものであったが、このほかにも当時急速な国際産業化の様相を呈していた実業界の勢力拡大といった外在的要因もあった。つまり当時における英文法排撃論とは、後発資本主義国家・日本の近代資本主義・帝国主義化、ひいては当時の欧米列国をその主な担い手とする帝国主義的市場獲得競争という世界史的潮流の中に棹さず現象でもあったのである⁽¹⁾。

これを示すように、「実用英語」を求める実業界からは一斉に英文法排撃論の論陣が張られることとなった。たとえば高島屋飯田呉服店の下條直幹は、幼児が文法を意識せずに積極的なコミュニケーションを通じて容易に言語を習得するとの見地から、「語学を習ふものが、かう云ふてはヤレ文法に違ふの、あゝ云ふてはヤレ発音が誤ると、無暗に心配をして折角覚へた言葉を活用せぬのはつまらぬ。大胆に無邪気に子供の様にドシドシやるがよい」⁽²⁾とした。また同じく実業家・井出鐵造も、発話表現の正確性を求める文法がかえって実践的な商業会話における障碍になるとして、「徒らに文法などに拘泥することなく、多く話し多く書く主義で、倦まず撓まず遣つて行くか宜い」⁽³⁾とした。さらに経済学者で早稲田実業学校長の天野為之も、中学卒業生の実践的英語能力が一向に上昇の兆しを見せない理由として文法過重の弊を指摘、「是れからは、中学卒業生は中学卒業生なりに、高等学校出は高等学校出なりに、夫れ夫れ一応役に立たぬといふこと無しといふ方針でなければ駄目」であり、「文典を以て大成さするといふがごとき手緩い方針を、宜しく排さなければならぬ」⁽⁴⁾と主張した。同様の論調は、やがて同時期の経済ジャーナリズムによっても行われるようになり、たとえば1907（明治40）年の『東洋経済新報』では次のような社説が公表されるにいたった。

今や日本も一等国の列に入り、世界到る処、幅が利く様に相成つた、此機を利用して、

我が国民は世界的活動をなさねばならぬ。所が世界的活動をなすには先づ、外国語を巧みに操る必要がある〔中略〕英語に至りては、小学時代よりポツツ々之を始め、中学に進んでは、随分沢山の時間を之に費し、更に進んで高等の学校に入りて、益す之を勉強するに拘らず、其結果の極めて劣悪なるは困り切った事である〔中略〕今日の各中学の英語学は、余りに文法学に傾いて、肝心の練習は常に御留守に相成るの一事である。其結果として、今日中学校卒業生は中々文法上の議論には富んで居る、此点に於ては英米の文学家と雖、及ばぬ程である。所が作文なり会話なり読書なりの実際的伎倆に至りては実に欠乏した者である。勿論文法は英語学には必要であるが、之のみに重きを措いて実地の練習を怠るは恰かも畑の真中に於て、高尚なる遊泳術を研究すると一般、其効甚だ少ない。俗に所謂習ふより馴れよの道理に従ひ、英語の如きも、文法の講義は好む加減にして、作文、会話、読書等の実地の練習に重きを置く様にせば、必らず日本青年の英語力は著るしき進歩を顕すと確信するのである。⁵⁾

このように、当時の実業界では一部で学校英語教育に対し企業の国際産業化に資する人材育成機関としての役割を期待する向きがあった。しかし一方で、すでに前章でもみた通り、こうした考え方が当の教育界関係者たちによる全面的な支持を得るというまでにはいたらなかった。とりわけ学校教育を学問として取り扱う教育学の素養を備えた者たちからは、そもそも「実用英語」が高等普通教育機関の趣旨に合わないとの見地から反論が提起された。当時東京高等師範学校教授で日本英学界の総帥的存在であった岡倉由三郎とても、そうした考えを抱いていた人物の一人であった。彼は教育学よりいわゆる「実用と教養」的な目的論を導入し、同様の原理でもって前者の中に「読書力の養成」を定位させ、会話や作文といった実践技能を相対的に軽視した。そして、最終的に自身の目指す教育理念について、英語を通じた生徒の人間形成ないしは教養であるとし、これを「英語教育」という造語でもって表明したのである⁶⁾。

この結果、彼の「実用英語」に対する否定的態度は日々その辛辣さを増していきばかりとなった。彼はやがて全国の教壇に立つことになる自身の教え子たちを前に、単に「英語ができる」ことに墮在するような英語屋になることを厳に戒めた。また、実践的なコミュニケーションを中心とするスキル主義についても、巷の通弁やガイドと同様極めて野卑陋劣な態度であるとしてこれを排斥した。代わりに彼が求めたのが、彼らが教養と品格に溢れる洗練された英語の使い手となること、すなわち「立派な紳士」であった。後に彼が語ったとされる言葉を借りるならば、「中学校、師範学校の英語は gentleman たる素質を造るための English であるから、実用方面には多少欠くる処があつても修養方面に於いて之を補ふ処多ければそれで満足せねば

ならぬ。吾人は gentleman たることを欲して guide たらむことを期せざるものであるから、須らく気品の高い英語を学ばねばならぬ」⁽⁷⁾のであった。こうした頗る教養主義的ともいえる立場こそが、彼の「英語教育」思想の根幹をなす理念の一つであったのである。

こうして世紀転換後から大正期にかけての時代には、前出の英文法排撃論と「英語教育」の創出という日本英学史上重要な二大潮流が共在する状況が生まれることとなった。それではこうした歴史的状況の中で、当の英学界関係者たちは文法についていかなる対応を見せていたのであろうか。そもそも再三に渡り行われた文法排撃論に対し反論を行おうとする姿勢は見られなかったのであろうか。仮に見られたのであれば、それは具体的にいかなる論拠でもってなされていたのであろうか。くわえて「英語教育」という新しい枠組みにおいて、文法はいかなる意味を付与されたのであろうか。そもそも文法は「英語教育」において必要とされていたのであろうか。仮に必要とされていたのであれば、それは具体的にいかなる内容と動機づけに基づくものであったのか。

従来、該年代における英文法教育史を扱った先行研究はなく、したがってそこにおける史実すら全く明らかにされていない。むしろこれと同じような状況は、該分野研究全般についても当てはまる。にもかかわらず、日本の英文法教育史全体を俯瞰できる歴史認識が公に発信され、これが現代の政策提言を支える論拠として利用されることはある。すなわち「日本の学習英文法は〔中略〕理論的解明のないままに放置されている」と⁽⁸⁾。しかし、そもそも人間生活一般に関するわれわれの教養や感受性からして、「日本の学習英文法」がこの 200 年もの長きに渡り一度も「理論的」に「解明」されずに「放置」されるなどということは到底考えられるものでないほか、先述の通り岡倉の「英語教育」とはそもそも教育学でもってその理論的な骨子が定められたものであるから、そこに包摂される各種要素——むしろ文法とでもここに含まれ得る——も同学により演繹的に再解釈される可能性も存在するということになる。すると前出の「理論的解明のないままに放置されている」との歴史観についても、必然的に疑義を挟まざるを得ない状況が生まれてきてしまうのである。

そこで本章は、まず明治末年期において相次いで表出されることになる英文法擁護論について、その動向を具体的かつ実証的に解明し当時の歴史的状況に照らし合わせながら位置づけるとともに、「英語教育」における文法の意義について主に岡倉由三郎の論説によりながらその内容と動機づけを解明していこうとするものである。

1. 英文法擁護論の興隆

明治後半期における英文法排撃論では前述の通り、文法と実践的英語運用との非直結性が問題とされ、これが産業界などによる批判が噴出する原因となっていた。さらにこうした論調は、やがて学習者が「生半可文法書に拘泥する処から斯く言ひ斯く書いては所謂 Broken ではありはせまいかといふやうな懸念が始終附随して臆病になる」ことから、「常に大胆に Broken であらうが何であらうがおめず臆せず語の足らぬ処は手を振り足を挙げ或は目付口付きをしてでもよい此方の意を通ずるといふ目的を達しさいすれば夫れで足る」⁽⁹⁾とするような英語学習論にも容易に転化していた。くわえて同時期のナチュラル・メソッドなどの海外発新式教授法理論への関心から、「子どものように、繰り返し学習の中で、楽しく、自然に」といった文法軽視論も登場したほか、報道によれば 1909（明治 42）年 4 月 11 日、芝のユニテリアン教会で行われた佐藤顯理の講演では「文法書は一切焼いて仕舞ふがよい」⁽¹⁰⁾とするような極論までもが行われていたという。こうして文法にとって決して理想的とはいえない状況が現出する中で、やがてその意義を認める識者たちの間では「所謂文法を蛇蝎の如く忌み嫌ふ人たち」⁽¹¹⁾や「英語を学ぶには文法などは無要である、古来文法家にして能文家たる者は少し、文法の詳しき知識は却て英文を書くの妨害と為るべしとて、全く文法を度外に措く論者」⁽¹²⁾の存在が深刻な問題とされるようになり、これに対する危機感から後における英文法擁護論の興隆がもたらされることになるのである。

中でも管見の限りその先駆性ないし議論の精密性という観点から注目されるのが、ニーチェの『ツァラトウストラ』の翻訳などで知られる文人・生田長江による反論である。彼は 1910（明治 43）年に上梓した『英語独習法』の中でまず、「近来は、文法の必要を甚だ軽く見るやうな傾向」から「文法なぞどうでもよいと云ふやうな、乱暴な議論を唱へて居る人」の存在を憂慮し、そもそも「子供が次第々々に言葉を覚えて行く、其手続きの中に文法はない。〔中略〕では文法なるものゝ必要価値は何処にあるか。果して必要あり、価値あるものか」との問題を提起した。そして「曰く、固よりある」とし、その理由として次に挙げるような三つの論点をもって文法の意義を説いた。すなわち、①言語習得時における学習者の精神発達状態②日英両語間における言語組織上の差異③日本人学習者を圍繞する英語学習環境である。まず①については、「小児は文法に依頼することが出来ない代りに、鸚鵡的に記憶するものである。大人は器械的に記憶することが苦しい故に、文法の力を藉りて其方面の埋合せをしやうとするのである」との立場から、英語を学ぶ「大人」とそれを母語として習得する「小児」との間にその心理発達上決して看過し得ぬほどの懸隔が存在し、それが両者の英語学習法を根本的に

異なるものとせざるを得ない一因となることを説いた。ついで②については、そもそも「日本語なぞに比べると遥かに複雑」で「言語文章の構造組織が根本からして違つて居る」英語を学ぶ際に、「文法なしにやろうとするのは殆んど不可能」であり「少くとも此以上の拙劣なるやり方はない」とした。つまり英語の母語話者がいくら文法なしに言語を習得するからといって、それをそのまま日本語を母語とする英語学習者にも適用しようとするのは、そもそも「母国語と外国語との関係を全然無視した話」⁽¹³⁾というのである。

生田の反論はこれだけにとどまらなかった。中でも彼が最もその言葉を尽して語ったといえるのが上述の③である。ここで彼は自身の主張を些かなりとも簡明化すべく、次のような身近な比喻を用いて説明せんとする。「語学の練習を市中の用達にととへて見れば、文法はやがて其地図である。都会の人を本国人と見れば、田舎者はやがて外国人であります」と。すなわち東京で生まれ育った者はわざわざ東京市内の地図を見なくても容易に自分が欲する土地へと到達することができるであろう。なぜなら、彼には「人の背中におんぶして貰ふ時分から、乳母車へ入れて引廻される時分から、どこやかしこへ行つて見て、いつとは知らず、市中の地理が頭の中へちやんと出来上つて居る」からである。他方、上京経験のない「田舎者」についてはこの限りではない。たとえ彼が長期間に渡り東京に住んでいたとしても、やはり「幾度かお巡査さんを煩はし、いくたびか剣突を食ひ、幾度か無駄足を踏む」でしきまうであろう。そうだとすれば、東京市内全域を示してくれる地図を利用しないという手立てはない。生田はこうした論理でもって、一般に言語学習がそれを圍繞する環境的要因により多分に左右されることを説き、そもそも幼児にしてみれば無用物以外の何物でもない文法を上記のような環境論的視座から改めて捉え直すことで、これを一転言語学習の効率化をもたらす便法として読み替えてしまうのである。つまり文法は、決して「語学の勉強を面倒臭くせむがために発明されたものでな」く、むしろ「速成を欲する人々」など「研究者をして便利を得しめむがために出来て居る」ものであると⁽¹⁴⁾。

しかしだからといって、文法を絶対視してしまうこともまた穏当ではない。「文法は勿論、前にも申した通り、地図同様の効力があり、またそれ以上の効力がなきもの故、これに対して余りに多くを望むではなりません。東京の地図を見た丈で、東京へ実際行つたにはなりません」と⁽¹⁵⁾。つまりあくまで英語に関するメタ言語知識であって英語そのものではない文法は、将来における英語の実際の運用に至るまでの必要条件に過ぎず、仮に学習者が一度それを自由に駆使できるようになりさえすれば、その時点ですでに文法はその役割を終えているというのである。生田はこのように、英文法にその性質上胚胎する限界性を見据えつつも、主に上

述の三つの点から文法の意義を説き、これを軽視する一部の風潮に警鐘を鳴らしていたのである。

しかしこれにも増して、同時期の英文法排撃論に対し一段とその神経を尖らせていた人物たちがいた。文法の総帥・斎藤秀三郎率いる正則英語学校の関係者たちである。同校は周知の通り 1896（明治 29）年 10 月に斎藤自身の手により東京府神田区錦町三丁目に設立された私立英語学校である。そこでは校主・斎藤の方針の下で、彼の畢生の事業たる日英組織慣用語法学を軸とする文法重視の教授法が行われており、やがてこれが明治末年期における相次ぐ文法軽視論者たちの批判を招く誘因となっていた。さらにこれに加え、斎藤の文法学者あるいは学校経営者としての卓出した成功から、ときに心ない批判や暴言が彼らに浴びせられ、これが上記の傾向に一段と拍車を掛ける結果にもなっていた。おおよそ知的に慢心し暴力と相互不信に陥りがちな学者はいわずもがな、他人の賢や名声を見ては羨み、これを陰険で詐術的な態度でもって、しかも批判対象となる領域や程度をさらに増幅させて繰り返しそしりおとしめようとするのが彼らを取り巻く人間たちの姿であったのである。たとえば 1909（明治 42）年の『東京エコー』では「教育を商売にする斎藤秀三郎」と題して、「彼れの学校は、中学卒業そここの学生に向つて at や in の説明を何ヶ月にも渉つて講じ、高等受験科なるものに於て on や to の冗長な講義をして」⁽¹⁶⁾いることが批判され、さらに「一人の妻にて足らざる斎藤」がその「大木の如き躰幹」と「鬱勃たる性慾」でもって「富士見町、赤坂、新橋辺の待合に陣取りて、餓虎の如く肉を漁り、若い生血を啜つて快を呼んで居」り、「目下昂進の中心は赤坂の待合であるが、時々吉原にも遠征を試みる」「斎藤の荒淫は独り夫れのみではなく、彼の家庭に出入する婦人は悉く、彼の毒牙に罹るのである。下女、小間使、女学生、看護婦、家庭教師等、彼れに辱しめられたる婦人は、十指を屈するも猶ほ足らぬのである。彼は教育家にあらずして、色魔である」⁽¹⁷⁾との報道もなされた。また同年の『男女学校評判記』でも「流石校長か文法学者たけて読本の一も読めないものに文法を教へて居る」ため、「生徒は文法の理論をコネ廻すか記者の謂所文か読めないスピリットか読めない、名は正則英語学校たか其の実は不正則英語学校た」⁽¹⁸⁾と揶揄された。このような一連の蜚語に対しては、さすがの斎藤も精神的にこたえていたようで、彼は前年の『英語の日本』に対し、「やれ文法一点張りだの、やれ **phrase monger** だのと、勝手な悪口を言はれながら著作に従事して居る間のつらさと云つたら無かつた」⁽¹⁹⁾との絶望的心境を口にしていたという。

こうした窮状を打開すべく、斎藤の門下生たちであった佐川春水や山崎貞、長谷川康らといった人物たちによりやがて怒濤のような英文法擁護論が開始されることとなった。中でもそ

の急先鋒となったのが、当時若干 30 歳を過ぎたばかりの青年教師であった佐川春水である。佐川は 1906 (明治 39) 年に同校に就任以来、一貫して斎藤秀三郎の薫陶を受けてきた。よって斎藤が押し進める文法中心の英語教授法とて、これを絶対的に正しいものとして信奉していた。したがって彼にとり、自らの師である斎藤やその教授法に対する批判は、断じて許されるべきものではなかった。こうして醸成された彼の激情と復讐心は、やがて彼をして各地の講演会や雑誌メディアなどへの進出へと駆り立てた。そこで彼はときに同じような議論を何度も繰り返しながらも、斎藤と文法の擁護論に熱中した⁽²⁰⁾。こうした彼の党派的行動は、ときに世間をして「乾分なる白粉を顔に塗ってハイカラツて居る」「正則英語学校の広告屋」⁽²¹⁾とのレッテルを彼に貼らせることもあった。また、ある日彼の元に一通の投書が届けられているのでそれを開けてみると、そこには「佐川!!!此畜生!!!貴様は言はして置けば言ひ度い事を云ふな〔中略〕斎藤氏は何処までも文法一点張の学者だ〔中略〕反省しないと英語の日本も廃刊にならうぞ!!!」⁽²²⁾との怨言が綴られてあったという。このように、佐川が見せていた一連の言動はときに世間の感情を逆撫でするほどの凄まじさであり、まさに彼の執念ともいえるほどの反論活動がここに展開されていたのである。

たとえば 1909 (明治 42) 年の『英語の日本』に寄稿した彼はさっそく、「斎藤先生」を「文法一天〔ママ〕張の英学者であるやうに曲解し、正則英語学校を文法学校と誤伝した時代の迷想が今日猶其余毒を流して、往々後進の子弟をして、方向を謬らしむる傾向があるのは実に遺憾の極みである」とし、「正則英語学校は決して或人々の想像する如く文法研究を以て能事終れりとなすものではない」と喝破した。そしてこれに引き続き、文法の意義については、「今日英語を学びつゝある者の殆んど全部」が「天性語学の才を具へて居」るわけでもなく、また「洋行の資を afford し得る程に裕福でない」「幼少の時代から英米人と交つて不知不識の間に英語が頭脳に染み込んだと云ふ人々」でもない以上、どうしてもこれら特殊の環境に恵まれることのない多くの生徒たちにも見合った教授法が存置されて然るべきであり、その一つがほかならぬ英文法であると主張した⁽²³⁾。つまり英語学習の成功如何とはそもそもそれを取り巻く社会環境上の要因はおろか、それを学ぶ生徒たちの才能の有無といった個人の力量ではいかんともしがたい事由によっても左右されるのであり、こうした宿命的ともいえる理不尽を些かなりとも解消すべく是非とも欠かせないのが英文法であるというのである。先述の生田同様、学習者を取り巻くいわば外的要因が顧慮されていることは共通しているが、ここでは才能やナチュラル・メソッドの適用性如何が生徒の英語力獲得機会をめぐる平等性にも直結されることで、文法がこうした格差是正のための有力な一手段として位置づけられているのである。

このような学習者を取り巻く境遇や格差に注目する論説は、上の正則英語学校関係者たちにおいて一般的に見られるものであった。たとえば1913（大正2）年に『自修英文典』を刊行した山崎貞は、自ら「正則英語学校に学び、同校の教授法を信奉するもの」としての立場から、「日本人が英語を学ぶのは大抵十三四才中学に入ってからで、それも一週僅十時間足らず、英人に就く機会などは全然無い者が多い。さういふ境遇の者に所謂自然法を強ひるのは其愚や誠に及ぶべからずである」⁽²⁴⁾と反論した。また前出の長谷川康も、「理屈」よりも「習慣」を重んじる「至極御尤なる自然派の言議」が「一部の学生に意外の害を与へて居る」ことを指摘、「勿論、理屈をいはず、一語一語を考へず全体として右から左に合点のいくのが理想であるが、一週六時間やそこいらの僅少の時間英語に接する者が、唯習ふだけを覚える丈で、他の場合を推理する力や習慣を養はなかつたら、五箇年位かゝつたとて何程の学力がつかうか」⁽²⁵⁾と疑念を露にした。さらに Y. Y.なる人物も「“Natural Method” 崇拜者」のいうごとく「タダ暗記的に練習したのでは学生に類推の力が出来ないから、教はつた丈けしか知らない、イヤ、其教はつたのも盲滅法に鵜呑にしたのだから、少し復習を怠るとスグ消失してしまふ」ことを懸念し、そもそも「或る特別の便宜を有して外人に親近し得たる人」など「例外の人々の経験を以つて一般の学生に誨へるのは酷」であり、また「寔に思ひ遣りのない勧告で実際に疎い詞」⁽²⁶⁾であると批判した。つまり日常的に英語を使用しない生徒たちにいくらナチュラル・メソッドを適用したとて、将来の使用にたえるほどの多量の英文を彼らの脳裡に印刻させることなど到底望むべくもなく、それどころかかえって「理屈」や「推理」を軽んじることで彼らの応用力が著しく損なわれ、さらに教授した知識すらもほとんど定着せず、したがって英語教育に費やした時間と労力が単なる徒労に終わってしまう危険性があるというのである。

こうした教授内容の持続性や定着性、ないしはその将来における応用可能性に注目する態度は、当時の教育学でいうところの「普通教育」の原理にもそのまま適合するものでもあった。すでに前章でも紹介した通り、法令上高等普通教育機関である中学校とは、そこに学ぶ生徒たちが将来いかなる方面に向かっても応用可能な基礎的知識を授け、また彼らの大多数にとって必要とされるという意味合いでの普遍的知識を授けることがその目的であった。ここに見られる前者の「基礎・素養性」ないし（実社会における実利実益を直接的に求めるものではないという）「間接的実用性」の原則からは、必然的に前出の「持続・定着性」が帰結されるほか、これに伴い知識の「確実性」や「明瞭性」といった概念もここに同時に包容されることもあった。なぜなら、そもそも長期間に渡り定着する知識とは、往々にして確実でありかつ明瞭なものでもあるからである。こうした「普通教育」が守るべき一般原理という側面から文法の

意義を説いた人物が存在していた。1909（明治42）年、当時愛知県立第一中学校の英語教諭であった野田幾三郎である。

野田はまず EFL 環境下に置かれた中学校における文法教授の意義について次のように説明する。「若し、四面英語を話す人の中に居り、英語で書いたものばかりに、取り巻かれて居り、明け暮れ、英語ばかりを見たり、聞いたり、話したりして居れば、元より、文法と云ふて、わざわざ騒ぎ立てる程の、ことでない」。しかしながら「今、日本に居て、英語を学ぶと云ふ様な、自国で他国語を学ぶと云ふ場合には、逆も、種々雑多の文章を、何度となく反復使用して、自然的に覚えてしまふと、云ふことは、殆ど不可能である、若し出来た所で、非常の時間と、労力とを要する。それで早道としては、どうしても、文法に依らなくては、ならぬのではなからうか」と⁽²⁷⁾。そしてそもそも中学校の英語科とは「普通教育」の一環として行われ、そこで「授くる知識は、確實でなければならぬ、所謂普通教育、基礎教育であるから、どこまでも、確かな、明かな知識を与へねばならぬ」⁽²⁸⁾ことから、現場としてはどうしても文法重視の教授法をとらざるを得ない旨を主張した。なぜなら野田によれば、「読むことでも、書くことでも、文法から、はいつて研究したのは、最精確で、意味明瞭」⁽²⁹⁾であり、したがってこれにより、生徒たちが「其の上へ尚ほ知識を築き上げることも出来、又之を練習すれば、熟達の望」⁽³⁰⁾を得られるような英語基礎力を伝授することが可能になるからである。野田はこのように、高等普通教育機関である中学校の本来の性質に鑑み、そこに期待された学理的原則を遵守することで演繹的に文法教授の意義を説いたのである。

以上、明治末年期における相次ぐ文法擁護論の内容を中心に見てきたが、やがて時代が明治から大正期に移っても、上述のような反論に完全な終止符が打たれることはなかった。それどころか、所謂「英語教授法問題」をめぐる活発な議論は依然として続けられ、もはや「中学師範学校等の英語教授を如何にせば最も有効なるべきかは古き問題」⁽³¹⁾とされる状況であった。明治期同様、該問題の解決に向けた種々の方策が各地の講演会や雑誌メディアを通じて行われたほか、1913（大正2）年にはイエスペルセン著 *How to Teach a Foreign Language* が前田太郎により『語学教授法新論』として邦訳された。このような海外発の新式教授法理論は、当初より現場の教師たちの熱烈なる歓迎を受けるところとなり、これは同年に東京府立第四中学校の英語教諭であった落合儀郎をして次のような言及を行わせるほどの盛況ぶりであった。「教授法と云へば、英語程にも進みたるものは尠かるべし。学科が学科、新しき学問丈け教授法に於ても新しき方法を用ふるに、比較的遠慮無用なり。而して一方には外国の教師が大胆なる教授法を盛に唱導するにより英語の教授法は、恰も、枯野にマツチを落したるが如し、炎々

蓬々として日本全国に拡がるなり」⁽³²⁾。

ところがこうした教師たちによる一連の努力にもかかわらず、学生たちの英語力が従前に比べ著しく改善したとの認識が共有されることはついになかった。それどころか、該問題はすでに広く一般世間においても飛び火し、やがて一向に成果を挙げられない教師たちへの不満や憤怒の声が公然と表明される始末であった。たとえば1916（大正5）年の『婦人公論』に寄稿した櫻井静野は、家庭の主婦の立場から「歴史や数学と違って殊に語学の教育は学校の一任しては何の役にも立ちません」⁽³³⁾と述べたほか、『悪教育之研究』（1913）の西山哲治も「斯くの如き不成績な英語に貴重なる毎週七八時間の教授時間を奪はるゝのは中等教育上の大損失である」とし、「毎週七八時間の長い時間を払うて斯くの如き実力のない英語力を得るのは高価な犠牲である。これを平気で居る日本の当局者及教育家はお人好いほうか、贅沢といはうか、寧ろ無能といひたいのである」⁽³⁴⁾と痛罵した。さらにこうした批判を一段と極論化させるかたちで起るのが、同時期の英語科廃止論であった。もっともこれと同様の論は、すでに英学界関係者たちを中心に明治後半期以来断続的に表出されてきたが、大正期に入ると、ジャーナリストの三宅雪嶺や文人の岩野泡鳴、理学博士の遠藤吉三郎、そして衆議院議員で元文部大臣の大岡育造らといった在野の人物たちにより一斉に英語科排撃論が行われることになった。このように、当時の英語教師たちに対する世間の信頼はすでに著しく失墜していた。そして、これを擁していた英学界も、その存立の意義までもが疑問に附されるほど基盤そのものが大きく揺らがざるを得なかったのである。

こうした窮状への対応をも目論むかたちで行われたのが、同時期に全三回に渡り開かれる全国英語教員大会であった。記念すべき第一回目は、1913（大正2）年4月3日から5日までの3日間、京都府は府立第一中学校の会場において行われた。開催日当日には男爵・神田乃武や文部省督学官・茨木清次郎をはじめ、東京高等師範学校長・嘉納治五郎や同校教授・岡倉由三郎らが列席、このほかにも関西方面を中心に約300名の英語教員たちが会場に集結した。この3日間の全日程では、当然ながら英語教授法にまつわる話題が中心となった。しかしどうしたことか、ここで英文法に関するまとまったかたちでの議論がなされることはなかった。東京から事態を注視していた国民英学会の磯辺彌一郎はさっそくこれに対する違和感を表明、「先年あんなに多大なる注意を惹ける文法が此席に於て議題に上げらぬとは不可思議」であるとし、「若し英語教師の会議を再び開くこともあらば、其議題の中に英文法教授に関する問題を加へ」⁽³⁵⁾ることを期待した。幸いこうした彼の要望は、間もなくして実現される見通しとなる。翌年に開かれる第二回大会において、真っ先に英文法にまつわる独立したセッションが行わ

れることが決まったからである。

1914（大正3）年4月2日から途中土日を挟む7日までの6日間、東京は一橋の東京高等商業学校ならびに大塚の東京高等師範学校において第二回全国英語教員大会が開催された。出席者の一人であった茨木清次郎によれば、本大会の開催に際しては文部省からも後援の申し出があり、事前に普通学務局から各地の長官宛で各府県の中等学校長ならびに在籍する英語教員は出来得る限り本会に出席するよう通達が出されていたという⁽³⁶⁾。こうした事前調整もあってか、当日は500名を超える英語教員たちが会場に参集し、前回大会の規模を上回る盛会となった。開催日当日の午後一時半、大御所・神田乃武の挨拶でもって本会は開会する。その後菊池大麓や嘉納治五郎らの演説を経て、午後三時からは東京帝国大学文科大学教授・ローレンスの講演‘The Cultural Value of Modern Language Study’が行われた。この講演が終了すると、会場は一時散会。その後午後六時半に一同は再度集合、そこらよいよもって英文法にまつわる独立したセッションが行われることとなった。本セッションの司会は早稲田大学の高杉瀧蔵、そして発表予定者は以下の2名、すなわち正則英語学校講師の佐川春水、および東京府立第四中学校英語教諭の横地良吉であった。

最初に登壇した佐川は、彼らしく英語教授法にまつわる話題を種に文法擁護のための気焰を吐く。彼はまず、そもそも英語を学ぶ生徒たちがすでに日本語を母語として習得していること、したがって彼らの概念形成がすでに母語でもってなされている以上、幼児のような英語習得を彼らに求めることなどは到底無理であることを主張、そして‘the first thing that a teacher of English in Japan, whether foreign or native, should bear in mind is this: that English is emphatically a *foreign* language to Japanese and that the difference between the two languages in the way of idiom, or more properly, modes of expression is so great that it is utterly impossible for Japanese students to learn the English language in the same manner as do German and French students.’と喝破した。さらに‘If the study of English in Japan is in itself *unnatural*, it goes without saying that the teaching of it can not be carried out in a perfectly natural way’とし、‘unnatural’な方法とされた文法や訳読法などの重要性をも指摘した。こうして自身の主張の要諦を明らかにした彼は、これに引き続き、文法により英語そのものの構造組織を生徒に理解させることが英語教授上における先決となること、また英文法こそが生徒の脳裡に長く定着する極めて教育効果の高い知識であること、さらには日英比較対照論を応用した文法教授法が往々にして生徒の興味を喚起し得ることなどについて演説し、壇を降りた⁽³⁷⁾。

つづいて登壇したのが横地良吉である。彼もまた前段の佐川同様、当時の文法軽視の風につ

いて一貫して批判的な立場をとった。彼はまず同時期に流行していたナチュラル・メソッドについて、これが大多数の生徒たちにおける EFL 的な言語環境を忘れた議論であるとし、‘they study English about one hour a day, and in that one hour most explanations are given in Japanese. How could they be expected to acquire a knowledge of English in the same way that they do their mother tongue?’ と疑念を露にした。さらにこうした生徒たちがすでに 12, 3 才の年齢に達していること、したがって彼らの理性能力がすでに高度な発達段階の域に達していることなどを考えても、文法や理屈を軽視する教授法が彼らにとり全くもって不穏当なものになることを主張した。こうして文法の意義が説かれる一方で、彼はさらに ‘there are some teachers who still hold that Grammar is the most important factor in the teaching of English. Without Grammar they can do nothing.’ というような ‘extreme believers in Grammar’ の存在をも指摘、これら文法万能論者たちに対しては ‘What we require in a middle school is Grammar auxiliary to the study of English, and not theoretical grammar, ——Grammar as a means, and not as an end.’ と窘めることで釘を刺した⁽³⁸⁾。こうして横地の演説が終了すると、会場はやがて全体討論へと移る。そこで発言を行ったのが京都府立一中の三井武八郎ならびに広島中の鶴見正平であり、彼らはそれぞれの現場で行われているユニークな教授例を会場に披瀝した。この報告が終わり次第同日の全行程が終了することとなり、ここで一同は無事散会した。

上記の英語教員大会では、主に文法軽視論者による EFL と ESL の混同がその主要な論点となったが、同様の論はすでに当時京大学生監であった山本良吉によっても行われるところであった。彼は『教育学术界』に寄せた自身の論稿の中でまず、文法を文法として教えることを批判、「此意見には大分賛成者もあると見えて、次第に実行される」としながらも、「文法の知識——少くも其根底たるべきもの——が真に明瞭確実になつて居なくては、我国に於ける外国語教授は決して成就したものは言はれぬ」理由について次のように説明した。すなわち「我国の如く、英語は単に学校教室のみに行はれ、其外には何処にも用ひられて居らぬ即ち空気の全くない所で、自然の習熟で以て熟させようとするのは、非常に困難な事であり、よし夫に幾分成功するとしても、夫は極めて程度の低いことしかできぬ。我国の英語はどうしても知識理解の上から入らねばならぬ。知識理解の上から入るには、どうしても文法の知識によらねばならぬ」と。つまり当時の文法排撃論とは、そもそも「語学は周囲の空気によつて養はれるものであることを忘れた論」⁽³⁹⁾であり、しかもこれが結果的に英語教授内容の低劣化を招く因子となることが危惧されているのである。

仮にこうした低劣化が進めば、やがて生徒たちの英語学力の上に著しい障碍がもたらされ

るであろうことは想像に難くない。これを示すように、当時の文法軽視論によりやがて生徒たちの英語学力が著しく低落している旨が随所で問題とされるようになった。たとえば1915（大正4）年の『東亜の光』に寄稿した岡澤鉦治はまず、「世には文典教育を無用のものに考へ、勉めて忌避するやうな人」の存在を憂慮し、これを「真理より見れば天に唾する類である」と喝破した上で、近時の文法軽視の風により学生の文法力不足がますますもって顕在化している状況を嘆じ、「一体日本の教育界に外国語教育の非常に重要視せられて居るにかゝらず、成績を挙ぐることの甚不完全」なのは「この文典上の根本教育の欠亡にある」⁽⁴⁰⁾と結論づけた。これと同様の論は、すでに明治末年期に植村俊平大阪市長によっても行われるところであり、彼はまず日本人学習者にとっての文法の意義を前提した上で、「然るに現今の英語教育に於ては、余りこの点を重要視せられないのは、一大欠点」であり、「又英語教育の効果の十分に現れないのもこれに基くものと思ふ」⁽⁴¹⁾と語っていたという。つまり当時における企業・実業界の勢力拡大に伴う「実用英語」の流入、ならびにナチュラル・メソッドがもたらした一連の文法排撃論は、結果として生徒の英語力低下という新たな問題意識を引き起こしてしまったのである。

このように、明治後半期から大正期における英文法擁護論とは、同時期に興隆していた英文法排撃論をその直接的な契機として発生していた。そしてその際に論者たちがこぞってその反論のための根拠として指摘したのが、日本人学習者と英語母語話者との言語学習環境上の差異、ならびに両者間における心理発達上の差異、そして彼らの母語である日英両語間における言語組織上の差異であった。さらにこれらに加え、文法軽視論者が往々にして日常的に英語を使用できるような特殊環境を想定することに注目、これを生徒間における英語力獲得機会上の格差をもたらすものとして間接的に文法存置の論を説くもの、またこうした EFL 環境下における文法の効力が果たして「普通教育」の原理に合致することからその教育学的裏づけを得ようとするものなども存在していた。つまり当時における文法擁護論とは、英語学習の場における日本人学習者と英語母語話者との根元的異質性、ならびに後者をモデルとする英語教授法がもたらす各種の教育的弊害を指摘することにその精力が注がれていたのである。

2. 英文法と「英語教育」

この情勢の中、英学界は新しい時代の転機を迎えようとしていた。「英語教育」の成立である。前述の英文法教育をめぐる論争を見てもわかる通り、この時期における識者たちの関心は、

主に「いかにして英語を効果的に教授・学習させるべきか」といった技術的側面にあった。当時の雑誌メディアでは、英学界の内外を問わず多方面の論者たちが続々と誌面に登場し、自らのかつての経験を振り返る昔日回顧談や、過去の「成功」例に学ぶ英語武勇伝、さらには最新の教授法理論を援用した新説紹介談などに花をさかせていた。しかしこうした一連の談話中に、上述の個別的技術論を行う際の前提条件として論じられるべき英語科教育の目的論が行われることはほとんどなかった。むしろこれらの言説は、そもそも学校教育が単に「英語ができる」人物を養成するためにあるとの暗黙裡の前提に基づいて行われることも多かったのである。こうした状況を倦んだ一部の教育者たちの間では、やがて上述の目的論に関する考究が漸次なされていくこととなり、中でも当初から該問題につき並々ならぬ関心を寄せていたのが東京高等師範学校教授の岡倉由三郎であった。

岡倉は英語科がそもそも学校教育課程の枠内にて行われているとの基本的事実に鑑み、これを学理的に扱える教育学を参照した。そこからかの「実用的価値」と「教育的価値」との二分法を転用、さらに同学でもって前者の中に「読書力の養成」を定位させた。そして最終的に、中学校がそもそも「人間教育」を行う普通教育機関であることに鑑み、これを他科目と連動して行える「英語教育」を創出した。このように、揺籃期の「英語教育」とは、岡倉の「そもそも学校教育とは何か」「中等教育とは何か」「高等普通教育とは何か」といった「教育」そのものに対する原理的思惟によって支えられていた。そして、これを学理的に扱おうとする配慮から、必然的に教育学がそれを構成する理論的骨子として機能することになったのである。

岡倉によれば、「英語教育」の「実用的価値」をなす読書とは、「英語各分科の中心点であり、其各要素の総和」であった。したがって「教師たる人は、よく主従強弱の関係を諦め、在学の年限間を通じて読書作文会話文法と、平等に併行的に進ましめようとするが如き、労多くして効少なき方法を取らず、常に読書を中心とし、総ての部分をも、此中心に集注帰結」⁽⁴²⁾することが求められた。つまり、ここで本稿の関心である文法についていえば、これはあくまでも「中心点」である読書に附随して教えられるべき知識として存置されていたのである。くわえて同時期のナチュラル・メソッドについても、彼は一貫して否定的な立場をとり続けた。すなわちこの方法は「特殊の場合で無くては、到底行はれぬこと」であり、「恰かも人は何歳になつても、不倒翁や竹馬に興味を有するものと定むると同一轍で、愚の極」⁽⁴³⁾というのである。これらの史料から、岡倉が当時の文法排撃論に同調しその積極的な排除に乗り出すようなことはなかったと見てよい。事実、彼にとり文法は「外国語の学習を始ぶると共に授くべき」⁽⁴⁴⁾であり、「外国語研究者のすべてが、第一に知らねばならぬこと」⁽⁴⁵⁾でもあった。

こうしてその地位が一応は温存されることになった英文法ではあったが、しかしだからといって、これを彼が従来におけるのと同じようなかたちで存置させることを意図していたわけではない。むしろこれは彼にとり、積極的な改変の対象であった。それでは、なぜこのような改変が企図されていたのであろうか。それは岡倉が「英語教育」のさらなる実用的効果の向上のためには、是非とも欧米の新式教授法理論を英文法にも適用することが不可欠であると考えていたことにその端を発している。

そもそも岡倉の語学教授法に対する関心はまことに古いものであった。1894（明治27）年の『外国語教授新論』以来、彼にとり英語教授法を一刻も早く改善することは「我等職に外国語教授に当れる者の急務」⁽⁴⁶⁾であった。すでに明治20年代から囁かれていた英語科教授の不成績に対する不満の声は、確実に岡倉自身の耳にも達していたのである。その後1896（明治29）年に嘉納治五郎の招聘に応じるかたちで東京高等師範学校に就任、その活躍の場を広げていくチャンスが与えられた。そしてその5年後である1901（明治34）年には、いよいよもって文部省より英語および語学教授法研究を目的とした欧州留学の命が彼に下る。翌年2月に出発の途についた彼は、現地到着後、さっそくイギリスやドイツなどのヨーロッパ諸国を歴訪、そこで「諸処の学校を参観して歩き、又種々の人の説も聞き、其道の本も少々は読んだ」⁽⁴⁷⁾。そして多くの研究成果を携えて帰朝したのが3年後の1905（明治38）年3月。そこから彼は専ら英語教育家として日本における語学教授法の改革に尽瘁していくことになった。その際に彼が懐抱していた方針とは、まことに単純なものであった。それは自らが見聞してきた語学教授法と「同一の主義に基いて進む」というものであった。すなわち「病根は彼我殆ど相同じい」⁽⁴⁸⁾のだから、配剤も先づは同じことで只土地の情況の因つて、多少の斟酌を加へさへすれば、宿病も追々全快の途につくに違ひない⁽⁴⁸⁾というのである。

ただしこの「只土地の情況の因つて、多少の斟酌を加へ」るとの言葉にも表されている通り、彼が上述の教授法理論をそのままのかたちで日本に移植することを企図していたわけではなかった。なぜなら、いかなる教授法を論じる際にも、まずはその前提となるべき英語科教育の目的が定められなければならないというのが彼の基本的な立場であったからである。そこで彼は、まずもって前述のように教育学を用いて「英語教育」全体の骨子を定め、「かく主義を定めて、そして今日の我が中学校其他の外国語、主に英語の教へ方を評して」⁽⁴⁹⁾いく方針をとった。ここに日本の教育学と欧米の新式教授法理論の両者を組み合わせた彼の「英語教育」論の態勢が整えられたのである。

むしろ「英語教育」に存置されていた英文法とても、上記の方針の例外ではなかった。岡倉

は英語科のさらなる実用的効果の向上のため、上述の新式理論を文法教授に対しても適用、その体系内容と教授法の抜本的改革を行う。そしてこれがさらに英語科の終局目的である生徒の人間形成にも資するべく、上述の教授法論に教育学の「教育的価値」を適用、最終的にこれを生徒の科学的思考力の鍛練の場として再定義するのである。以下、ここに至るまでの一連のプロセスを闡明すべく、便宜上彼の文法論を①体系内容面②教授法面③「修養」面の三つに分けながら論を進めていきたい。

第一に、文法体系である。岡倉は一貫して日本語を介した「訳読」でなく、英語音声そのものに当たる「直読直解」を志向したように、彼はあくまでも言語の本体は音声であるとの考えを持ち続けていた。すなわち「新教授法の骨子となる主義は、国語の主体は、音声に意義を宿して思想感情の交換を行ふ為の『口のことば』であり、之を文字に写した『筆のことば』はその被服に過ぎぬもの」⁽⁵⁰⁾であり、「英語にて記せる書籍を読むと云ふのは〔中略〕文字といふ符号を目安として、先方の言ふ通りに、抑揚発音の有様を、口頭で真似て見なければ、裡に伏在せる思想を、先方の注文通りありありと再現する訳には行かぬ」⁽⁵¹⁾のであって、こうした「口語を主体と考へる立場から言へば、意味の発表の際に思想感情の一々の動きが、或は音声の位置の移動或はその強弱、抑揚の形となつて、発音の上に微細の影を示すその一々の変移の跡こそ、正に語格文法の上の事実で、さうした事実が真の『言葉の掟』真の『文法』でなくてはならない」⁽⁵²⁾というのである。こうした音声中心の言語観から、彼は文法を次のように定義しなおす。「人が、声音を仮りて思想を発表するに当り、思想の内容の変化に伴ひ、発音の上に変化を生ずることがある。斯く変化を惹起すとき其変化を規定する法則を文法と云ふのである。換言すれば、声音を仮りて思想を発表する手続の上に宿る法則が、即、文法である」と⁽⁵³⁾。すなわち彼の目指す文法体系とは、あくまでも言語の本体である音声現象に基づいて行われなければならないというのである。

では、このような文法観を抱いていた彼の目に、当時の体系はどのように映っていたのであろうか。これは言うまでもなく、彼にとり全くもって不満の対象以外の何物でもなかった。なぜなら当時の文法とは、その多くが「語」レベルの形態変化を記述した品詞論を中核としており、岡倉のいうアクセントやイントネーションなどの音声現象面に伴う意義上の変化を逐一反映させたものではなかったからである。こうした状況を知悉していた彼が、やがて従来の文法体系の改変に乗り出すようになることは自然の成り行きであった。すなわち「従来の文法には、其実文法に関係なき事柄が含まれて居り、反対に又、文法上の事実たるにも拘はらず、これが欠如してある事項も少なく無い」のであって、したがって「従来世間に所謂文法なる者

は、厳正なる意味に於て、一大革新を起さねばならぬ」⁽⁵⁴⁾というのである。くわえて彼は、従来の品詞論から文章論を中心とする体系への移行の必要性をも説いたが⁽⁵⁵⁾、これとてまた上述の文法観からの影響を受けたものであった⁽⁵⁶⁾。つまり岡倉の文法体系論とは、彼のいう音声中心の言語観から演繹的に構成されたものであったのである。

このような新教授法の趣旨に沿った改革は、②の教授法面においても踏襲されていた。彼も指摘するように、従来の日本で行われていた文法教授法とは、まずもって生徒に文法規則を提示してこれを暗記させ、そこで学んだ規則を具体例にも当てはめて応用させるといった演繹教授法であった。また、これと同時並行的に行われていた読本教授法も、主として日本語による「訳読」や「直訳」のみに終始し、ここでは「文法的の関係を何より大切の事に看做」⁽⁵⁷⁾し「其文法上の構造ばかりを講釈して、実地に外国語を使用させない」⁽⁵⁸⁾ため、「主な稽古はとりも直さず日本語の稽古」⁽⁵⁹⁾となり、「教場で正しい発音で成るべく多量に外国語を聞かせもし話させも」するというような「欧米で目今盛んに唱へられる所謂新教授法の趣意」⁽⁶⁰⁾を貫徹させることができなかった。こうした現状と反省とを踏まえた上で、彼は文法教授法についても次のような改革の必要性を強調する。すなわち「新教授法を奉ずる者と雖も勿論文法は教へるのであるが唯生徒が学校へ這入った当時から直ぐに演繹的に之を教へることはせず、帰納的に、生徒が読書其他から既に得た智識を利用して、始めは専ら生徒をして言葉には自から一定の規則があるといふことを、徐ろに理会させ」⁽⁶¹⁾、その後は「以上の方法で発見した文法上の事実を、簡潔に書いた文法書を、筆記代用に授ける事とし、読本の教授から得た文法的材料と相呼応して、併せ学ばしむるが良い。この為には、普通行ふが如くに、文法書を開巻第一頁より順次に講説するが如き方法にのみ依らず、読本の上に現はるゝ文法上の事実と連絡するを主眼とし、文法書を随時随所を繙いて、説明を与ふる様にするが至便である」と。つまり文法は、読本に含まれる英文中から生徒自らがその規則を抽出させるといった手法でもって教えられるべきであり、したがってそれは従来のごとくそれ自体として独立して扱われるべきではなく、代わりに教授の中心である読本との相互連関の下に教えられるべき補助的知識にすぎないというのである。こうして文法の地位の相対化が図られた結果、必然的に従来の文法書についてもまたこれまでにない変化が加えられることになった。すなわち、こうした教授法をとる限り文法書とは、読本の英文中から抽出された法則を羅列してできた規則集であり、くわえてそれはもはや直接的な「講説」の対象ではあり得ず、かわりに折に触れ生徒たちに便宜的に参照させるに過ぎない「参考書」であるというのである⁽⁶²⁾。岡倉は後に文部省の視学委員となり各地の教育現場を巡覧するが、その際に彼が折に触れて教師たちの注意を

促したのが、ほかでもなくこの文法書の取扱い方に関する件であった。あくまでも「読本を教授の基礎として其の中に含まれたる英語を英語として解釈し復習し練習」させるため、「文法上の知識の如きは之を終始独立の課目たらしめず、よし文法書を用ゐて文法上の智識を整理するに当りても、読本を通じて得たる文法上の事実の整理補綴を旨と謀る義なるべし」⁽⁶³⁾というのである。

以上見てきたように、岡倉の文法体系論およびその教授法論とは、ほかでもなく当時の最新教授法理論による改革の成果であった。いうまでもなくこれらの改革は、英語科のさらなる実用的効果の向上を企図して行われたものであった。しかしながら、そもそも岡倉のいう「英語教育」が、このような実用的スキルの向上のみに終始してはならないことは既述の通りである。これでは英語科が単に「英語ができる」人物を育養するためだけの英語屋生産機関になり下がり、学校教育が本来目的とする生徒の人間形成に資することができなくなってしまうからである。こうした状況を未然に防止し、「英語教育」の本旨を貫徹させるために導入されていたのが、先述の「教育的価値」であった。岡倉はこの教育学由来の概念を上述の教授法論にも適用、これでもって文法を最終的に生徒の精神陶冶を図るための一手段としても再定義するのである。

では、そもそも当時の教育学において具体的にいかなる「教育的価値」が期待されていたのであろうか。東京高等師範学校教授で教育学者の森岡常蔵も、知育に伴う「形式的方面の陶冶とは畢竟心の働きを付けること、之を詳に説けば、その材料に依つて感覚を錬磨し、観察を精緻にし、記憶・想像を確実にし、概括・判断を正当」⁽⁶⁴⁾にすることであると述べた通り、学校教育では各科特有の知識内容を素材としながら、それを綿密に観察・比較・分類させ、そこから一般法則を抽出させるといった実験科学的形式陶冶が行われるべきものとされていた。この種の思考訓練は言うまでもなく、知育科目全般に渡り認められていたものであり、むしろ英語科をはじめ、理化学科や博物科⁽⁶⁵⁾、さらには歴史科や地理科においても踏襲されていた⁽⁶⁶⁾。たとえば小学校の理科に伴う陶冶的意義について、東京高等師範学校の棚橋源太郎は次のように説明している。

知的方面の形式的陶冶を申し述べます、それは主として観察思考の修練であります、先づ観察の修練の方から申しますと理科の教授は自然物の性質形状自然の現象実験の経過などを観察させることに依つて感官の作用を鋭敏にし、また種々な事実現象を比較させることに依つて弁別の力を強くし此の種類の仕事は常に繰り返へして行けば遂には事物の上に深い注意を注いで精密に観察することの習慣が養はれるのである〔中略〕理科の材

料は小学校程度の子供に対しては深い興味と十分な注意とを以て観察させるのに適して居るのである。次に理科の教授は単に観察に止らないで思考の修練にも適して居るのである。然らばどういふことに依つて思考が修練されるかといふと、自然物は唯だ観察をさせたばかりではいけない、更に各種の見点からして分類をさせて知識に系統を与へなければならぬ、必ずしも自然分類だけには限らないで、実際生活上への応用とか人世に対する利害とか或は其の所在の場所とか或は其の食物の種類とかいふ様に色々な見点から観察したものを彙類し系統立てさせなければならぬ、斯ふ云ふ類の仕事は理科の教授では最も大部分を占めて居るのである、単に自然物だけに止らないで観察させた現象は更に之れを比較させて理法に帰納させ法則に概括させなければならぬ⁽⁶⁷⁾

むろん岡倉由三郎とても、上述のような原則の存在を十分に理解していた。それでは、このような科学的教養の形態を実際に英語科にも導入するとするならば、具体的にいかなる塩梅にすればよいであろうか。先述の通り、岡倉にとり英語科の主旨とはあくまでも「読書力の養成」であった。したがってそこにおける教授材料とは、主として読本の英文中からとられるべきものであった。ここから「英語教育」を受ける生徒たちにとり最も長期間に渡る「観察」対象となるべきは、ほかでもなくここに含まれる英文群であったことがわかる。それでは、このような英文群を実際に観察・比較・分類させ、そこから一般法則を抽出させたならば、最終的に何が得られるであろうか。それはいうまでもなく、文法規則群である。つまり英語科が学校教育科目としての体裁を整え、よって上述の形式陶冶をも合わせて行わなければならないのであれば、必然的に文法教授に対しその役割を担わせるのが得策であったのである。こう思量した岡倉は、まず英語科の「教育的価値」の中に「言語上の材料、即、語句の構造、配置、文の連絡、段落等を究めて精察、帰納、分類、応用等の機能を錬磨」⁽⁶⁸⁾することを認め、こうした「所謂外国語の修養的方面、即ち思考力の精確を図り、注意力を発達せしめ、類推の力を養ふ等の事柄は、文法教授の際には、最も其機会の多きもの」とし、「教師たる者は、常に此等の点に留意し、文法上の事実を授けると共に、此等心的作用の鍛練をも、勉めて行はねばならぬ」⁽⁶⁹⁾としたのである。つまり岡倉は、すでに新教授法により設定されていた帰納式教授法に対し上述の精神陶冶的意義をも合わせて認めることで、これを「実用」の手段のみならず、「修養」の手段としても再定義したのである。ここに文法は、単に語学的スキル向上のための手段ではなくなり、英文の直接観察を通じて生徒の科学的思考能力を陶冶するといった「修養」の場としても定位することになった。むろんこうした人間陶冶の方法は、ほかでもなく当時の教育学由来のものであり、ここに文法は間違いなく「理論的」に「解明」されていたので

ある。

「英語教育」では、あくまでも読本の英文中から帰納的に規則を抽出させる過程そのものが重要視された。したがってそうした過程の結果にほかならぬ文法書は二の次とされた。文法は英語科内における読本、ならびに英語科外において同種の「修養」を共有する他科目という、いわば二重の関係論的思惟の下に位置づけられたのである。

おわりに

本章では、明治後半期から大正初期における英文法擁護論、ならびに同時期に創出された「英語教育」における文法の意義に焦点を合わせ、その内容や動機づけについて検討を行ってきた。該時期における文法擁護論とは、同時期の文法排撃論をその直接的な契機として発生していた。この際に真っ先に問題とされていたのが、文法軽視論者が往々にして日本人学習者と英語母語話者の英語習得を安易に同一視しようとする姿勢であった。そこで論者たちはこぞって両者の異質性を指摘、また英語母語話者をモデルとする語学教授法が結果的に生徒間における英語力獲得機会上の格差を生んでしまうこと、さらに EFL 環境下における文法の効力が果たして「普通教育」の原理と合致することからも反論が提起された。ただしこうした一連の論争の背後では、一部で当事者の政治的思惑や、その絶対的理想追求心に伴う暴力性が露になる場面も見られ、さらには端ない暴言や卑語までもが行われるなどの醜態も演じられていた。

この情勢の中で着々と行われていたのが「英語教育」の創出であった。むろんその中心人物は、東京高等師範学校教授の岡倉由三郎であった。彼は英語科のさらなる実用的効果の向上のため、さらにそれが「英語教育」の終局目的である生徒の人間形成にも資するべく、欧米の新式教授法理論と日本の教育学の両者を組み合わせた新しい文法教育論を展開した。結果、「文法教育」では読本の英文中から帰納的に規則を抽出させる過程そのものが重視されることになり、他方こうした過程の結果にほかならない文法書は二の次とされた。文法は単に語学的スキルを向上させるための手段ではなくなり、他科目と連動して生徒の科学的思考力を陶冶しその実証的合理主義精神を涵養する文化装置ともなった。ここに文法は、その「実用」面における読本と、「修養」面における他科目という、いわば二重の関係論的思惟の下に位置づけられたのである。

注目すべきは、ここで英文法を国語科、とりわけその国文法と連結させる必要性が説かれ

ていたことである。これについては東京高等師範学校教授で教育学者の溝淵進馬が、次のように説明している。

普通教育を施す学校に於ては一教科の教授を終つた後に始めて他の教科の教授に移ると云ふことは出来ないのである。どうしても数教科を同時に並行して教授せんければならぬ。其結果として生徒の観念界に互に関係を有つて居ない数多の孤立的知識を注入して、生徒の思想を掻き乱すやうになる虞がある〔中略〕然らば数教科を並行的に教授して而も生徒の思想界を掻き乱さないやうにする為には、どう云ふやうにすべきのであるか。〔中略〕教授の際には出来る限りは努めて各教科の教材の間の連絡を計るやうに注意して行かなければならぬ。〔中略〕各教科の連絡を計る為に教授細目を編製しても、若し教師が一教科に関する知識丈けを有つて居つて、外の教科に関する知識を欠いて居つたならば、各教科の連絡を計ることは出来ない。例令英語教師に国語の素養がないときには、英語の文法を教へるときに之れを国語の文法と比較して教へることが出来ない。又英文を適當なる正しい日本語に訳することが出来ない。それであるからして英語教師は英語に堪能であるばかりでなく、又国語に関する知識も有つて居らなければならぬ。さうして国語の文法を教へる場合に、之れを英語の文法に比較して教へるときには大いに生徒の理解を助けることが出来る。(70)

つまり厳密な教育学的見地からすれば、英文法が「普通教育」の中で「孤立的」に振る舞うことは許されず、さらに教授全体の統一性からしても同じ言語教育をなす国文法との積極的連携が期待されるというのである。

むろん同様の視点から教科間の「連絡」と「統一」を説き⁽⁷¹⁾、さらに英語教師が「国語と漢文に就きても能く之を比較の基と成す」⁽⁷²⁾ことを夙に期待していた岡倉由三郎とても、同様の考えを有していたことも想像に難くない。すなわち、教育学に基づく英文法とは、同じ「修養」を行う他科目や読本教授はもちろんのこと、同じ言語教育をなす国文法との相互連関の下にも捉えられるべきものとなった。

しかしながら、こうした認識論的前提が当の識者間で十分に共有されていたわけではない。とりわけ注目に値するのが、言語学者たちである。折しも岡倉型「英語教育」が宣明された翌年の1912(大正元)年には、市河三喜著『英文法研究』が上梓されている。これは日本における本格的な科学的文法学研究の幕開けを告げる象徴的な出来事であった。欧米の先進言語学理論をこぞって学習し、その内容の斬新さに心を揺り動かされた彼らは、やがて自らの周囲で行われている教育文法にも目を移し始める。するとそこでは、なんと種々の言語事象への「矛

盾にみちた」説明がなされているではないか。理論的にいえば全く「遅れた」文法体系が公然と行われているではないか。これほどまでに言語理論が「発達」しているにもかかわらず、学校文法は旧態依然たる体系を墨守しているではないか。文法教科書の内容がほとんど変化を見せないのは英語教師の怠慢ではないか。そもそも従来型の英語教育がその成果を挙げられないのは、ほかでもなくこれら教育文法の「欠陥」によるものではないのか。幸い現今の文法理論は著しく「進歩」しているのだから、教育現場もこのような「進歩」に歩調を合わせて然るべきではないのか。これらの直線的発達史観に基づく問題意識が言語学者の脳裡を駆け巡った。

やがて彼らは「最新」の言語学的知見を応用した「新しい」文法体系の構築に乗り出す。ただしここではその体系内容や教科書がそれ自体として独立的に扱われるに過ぎず——したがって、少なくとも「英語教育」からすれば、それはそもそも「お門違い」ということになる——、英語科内における読本や同じ「修養」を共有する他科目、さらには国文法との連関の下で捉えられるということにはなかった。つまり「英語教育」で実践されていたかの英文法に対する多層面に渡る関係論的思惟は、彼らにとり全く考慮の外であったのである。こうして教育学と言語学の両者間における認識論上の乖離が生じた結果、やがて文法は新たな議論の渦中に巻き込まれていくことになる。

註

- (1) なお、これらのほかにも「女子教育」というユニークな観点から文法排撃論を行っていた人物が存在していた。女子英学塾の津田梅子がそれで、彼女は1916（大正5）年の『英語の日本』に対し、「男子の思想は一般に理論的に出来て居りますから、文法から理詰めに、這入つて行かれる様ですが〔中略〕女子には理論的に、理屈から会得さずる事は出来ません、仮令出来たとしても不得策です」とし、「普通教育程度の英語で文法を穿鑿する事は、害があるとも益のない事と思ひます。元來語学を文法から会得しやうとするのは、根本の間違ひなんです。殊に女子の英語は文法を抜きにして遣る事が得策の様です」と語っていたという（澁谷新平「英語大家歴訪録〔十一〕私立女子英学塾長 津田梅子女史」『英語の日本』第9巻第7号、1916年、26頁）。つまり男子に比べ理論的に劣る女子に文法を学ばせるのは、女子性来の特質を顧慮しない愚行であるというのである。
- (2) 下條直幹「子供の言葉と語学の練習」（『商業界』第6巻第2号、1906年）137頁。
- (3) 井出鐵造「如何にして外国語に熟達すべきか」（『実業界』第3巻第6号、1911年）94頁。
- (4) 天野為之「誤まれる英語教育」（『商業界』第8巻第3号、1907年）160頁。
- (5) 牛中山人「文法倒れ」（『東洋経済新報』第423号、1907年）19～20頁。
- (6) これを裏づけるように、岡倉の直弟子の一人であった福原麟太郎も、「学校における英語は、ただ何かの役に立つからという実用一方のものであってはならない。英語ということばを教えることがすなわち教育でなければならない、というのがわが師、岡倉由三郎の主張であった。先生はそこでそれまで英語教授という言い方しかなかったものに英語教育という言い方を置きかえて、自ら明治四十四年（一九一一年）『英語教育』という書を著してその位置を明らかにし、その実践の方法を発表した」と回想している（福原麟

- 太郎『英語教育事典』序文『福原麟太郎著作集9』研究社、1969年、197頁。
- (7) 澁谷新平「英語大家歴訪録〔一〇〕東京高等師範学校教授 文部省英語科視学委員 岡倉由三郎氏」(『英語の日本』第9巻第4号、1916年) 19頁。
 - (8) 柳瀬陽介「学習英文法におけるデザインと身体的重要性」(慶應義塾大学英語教育シンポジウム「学習英文法：日本人の英語学習にふさわしい英文法の姿を探る」発表資料、2011年9月10日)。
 - (9) ‘Editorial’ (『英語質問雑誌』第1巻第3号、1905年) 1頁。
 - (10) 「片々録」(『英語青年』第21巻第4号、1909年) 95頁。
 - (11) 佐川春水「馬場氏の英語教授法意見を讀んで 所謂 S. E. G. SYSTEM の冤を雪ぐ (其一)」(『英語の日本』第2巻第3号、1909年) 38頁。
 - (12) 磯辺彌一郎「英学時評：二種の極端主義」(『中外英字新聞』第19巻第1号、1912年) 28頁。
 - (13) 生田長江『英語独習法』(新潮社、1907年) 108～111頁。
 - (14) 同上 111～114頁。
 - (15) 同上 115～116頁。
 - (16) 「教育を商売にする斎藤秀三郎 (其二)」(『東京エコー』第2巻第11号、1909年) 17頁。
 - (17) 「教育を商売にする斎藤秀三郎 (其一)」(『東京エコー』第2巻第10号、1909年) 12頁。
 - (18) 太田英隆編『男女学校評判記』(明治教育会、1909年) 174頁。
 - (19) 「蚊ばしら」(『英語の日本』第1巻第7号、1908年) 37頁。
 - (20) 佐川春水「一家言 (第五回)」(『英語の日本』第2巻第1号、1909年) 23頁、同「所謂 S. E. G. SYSTEM」(『英語の日本』第2巻第5号、1909年) 36頁、同「時と金の浪費のみ」(『英語の日本』第2巻第6号、1909年) 3頁、前掲「馬場氏の英語教授法意見を讀んで 所謂 S. E. G. SYSTEM の冤を雪ぐ (其一)」、佐川春水「英語問題の解き方」(『英語の日本』第3巻第14号、1910年) 10～13頁、同「Languageを『知る』といふ事」(『英語の日本』第7巻第10号、1914年) 10～12頁など。なお、第二回全国英語教員大会における彼のスピーチについては註(37)を参照のこと。
 - (21) 前掲「教育を商売にする斎藤秀三郎 (其二)」17頁。
 - (22) 「五月蠅」(『英語の日本』第2巻第6号、1909年) 36頁。
 - (23) 前掲「所謂 S. E. G. SYSTEM」36頁。
 - (24) 山崎貞「はしがき」(『自修英文典』英語研究社、第5版、1915年)。
 - (25) 長谷川康「理屈と習慣」(『英語の日本』第9巻第10号、1916年) 12頁。
 - (26) Y. Y. 「四方八方」(『英語の日本』第6巻第6号、1913年) 38頁。
 - (27) 野田幾三郎「中等学校に於ける英語教授法調査委員報告を讀む」(『中等教育』第3号、1909年) 29～30頁。
 - (28) 同上 32頁。
 - (29) 同上 30頁。
 - (30) 同上 35頁。
 - (31) 中川天弓『教育時言』(公論新聞社、1914年) 9頁。
 - (32) 落合儀郎「鞭影」(『中等教育』第18号、1913年) 153頁。
 - (33) 櫻井静野「無用視さるゝ主婦の語学」(『婦人公論』第1巻第10号、1916年) 57頁。
 - (34) 西山哲治『悪教育之研究』(弘学館、1913年) 357頁。
 - (35) 磯辺彌一郎「語叱府」(『中外英字新聞』第20巻第9号、1913年) 286頁。
 - (36) 茨木清次郎「第二回全国英語教員会議を紹介し併せて所感を述ぶ」(『教育界』第13巻第7号、1914年) 109頁。
 - (37) 佐川春水 ‘The Teaching of Grammar.’ (『英語教授』第8巻第2号、1915年) 14～20頁、同 ‘The Teaching of Grammar. (その二)’ (『英語教授』第8巻第3号、1915年) 10～19頁。
 - (38) 横地良吉 ‘On the Teaching of Grammar.’ (『英語教授』第7巻第5号、1914年) 26～29頁。
 - (39) 山本良吉「英語教師への希望三條」(『教育學術界』第29巻第1号、1914年) 50～51頁。
 - (40) 岡澤鉦治「語学界の欠陥」(『東亜の光』第10巻第4号、1915年) 51～53頁。
 - (41) 「誤られたる現今の英語教育」(『内外教育評論』第6巻第4号、1912年) 22頁。
 - (42) 岡倉由三郎『英語教育』(博文館、1911年) 44～45頁。

- (43) 同上 83～84 頁。
- (44) 同上 188 頁。
- (45) 同上 11 頁。
- (46) 岡倉由三郎「はしがき」(『外国語教授新論』 開発社, 1894 年)。
- (47) 岡倉由三郎「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」(メリー・ブレブナ著・岡倉由三郎訳『外国語最新教授法』 大日本図書, 1906 年) 2 頁。
- (48) 同上 9 頁。なお、山口誠氏は岡倉が欧州留学から『英語及英語教授法研究』のための科学的な語学教育法を一切持ち帰ることはなかった旨を指摘しておられるが(山口誠『英語講座の誕生——メディアと教養が出会う近代日本』 講談社, 2001 年, 76～77 頁), これはここで引用されている岡倉自身による主張と食い違う。さらに引用史料である上掲の「管見」について、氏は「英語」の技術的側面でなく「英文学」を軸とする『英語教育』の姿勢についての記述が主題となっている旨を指摘しておられるが(同上山口書 240 頁), これについても岡倉自身による次の主張と食い違う。彼によれば、これはあくまでも「自分が彼国で種々の人や書物に接し、学校を巡覧した結果をば、これまで自分が日本に於て英語教師として得た僅ばかりの経験と、多数の本邦教員から聞いた所の本邦現今の中等教育に於ける外国語教授の情況とに併せ考へて、将来の本邦の外国語教授法は、先づかうあるべきだと思ふ所を、概略かい摘んで主観的に、披露」[傍点引用者]したものであり(前掲「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」2 頁)、管見の限りでもこの岡倉による主張の方が正しく、山口氏のいわれるような解釈を行うことはできなかつた。
- (49) 前掲「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」10 頁。
- (50) 岡倉由三郎「外国語の教授とその再検討」(開拓社編『英語教授研究所主催第十回英語教授研究大会記念論文集』 開拓社, 1934 年) 151 頁。
- (51) 前掲『英語教育』63 頁。なお、山口誠氏は岡倉のいう「英語教育」とは、彼の「国語」ナショナリズムに基づき、『英文学』をダイレクトに教え学ぶのではなく、あくまでも『国語』によって学ばねばならない(前掲山口書 88 頁)旨を指摘しておられるが、これはここに引用されている岡倉自身による主張と食い違う。岡倉は再三に渡り英語教育が「英語に関しての日本語にての説明に時間を費すこと夥しく、斯く説明せられたる英語其のものゝ復習と練習とは著しく等閑に附せられたる観あることを批判したように(岡倉由三郎「中等学校英語教授に対する所感の一端」『帝国教育』第 389 号, 1914 年, 33 頁), 「直読直解」を行わずに「発音を疎外しては文章の内容の美も十分には味へぬ」(前掲「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」24～25 頁)というのが彼の基本的な立場であつた。ここから、英文の内容から得られるべき「教養」と「口語英語」とが彼にとり相互に排他的な関係にあつたのではなく、むしろ両者の結びつきによりはじめて「英語教育」が実現されるとする彼の思想が明らかになる。だからこそ、彼は後に「口語英語」を主張するパーマーが来日した際に当初は協力したのである。しかしその後「パーマーの方式に、教養的なものが無く、単に技術家であるに過ぎない点への不満」(福原麟太郎「岡倉由三郎氏と英語教育」前掲『福原麟太郎著作集 9』116 頁)が募つたことから、やがて彼はパーマーから距離を置くこととなつた。つまりパーマーの「口語英語」と「英語教育」とが「全く逆」(前掲山口書 163 頁)の関係にあつたのではなく、むしろ前者が口語的スキルの向上のみに終始してゐたことが「不満」の一つであつたのである。
- (52) 前掲「外国語の教授とその再検討」151 頁。
- (53) 前掲『英語教育』185 頁。
- (54) 前掲『英語教育』186 頁。
- (55) 同上 187～188 頁。
- (56) 前掲「外国語の教授とその再検討」151～152 頁。
- (57) 前掲「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」8 頁。
- (58) 同上 11 頁。
- (59) 同上 9 頁。
- (60) 同上 20 頁。
- (61) 同上 21～22 頁。

- (62) 前掲『英語教育』192～193 頁。
- (63) 前掲「中等学校英語教授に対する所感の一端」33 頁。なお、これと同様の趣旨の発言は、岡倉由三郎「参観私言 (II)」(『英語教授』第 5 卷第 2 号, 1912 年) にも見られる。
- (64) 森岡常蔵『教育学精義』(同文館, 1906 年) 258～259 頁。
- (65) 溝淵進馬『教育学講義』(富山房, 1909 年) 125～126, 190, 192 頁。
- (66) 大元茂一朗著・横山栄次関『新潮を汲める歴史教授法精義』(目黒書店, 1909 年) 33 頁, 万福直清『尋常小学校地理歴史理科教授法要義』(宝文館, 1907 年) 66～67 頁。
- (67) 棚橋源太郎『文部省講習会 理科教授法講義』(宝文館, 1903 年) 199～200 頁。
- (68) 前掲『英語教育』39 頁。
- (69) 同上 189 頁。
- (70) 前掲『教育学講義』207～215 頁。
- (71) 前掲『英語教育』33～35 頁。
- (72) 前掲『外国語教授新論』42 頁。

終章 まとめ

本章では、これまでに検討してきた幕末から明治末年期までの英文法教育史をまとめ、それらの史実を各章ごとに概括するとともに、これらを「英学」→「英語教授」→「英語教育」という一連のパラダイム転換の下に位置づける。

すでに序章でも述べたように、本稿がその検討の対象としたのは以下の三つの問題であった。すなわち、①幕末から斎藤文法時代にいたるまでの文法体系内容上の変遷、②同時期における英文法教授法やこれにまつわる議論の変遷、③明治末年期に創出された「英語教育」内における文法の意義、である。

第一章では、①の問題を解明すべく、幕末から明治初期にかけて輸入されてきた舶来英文典に焦点を合わせ、そこで持ち込まれてきた規範文法体系が頗る理論的な内容であったこと、さらにその体系が少なくとも現今のわれわれの目からすればたいへんに貧弱なものであったことを明らかにした。そして、こうした内容を憂慮するかたちで新たに日本人向け文典を著したフランシス・ブリンクリーにも注目、彼の徹底した日英比較対照論重視ならびに意味用法規則重視の姿勢でもって、大幅な体系内容上の補完が行われたことも明らかにした。さらに、ここで見られた彼の EFL 型文法体系の構築に向けた精神は、結果的に弟子の斎藤秀三郎にもひき継がれることになり、こうした意味で彼の著『語学独案内』とは、日本人のための文法体系構築に向けた基本理念とその方向性を明示した記念碑的著作として位置づけられることを指摘した。

第二章では、ひき続き①の問題を解明すべく、明治 10 年代から 20 年代にかけて新たに招来された英文典、ならびにその内容への不満から新たに公にされた日本人向け英文典の内容を検討した。その結果、前者によりもたらされた理論的進展、ならびに後者による日本人学習者向けの改変状況が明らかにされた。ここでも、後者による EFL 型文法体系の構築に向けた動きがひき続き行われており、これには当時の高等教育機関で英語イマージョン教育を受けていた学生たちへの教育経験が存在していたことを指摘した。

第三章の前半部では、明治 30 年代に入り、上記の流れを引き継ぐかたちで日本の学習英文法体系を確立させた斎藤秀三郎に焦点を合わせた。そして、彼の英文典により、日本人のための「国産」文法体系が確立したことを明らかにした。ここには先述の通り、彼の師・ブリンクリーの影響も見られたが、斎藤自身の「記号体系としての文法観」により、結果的に従来 of 理論体系が著しく相対化されたことをも明らかにした。

第三章の後半部では、新たに②の問題を解明すべく、幕末から明治末年期にいたるまでの文法教授法の動向に焦点を合わせ、そこにおける演繹式から帰納式教授法への変遷とそれをもたらした要因とを明らかにした。また、こうした動きにより英文法そのものについても、従来に比べその地位が著しく相対化されたことをも指摘した。さらに、前述の斎藤文法についても、こうした時代趨勢と軌を一にしていたものであり、その隆盛の背後にはここにおける時代的要因も同時に存在していたことをも明らかにした。

第四章では、上記の情勢の中で新たに興隆した英文法排撃論に焦点を合わせ、そこにおける論拠が主に英文法と実践的英語運用との非直結性、ならびに幼児の言語習得という二点から構成されていたことを明らかにした。そして、こうした現象をもたらした要因の一つとして、当時のナチュラル・メソッドにくわえ、日本の近代資本主義化に伴いその勢力を拡大させていた実業界の影響をも指摘した。

第五章では、こうした状況の中で、学界の混乱收拾にあたっていた岡倉由三郎に注目し、彼が行った英語教育目的論を検討した。この結果、そこでの内容には当時の教育学理論の影響があったこと、さらに彼による「英語教育」の創出が歴史上現実のものであったことも明らかにした。

第六章では、上記の成果を前提するかたちで③の問題を解明すべく、まずは前出の英文法排撃論の反動から興隆した英文法擁護論を紹介しつつ、「英語教育」を創出した岡倉由三郎の英文法教育論を検討した。この結果、英文法が読本や他科目での「修養」、さらには「国文法」との関係論的思惟の下に位置づけられたことを示し、さらに「英語教育」における文法が、もはや単に語学的スキル向上のための手段ではなくなり、生徒の科学的思考力を陶冶する「修養」の手段として定位したことをも明らかにした。

それでは最後に、以上の史実群をあらためて「英学」→「英語教授」→「英語教育」という一連の時代転換の下に位置づける。

19世紀も後半、迫りくる「(西洋的)近代」への対応策の一つとして行われたのが、日本の「英学」であった。その基本精神とは、「西欧」という異質な他者との対決を恐れず、彼らの先進知識を積極的に受容することで、ついには彼らの実力を凌駕することを期するものであった。その最終目的は、むろん日本の諸方面における近代化と独立の達成であった。

こうした中、政治や軍事はもちろん、教育や思想、科学技術、商工業など多方面の知識が英書を介して移入されたが、本稿の関心である英文法についてもその例外ではなかった。

しかし、いざ文法体系が輸入されてくるも、それは当時の日本人学習者にとって到底適切なものであるとはいえず、やがて彼らの言語事情にあった内容が漸次整備されていくこととなった。その先駆的役割を果たしていたのが、お雇い外国人であったブリンクリーであり、彼の著『語学独案内』(1875)では従来不足していた意味用法規則や日英対照論などが大量に組み込まれ、その結果、英文法の「国産」化に向けた大まかな方向性が明示されることになった。

このような路線は、その後のお雇い外国人教師たちや、「英学」の進展に伴いその活躍が顕著となる邦人英語教師たち、そして明治30年代の斎藤秀三郎によっても引き継がれ、とりわけ彼の主著『実用英文典』(1898~99)により、ついに日本人による「国産」文法体系が一応の確立を見ることになった。

しかし、日本の近代化と独立を目指して行われた日本の「英学」は、当初からその終焉の可能性を内に含んでいた。上述の「国産」文法体系が確立する明治20年から30年代にかけて、日本の近代化に伴う「学校」教育制度の整備、ならびに「国語」科の成立に象徴される教育の邦語主義化が著しく進行した。この結果、それまでの少人数の者たちが英語でもって西欧の文物を自発的に「まねぶ」ような「英学」の時代は終わり、新たにこの「英学」が目指した「近代」の表徴である「学校」制度の下で、従来のお雇い外国人に代わる邦人教師たちがより多くの者たちに対し一斉に英語の知識を注入せんとする「英語教授」の時代が到来したのである。こうした「英語」をめぐる「学」から「教」への時代変転に伴い、必然的に惹起されることになったのが「英語教授法」にまつわる問題であった。こうして、同時期の英学界では、いよいよもって「英語をいかに効率的に教えるか」といった問題が識者を悩ませることになったのである。

むしろ、英文法とでもこうした時代変容の例外ではあり得ず、上述の「教」の時代になり奨励された「正則英語」路線や分科の統合、さらにはこれに応じた輸入教授法理論などの影響から、従来の演繹式から帰納式の教授法への転換が図られていくようになった。この結果、英文法は、従前にくらべその地位を著しく相対化させることになったのである。

こうした時代動向と軌を一にしていたのが、前出の斎藤文法であった。すなわち彼の「記号体系としての文法観」でもって行われた従来の理論体系の実用主義化は、上述の一連の文法相対化路線と全くもって合致していた。したがって、該時期の斎藤文法隆盛の背景には、その内容の充実ぶりもさることながら、それを受容する上記のような時代状況も存在していたのである。こうした意味で、確かに斎藤の英文法は、それまでに行われてきた文

法の「国産」化の到達点として「英学」の終局段階に位置すべきものであるが、同時に、その後を訪れた「英語教授」という時代状況の中にも位置づけられるべきものでもあった。

こうして、近世の「英学」から近代の「英語教授」への変容が顕著となる中で、当時盛行を極めていた英文法の「教授法」の議論についても、それまでにない混乱が見られるようになった。すなわち、一部の論者から、いっそのこと英文法を全くもって英語教育から放逐してしまおうとする極論が聞かれるようになるのである。こうした背景には、当時の輸入「教授法」であったナチュラル・メソッドの流行にくわえ、同時期の日本の近代帝国主義化に伴いその勢力を拡大させていた企業型「実用英語」の影響も存在していた。

こうして、一連の「英語教授法」にまつわる混乱状況が現出する中で、新たに英語教育全体の方向づけを行うことになるのが、東京高等師範学校教授・岡倉由三郎であった。彼は1911（明治44）年に、当時の教育学を援用するかたちで「英語教育」を作り上げたが、それはあくまでも「英語」による「人間教育・教養」を志向するものであり、したがってこれが出来ないスキル主義者や英語屋は積極的な批判の対象とされるようになったのである。

こうして、「英語教育」が誕生するとともに、それに包摂されていた英文法についても、それに見合う方針の下での再定義が行われた。その結果、文法は、単に語学的スキル向上のための手段ではなくなり、読本や他科目、さらには国文法との関係論的思惟の下で、生徒の科学的思考力を陶冶しその実証的合理主義精神を涵養する「修養」の手段として位置づけられた。むろんその理論的な動機づけについては、上述の教育学に依拠することとなった。

しかし、このような事態は、結果的に、その後に興隆する言語学者との軋轢を生む素地を形成してしまう。折しも時代は大正の科学文法期に突入しており、上述の教育学的な素養を持たない彼らから、間もなくしてそれまでの学習英文法体系への批判が展開されるようになるのである。

こうして、幕末期以来の「英学」から、近代「英語教授」を経て、明治末年期の「英語教育」へという一連の時代転換の中で漸次その姿を変えてきた日本の学習英文法は、やがて訪れる新たな混乱への火種を抱えつつ、静かに明治の終焉を迎えたのである。

附録資料 1 文典比較一覧表：英米人向け文典

記号の定義

○：該当する文法項目について、その概念内容を表す用語（異なる命名法を含む）が文法用語として明示的に表記されており、かつその用語が指示する概念内容について何らかの解説がなされている。

△：該当する文法項目について、その概念内容を表す文法用語が明示的に表記されていないものの、その項目に該当する内容について何らかの解説がなされている。

×：該当する文法項目について、用語上においても、またその内容についても全く言及がなされていない。

※ 調査対象となる項目の選定、ならびに照合作業の際に参照する各文法項目の定義については、江川泰一郎著『英文法解説』（改訂三版，2008年）を参考にした。

※ 「前置詞＋関係代名詞」，「関係代名詞の省略」，「関係代名詞 **that** の用法」，「感嘆文（作り方）」，「疑問文（作り方）」，「強調の **do**」，「主語との一致」については、それらについて何らかの解説が行われている場合には○，そうでない場合には×を付与した。

※ 不定詞の三用法については、それぞれ「名詞」，「形容詞」，「副詞」としての機能が解説されていれば○，解説がなされていない場合は×を付与した。

※ 以上の規定は、附録資料 2「文典比較一覧表：日本人向け文典」においても同様とした。

名詞論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ペイン
普通名詞	○	○	○	○	○	○	○
固有名詞	○	○	○	○	○	○	○
抽象名詞	○	△	△	○(注 1)	○	○	○
集合名詞	△	○(注 2)	×	○(注 3)	○(注 4)	○(注 5)	○
物質名詞	×	×	×	×	×	△(注 6)	○
単数複数形	○	○	○	○	○	○	○
性	○	○	○	○	○	○	○
主格	○	○	○	○	○	○	○
所有格	○	○	○	○	○	○	○
目的格	○	○	○	○	○	○	○
人称	○	○	○	○	○	○	○

(注 1, 3) 「動名詞」(=*verbal or participial noun*) と共に「普通名詞」の一部となっている。

(注 2, 4, 5, 6) 「普通名詞」の一部となっている。

代名詞論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ペイン
人称代名詞	○	○	○	○	○	○	○
指示代名詞	×	×	○ (注 1)	○ (注 2)	○ (注 3)	○ (注 4)	○
疑問代名詞	×	○	○	○	○	○	○
関係代名詞	○	○	○	○	○	○	○
先行詞 (関係代名詞)	○	○	○	○	○	○	○
関係代名詞制限用法	×	×	×	△	○	○	○
関係代名詞説明用法	×	×	×	△	△	○	○
前置詞+関係代名詞	×	×	○	○	×	○	○
関係形容詞	×	×	×	△	×	○	○
関係代名詞の省略	×	×	×	○	×	○ (注 5)	○
関係代名詞 <i>that</i> の用法	×	×	○	×	○	○	×
再帰代名詞	×	○	○	○	×	○	○
感嘆文 (作り方)	×	×	×	×	×	×	×

(注 1) ‘Adjective Pronoun’に包摂されている。

(注 2, 3) 形容詞論の中で‘pronominal adjective’として扱われている。

(注 4) 形容詞論の中で‘pronominal adjective’, ‘demonstrative’, ‘demonstrative adjective’などの名称があり得ることが紹介されている。

(注 5) 関係代名詞 *that* が目的格のとき省略可能, との解説が見られるのみ。

形容詞論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ペイン
形容詞限定用法	×	△	△	△	△	○	○
形容詞叙述用法	×	×	×	△	△	○	○
原級	○	○	○	○	○	○	○
比較級	○	○	○	○	○	○	○
最上級	○	○	○	○	○	○	○
定冠詞	○	○	○ (注 1)	○ (注 2)	○	○	○
不定冠詞	○	○	○ (注 3)	○ (注 4)	○	○	○
副詞論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ペイン
関係副詞	×	×	○ (注 5)	○	○ (注 6)	○ (注 7)	○ (注 8)

(注 1, 2, 3, 4) 「冠詞」が品詞の一部となっている。

(注 5) 「関係副詞」(‘Conjunctive Adverb’) が‘one that connects parts of a sentence’と定義され, ‘Remain there *till* I come’の‘*till*’など, 現代では副詞節を構成する「接続詞」とすべきものを含む。

(注 6, 7) ‘A conjunctive (or relative) adverb is one that not only modifies the word with which it is used, but connects two statements

in a sentence.’と定義され、‘I will go when I am invited.’や‘We must study while we are young.’における‘when’や‘while’など、現代では副詞節を構成する「従属接続詞」とされるべきものを含む。なお、「従属接続詞」を導入しているスウィントン大小文典では、以上の接続詞が「従属接続詞」と見なされていないばかりか、逆にそれと区別しようとする言及も行われている。ただし、カッケンボス文典で「関係副詞」と分析された *till* については、「従属接続詞」とされている。

(注8)「関係副詞」として *when* や *while*、*until* などが挙げられ、‘He came while I was speaking’における‘while’や、‘I will come when I can’における‘when’が「関係副詞」と分析されている。ただし、‘I will come *when* I am at leisure’, ‘I will praise thee *while* (so long as) I live’, ‘they remained *until* night set in’における *when*, *while*, *until* については「従属接続詞」と分析されている。

動詞論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	バイン
自動詞	○	○	○	○	○	○	○
他動詞	○	○	○	○	○	○	○
不完全自動詞	×	×	×	×	○	○	○
不完全他動詞	×	×	×	×	×	△ (注1)	○ (注2)
使役動詞	△	△	△	△	×	△	△
知覚動詞	△	△	△	△	×	△	△
目的語	△	△	○	○	○	○	○
間接目的語	×	×	×	△ (注3)	○ (注4)	○ (注5)	○ (注6)
補語	×	×	×	×	○ (注7)	○ (注8)	○ (注9)
基本5文型	×	×	×	×	×	×	×
助動詞	○	○	○	○	○	○	○
再帰動詞	×	×	×	×	×	○	○
同族目的語	×	△	×	○	×	○	○
意味上の主語	×	×	×	△	×	○ (注10)	△
不定詞	○	○ (注11)	○ (注12)	○ (注13)	○	○	○ (注14)
不定詞名詞的用法	○	○	○	○	○	○	○
不定詞形容詞的用法	×	×	○	○	○	○	○
不定詞副詞的用法	×	○	○	×	○	○	○
動名詞	×	○ (注15)	△ (注16)	○ (注17)	○ (注18)	○ (注19)	○ (注20)
分詞	○	○ (注21)	○	○ (注22)	○	○	○
現在分詞	○	○	○	○	○	○	○
過去分詞	○	○	○	○	○	○	○
能動態	○	○	○	○	○	○	○
受動態	○	○	○	○	○	○	○

直説法	○	○	○	○	○	○	○
可能法	○	○	○	○	○	○	○ (注 23)
仮定法	○ (注 24)	○ (注 25)	○ (注 26)	○ (注 27)	○ (注 28)	○ (注 29)	○ (注 30)
仮定法現在	○	○	○	○	○	○	○
仮定法過去	○ (注 31)	○	○	○	○	○	○
仮定法過去完了	×	×	×	×	×	△ (注 32)	△
仮定法未来	△	△	×	×	×	△	○
命令法	○	○	○	○	○	○	○
現在形	○	○	○	○ (注 33)	○	○	○
過去形	○	○ (注 34)	○	○ (注 35)	○	○	○
未来形	○	○	○	○	○	○	○
現在完了形	○	○	○	○	○	○	○
過去完了形	○	○	○	○	○	○	○
未来完了形	○	○	○	○	○	○	△
完了進行形	△	△	○	△	○	○	○
規則不規則動詞	○	○	○	○	○	○	○
規則不規則動詞変化表	○	○	○	○	○	○	○
進行形	○	△	○	△	○	○	○
強調の do	×	○	○	○	○	○	○
疑問文 (作り方)	×	○	×	○	○	○	○
二重否定	×	×	△	△	△	△	○
全否定と部分否定	×	×	×	×	×	×	×
非人称動詞	×	○	○	△	×	○	○
形式主語	×	×	×	○	△	○	○
形式目的語	×	×	×	×	×	×	×
定動詞	×	×	○	○	×	○	○
分詞構文	×	△	△	△	△	△	△
欠如動詞	○	○	○	○	×	○	×
主語との一致	○	○	○	○	○	○	○
直接話法	×	×	×	×	×	×	×
間接話法	×	×	×	×	×	×	△
時制の一致	×	△	×	×	×	×	△
無生物主語	×	×	×	×	×	×	×

(注 1, 8) 他動詞の目的語も「補語」とされ、全ての「他動詞」が‘incomplete Verb’である旨が指摘されている。

(注 2) can や do, will, shall などの「助動詞」も含まれる。

- (注 3, 4) ただし, ‘The indirect object of a transitive verb may be in the objective case without a preposition’のように, 「間接目的語」の前に「前置詞」の存在を認める分析もなされている。
- (注 5) 「間接目的語」が‘adverbial element’とされている。
- (注 6) ‘He gave me a letter to read.’において‘me’が‘to me’の省略形とされ, ‘adverbial adjunct of predicate’とされている。
- (注 7) 「不完全自動詞」の「補語」のみが扱われている。
- (注 9) 「助動詞」の後に続く「本動詞」も「補語」とされている。
- (注 10) It～that～の構文において that 以下が‘logical subject’と用語化されるのみ。
- (注 11, 12, 13, 14) 不定詞が「法」の一部とされている。
- (注 15, 16) 「分詞」に包摂されている。
- (注 17) 「分詞」かつ「普通名詞」に包摂されている。
- (注 18, 19, 20) 「不定詞」に包摂されている。
- (注 21) 「分詞」が‘Participial Mode, or Participle’とされ, 「法」の一部となることが示唆されている。
- (注 22) 「分詞」が品詞の一部とされている。
- (注 23) ただし, その存在が批判されている。
- (注 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30) 古英語期の伝統を反映した「接続法」的定義が行われている。
- (注 31) ただし, 「現在における非現実」の説明はない。
- (注 32) 「可能法」の「過去完了形」の中で示唆的言及があるのみ。
- (注 33, 35) それぞれにおいて, 現代の「現在進行形」と「過去進行形」が包摂されている。
- (注 34) 現代の「過去進行形」も含まれる。

前置詞他	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ベイン
前置詞	○	○	○	○	○	○	○
接続詞	○	○	○	○	○	○	○
等位接続詞	×	×	×	×	○	○	○
従属接続詞	×	×	×	×	○	○	○
間投詞	○	○	○	○	○	○	○

文章論	英吉利文典	ピネオ	カッケンボス	ブラウン	スウィントン小	スウィントン大	ベイン
句	×	○ (注 1)	○ (注 2)	○	○ (注 3)	○ (注 4)	○ (注 5)
節	×	×	○ (注 6)	○ (注 7)	○ (注 8)	○ (注 9)	○ (注 10)
平叙文	×	×	○	○	○	○	○
疑問文	×	×	○	○	○	○	○
命令文	×	×	○	○	○	○	○
感嘆文	×	×	○	○	○	○	△

単文	×	○	○ (注 11)	○	○	○	○
複文	×	×	×	○ (注 12)	○	○	○
重文	×	○ (注 13)	○ (注 14)	○ (注 15)	○	○ (注 16)	○

(注 1) ‘A phrase is a short expression; as, *in general.*’の記載のみ。

(注 2) 現代で言う「前置詞句」が‘Adjunct’という語で表現されている。

(注 3, 4) 現代のように「文の一部をなし、主述構造を持たないもの」との定義は見られない。

(注 5, 10) 解説文中のいたる所で用いられているものの、明示的な定義は見られない。しかし、その使用状況から鑑みるに、現代の定義から逸脱している形跡はない。

(注 6) ‘A **Clause** is a subdivision of a sentence containing a verb, but not expressing a complete thought.’とされ、「主述構造を持たないもの」との定義は見られない。

(注 7) 現代の「等位節」や「主節」、「従属節」が‘clause’と呼ばれている箇所があるが、「主述の構造を備えている語の集まり」との定義はなされていない。しかし、‘proposition’という語については、‘Any combination of the subject and predicate is called a *proposition.*’との定義がなされている。

(注 8, 9) 現代でいうところの「従属節」のみに相当する。

(注 11, 14) ‘member’なる語が主述構造を含む要素と定義された上で、‘Sentences that can be divided into two or more members, are called **Compound Sentences**. Those that cannot be so divided, are called **Simple Sentences**.’と説明されているが、‘*We know that the eloquence of Demosthenes was more impassioned than that of Cicero.*’などは「単文」と分析されている。

(注 12, 15) 「等位接続詞」などによる節同士の等位関係や、「従属接続詞」などによる節同士の主従関係は明記されていない。また「複文」はあくまでも「文法上の主従関係」に限られており、「意味上の主従関係」を見せる文 (EX. *If you study diligently in youth, you will be happy and prosperous in manhood.*) は「重文」と分析されている。

(注 13) ‘A *compound sentence* is composed of two or more simple sentences’ と定義されており、現代であれば「複文」とされるものをも含む。

(注 16) ‘The propositions in a compound sentence are called *members.*’ とされた上で、「重文」における「節」(=‘proposition’) が‘member’ と命名されている。

附録資料2 文典比較一覧表：日本人向け文典

- ※ デイクソンの文典については、下の一覧表上に反映するのではなく、本稿の本文中にて別途記述することにした。なぜならこの文典の趣旨とは、あくまでも当時の日本人英学生が不得手とする項目を補完的に扱うことであり、英文法そのものを体系的に論じたものではないからである。
- ※ インド人向けのネスフィールド文典については、便宜上、「日本人向け文典」の中に記載した。
- ※ 「松島」は、松島剛・長谷川哲治『新式英文典教科書』、「富山房」は同社編『英文典問答』、そして「斎藤」は、斎藤秀三郎著 *English Conversation-Grammar* と *Practical English Grammar* をそれぞれ指している。また、チェンバレン文典については「チェン」、斎藤平治文典を「斎藤平」、ネスフィールドを「ネス」と省略して表示した。

名詞論	プリンクリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
普通名詞	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
固有名詞	×	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
抽象名詞	△ (注1)	○	○	○	○	×	○ (注2)	○	○ (注3)	○ (注4)	○
集合名詞	△	○	○	○	○ (注5)	×	○ (注6)	○	○ (注7)	○ (注8)	○
物質名詞	△	×	○	○	×	○	×	○	△ (注9)	×	○
単数複数形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
性	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
主格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所有格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
目的格	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人称	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○

(注1) 'goodness'や「白サ」などが複数形にならないことが指摘されるのみ。

(注2, 6) 「抽象名詞」と「集合名詞」が、「普通名詞」に包摂されている。

(注3, 4, 7, 8) 「普通名詞」に包摂されている。

(注5) 「普通名詞」に包摂されている。なお、この区分についてはスウィントン大文典を参考にした旨が明記されている。

(注9) 「物躰ノ名」として示唆的言及があるのみ。

代名詞論	プリンクリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
人称代名詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指示代名詞	○	×	○	○ (注1)	×	○	○ (注2)	○	○ (注3)	○ (注4)	○
疑問代名詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
関係代名詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

先行詞	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
関係代名詞制限用法	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	○
関係代名詞説明用法	×	×	△	△	○	×	×	○	×	×	○
前置詞＋関係代名詞	○	○	○	○(注5)	○	×	×	○	×	○(注6)	○
関係形容詞	×	×	○	○	×	×	△	△	×	×	○
関係代名詞の省略	○	○	○	○	×	○	×	○	×	×	○
関係代名詞 that の用法	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○
再帰代名詞	△	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○
感嘆文(作り方)	×	×	○(注7)	×	×	×	×	○(注8)	×	×	○

(注1, 2) 'Adjective pronoun'に包摂されている。

(注3, 4) 形容詞論の中で'Pronominal adjective'の一部として扱われている。

(注5) 'The relative *that* is never preceded by a preposition.'との説明や, 'The carriage in which I rode was too full.', 'This is the man {whom I spoke of/of whom I spoke}.'などの例文が提示されるのみ。

(注6) 'The pen I am writing with'との英文が提示され, 示唆的言及がなされるのみ。

(注7, 8) how＋形容詞／副詞, what＋名詞との説明は見られない。

形容詞論	ブリנקリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
形容詞限定用法	×	×	○	○	○	×	△	○	△	△	○
形容詞叙述用法	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○
原級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
比較級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最上級	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定冠詞	○	○	○	○	○	○(注1)	○	○	△	○(注2)	○
不定冠詞	○	○	○	○	○	○(注3)	○	○	△	○(注4)	○
副詞論	ブリנקリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平治	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
関係副詞	△(注5)	○	○	○	○	×	○(注6)	○	×	○(注7)	○

(注1, 2, 3, 4) 品詞の一部となっている。

(注5) 従来の英米人向け文典において「関係副詞」とされていた「従属接続詞」when や while (EX. I was writing a letter when he came. While I was (staying) at Nikko last year, there was a great earthquake.) が「subordinate clause (続文)」と「principal clause (原文)」とをつなぐ「接続詞」として分析されている。

(注6) why や where などの「関係副詞」とともに, 「～する時」の when, 「～する間」の while が'conjunctive adverb'とされている。

(注7) whence と whither が提示されるのみ。

動詞論	ブリנקリ	チエ	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
		エ									

		ノ									
自動詞	○(注1)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他動詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不完全自動詞	△	×	○	○	△	×	×	○	△(注2)	×	○
不完全他動詞	×	×	△(注3)	○	△(注4)	×	×	○(注5)	×	×	○(注6)
使役動詞	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	○
知覚動詞	△	△	△	△	×	△	△	△	×	△	○
目的語	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
間接目的語	×	×	○	○(注7)	○	×	×	○	×	○(注8)	○
補語	×	×	○(注9)	○	○(注10)	×	×	○(注11)	×	×	○(注12)
基本5文型	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
助動詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
再帰動詞	△	×	○	×	×	○	×	×	×	×	○
同族目的語	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○
意味上の主語	△	×	△	△	×	×	×	△	×	×	○
不定詞	○(注13)	△	○(注14)	○(注15)	○	○(注16)	○(注17)	○(注18)	○(注19)	○(注20)	○(注21)
不定詞名詞的用法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
不定詞形容詞的用法	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○
不定詞副詞的用法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
動名詞	△(注22)	△	○(注23)	○(注24)	○(注25)	△(注26)	○	○	○(注27)	○(注28)	○
分詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(注29)	○
現在分詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過去分詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
能動態	○	×	○	○	○	△	○	○	○	×	○
受動態	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○(注30)	○
直說法	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
可能法	○	○	×	○	○	×	○	○(注31)	○	○	○(注32)
仮定法	○(注33)	○	○(注34)	○	○	○	○(注35)	○(注36)	○(注37)	○(注38)	○(注39)
仮定法現在	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○
仮定法過去	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○
仮定法過去完了	○	×	△	△	×	×	○	△	△	△(注40)	○
仮定法未来	○(注41)	×	△	△	×	×	○(注42)	○	×	×	○
命令法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

現在形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過去形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
未来形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現在完了形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
過去完了形	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
未来完了形	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
完了進行形	○	×	○	△	×	△	○	○	△	△	○
規則不規則動詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(同上) 変化表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
進行形	○	○	○	○	○	△	○	○	○	△	○
強調の do	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
疑問文 (作り方)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
二重否定	×	×	○	×	△	×	×	×	×	×	○
全否定と部分否定	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
非人称動詞	×	○	○	×	○	×	×	○	×	×	○
形式主語	△	×	△	△	○	×	×	△	×	×	○
形式目的語	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	○
定動詞	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	○
分詞構文	△	×	△	△	△	△	×	△	△	△	○
欠如動詞	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○	○
主語との一致	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
直接話法	△	×	○	○	×	×	×	○	×	×	○
間接話法	△	×	○	○	×	△	×	○	×	×	○
時制の一致	△	△	○	○	△	×	×	○	×	×	○
無生物主語	△	×	×	△	×	×	×	×	×	×	○

(注 1) ‘This tree is dead.’の‘dead’が「自動詞」と分析されている。

(注 2) 同等の内容が‘Copulative Verb’として解説されている。

(注 3, 4, 9, 10) 「補語」に、現代でいうところの「直接目的語」が含まれる。

(注 5, 6, 11, 12) 「補語」に、「助動詞」に後続する「本動詞」が含まれる。

(注 7, 8) ‘A noun before which *to* seems to be understood, after a verb like *give, tell*, is called the indirect object.’と定義され、「間接目的語」の前に前置詞があることが示唆されている。

(注 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20) 「法」の一部とされている。

(注 21) 「不定詞」を「法」の一部とする解説が存在することが認められている。

(注 22, 26) 「現在分詞」の一部とされている。

(注 23, 25) 「不定詞」の一部とされている。

(注 24) 「分詞」の一部とされている。

(注 27, 28) 「分詞」および「普通名詞」に包摂されている。

(注 29) 「分詞」の「形容詞用法」の一部を「分詞」から区別する言及が見られる。

(注 30) ‘Passive Verb’が「自動詞」や「他動詞」とならび動詞の一種類とされている。

(注 31, 32) ただし、その存在が批判されている。

(注 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39) 古英語期の伝統を反映した「接続法」的な定義が見られる。

(注 40) 「可能法」の「過去完了形」の中で示唆的言及がある。

(注 41) 「仮定法未来」とされるべき「万一」の should は「接属法過去」に属する。なお、プリンクリのいう「接属法未来」とは、‘if you will undertake the affair’など if 節に「未来形」を表す助動詞が挿入された時のことを示す。

(注 42) 「予ハ此处ニ接続法ノ Future Tenses ヲ説カズ“If I should be”ハ元来 Potential Mood ノ Past Tense ナルモ之ヲ用イテ接続法ノ Future Tense ノ欠乏ヲ補フト説カント欲スル」とされながら、英米規範文法の伝統である‘Potential Mood’の温存が図られている。

前置詞他	プリンクリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
前置詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
接続詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
等位接続詞	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○
従属接続詞	×	×	○	×	○	×	×	○	○	○	○
間投詞	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

文章論	プリンクリ	チェン	コックス	シーモア	斎藤平	崎山	菅沼	ネス	松島	富山房	斎藤
句	○ (注 1)	×	○	○	○ (注 2)	×	×	○	○ (注 3)	○ (注 4)	○ (注 5)
節	○ (注 6)	×	○ (注 7)	○	○ (注 8)	×	×	○	○ (注 9)	×	○ (注 10)
平叙文	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×
疑問文	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×
命令文	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×
感嘆文	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×
単文	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×
複文	×	×	○ (注 11)	×	○ (注 12)	×	×	○	○ (注 13)	×	×
重文	×	×	○	×	○ (注 14)	×	×	○	○ (注 15)	×	×

(注 1, 6) 主述関係を持つ語の集まりが「句」とされている箇所があるが、これらについての明確な定義はなされていない。

(注 2) 「句 (phrase) トハ二字若クハ二字以上相互ニ結び付キテ離ツベカラザルモノ」と定義され、「主述構造を持たないもの」との言及は見られない。

(注 3) 「句 (phrase) ハ、完全ナル思想ヲ現サズシテ、唯単一ナル観念ヲ顕ハス詞ノ集合ナリ」と定義されている。

(注 4) 解説文中のいたるところで見られるが、明確な定義はなされていない。また、現代でいうところの「節」が「句」とされているところもある。

(注 5, 10) 解説文中のいたるところで見られるが、明確な定義はなされていない。

(注7) ただし、「単文」を「節」の一部とする解説が見られる。

(注8) 現代でいうところの「従属節」のみが含まれる。

(注9) 「節」という言葉が随所に見られるが、明確な定義はなされていない。ただし、現代の「節」に相当する語として、ときに‘proposition’
という語が使用されている。

(注11, 12, 13) 「従属接続詞」などによる「主従性」の指摘はない。

(注14, 15) 「等位接続詞」との関連にまつわる言及がない。

参考文献

- 青木輔清（1871）『英文典便覧』忍県洋学校
- 青沼吉松（1965）『日本の経営層：その出身と性格』日本経済新聞社
- 蘆川生（1905）「商務実務としての英語活用法」『実業之日本』第8巻第14号
- 足立梅景編述（1866）『英吉利文典字類』伊月邨舎
- 阿部友之進（1867）『挿訳英吉利文典』
- 阿部礼子（1955）「我国における英文法の変遷」昭和女子大学光葉会『学苑』第175号
- 天野郁夫（1992）『学歴の社会史：教育と日本の近代』新潮社
- （2009）『試験の社会史』平凡社
- 天野為之（1907）「誤まれる英語教育」『商業界』第8巻第3号
- 「誤られたる現今の英語教育」（1912）『内外教育評論』第6巻第4号
- 荒川已次（1978）「旧工部大学校回顧録」旧工部大学校史料編纂会『旧工部大学校史料・同
附録』青史社
- 荒木伊兵衛（1931）『日本英語学書志』創元社
- 飯田義一（1909）「新覚悟を要す可き本年度の学校卒業生」『実業之世界』第6巻第7号
- 五十嵐睦子他（1959）「F. ブリンクリ」昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』
第13巻，昭和女子大学光葉会
- 『英吉利文典』（1857）津山藩宇田川塾
- 『英吉利文典』（1857）大野藩
- 生田長江（1910）『英語独習法』新潮社
- 池田謙三（1906）「教育界に対する余の要望」『実業之日本』第9巻第14号
- 池田哲郎（1968）「英語教科書」日本の英学100年編集部編『日本の英学100年 明治編』
研究社
- （1978）「英語教科書の歴史」池田哲郎他『現代の英語教育 9 教材と教育機器』
研究社
- 石原千里（2007）「*The Elementary Catechisms, English Grammar, 1850*：『伊吉利文典』『英吉
利文典』（「木の葉文典」）の原本」『英学史研究』第40号
- イーストレキ（1892a）「高等英文典講義」『日本英学新誌』第1号

- (1892b) 「高等英文典講義」『日本英学新誌』第 20 号
- (1893) 「高等英文典講義」『日本英学新誌』第 32 号
- 磯辺彌一郎 (1895a) 「英学時評：武器を敵に借るべし」『中外英字新聞研究録』第 2 卷第 4 号
- (1895b) 「英学時評：実業上の戦」『中外英字新聞研究録』第 1 卷第 9 号
- (1905) 「戦後の英学者」『成功』第 7 卷第 4 号
- (1912a) 「英学時評：二種の極端主義」『中外英字新聞』第 19 卷第 1 号
- (1912b) 「語叱府」『中外英字新聞』第 19 卷第 4 号
- (1913) 「語叱府」『中外英字新聞』第 20 卷第 9 号
- 井田好治 (1966) 「英文法訳語の発達：特に八品詞を中心として」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第 2 号
- (1967a) 「中国語に借用された日本の近代訳語：特に英文法用語について」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第 3 号
- (1967b) 「文化年間における長崎の西洋（蘭・仏・英）文法論」九州大学九州文化史研究施設『九州文化史研究所紀要』第 12 号
- (1967c) 「渋川六蔵訳述『英文鑑』考」論説史料保存会『英語学論説資料 1』第 3 分冊
- (1968a) 「英文法：紹介と研究」日本の英学 100 年編集部編『日本の英学 100 年 明治編』研究社
- (1968b) 「明治期における英文法範疇・訳語の変遷」九州大学教養部言語研究会『言語科学』第 4 号
- (1970a) 「日本英学の源流：長崎における英語研究のはじめ」九州大学英語英文学研究会『英語英文学論叢』第 20 集
- (1970b) 「薩摩の英学（三）：足立梅景編述『英吉利文典字類』考」九州大学英語英文学研究会『英語英文学論叢』第 20 集
- (1975) 「『語厄利亜語林大成』の英文法論について：本文校訂と英文法史的再考察」『英学史研究』第 8 号
- 市河三喜 (1912) 『英文法研究』英語研究社
- (1933) 「四半世紀の回顧」『英語研究』第 26 卷第 8 号
- 一記者 (1910) 「名家歴訪録 第一 学習院教授熊本謙二郎先生」『英語の日本』第 3 卷第

10号

- 井出鐵造（1911）「如何にして外国語の熟達すべきか」『実業界』第3巻第6号
- 井手裕美（2011）「英語教育法（3）日本の英語教育：その原点：明治初期英語検定教科書以前の教科書の分析と検討」『太成学院大学紀要』第13号
- （2012）「英語教育法（4）日本の英語教育：その原点：明治中期邦刊本時代の英語検定教科書の分析と検討」『太成学院大学紀要』第14号
- 伊藤健三（1983）「岡倉由三郎の英語教育論——その『英語教育』（1911）の今日的意義」立教大学文学部英米文学研究室『英米文学』第43号
- 伊藤裕道（1991）『『補語』の成立：19世紀英文法の『文の分析』』日本大学大学院英語英文学研究会『英語英文学論叢』第13号
- （1993）「日本における『5文型』形成の再検討：ネスフィールド・斎藤秀三郎の再評価」日本大学大学院英語英文学研究会『英語英文学論叢』第15号
- （1996）「日本における Complement『補語』成立の一考察」『日本英語教育史研究』第11号
- （1997a）「文法用語の変遷史」『現代英語教育』8月号
- （1997b）「文法事項の史的検討（その1）：Sense Subject 及び the way how」『日本英語教育史研究』第12号
- （1998）『『無生物主語の構文』の史的検討：英語教育の視点から』『佐野国際情報短期大学 研究紀要』第9号
- （1999）「現在分詞と動名詞（—ing form）：文法事項の史的検討（その4）」『日本英語教育史研究』第14号
- （2000）「刊行100年斎藤秀三郎 *Practical English Grammar* 管見」『日本英語教育史研究』第15号
- （2002）『『仮定法』の英文法教育史：文法事項の史的検討（5）』『日本英語教育史研究』第17号
- （2003）「英文法教育の歴史と大学における英文法教育の今日的課題」拓殖大学言語文化研究所『語学研究』第102号
- （2004a）「日本英語教育における歴史実証研究の復権を」『日本英語教育史研究』第19号
- （2004b）「日本学習英文法関係書誌（江戸末期・明治・大正・戦前昭和）覚え書」

- 日本英語教育史学会第20回全国大会発表資料
—— (2005)「日本における学習英文法の歴史と課題(中間報告)」日本英語教育史学会第185回月例研究会発表資料
- 茨木清次郎(1914)「第二回全国英語教員会議を紹介し併せて所感を述ぶ」『教育界』第13巻第7号
- 今村順子(1912)『裁縫教授法』目黒書店
- 伊村元道(1997)『パーマーと日本の英語教育』大修館書店
—— (2003)『日本の英語教育200年』大修館書店
- 岩永省一(1905)「実業界は如何なる青年を求むる乎」『実業之日本』第8巻第12号
—— (1906)「実務的教育の欠乏」『実業之日本』第9巻第16号
- 牛中山人(1907)「文法倒れ」『東洋経済新報』第423号
- 内田魯庵(1894)『文学者となる法』図書新聞
「英学界大家訪問録(其三)立教大学校長 元田作之進氏」(1905)『英学界』第7巻第4号
- 「英学者苦心談」(1903)『中学世界』第6巻第9号
「英学者苦心談(六):磯辺彌一郎君」(1903)『中学世界』第6巻第16号
「英学時評」(1897)『中外英字新聞研究録』第4巻第16号
「英語教授法研究部」(1902)『教育公報』第265号
「英語の研究に就いて」(1910)『華陽』第49号
- 大阪府立北野高等学校校史編纂委員会(1973)『北野百年史——欧学校から北野高校まで——』
- 太田英隆編(1909)『男女学校評判記』明治教育会
- 多田保行(1983)「明治期の英文典について:学習文法のルーツを探る」日本英学史学会広島支部『英學史會報』第6号
- 太田黒重五郎(1906)「教育界に対する余の要求」『実業之日本』第9巻第25号
- 大槻玄沢(1788)『蘭学階梯』
- 大槻文彦(1902)「和蘭字典文典の訳述記源」西川政憲編『中学新式勉学要訣』大学館
—— (2004)『言海』筑摩書房
- 大村喜吉(1960)『斎藤秀三郎伝:その生涯と業績』吾妻書房
—— (1964)『斎藤秀三郎伝』補遺』『日本英学史研究会研究報告』第3号

- 大元茂一朗著・槇山栄治訳（1909）『新潮を汲める歴史教授法精義』目黒書店
- 岡倉由三郎（1894）『外国語教授新論』開発社
- （1906）「本邦の中等教育に於ける外国語の教授についての管見」メリー・ブレ
ブナ著・岡倉由三郎訳『外国語最新教授法』大日本図書
- （1909）「闇汁主義を排す（Scientific or Ignorant Cookery in Teaching?）」『英語教
授』第2巻第3号
- （1910）「英語教授法一斑」中等教科研究会編『中等教育教授法 上』育成会
- （1911）『英語教育』博文館
- （1912）「参観私言（II）」『英語教授』第5巻第2号
- （1914）「中等学校英語教授に対する所感の一端」『帝国教育』第389号
- （1933）「老英学生の思ひ出」『改造』第15巻第1号
- （1934）「外国語の教授とその再検討」開拓社編『英語教授研究所主催第十回英
語教授研究大会記念論文集』開拓社
- （1934）「英学漫談」『文藝春秋』第12巻11月号
- 岡澤鉦治（1915）「語学界の欠陥」『東亜の光』第10巻第4号
- 岡田和子（2006）『江戸および明治期の洋語学における文法用語の比較研究：和蘭語・英語・
独逸語をめぐって』博士論文，筑波大学
- 尾崎盛光（1967）『日本就職史』文芸春秋社
- 落合儀郎（1913）「鞭影」『中等教育』第18号
- 小圃立二・内海靖編（1910）『新定図画教授の栞』英華堂
- 海後宗臣・波多野完治・宮原誠一監修・稲垣忠彦編集（1972）『近代日本教育論集 第8
巻 教育学説の系譜』国土社
- 開成所（1860）*Familiar Method for those, who begin to learn the English Language*. 開成所
- 開成所（1867）『英吉利文典』第6版，開成所
- 「会読」（1903）『青年』第10巻第9号
- 「外国語教授法改革の急要」（1901）『教育時論』第590号
- 勝俣銓吉郎（1923）「英文典事始」『英語青年』第49巻第2, 3, 4号
- 「蚊ばしら」（1908）『英語の日本』第1巻第7号
- 鎌田栄吉（1910）「実用的勉強法」『商業界』第13巻第1号
- 上條辰蔵（1912a）「英語修学法」『中学世界』第15巻第4号

- (1912b) 「英語教授の方針及目的に就いて」『中等教育』第 13 号
- 唐沢富太郎 (1955) 『学生の歴史：学生生活の社会史的考察』創文社
- 河合敦 (2010) 『岩崎弥太郎と三菱四代』幻冬舎
- 川澄哲夫編 (1978) 『資料日本英学史 2』大修館書店
- 神田乃武 (1896) ‘English in Middle Schools.’ 『太陽』第 1 巻第 4 号
- 岸本能武太 (1902) 『中等教育に於ける英語科』文部省
- 「記者と読者」(1904) 『成功』第 4 巻第 5 号
- 木村良吉述 (1903) 『図画教授法』静岡県師範学校
- 「教育を商売にする斎藤秀三郎 (其一)」(1909) 『東京エコー』第 2 巻第 10 号
- 「教育を商売にする斎藤秀三郎 (其二)」(1909) 『東京エコー』第 2 巻第 11 号
- キンモンス, E. H.・広田照幸他訳 (1995) 『立身出世の社会史：サムライからサラリーマンへ』玉川大学出版部
- 熊谷五郎編 (1901) 『教育学』博文館
- 「倶楽部」(1903) 『青年』第 10 巻第 4 巻
- 「倶楽部」(1903) 『青年』第 10 巻第 11 号
- 慶応義塾 (1870) 『ピネヲ氏原版英文典』尚古堂
- 健闘生 (1905) 「職業問題に対する十五大家実験教訓」『実業之日本』第 8 巻第 21 号
- 「現代就職案内：銀行会社員」(1905) 『成功』第 6 巻第 1 号附録
- 工学寮 (1876) *Library of the Imperial College of Engineering, Tokei.* 工学寮
- 「講述」(1894) 『日本英学新誌』第 64 号
- 工部大学校 (1878) *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei.* 工部大学校
- (1880) *Catalogue of books, contained in the Library of the Imperial College of Engineering, (Kobu-Dai-Gakko), Tokei.* 工部大学校
- 「興利主義の勃興」(1903) 『教育時論』第 641 号
- 小西重直 (1908) 『学校教育』博文館
- 小林敏宏 (2011) 「英学思想史への一視角：兵学と英米地域研究の弁証法的変容に関する考察」拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第 26 号
- 小林敏宏・音在謙介 (2007) 「『英語教育史学』原論のすすめ：英語教育史研究の現状分析と今後の展開への提言」拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第

- (2009) 「『英語教育』という思想：『英学』パラダイム転換期の国民的言語文化の形成」 拓殖大学人文科学研究所『人文・自然・人間科学研究』第 21 号
- 五島忠久 (1966) 「大日本英語学会『英語学講義』の文法用語について」『日本英学史研究会研究報告』第 54 号
- 近藤堅三 (1886) 『ブラウン氏英文典文法詳解独案内』同志出版社
- 「斎藤氏の断片」(1914) 『英語青年』第 31 卷第 2 号
- 齋藤斐章著・三宅米吉関 (1902) 『歴史教授法』金港堂
- 齋藤秀三郎 (1884) 『スウイントン氏英語学新式直訳』十字屋錠太郎他
- (1896) *English Conversation-Grammar*. 興文社
- (1898-1899) *Practical English Grammar*. 4 vols. 興文社
- (1900a) *English Langue Primer, No. 1. (First Year)* 興文社
- (1900b) *Practical English Lessons, No. 2. (Fourth Year)* 興文社
- (1901) *Advanced English Lessons. (No. 5) Studies in the Use of Verbs*. 興文社
- 齋藤平治 (1891) 『英文法講義』有明堂
- 西片学人 (1906) 「英語熟達の秘訣」『学生タイムス』第 9 号
- 酒井邦秀 (2008) 『さよなら英文法！ 多読が育てる英語力』ちくま学芸文庫
- 坂本藤良 (1977) 『日本雇用史 (下)：年功制への長い道程』中央経済社
- 佐川春水 (1908) 「日英縁結」『英語の日本』第 1 卷第 1 号
- (1909a) 「一家言 (第五回)」『英語の日本』第 2 卷第 1 号
- (1909b) 「馬場氏の英語教授法意見を読んで 所謂 S. E. G. SYSTEM の冤を雪ぐ (其一)」『英語の日本』第 2 卷第 3 号
- (1909c) 「所謂 S. E. G. SYSTEM」『英語の日本』第 2 卷第 5 号
- (1909d) 「金と時間の浪費のみ」『英語の日本』第 2 卷第 6 号
- (1910) 「英語問題の解き方」『英語の日本』第 3 卷第 14 号
- (1914) 「Language を『知る』といふ事」『英語の日本』第 7 卷第 10 号
- (1915a) ‘The Teaching of Grammar.’ 『英語教授』第 8 卷第 2 号
- (1915b) ‘The Teaching of Grammar. (その二)’ 『英語教授』第 8 卷第 3 号
- 崎山元吉 (1893) 『外国語教授法改良説』崎山元吉
- (1899) 『英語教授書 第一卷』第 8 版, 崎山敏輔

- (1894) 『英語教授書 第二卷』初版, 崎山敏輔
- 櫻井静野 (1916) 「無用視さるゝ主婦の語学」『婦人公論』第1巻第10号
- 櫻井美智子 (1986) 「英文法事始: 品詞論を中心として」『東京女子大学附属比較文化研究所紀要』第47巻
- 佐々木慎思郎 (1906) 「教育の大目的と実用主義」『実業之日本』第9巻第22号
- 「五月蠅」(1909) 『英語の日本』第2巻第6号
- 佐藤顯理 (1902) 『英語研究法』文声社
- (1903) 「英文法瑣談(一)」『中学世界』第6巻第14号
- 佐藤良雄 (1966) 「動詞時制 Perfect に関する訳語の変遷」『日本英学史研究会研究報告』第56号
- 真田幸憲 (1904) 『小学農業科教授法』三光堂
- 沢柳政太郎 (1909) 『實際的教育学』同文館
- (1910) 『我国の教育』同文館
- 「三十年前の慶應義塾」(1902) 『教育時論』第635号
- 「雑録」(1905) 『英語青年』第13巻第10号
- 重野健造 (1896) 『英語教授法改良案』水野慶治郎
- 「質疑応答」(1902) 『青年』第6巻第17号
- 「質疑応答」(1905) 『英語青年』第13巻第18号
- 『時事新報』1895年6月16日付
- 「実業帝国の教育問題: 『時代の要求』欄を設けたる理由」(1906) 『実業之日本』第9巻第26号
- 『実業之日本』(1914) 第17巻第1号
- 『実業之日本』(1914) 第17巻第7号
- 『実業之日本』(1920) 第23巻第11号
- 渋川敬直訳・藤井質訂補 (1840~41) 『英文鑑』
- 澁谷新平 (1916a) 「英語大家歴訪録〔一〇〕東京高等師範学校教授 文部省英語科視学委員 岡倉由三郎氏」『英語の日本』第9巻第4号
- (1916b) 「英語大家歴訪録〔十一〕私立女子英学塾長 津田梅子女史」『英語の日本』第9巻第7号
- (1916c) 「英語大家歴訪録〔十七の一〕早稲田大学教授 勝俣銓吉郎氏」『英語の

日本』第9巻第16号

島文次郎（1898～1899）『涅氏邦文英文典』富山房

島根郷土資料刊行会（1976）『西田千太郎日記 全一卷』島根郷土資料刊行会

下條直幹（1906）「子供の言葉と語学の練習」『商業界』第6巻第2号

白石元治郎（1906）「理想の実業家と教育制度の刷新」『実業之日本』第9巻第17号

「新刊紹介」（1909）『英語教授』第2巻第5号

「新刊案内 新語学独案内」（1909）『英語青年』第21巻第12号

末延道成（1906）「修業年限を短縮すべし」『実業之日本』第9巻第18号

菅沼岩蔵（1894）*Primary English Grammar for Japanese Students*. 『初等英文典』三省堂

杉田玄白訳（1774）『解体新書』

杉本つとむ（1980）「現代文法用語の翻訳と成立：中野柳圃の言語研究を中心に」『文学』
第48巻第8号

—————（1985）『日本英語文化史の研究』八坂書房

—————（1993）『英文鑑：資料と研究』ひつじ書房

「青年倶楽部」（1902）『青年』第6巻第20号

壮清次郎（1907）「三菱会社は如何にして社員を採用するか」『実業之日本』第10巻第14号

高島捨太（1907）「和文英訳に就て」『語学』第1集第21号

高田宏（1978）『言葉の海へ』新潮社

高梨健吉・大村喜吉（1975）『日本の英語教育史』大修館書店

高橋新吉・前田正毅共編（1869）『改正増補 和訳英辞書』

高橋亮子（1991）「岡倉由三郎と現代英語科教育」神戸大学大学院教育学研究科英語教育研究会『KELT』第7巻

竹内洋（2005）『立身出世主義〔増補版〕：近代日本のロマンと欲望』世界思想社

竹中龍範（1982）「英語教育・英語学習における目的意識の変遷について」『英学史研究』
第15号

竹村覚（1933）『日本英学発達史』研究社

田所美治編（1903）『菊池前文相演述九十九集』大日本図書

田中文蔵（1906）「我会社は如何なる卒業生を採用するか」『実業之日本』第10巻第13号

棚橋源太郎（1903）『文部省講習会 理科教授法講義』宝文館

- 「中学校ニ於ケル英語教授法調査委員報告」(1909)『官報』第7668号
- チェンバレン(1879)『英語変格一覧』一貫堂
- 辻本雅史(2012)『「学び」の復権：模倣と習熟』岩波書店
- 「津田仙君」(1903)『中学世界』第6巻第13号
- 筒井清忠(2009)『日本型「教養」の運命——歴史社会学的考察』岩波書店
- 手塚竜麿(1968)『英学史の周辺』吾妻書房
- 手塚律蔵他(出版年代不明)『伊吉利文典』又新堂
- 出来成訓(1971)「忘れられた英文法学者：宮井安吉 研究序説」『英学史研究』第3号
- (1979)「伊藤豊守と普及英語学校」『英学史研究』第12号
- 『東京朝日新聞』1902年8月25日付朝刊
- 『東京朝日新聞』1907年8月19日付朝刊
- 『東京日日新聞』1872年3月25日付
- 戸川秋骨(1907)「高等学校の英語問題に関して当局の一読を煩はす」『太陽』第13巻第14号
- 戸代光大(1887)『ブラウン容易独習 英文典直訳』大倉書店
- 外山正一(1897)『英語教授法』大日本図書
- 豊田實(1939)『日本英学史の研究』岩波書店
- 中尾精一(1908a)「中学校の英語科について」『教育学术界』第16巻第6号
- (1908b)「中学校の英語科に就て」『教育学术界』第17巻第1号
- (1908c)「中学校の英語科に就て」『教育学术界』第17巻第2号
- 中垣兵次郎(1904)『毎時配当 手工科教授指針』研成会
- 中川天弓(1914)『教育時言』公論新聞社
- 中野柳圃(志筑忠雄)(1801?)『和蘭詞品考』
- 長野一枝(1887)『ブロン氏英吉利文典講義』吉岡平助
- 新里真世(2002)「英語教育における『教育的価値』について——岡倉由三郎の英語教育論を中心に」『関西教育学会紀要』第26号
- 西忠温(2011)「ジェーンズと横井左平太・大平のアメリカ留学：現地調査から」熊本洋学校とジェーンズ記念シンポジウム発表資料
- 西川政憲(1902)『中学新式勉学要訣』大学館
- 西山哲治(1913)『悪教育之研究』弘学館

- 『日本英学新誌』（1894）第 45 号
- 野田幾三郎（1909）「中学校に於ける英語教授法調査委員報告を読む」『中等教育』第 3 号
- 野田義夫（1907）『明治教育史』育英舎
- 梅溪昇（1996）『緒方洪庵と適塾』大阪大学出版会
- 「はがき集」（1902）『中外英字新聞』第 9 卷第 6 号
- 「端書集」（1903）『英文新誌』第 1 卷第 9 号
- 長谷川康（1916）「理屈と習慣」『英語の日本』第 9 卷第 10 号
- 馬場穀里訳・杉田恭卿，高須子成録・浅越子讓校『和蘭文範摘要 卷之上』出版書写年不明，1814 年版写本
- 速川和男（1986）「英語学習参考書の研究：方法論と英文法参考書の系譜」『日本英語教育史研究』第 1 号
- 早川千吉郎（1911）「三井銀行では学校出身の青年を斯うして鍛へて行く」『実業界』第 2 卷第 8 号
- 林芳典（1986）『二引の旗のもとに：日本郵船百年の歩み』日本郵船株式会社
- 樋口勘次郎述（1909）『教授法』早稲田大学出版部
- 閑人（1911）「唐人の寝言」『英語倶楽部』第 1 卷第 7 号
- 平木北濤（1910）「外国語教授論」『教育学術界』第 21 卷第 5 号
- 平田喜一（1908）「滞英雑感」『英語青年』第 18 卷第 7 号
- 平沼淑郎（1930）「鶴峯漫談：四 幼時修学時代の巻（続）」『早稲田学報』第 428 号
- 福沢諭吉（2009）『学問のすゝめ』岩波書店
- （2011）『新訂 福翁自伝』岩波書店
- 福田学（2009）「英語教育課程の歴史的変遷と教養主義——中等教育で言語を学ぶ目的をめぐって——」日本大学文理学部人文科学研究部『研究紀要』第 78 号
- 福原麟太郎（1948）「岡倉由三郎先生」『カムカムクラブ』第 1 卷第 10 号
- 『福原麟太郎著作集 9 英語教育論』（1969）研究社
- 福原麟太郎他編（1978）『ある英文教室の 100 年』大修館書店
- 富山房編（1896）『英文典問答』富山房
- 藤原喜代蔵（1943）『明治・大正・昭和と教育思想学説人物史 第二巻 明治後期』東亜政経社
- 二葉亭四迷（2009）『浮雲』岩波書店

- 『ブラウン氏初学英文典』（1883）清水卯三郎
- ブリנקリー（1875）『語学独案内』（初編，二編，三編）印書局，日就社
- （1909）『新語学独案内』三省堂
- （1914）*A history of the Japanese people : from the earliest times to the end of the Meiji era.* New York ; London : Encyclopedia Britannica
- ブリנקリー・南条文雄他編（1896）*An unabridged Japanese-English dictionary.* 『和英大辞典』三省堂
- 「片々録」（1909）『英語青年』第17巻第10号
- 「片々録」（1909）『英語青年』第21巻第4号
- 『北海道新聞』2010年8月21日付夕刊
- 堀謙徳（1906）「英語教授論」『教育学術界』第14巻第1号
- 堀達（1907）「我社は如何なる卒業生を採用せんとしつゝあるか」『実業之日本』第10巻第11号
- 馬静（2006）『実業之日本社の研究：近代日本雑誌史研究への序章』平原社
- 前田太郎（1913）『エスペルゼン教授語学教授法新論』東亜堂
- 前田勉（2006）『兵学と朱子学・蘭学・国学：近世日本思想史の構図』平凡社
- （2012）『江戸の読書会：会読の思想史』平凡社
- 槇山栄次（1903）『新教育学教科書』文学社
- マーセル著・吉田直太郎訳（1887）『外国語研究法』吉田直太郎
- 町田則文（1902）「三十年前の英学私塾及び学生」『教育時論』第635号
- 松島剛・長谷川哲治（1896）『新式英文典教科書』春陽堂
- 松成義衛他（1957）『日本のサラリーマン』青木書店
- 松峯隆三（1977）『ブリנקリー「語学独案内」改題』桐原書店
- 松村幹男（1997）『明治期英語教育研究』辞游社
- （2009）『「英語教授」と「英語教育」——通史に於ける用語変遷小史——』日本英学史学会中国・四国支部『英学史論叢』第12号（通巻32号）
- 松本三之介（1996）『明治思想史：近代国家の創設から個の覚醒まで』新曜社
- 万福直清（1907）『尋常小学校地理歴史理科教授法要義』宝文館
- 三島康雄（1979）『三菱財閥史：明治編』教育社
- 水野修身（1996）「幕末・明治期の英文法書における‘Infinitive’の概念とその訳語に関する

- る実状および背景」『富士フェニックス論叢』第4号
- (2001)「幕末・明治期の英文法における‘Gerund’の概念について」『埼玉学園
大学紀要 経営学部篇』第1号
- (2005)「明治期英文典における‘Voice’をめぐる訳語に関する考察」『防衛大学
校紀要 人文科学分冊』第91巻
- (2012)「明治期の英文典における‘Potential Mood’をめぐる」『関東学院教養
論集』第22号
- 溝淵進馬 (1909)『教育学講義』富山房
- 『三井物産のこころ』編纂委員会 (2007)『三井物産のこころ：今、語り伝えるべきこと』
三井物産株式会社
- 南出康世 (1991)「文法書」大阪女子大学附属図書館編『大阪女子大学蔵蘭学英学資料選』
大阪女子大学
- 源綱紀 (1886)『ブラウン氏英文典直訳』的場文林堂
- 眠曳子 (1906)「余が経過したる英語界」『中学世界』第9巻第5号
- 牟田口元学 (1906)「教育界に対する余の要望」『実業之日本』第9巻第15号
- 茂住實男 (1989)『洋語教授法史研究：文法＝訳読法の成立と展開を通して』学文社
- 本木庄左衛門訳述 (1811)『諸厄利亜興学小筈』
- 本木庄左衛門他編 (1814)『諸厄利亜語林大成』
- 森岡格 (1905)『新説教育学講義』阪田購文堂
- 森岡常蔵 (1906)『教育学精義』同文館
- 森川英正 (1981)『日本経営史』日本経済新聞社
- 森村市左衛門 (1906)「教育の大目的は学者を作るにあるか」『実業之日本』第9巻第23
号
- 『モルレイ氏英吉利小文典』(1866～67)
- 柳瀬陽介 (2011)「学習英文法におけるデザインと身体的重要性」慶應義塾大学英語教育シ
ンポジウム「学習英文法：日本人の英語学習にふさわしい英文法の姿を探る」発表
資料 (URL: <http://yanaseyosuke.blogspot.jp/2011/08/910.html>)
- 山口誠 (2001)『英語講座の誕生——メディアと教養が会う近代日本』講談社
- 山崎貞 (1915)『自修英文典』英語研究社、第5版
- 山本秀煌編 (1931)『フェリス和英女学校六十年史』フェリス和英女学校・フェリス和英女

学校同窓会

- 山本良吉 (1913) 「中等学校に於ける英語科」『帝国教育』第 371 号
—— (1914) 「英語教師への希望三條」『教育学术界』第 29 卷第 1 号
ユン・スアン (2005) 「帝国日本と英語教育——岡倉由三郎を中心に——」『日本の教育史学』第 48 集
- 横地良吉 (1914) ‘On the Teaching of Grammar.’ 『英語教授』第 7 卷第 5 号
- 横山源之助 (1899) 『日本之下層社会』教文館
- 吉雄権之助 (1829) 『英吉利文話凡例』
- 吉雄忠次郎訳述 (1825) 『諳厄利亜人性情志』
『読売新聞』1875 年 7 月 30 日付朝刊
『読売新聞』1875 年 9 月 12 日付朝刊
『読売新聞』1875 年 10 月 30 日付朝刊
『読売新聞』1895 年 5 月 29 日付朝刊
- 林義斯徒 (1906) 「外国語習熟の秘訣」『商業界』第 5 卷第 6 号
- 渡部リン他 (1958) 「W. D. コックス」昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第 8 卷, 昭和女子大学光葉会
- Bain, A. (1904) *A Higher English Grammar*. Longmans and Co.
- Breul, K. (1913) *The Teaching of Modern Languages and the Training of Teachers*. Cambridge University Press.
- Brown, G. (1883) *First Lines of English Grammar*. 翻刻初版, 六合館
- Cox, W. D. (1884) *A Grammar of the English Language for Japanese Students*. Part I. 第 3 版, 丸屋善七
—— (1881) *A Grammar of the English Language for Japanese Students*. Part II. 初版, 丸屋善七
—— (1887) ‘English Language Teaching.’ *The Student*. 第 3 号
- Dixon, J. M. (1886) *A Handbook of English for the use of the students in the Imperial College of Engineering, Tokyo*. 第 3 版, 工部大学校
—— (1886) *English Lessons for Japanese Students*. 初版, 共益商社
‘Editorial’ (1905) 『英語質問雑誌』第 1 卷第 3 号
‘Editor’s Desk’ (1903) 『英文新誌』第 1 卷第 2 号

- ‘Editor’s File’ (1903) 『英文新誌』 第 1 卷第 11 号
- ‘Editor’s File’ (1904) 『英文新誌』 第 1 卷第 17 号
- ‘English Grammar and Composition in Middle Schools.’ (1898) 『青年』 第 1 卷第 5 号
- Nesfield, J. C. (1924) *Idiom, Grammar and Synthesis for High Schools*. Macmillan and Co.
- Pijl, R. van der. (1857) *Gemeenzame Leerwijis, voor degenen, die de Engelsche Taal beginnen te leeren*. 長崎における翻刻版
- Sewel, W. (1708) *Nederduytsche Spraakkonst*. Amsterdam.
- Seymour, J. N. (1897) *Easy Grammar Lessons for Japanese Students*. 第 8 版, 丸善書店
- (1894) *More Grammar Lessons for Japanese Students*. 第 3 版, 博聞社
- Swinton, W. (1889) *New Language Lessons: An Elementary Grammar and Composition*. 翻刻 3 版,
戸田直秀
- (1893) *A Grammar containing the Etymology and Syntax of the English Language*.
翻刻 5 版, 六合館
- Pinneo, T. S. (1887) *Primary Grammar of the English Language for Beginners*. 翻刻初版, 開成堂
- Quackenbos, G. P. (1888) *First Book in English Grammar*. 翻刻初版, 戸田直秀
- XYZ (1907) 「都下各学校評論」 『中学世界』 第 10 卷第 8 号
- Y. F. 生 (1908) 「斎藤秀三郎氏の断片」 『英語青年』 第 19 卷第 12 号
- Y. Y. (1913) 「四方八方」 『英語の日本』 第 6 卷第 6 号